



タイの投資環境

2023



タイの投資環境



2023年2月

リサイクル適性(A)

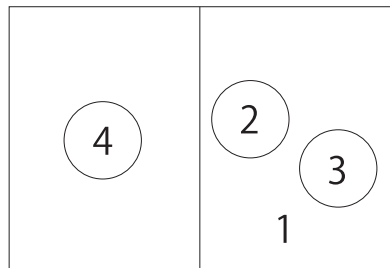
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行



株式会社国際協力銀行
JIBC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION



表紙写真

1. バンコクの街
2. 市場で売られる唐辛子
3. トゥクトゥク (三輪タクシー)
4. ランタン祭りの様子

はじめに

本資料は、タイ向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、タイの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版を2005年12月に発行して以降、数次にわたり改訂を実施しております。第6版となる本資料は、2019年11月に発行された第5版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報(2022年)を反映いたしました。

タイは、アセアン10カ国の中で、人口で第4位、名目GDPで第2位の位置にあり、2022年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2022年には2.8%の経済成長を達成する見通しです。国際協力銀行が実施している海外投資アンケート(2022年度)においてもタイは中期的事業展開先国として「現地マーケットの成長性」、「現地マーケットの現状規模」、「安価な労働力」及び「産業集積がある」等を理由に常に上位にランキングされるなど、進出先国として引き続き高い人気を確保しております。一方で、「労働コストの上昇」、「他社との厳しい競争」等の課題が挙げられております。

本資料は、タイの投資環境の全体像を把握するべく、はじめにタイ全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、企業の方々の関心の強い地域について、その特色等を説明する形式で構成されております。本資料がタイ向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、進出日系企業・金融機関、JETROなど多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成しました。また、本資料は、タイに対する国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2023年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	i	10. 外交	11
図表一覧	iii	11. 国防	12
略語一覧	ix	第3章 経済概況	
		1. 経済概観	13
		2. 産業構造	18
		3. 貿易構造	20
		4. ASEANの中のタイ	28
<総論>		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）		1. 外国直接投資（FDI）受入動向	33
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	33
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	34
3. 国土	1	4. 日本からタイへの直接投資	35
4. 首都	2	第5章 日本との経済関係	
5. 気候	2	1. 日タイ貿易	37
6. 民族	2	2. タイにおける日系企業	39
7. 言語	2	3. 日・タイ経済連携協定締結	40
8. 宗教	3	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
9. 教育	3	1. 管轄官庁	41
10. 通貨	3	2. 最近の動き	43
11. 歴史	4	第7章 主要関連法規	
第2章 政治、外交		1. 投資奨励法	45
1. 政体	8	2. 外国人事業法	45
2. 元首	8	3. 外国人の就労に関する規制	45
3. 首相	8	4. タイ工業団地公社法	45
4. 内閣	9	5. 工場法	46
5. 行政組織	10	6. 土地法	46
6. 地方行政制度	10	7. 公開会社法	46
7. 立法	10	8. 労働者保護法	47
8. 政党	10	9. 労働関係法	47
9. 司法	11		

10. 日・タイ経済連携協定 (JTEPA)	47	9. 看板税.....	84
第8章 投資形態		10. 二重課税防止条約.....	84
1. 4つの進出形態.....	48	第13章 用地取得	
2. 企業進出の3つの方法.....	49	第14章 知的財産権	
3. タイの会社形態.....	49	1. 知的財産権の保護.....	86
4. BOIによる恩典を受けるための条件	50	2. 技術援助契約締結での留意点.....	88
第9章 主要投資インセンティブ		第15章 環境規制	
1. BOI認可企業に対する恩典.....	52	1. タイの環境問題.....	89
2. BOI認可にあたっての基準.....	52	2. 環境保護の体制.....	90
3. 投資奨励ゾーン.....	56	3. 環境保護の法体系.....	91
4. 投資奨励業種.....	59	4. 環境基準.....	92
5. 特別措置とポリシー.....	59	5. 環境アセスメント.....	92
6. IEAT工業団地の恩典.....	63	6. 環境が問題となった事例.....	93
第10章 外資規制業種		第16章 貿易管理・為替管理	
1. 規制43業種.....	66	1. 輸出入規制.....	95
2. 現地調達比率規制.....	66	2. 関税制度.....	97
第11章 許認可・進出手続		3. 通関手続.....	98
1. BOIへの投資奨励申請手続.....	68	4. 為替相場.....	99
2. 非公開会社の設立手続.....	70	5. 外国為替管理と外貨交換制度.....	100
3. 奨励証書受領後の手続.....	73	第17章 金融制度	
4. タイにおける一般的なM&Aの方法	75	1. 金融機関.....	103
第12章 税制		2. 金融市場.....	109
1. 法人所得税.....	78	3. 資本市場.....	110
2. 付加価値税.....	80	第18章 資金調達	
3. 特定事業税.....	81	1. 近年の日系企業の資金需要、調達手段.....	113
4. 個人所得税.....	81	2. 商業銀行からの借入.....	114
5. 石油所得税.....	82	3. 証券・債券市場からの資金調達.....	115
6. 物品税.....	82	第19章 労働事情	
7. 印紙税.....	83	1. 労働法の体系.....	117
8. 土地家屋税・地方開発税 (2020年より「土地・建物税」)	83	2. 労働市場と雇用情勢.....	117

3. 賃金.....	119	
4. 雇用関係.....	121	
5. 労働条件.....	125	
6. 社会保障.....	127	
7. 労使関係.....	129	
8. 労働裁判所での労使紛争解決.....	132	
9. 外国人就労規制と労働許可取得.....	132	
第20章 物流・インフラ		
1. 主要な国際空港と港湾の位置.....	136	
2. 港湾.....	136	
3. 空港.....	139	
4. 道路.....	141	
5. 鉄道.....	143	
6. 高架鉄道・地下鉄.....	144	
7. 電力.....	146	
8. 水道.....	147	
9. ガス.....	149	
10. 通信.....	149	
第21章 タイ投資環境の優位性と留意点		
1. 投資先としてのタイの優位性.....	154	
2. タイへの投資にあたっての留意点.....	157	
第22章 主要産業の動向とFTAの影響		
1. タイの主要産業.....	160	
2. 自動車.....	162	
3. 食品.....	167	
4. 小売.....	172	
5. 不動産.....	177	
6. FTA、EPAの進捗状況.....	178	
第23章 最近のトピックス.....		181
1. タイのエネルギートランジション.....	181	

2. 「タイランド4.0」とスタートアップ.....	184
第24章 地域別の概要	
1. タイの地域分類.....	187
2. 県別の1人あたりGDP.....	188
3. 地域別の経済動向.....	190
4. 賃金水準.....	193
5. 近年の地域別投資動向.....	193
6. 外資企業の関心が高い工業団地.....	194
【参考】地域別気候.....	195
第25章 地域編①：バンコク首都圏	
1. 地域概要.....	196
2. 主要工業団地.....	203
第26章 地域編②：中部	
1. 地域概要.....	206
2. 主要工業団地.....	210
第27章 地域編③：東部	
1. 地域概要.....	211
2. 主要工業団地.....	217
第28章 地域編④：西部	
1. 地域概要.....	220
2. 主要工業団地.....	222
第29章 地域編⑤：北部	
1. 地域概要.....	223
2. 主要工業団地.....	227
第30章 地域編⑥：東北部	
1. 地域概要.....	228
2. 主要工業団地.....	231
第31章 地域編⑦：南部	
1. 地域概要.....	232
2. 主要工業団地.....	235

付録1 進出企業へのアドバイス	236	3. 我が国の在タイ政府関係機関.....	250
付録2 よくある質問 (FAQ)	241	4. 日系金融機関	251
付録3 日本国内での相談窓口	246		
1. 国内投資相談・連絡先	246		
付録4 タイ国内での相談窓口	248		
1. 外国投資に関する主要行政機関	248		
2. その他行政機関	249		

ひとくちメモ一覧

第6章 外資導入政策と管轄官庁

ひとくちメモ 1： タイの外資政策の変遷..... 44

第10章 外資規制業種

ひとくちメモ 2： 中小企業向け賃貸工場..... 67

第12章 税制

ひとくちメモ 3： 経理担当者が重要..... 84

第13章 用地取得

ひとくちメモ 4： タイでコンドミニアム購入は可能か？ 85

第15章 環境規制

ひとくちメモ 5： 大気汚染で学校閉鎖..... 90

第17章 金融制度

ひとくちメモ 6： タイの金融再編 105

第19章 労働事情

ひとくちメモ 7： 現地幹部職員採用事情..... 119

ひとくちメモ 8： タイ人労働者気質（その1） ～マイペンライの意味～ 121

ひとくちメモ 9： タイ人労働者気質（その2） ～駐在員からのアドバイス～ 123

ひとくちメモ 10： 違法にもかかわらず、突然のストライキも 132

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 11： バンコクの交通渋滞..... 143

ひとくちメモ 12： 便利な交通系 IC カード「ラビットカード（Rabbit Card）」 145

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

ひとくちメモ 13： 法務・税務上の問題の具体例..... 157

ひとくちメモ 14： 省力・自動化投資への移行が進む..... 159

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 15： タイの美食 176

ひとくちメモ 16： 右肩上がりに増える日本食レストラン 176

第25章 地域編①：バンコク首都圏

ひとくちメモ 17： タイの観光産業 199

ひとくちメモ 18 :	タイで人気の K-POP.....	201
ひとくちメモ 19 :	タイでも人気のサッカー.....	202
ひとくちメモ 20 :	「ロイクラトン」祭り.....	205

図表一覧

図表 1-1	タイ全図	1
図表 1-2	タイの歴史	7
図表 2-1	プラユット内閣 閣僚名簿 (2022 年 11 月時点)	9
図表 2-2	タイの主な政党	11
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	13
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	14
図表 3-3	主要経済指標	15
図表 3-4	近年のタイの投資奨励策	17
図表 3-5	第 1～3 次産業の構成比の推移	18
図表 3-6	産業別 GDP (名目) の構成比	19
図表 3-7	名目と実質でみた製造業内セクターの構成比	20
図表 3-8	輸出・輸入と貿易収支の推移	21
図表 3-9	主要輸出品目	22
図表 3-10	主要輸入品目	23
図表 3-11	品目別輸出増加額 (対主要輸出国: 2015→2021 年)	24
図表 3-12	品目別輸入増加額 (対主要輸入国: 2015→2021 年)	25
図表 3-13	主要輸出相手国	26
図表 3-14	主要輸入相手国	27
図表 3-15	国別の貿易収支の推移	28
図表 3-16	ASEAN 諸国の比較表 (2021 年)	29
図表 3-17	ASEAN 主要間の貿易額の変化 (2011 年→2021 年)	30
図表 3-18	ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較	31
図表 4-1	タイの外国直接投資受入状況 (認可ベース)	33
図表 4-2	タイの直接投資受入状況 (認可ベース、地域別)	34
図表 4-3	タイの直接投資受入状況 (認可ベース、業種別)	35
図表 4-4	日本からタイへの直接投資流入状況 (認可ベース)	36
図表 5-1	タイの対日輸出入の推移	37
図表 5-2	製品カテゴリー別対日輸出額	38

図表 5-3	製品カテゴリー別対日輸入額	38
図表 5-4	バンコク日本人商工会議所の業種別会員数推移（2012年、2017年、2022年）	39
図表 5-5	タイからの輸入に占める EPA 等利用状況	40
図表 6-1	OBOI の組織図	41
図表 6-2	OSOS に所属する政府機関	42
図表 9-1	BOI 認可企業の恩典内容	52
図表 9-2	プロジェクト認可基準	54
図表 9-3	グループ A の事業内容と恩典	56
図表 9-4	グループ B の事業内容と恩典	56
図表 9-5	競争力向上のための投資・支出への恩典	57
図表 9-6	地方分散化のための投資・支出への恩典	58
図表 9-7	工業用地開発のための投資・支出への恩典	58
図表 9-8	特別経済開発区の対象地域	61
図表 9-9	特別経済開発区における対象業種	62
図表 9-10	特別経済開発区的主要な恩典	62
図表 9-12	工業団地の種類	64
図表 10-1	外国人事業法による規制 43 業種	66
図表 10-2	現地調達比率の向上のための措置	67
図表 11-1	認可通知書への一般的な添付書類	69
図表 11-2	奨励証書発給申請に必要な書類	70
図表 11-3	申請から操業開始までの手続きの流れ（その 1）	71
図表 11-4	創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項	72
図表 11-5	申請から操業開始までの手続きの流れ（その 2）	73
図表 11-6	土地所有権許可申請必要書類	74
図表 11-7	工場設立許可申請の際の主な必要書類	75
図表 12-1	中小企業に対する法人所得税率の軽減措置	78
図表 12-2	日本の法人税との主な違い	79
図表 12-3	法人が源泉徴収を求められる主な項目	80
図表 12-4	特定事業税課税対象事業と適用税率	81
図表 12-5	個人所得税の累進税率	82

図表 12-6	個人所得税の各種控除制度	82
図表 12-7	物品税課税品目	83
図表 14-1	保護の対象となっている知的財産権の概要	87
図表 15-1	タイの主な環境法一覧	91
図表 15-2	環境アセスメントが必要な事業	92
図表 15-3	EIA の作成を義務づける事業	94
図表 16-1	商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト	96
図表 16-2	輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト	97
図表 16-3	輸出入通関手続に必要な書類	99
図表 16-4	外国為替レート推移	100
図表 17-1	タイの金融機関	103
図表 17-2	地場銀行の主要勘定残高（2022年9月末）	107
図表 17-3	在タイ外国銀行の主要勘定残高（2022年9月末）	108
図表 17-4	ファイナンスカンパニーの主要勘定残高（2022年9月末）	108
図表 17-5	政策金利とインフレ率、主要金利の推移	109
図表 17-6	株価指数（SET 指数）の推移	111
図表 17-7	債券残高の推移	112
図表 18-1	政策金利・インフレ率・主要金利の推移	114
図表 18-2	タイ証券取引所に上場している本邦企業（2022年10月末時点）	115
図表 18-3	パーツ建て社債の発行残高がある企業（2022年10月末時点）	116
図表 19-1	タイの人口構成の変化	117
図表 19-2	タイの産業別就業者割合	118
図表 19-3	就業者の学歴別構成（2022年）	119
図表 19-4	主要産業の平均賃金（月額）（2022年8月）	120
図表 19-5	周辺国との平均賃金（月額）の比較	121
図表 19-6	解雇補償金の額	124
図表 19-7	解雇に際し、事前通告・解雇補償金が不要とされる場合	124
図表 19-8	就業規則の内容	125
図表 19-9	賃金支払のルール	126
図表 19-10	時間外労働と休日労働に対する手当	127

図表 19-11	社会保障負担率	128
図表 19-12	社会保障の受給資格と給付内容	128
図表 19-13	労働条件協約の内容	130
図表 19-14	外国人に対する就業規制	133
図表 19-15	外国人の労働許可取得の条件	134
図表 20-1	主な空港と港湾	136
図表 20-2	レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量	137
図表 20-3	レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量（2018 年以降）	138
図表 20-4	主な空港（タイ国営空港会社運営空港、2018 年、2021 年）	139
図表 20-5	主要 6 空港の国内線の発着便総数（2021 年）	139
図表 20-6	主要国際空港の LCC 発着便数（2021 年）	141
図表 20-7	主要国際空港の LCC 乗降客数（2021 年）	141
図表 20-8	道路輸送による貨物輸送量	142
図表 20-9	タイの自動車登録台数推移	142
図表 20-10	主な鉄道路線と所要時間・運賃	143
図表 20-11	バンコクから各都市への 1 トンあたり輸送料金	144
図表 20-12	タイの電気事業体制	146
図表 20-13	2021 年の発電事業者種別発電容量構成（左）と 2021 年の電源別発電量（右）	147
図表 20-14	MWA の水道料金	148
図表 20-15	PWA の水道料金事例	148
図表 20-16	ガス料金	149
図表 20-17	電話（固定・携帯）普及率	150
図表 20-18	タイの携帯電話キャリアの市場シェア	151
図表 20-19	インターネット利用者数・ブロードバンド契約者数推移	152
図表 20-20	ASEAN 諸国のインターネット利用状況比較	152
図表 22-1	タイの産業構成比（名目）	160
図表 22-2	製造業内のサブセクター構成比（名目、実質）	161
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の生産台数と国内販売台数の推移	162
図表 22-4	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	163
図表 22-5	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の内訳	164

図表 22-6	自動車のメーカー別販売シェア（2021年）	165
図表 22-7	自動車部品の輸出入額の推移	166
図表 22-8	加工食品の市場規模と成長率	168
図表 22-9	加工食品の売上高と構成比（2011年→2021年）	169
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2021年→2027年）	171
図表 22-11	小売販売額の推移	172
図表 22-12	業態別販売額構成比（2011年→2021年）	173
図表 22-13	業態別販売構成比（2021年→2026年）	175
図表 22-14	バンコク首都圏の新規コンドミニアム供給数と販売価格上昇率の推移	177
図表 22-15	タイの二国間、多国間経済・貿易協定の概要	178
図表 22-16	タイの交渉中の FTA・EPA の詳細	179
図表 22-17	タイの発効済み FTA・EPA の詳細	180
図表 23-1	タイ政府が掲げるエネルギートランジションに関連する主な目標	181
図表 23-2	日本企業による AETI に沿った動向	184
図表 24-1	タイの県名と所在地	187
図表 24-2	地域ごとの面積、人口、名目 GDP（2020年）	188
図表 24-3	県別 1人あたり GDP（2020年）	189
図表 24-4	地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（全国=100%）	190
図表 24-5	地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）	192
図表 24-6	県別にみた最低賃金（2022年 10月）	193
図表 24-7	地域別にみた BOI 投資申請額（認可ベース）	194
図表 24-8	地域別の気温と降水量（平年値）	195
図表 25-1	バンコク首都圏の位置	196
図表 25-2	バンコク首都圏概要	197
図表 25-3	バンコク首都圏の県別最低賃金	200
図表 26-1	タイ中部地方の位置	206
図表 26-2	中部地方概要	207
図表 26-3	中部地方の県別最低賃金	209
図表 27-1	タイ東部地方の位置	211
図表 27-2	東部地方概要	212

図表 27-3	ターゲット産業	213
図表 27-4	東部地方の県別最低賃金	214
図表 28-1	タイ西部地方の位置	220
図表 28-2	西部地方概要	221
図表 28-3	西部地方の県別最低賃金	222
図表 29-1	タイ北部地方の位置	223
図表 29-2	北部地方概要	224
図表 29-3	北部地方の県別最低賃金	225
図表 30-1	タイ東北部地方の位置	228
図表 30-2	東北部地方概要	229
図表 30-3	東北部地方の県別最低賃金	230
図表 31-1	南部地方の位置	232
図表 31-2	南部地方概要	233
図表 31-3	南部のアジアハイウェイ（AH2、AH18）	234
図表 31-4	南部地方の県別最低賃金	235

略語一覧

A	ACFTA	中国 ASEAN 自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	ACMECS	エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン 経済協力戦略会議	Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy
	AFTA	ASEAN 自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AISP	ASEAN 特惠統合システム	ASEAN Integrated System of Preferences
	ARF	ASEAN 地域フォーラム	ASEAN Regional Forum
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ASEM	アジア欧州会合	Asia-Europe Meeting
	ATIGA	ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) の物品 貿易に関する協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
B	BOI	タイ投資委員会	The Board of Investment of Thailand
	BOT	タイ中央銀行	Bank of Thailand
C	CEPT	ASEAN 域内共通効果特惠関税	Common Effective Preferential Tariff
	CLMV	カンボジア、ラオス、ミャンマー、 ベトナム	Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam
E	EEC	東部経済回廊	Eastern Economic Corridor
	EGAT	タイ発電公社	Electricity Generating Authority of Thailand
	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPZ	輸出加工区	Export Processing Zone
	ESCAP	アジア太平洋経済社会委員会	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FAO	国連食糧農業機関	Food and Agriculture Organization of the United Nations
	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement

G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GSTP	世界的貿易特惠関税制度	Global System of Trade Preferences
H	HV	ハイブリッド車	Hybrid Vehicle
I	IEAT	タイ工業団地公社	Industrial Estate Authority of Thailand
	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
J	JCCB	バンコク日本人商工会議所	Japanese Chamber of Commerce, Bangkok
	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JTEPA	日・タイ経済連携協定	Japan-Thailand Economic Partnership Agreement
M	MEA	首都圏配電公社	Metropolitan Electricity Authority
	MLR	最優遇貸出金利	Minimum Lending Rate
	MOR	当座貸越優遇金利	Minimum Overdraft Rate
	MPC	金融政策委員会	Monetary Policy Committee
	MRR	小口貸出優遇金利	Minimum Retail Rate
N	NBTC	国家放送通信委員会	National Broadcasting and Telecommunications Commission
	NCPO	国家平和秩序維持評議会	National Council for Peace and Order
O	OBOI	投資委員会事務局	Office of the Board of Investment
	ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
	OSOS	ワンスタートワンストップ投資センター	One Start One Stop Investment Center
P	PAD	民主市民連合	People's Alliance for Democracy
	PEA	地方電力公社	Provincial Electricity Authority
	PSA	石油及びガスの生産者・投資家による 生産物分与協定	Production Sharing Agreement
S	SET	タイ証券取引所	The Stock Exchange of Thailand
	SUV	スポーツ用多目的車	Sport Utility Vehicle

T	TBDC	タイ・ボンド・ディーリング・センター	Thai Bond Dealing Centre
	TISI	タイ工業規格局	Thailand Industrial Standards Institute
U	UDD	反独裁民主戦線	United Front for Democracy Against Dictatorship
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UNDP	国連開発計画	United Nations Development Programme
V	VAT	付加価値税	Value added tax

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

正式国名はタイ王国（Kingdom of Thailand）。国旗は5本の横縞からなり、「それぞれの色は、青：国王、白：宗教、赤：国家、及び国民の団結心を表して」いる（在東京タイ王国大使館ウェブサイト）。



2. 人口

人口は6,617万人（2021年、タイ内務省）。バンコク首都圏の人口は全体の約2割である。広大な東北部の人口は、全体の約3割を占めており、労働力の供給源となっている。

3. 国土

タイの国土はインドシナ半島の中央に位置し、面積は51.4万km²と日本の約1.4倍に相当する。カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの4カ国と国境を接する。行政区画は、77の県に分かれているが、大きく中部、東部、西部、北部、東北部、南部とバンコク周辺の7つの地域に分けて語られることが多い。中部はチャオプラヤ川の肥沃なデルタで米作地帯をなし、北部は山岳地帯に盆地が点在し、東北部のラオス国境ではメコン川が流れる。南部マレー半島部分はタイランド湾（南シナ海）とアンダマン海（インド洋）に挟まれている。

図表 1-1 タイ全図

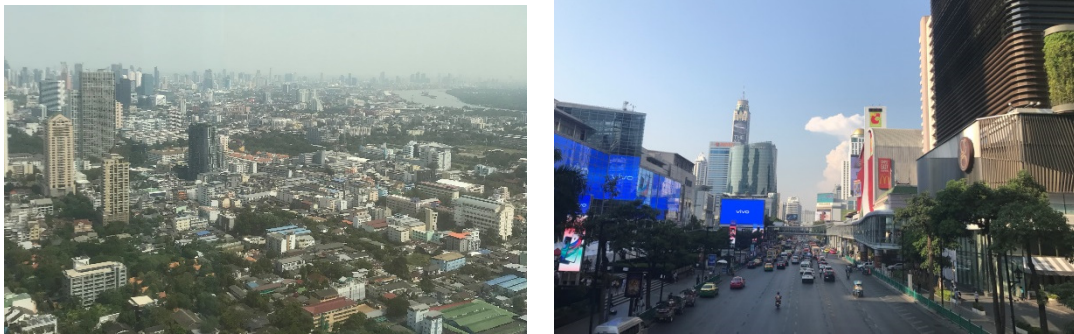


（出所）「白地図専門店」（三角形）（<http://www.freemap.jp/>）より作成

4. 首都

首都はバンコク。正式名称は「クルンテープ・プラマハーナコーン・アモーンラッタナコーシン・マヒンタラーユッタヤー・マハーディロックポップ・ノッパラット・ラーチャタニーブリーロム・ウドムラーチャニウェートマハーサターン・アモーンピマーン・アワターンサティット・サッカタッティヤウィサヌカムプラシット」。

US Demographia の「Demographia World Urban Areas (18th Annual Edition)」(2022年7月発行)によると、首都バンコクの人口は1,800万人で、世界第16位の人口規模の都市である。日本との時差は2時間。



バンコクの街並み

5. 気候

気候は熱帯性気候に属している。1年は暑季(3~5月)、雨季(6~10月)、涼季(11~2月)の3シーズンに分けられる。バンコクの2020年年間平均気温は29.4℃、平均湿度は73.4%と、高温多湿である。4月は平均30.9℃、平均湿度は76.3%で、最も平均気温が低かった12月でも27.3℃で、1年を通じて蒸し暑い。

6. 民族

タイ国政府観光庁(TAT)によれば、民族の大多数がタイ族(85%)である。タイ族以外では、華人系(10%)、マレー系、インド系、カンボジア系を中心に様々な民族で構成される。なお、マレー系民族は南部の4県に住み、ほとんどがイスラム教徒である。

7. 言語

言語はタイ語である。タイ文字は13世紀末にカンボジアのクメール文字に範をとって作られた表音文字である。現在のタイ文字は42の子音文字に母音符号、声調記号を組み合わせることにより、発音を表記する。英語は一般的ではないが、ビジネスでは使用されている。

8. 宗教

宗教では仏教を国教とし、タイ国民の9割以上が仏教徒である。タイの仏教はスリランカ系の上座部仏教（小乗仏教）で、僧侶と俗人の区別が厳格である。タイ全国には約3万の仏教寺院が存在しており、庶民の生活と仏教には密接な関係がある。男性は一生のうち一度は出家し僧となって修行をする。出家のための休職は役所でも会社でも許されており、約3ヵ月の修行を終えると還俗して元の職場へ戻る。この修行を終えると一人前の男性として認められるという。

仏教のほかには、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教、シーク教、山岳民族固有の宗教もある。なお、南部4県において、2004年1月以来、分離独立を掲げるイスラム過激派によるテロが発生し、今も緊張が続いている。



バンコク市内の寺院

9. 教育

就学前教育（幼稚園）の後、初等学校（小学校）、前期中等学校（中学校）、後期中等学校（高校）、高等教育機関（大学等）で構成されている。就学期間は6・3・3・4制で、義務教育は初等学校6年間と前期中等学校3年間である。

近年、高等教育機関は増加傾向にある。2017年の大学数は、公立大学が100校、私立大学が69校の計169校¹である。なお、タイで最初に設立された大学はチュラロンコン大学（1917年設立）、次がタマサート大学（1934年設立）である。

10. 通貨

タイの通貨はバーツで、2022年10月31日現在、1米ドル=36.72バーツ、1円=0.25バーツである。

¹ 独立行政法人 大学評価・学位授与機構「ブリーフィング資料：タイ高等教育の質保証」

11. 歴史

1949年に、それまでの「シャム（サイアム）」（「タイ語を話す人」の意味）から「タイ王国」に改められた。「タイ」は自由を意味する言葉である。

(1) 近代以前

タイは歴史と伝統を有する古くからの独立国である。いわゆるタイ族は、中国西南部（現在の雲南省あたり）から南下・定住し、8世紀頃にはバンコク西部にまで進出。王国の基礎は13世紀のスコータイ朝により築かれ、その後アユタヤ朝（14世紀～1767年）、トンブリー朝（1768年～82年）を経て、現在のチャクリー朝（1782年～、ラタナコーシン朝、バンコク朝とも呼ばれる）に至っている。

(2) 19世紀

19世紀中頃、西欧列強の植民地化の脅威にさらされ、ラーマ4世（モンクット王）治世下、門戸開放、修好通商条約締結を余儀なくされたが、ラオス、カンボジア、マレー諸国の割譲等巧みな外交政策によって植民地化の危機を回避、国内的には行政組織の近代化等、国家の諸制度を改革して近代国家へと脱皮してきた。モンクット王は映画「王様と私」のモデルとなった。

次のラーマ5世（チュラロンコン王）は、外交努力で主権維持を図る一方、西欧型の中央集権化を画策。官僚制度を整備し、タイの政治的近代化を推進した。また、西欧近代科学の導入を図り、タイの植民地化の阻止に努めた。

(3) 第一次世界大戦

連合国として参戦した後、国際連盟への加盟、不平等条約の改正等により国際的地位を向上させた。その反面、王権強化に対する反発が強まり、1932年には、少壮文武官僚による「立憲革命」が発生し、専制君主制が崩壊。臨時憲法が公布され、立憲君主制に移行した。

立憲革命後、軍部、警察、文官の三者間の政争から内政は混乱が続いたが、1935年に軍部出身のパボンが首相に就任以降、安定した。

(4) 第二次世界大戦期と戦後

1938年に陸軍出身の国家主義者ピブーンが首相となり、日本と同盟条約を締結。枢軸国側に付いたが、次第に抗日地下組織の運動が活発化し、1944年に失脚。日本の降伏後、同条約はタイの自由意思によるものではないとして対米英宣戦布告の無効を宣言し、敗戦国となることを免れた。1946年には国際連合に加盟し、国際社会に復帰した。しかし、共産主義の脅威を背にしてピブーンが復帰し、サリット政権、タノーム政権と、1973年まで軍部を中核とした強権政治が引き継がれた。

(5) 軍事政権と文民内閣の確執

1973年から1992年までは、軍事政権と文民政権の確執の時代である。1973年10月、民主化要求を掲げる学生運動が過激化し（後に学生革命と呼ばれるようになった）、タノーム政権が崩壊。その後3年間、サンヤー、ククリット、セーニーの文民内閣が続いたが、第一次石油危機後の経済の低迷から反政府運動が頻発し、1976年10月、軍部によるクーデター（血の水曜日事件）で、ターニンを首班とする軍事政権が成立した。1980年にプレーム政権に代わったものの、以降1988年まで軍事政権が続いた。

1988年には、第一党となった国民党のチャチャイ党首を首班とする、国民党、社会行動党等6党からなる連立政権（12年ぶりの文民内閣）が発足した。しかし、次第に軍部と対立するようになり、1991年に軍部のクーデターにより崩壊した。全権を掌握した軍部は、最高意思決定機関として国家平和秩序維持評議会（NCPO）を設置。暫定内閣首相に元外交官で財界人のアナンを起用し、軍政から民政への移行を図った。文民中心のアナン暫定政権は、付加価値税の導入、金融システムの整備、大型プロジェクトの推進等により経済の強化に貢献したが、新たに制定した軍部寄りの新憲法に対して学生や知識人の批判を受け、総選挙で敗北した。

代わって軍部のスチンダ国軍最高司令官が首相に就任したが、1991年のクーデターの首謀者の1人であったスチンダ首相に対する国民の拒否反応は強く、反政府デモが拡大、多数の死傷者を出し（5月事件）、スチンダ政権は崩壊した。

(6) 文民政権継続期

1992年9月の総選挙を経て、民主党のチュアン党首を首班とする5党連立政権が成立した。1995年7月には、国民党等の7党連立のバンハーン政権が発足。次いで、1996年12月には新希望党等の7党連立のチャワリット政権が発足した。

しかし、1997年7月の通貨・経済危機の発生で政権は崩壊。11月には民主党のチュアン党首を首班とする第2次チュアン連立政権が発足した。その後、タクシンを党首とするタイ愛国党が、中小企業や農村重視の姿勢を打ち出したことで国民の間に支持が広がり、2001年1月の総選挙で圧勝。同年2月に、タイ愛国党、新希望党、国民党、自由正義党からなる4党連立のタクシン政権が発足した。その後、2005年2月に実施された下院総選挙でタイ愛国党が圧勝し、タイの政治史上初の一党単独政権として第2期タクシン政権が発足した。しかし、首相に対する批判の高まりから、タクシン政権は2006年2月に下院を解散し、同年9月には、クーデターによりスラユット枢密院顧問官が首相に就任した。

(7) 反政府活動と政治混乱期

2007年12月の総選挙の結果を受け、2008年1月にサマックが首相に就任するが、反タクシン派勢力の民主市民連合（PAD）の反政府抗議活動が活発化し、同年9月に失職。次のソムチャイ政権も、同年11月のバンコク スワンナプーム国際空港占拠事件等混乱が続く中、12月の憲法裁判所による国民の力党に対する選挙違反判決により内閣総辞職に追い込まれ、同月中にアピシット政権が発足した。

アピシット政権下では、反独裁民主戦線（UDD）による反政府運動が活発化した。2010年4月10日には、デモ隊と治安部隊が衝突し、日本人を含む多くの死者を出した。同政権は2011年5月に下院を解散し7月に総選挙を実施。その結果、同年8月にタクシン元首相の実妹のインラック政権が発足する。

インラック政権は比較的安定していたが、2013年11月の大赦法案（タクシン元首相の恩赦）強行可決で反政府運動が激化。2014年5月には、公務員の人事問題への不法介入に関し、憲法裁判所がインラックの職権乱用を認定したことで失職することとなった。その後、反政府運動は激化し、同年5月20日、陸軍がタイ全国に戒厳令を発出。22日には国家平和秩序維持評議会（NCPO）がタイ全国の統治権掌握を発表した（クーデター）。同年8月には立法議会、暫定内閣が設立され、陸軍総司令官であったプラユットが国王の任命により、8月25日に正式に首相となっている。

(8) 新憲法の制定から 2019 年総選挙まで

NCPO が作成した「民政復帰に向けたロードマップ」に基づき、2016年8月に実施された国民投票で新憲法案が可決された。新憲法案はその草案段階から軍政に有利な選挙制度や首相の選出方法をめぐって激しい対立をみせた。更に、2016年10月にラーマ9世プミポン王が崩御したことで、服喪・葬儀や皇太子の即位等王室行事が優先され、2017年4月によりやく新憲法が発布された。その後、ラーマ10世マハー・ワチラロンコン王の戴冠式の度重なる延期により、関連行事への影響を避けるために、総選挙の実施も度々延期された。最終的に、総選挙は2019年3月24日に、戴冠式は同年5月4日に実施された。

タイ選挙管理委員会は投票日の約1ヵ月半後となる2019年5月に選挙結果を公表した。第1位となったタイ貢献党に次ぐ議席数を獲得した「国民国家の力党」は、同年7月、ほかの中小政党との連立により過半数を確保し、新政権を樹立した。前軍事政権でも首相を務めたプラユット氏が、民政移管後初の首相に就任した。

図表 1-2 タイの歴史

年代	歴史
12世紀	タイ族、中国西南部から南下
13世紀前半	アンコール朝カンボジア統治下にスリランカから上座部仏教伝来
1283年	ラームカムヘン王、クメール文字を改良してタイ文字を創作
1351年	アユタヤ朝興る（～1767年）
1431年	アユタヤ朝、カンボジアに侵攻、王都アンコール陥落
16世紀後半	対外交易活発化、アユタヤ朝最盛期
1767年	ビルマの攻撃でアユタヤ朝滅ぶ
1768年	トンブリー朝興る（～1782年）
1782年	チャオプラヤー・チャクリー（ラーマ1世）、チャクリー朝を興す
19世紀中頃	ラーマ4世モンクット王（在位1851～68年）、西欧列強に門戸開放、英米仏と相次いで修好通商条約締結
19世紀後半	ラーマ5世チュラロンコン王（在位1868～1910年）、巧みな外交政策によって英仏による植民地化の危機を回避。タイを近代国家に転換
1887年	日・タイ国交樹立（「修好条約締結ニ関スル宣言書」に調印）
20世紀初頭	第一次世界大戦に連合国として参戦。国際連盟への加盟、不平等条約の改正を達成。国際的地位向上
1932年	ラーマ7世プラチャーティボック王（在位1932～35年）治下、立憲革命が発生、専制君主制から立憲君主制に移行
1935年	ラーマ8世（在位1935～46年）即位
1938年	陸軍出身のピブーンが首相に
1941年	日タイ同盟条約締結。ラオスとカンボジア、マレーの一部を回復
1945年	日タイ同盟条約は自由意志によるものではないとし、敗戦国となることを免れる
1946年	プミポン国王（在位1946～2016年）即位。国際連盟に加盟
1957年	共産主義の脅威を背景に陸軍主導の政権が確立
1973年	民主化要求を巡り学生と警察の衝突事件（学生革命）を契機に文民内閣成立。以後90年初頭まで軍事政権と文民内閣の確執が続く
1976年	反政府運動の頻発から軍部クーデター発生（血の水曜日事件）、軍事政権が復活
1992年	チュアン民主党内閣発足、政治制度の民主化、所得格差是正、市場原理に基づく経済政策の推進、労働・社会問題の解決、ASEAN諸国との協力強化を打ち出す
1995年	国民党を含む7党連立のバンハーン政権発足
1996年	新希望党を第一党とするチャワリット政権誕生。経済低迷、金融・為替の安定等の問題解決のために次々と施策を打ち出す
1997年	アジア通貨・経済危機発生。金融会社16社の営業停止、パーツ変動相場制移行、チャワリット首相退陣。第二次チュアン内閣発足。97年憲法公布
2001年	4党連立によるタクシン政権発足
2005年	総選挙でタクシン党首率いるタイ愛国党圧勝。タイ憲政史上初の単独政権発足
2006年	タクシン首相の政治手法、一族への利益誘導等を巡る反タクシン運動が高まり、軍部の政変によりタクシン政権終焉。しかし、選挙後も親タクシン政権が続き、民主市民連合（PAD）のデモ活動が続く
2007年	新憲法公布
2008年	アピシット政権発足
2011年	下院解散。総選挙の結果インラック政権発足
2013年	大赦法案強行可決。反政府運動激化
2014年	憲法裁判所によるインラックの職権乱用認定。インラック失職。軍事クーデターにより軍が政権を掌握。8月にプラユットが正式に首相に就任
2016年	プミポン国王崩御
2017年	新憲法発布
2019年	ワチラロンコン国王戴冠式。民政移管後初となる総選挙実施。プラユットが首相続投。

（出所）在タイ日本大使館ホームページより作成

第2章 政治、外交

1. 政体

1932年6月の立憲革命による臨時憲法公布以来、立憲君主政体をとっている。その後、数度にわたり憲法改正が行われたが、国王を国家元首とする民主政体に変化はない。同じ立憲君主制を敷く英国の制度を取り入れ、議会制民主主義の下で首相と内閣が政治運営を司る。国王は憲法に基づき任命権や解散権等を有するが、直接的な政治への関与は原則行わない。2014年5月22日のクーデター宣言後、当時の憲法が停止され、同年7月22日に暫定憲法が施行された。その後、2017年4月6日に新憲法が施行されている。1782年にラーマ1世により創設されたチャクリー朝の王室は、現在まで10代の国王により継承されている。日本の明治維新と相前後して、国王の指導の下で西洋列強諸国と修好条約を結びタイの植民地化を防ぎ、社会経済制度の改革を進めてきた歴史があり、国民の王室に対する信頼と尊崇の念は強固なものがある。

2. 元首

元首はマハー・ワチラロンコン・ボテインタラーテーパヤワランクーン国王（ラーマ10世）。1952年7月28日生まれ。2016年10月13日のプミポン・アドゥンヤデート国王（ラーマ9世）崩御を受け、同年12月1日、新国王即位の要請を受諾し、10月13日に遡って即位した。

3. 首相

首相はプラユット・ジャンオーチャー。1954年3月21日、ナコンラーチャシーマーに生まれる。1971年タイ王国士官学校予科卒業後、チュラチョムクラオ陸軍士官学校（1976年卒）等を経て2007年国防大学（National Defense College）卒業。元陸軍司令官（2014年9月30日まで）。2014年5月22日のクーデター後、自身が議長となる国家平和秩序維持評議会（NCPO）の全権掌握を宣言。同年8月21日に国民立法議会が暫定首相として指名、24日のプミポン前国王の承認により首相に就任した。その後、2019年3月の総選挙を経て、プラユット氏が率いる「国民国家の力党」を中心とする連立政権が同年7月に発足したことを受けて、民政化後もプラユット首相の続投が確定した。新型コロナウイルス対策における不手際を主な理由として2021年以降、現政権に対しての国民の不満が高まり、支持率が低下している。

プラユット氏は、野党連合が「同氏の任期はクーデター後の2014年8月25日からであり、2022年8月24日で憲法に定められる8年の任期が満了する」と訴えたことにより、2022年8月24日に憲法裁判所から公務停止命令を受けた。憲法裁判所は同年9月30日に「現行憲法が施行された2017年4月6日を起算日とし、憲法に定められている8年の任期はまだ満了していない」との判決を出したため、その後は職務を継続している。この判決に基づく、プラユット氏の在任期間は2025年4月までとなる²。

² <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/4d5ce382c862719f.html>

4. 内閣

内閣は国王によって任命された首相と副首相、最大 35 名の国務大臣（大臣・副大臣）によって構成される。2019 年 3 月の総選挙の結果が確定したことを受けて、プラユット氏は民政化後初となる閣僚名簿を作成し、同年 7 月に国王の承認を受けた。その後、最大与党内の内紛をきっかけに、2020 年 8 月 12 日に改造内閣が発足した。改造内閣のメンバーは次表のとおりで、副首相が 6 名に増えている。

図表 2-1 プラユット内閣 閣僚名簿（2022 年 11 月時点）

閣僚	閣僚（英語）	氏名
首相 兼国防相	Prime Minister	General Prayut Chan-o-cha
副首相	Deputy Prime Minister	General Prawit Wongsuwon
副首相	Deputy Prime Minister	Wissanu Krea-ngam
副首相 保健相	Deputy Prime Minister	Anutin Charnvirakul
副首相 兼商業相	Deputy Prime Minister / Minister of Commerce	Jurin Laksanawisit
副首相 兼外務相	Deputy Prime Minister / Minister of Foreign Affairs	Don Pramudwinai
副首相 兼エネルギー相	Deputy Prime Minister / Minister of Energy	Supattanapong Punmeechaow
首相府付大臣	Minister Attached to the Prime Minister's Office	Anucha Nakasai
国防副大臣	Deputy Minister of Defence	General Chaichan Changmongkol
財務相	Minister of Finance	Arkhom Termpittayapaisith
財務副大臣	Deputy Minister of Finance	Santi Promphat
観光・スポーツ相	Minister of Tourism and Sports	Phiphat Ratchakitprakarn
社会開発・人間安全保障相	Minister of Social Development and Human Security	Chuti Krairiksh
高等教育・科学技術相	Minister of Higher Education, Science, Research and Innovation	Anek Laothamatas
農業・協同組合相	Minister of Agriculture and Cooperatives	Chalermchai Sri-on
農業・協同組合副大臣	Deputy Minister of Agriculture and Cooperatives	Captain Thamanat Prompow
農業・協同組合副大臣	Deputy Minister of Agriculture and Cooperatives	Mananya Thaiset
農業・協同組合副大臣	Deputy Minister of Agriculture and Cooperatives	Prapat Pothasuthon
運輸相	Minister of Transport	Saksayam Chidchob
運輸副大臣	Deputy Minister of Transport	Atirat Ratanasate
運輸副大臣	Deputy Minister of Transport	Weerasak Wangsuphakijkosol
デジタル経済社会相	Minister of Digital Economy and Society	Chaiwut Thanakamanusorn
天然資源・環境相	Minister of Natural Resources and Environment	Varawut Silpa-archa
商務副大臣	Deputy Minister of Commerce	Sinit Lertkrai
内務相	Minister of Interior	General Anupong Paojinda
内務副大臣	Deputy Minister of Interior	Niphon Bunyamanee
内務副大臣	Deputy Minister of Interior	Songsak Thongsri
法務相	Minister of Justice	Somsak Thepsutin
労働相	Minister of Labour	Suchart Chomklin
労働副大臣	Deputy Minister of Labour	Professor Narumon Pinyosinwat
文化相	Minister of Culture	Itthiphol Kunplome
教育相	Minister of Education	Treenuch Thienthong
教育副大臣	Deputy Minister of Education	Khunying Kalaya Sophonpanich
教育副大臣	Deputy Minister of Education	Kanokwan Vilawan
保健副大臣	Deputy Minister of Public Health	Sathit Pitutecha
工業相	Minister of Industry	Suriya Junggrunreangkit

（出所）タイ政府ウェブサイトより作成

5. 行政組織

タイの行政組織は高度に中央集権化されており、中央行政組織は1府19省より構成されている。

6. 地方行政制度

全国で77県に分かれており、更に、県⇒郡⇒区⇒村の地方行政単位で内務省により管轄される。県知事と郡長は内務大臣により任命される。そのほかに、県行政機構、自治市町、区行政機構、バンコク都、パタヤ特別市等の自治が認められる地方自治体が存在し、これらの首長は公選により選出される。ただし、パタヤ特別市は独自のシティ・マネージャー制がとられている。

7. 立法

タイの立法府は上院・下院の二院制である。2014年のクーデター後に施行された2014年暫定憲法（同年7月22日施行）では、議員数最大220名とする国民立法議会が設置され、新憲法が施行されるまでの間、上院・下院の役割を担っていたが、2017年4月6日の新憲法施行により、国民議会（上院・下院）が復活した。

なお、2017年憲法では5年間の経過規程として、上院（250議席）については軍部が実質的に指名できる制度が設けられ、下院（500議席）については、定数500のうち、小選挙区（350議席）と比例代表（150議席）に分かれる「小選挙区比例代表併用制」がとられていたが、2021年9月に上下院合同会議で2017年憲法の一部改正がなされ、選挙制度改革が行われた。これにより、「小選挙区比例代表併用制」から従前の「選挙区比例代表並立制」に戻し、下院の議席配分を小選挙区（400議席）と比例代表（100議席）に変更することとなった。2023年には、この改正後の制度で次期下院選挙が行われる予定である。

8. 政党

主な政党が2019年選挙で獲得した議席数は図表2-2のとおりである。2023年総選挙に向けては、プラユット政権を支持する国民国家の力党や民主党等と、選挙や民主主義を支持する反プラユット政権派のタイ貢献党やタイ自由合同党等が対立している。

なお、2019年当時第3党であった新未来党は、同党の代表タナトーン氏が総選挙資金の貸付を行ったことを理由に、2020年2月に憲法裁判所から解党を命じられた。党員は他党や新たに結成されたタイ前進党（Move Forward Party）に合流している。

図表 2-2 タイの主な政党

政党名	2019 年下院選挙 獲得議席数
タイ貢献党 (PTP)	136
国民国家の力党 (PPRP)	116
新未来党 (FFP)	81
民主党 (DP)	53
タイ誇り党 (PJT)	51
タイ自由合同党 (TLP)	10
タイ国開発党 (CTP)	10
新経済党 (NEP)	6
プラチャーチャート党 (PCC)	7
民衆連合党 (ACT)	5
その他	25
計	500

(注) 黄はプラユット政権支持派、緑は反プラユット政権派を示す。

(出所) IPU Parline、各種資料より作成

9. 司法

タイの裁判所には、①通常の民事・刑事訴訟を担当する司法裁判所、②憲法問題を担当する憲法裁判所、③行政事件訴訟を担当する行政裁判所、④軍に関する訴訟を担当する軍事裁判所がある。一般的な訴訟案件を扱う①司法裁判所は、第一審裁判所、控訴裁判所（バンコク都と全国 9 管区の計 10 ヶ所）、最高裁判所の三審制をとっている。第一審裁判所としては、首都バンコクに民事裁判所、刑事裁判所、全国各地に少年家庭裁判所、簡易裁判所、県裁判所がそれぞれ設置されており、このほかにも、労働、租税、知的財産権・国際通商、破産等の諸問題に絡む訴訟を担当する裁判所として、特別に労働裁判所、租税裁判所、知的財産権・国際通商裁判所、破産裁判所の 4 つが設けられている。

訴訟の維持にあたっては、裁判所に対する手数料、弁護士費用、その他経費が掛かるため、少額事件の場合には経費倒れになる可能性もある。このため、労働事件や国際取引、破産事件等に絡む訴訟については、当事者双方の合意を前提にした一審限りの仲裁裁判所の制度が準備されており、迅速結審の措置がとられている。

10. 外交

伝統的に柔軟な全方位外交を基本とし、ASEAN 加盟国として域内諸国との連携・協調を重視する一方、米国、中国、日本等、同地域に影響力を有する主要国と良好かつ安定的な関係を維持することに努めてきた。ASEAN との関係では、1967 年の ASEAN 結成に参加し、以降 ASEAN 重視を基本方針として掲げ、1995 年以降、ベトナム、次いでラオス、カンボジア、ミャンマーの参加への道を開き、ASEAN10 ヶ国体制構築の推進力となった。2008～2012 年に ASEAN 事務総長を務めたスリン・ピッサワン元タイ外務大臣は、ASEAN 憲章の発効(2008 年 12 月)や 2015 年の ASEAN 共同体設立に向けた活動等で重要な役割を担った。また、日中韓を加えた ASEAN+3、アジア欧州会合 (ASEM)、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等、ASEAN 以外の諸国・地域との関係強化においても意欲的な活動を行ってきた。

対米関係では、ベトナム戦争の終結時や軍事政権の成立時、あるいは通貨・経済危機に際して、一時的に対米協調姿勢が冷え込むこともあったが次第に改善している。2013年には米国との間での近代的外交関係樹立 180 周年を迎えた。また、安全保障上の協力関係の構築も進み、アジア太平洋地域で最大級の多国間共同訓練がタイ国内で例年開催されている。タイはアジアにおける平和と安定の基礎をなしているとして米国から評価されている。

対中国関係では、タイは、歴史的、人種的に中国に近い関係にあり、1975 年に対中国交が正常化した後、華僑問題や南沙諸島問題を抱えながらも、関係改善に力を入れてきた。また、ASEAN と中国との関係強化においても中心的な役割を担ってきた。貿易に関しては、ASEAN10 カ国と中国との自由貿易協定 (ACFTA) が 2010 年 1 月に発効している。

日本との関係では、600 年にわたる交流の歴史を背景に、経済・貿易面に留まらず人的交流や地域開発等幅広い分野で協力関係が伝統的に継続されている。タイに対する ODA のうち無償資金協力は原則終了したが、そのほか草の根無償・人間の安全保障資金協力、技術支援や円借款等を通じて経済協力が推進されている。2007 年 11 月に発効した日・タイ経済連携協定 (JTEPA) では、貿易のみならず投資、政府調達、協力等幅広い分野における経済関係の強化が実現すると期待されている。また、1887 年に日タイ修好宣言に調印して近代的外交が開始されてから、2017 年で 130 周年を迎え、様々な交流行事が開催された。それ以降も、2018 年 10 月の第 4 回日本・メコン地域首脳会議や、2019 年 6 月の G20 大阪サミットの際等にはプラユット首相が日本を訪れ首脳会談を行ったほか、安倍元首相も 2019 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議の際にタイを訪問し、日タイ首脳会談を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大によるパンデミック期間中は対面でのハイレベル会合はほとんど実施されていなかったが、その間にも電話での外相会談や首脳会談が実施される等、日本とタイの間での友好的な外交関係は続いている。

隣接するインドシナ 4 カ国 (CLMV) とマレーシアとの関係は、歴史的に複雑であり、麻薬、不法移民、少数民族 (反政府活動) 等の国境をまたぐ問題を抱えている。一方で、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの 5 カ国で経済協力を強化する動きもみられる。2018 年 5 月にはバンコクにて「ACMECS (イラワジ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議)」が開催され、インフラ整備等に係る 2023 年までの中期計画 (マスタープラン) が採択された。これは経済回廊の完成や、通関ルールの共通化等における協力拡大を推進して、域内の貿易活性化を目指す取組みとなる。この取組みも背景に、タイと CLMV4 カ国間における貿易は増加しており、タイ経済にとって CLMV 市場の重要性が高まっている。

なお、タイには、国連経済社会理事会の下部地域委員会の 1 つである ESCAP (アジア・太平洋経済社会委員会) 本部事務局や、UNDP (国連開発計画)、FAO (国連食糧農業機関)、ILO (国際労働機関) 等多数の国際・国連機関地域事務所が設置されている。

11. 国防

国王が軍を統帥し、国軍最高司令官が陸・海・空軍を指揮する。徴兵制があり、対象は 21 歳以上の男性 (志願の場合は 18 歳から)。配属先 (陸軍・海軍・空軍) または徴兵免除がくじ引きで決定される。兵役義務は 2 年間。女性は徴兵の対象外であるが、志願することは可能である。

第3章 経済概況

1. 経済概観

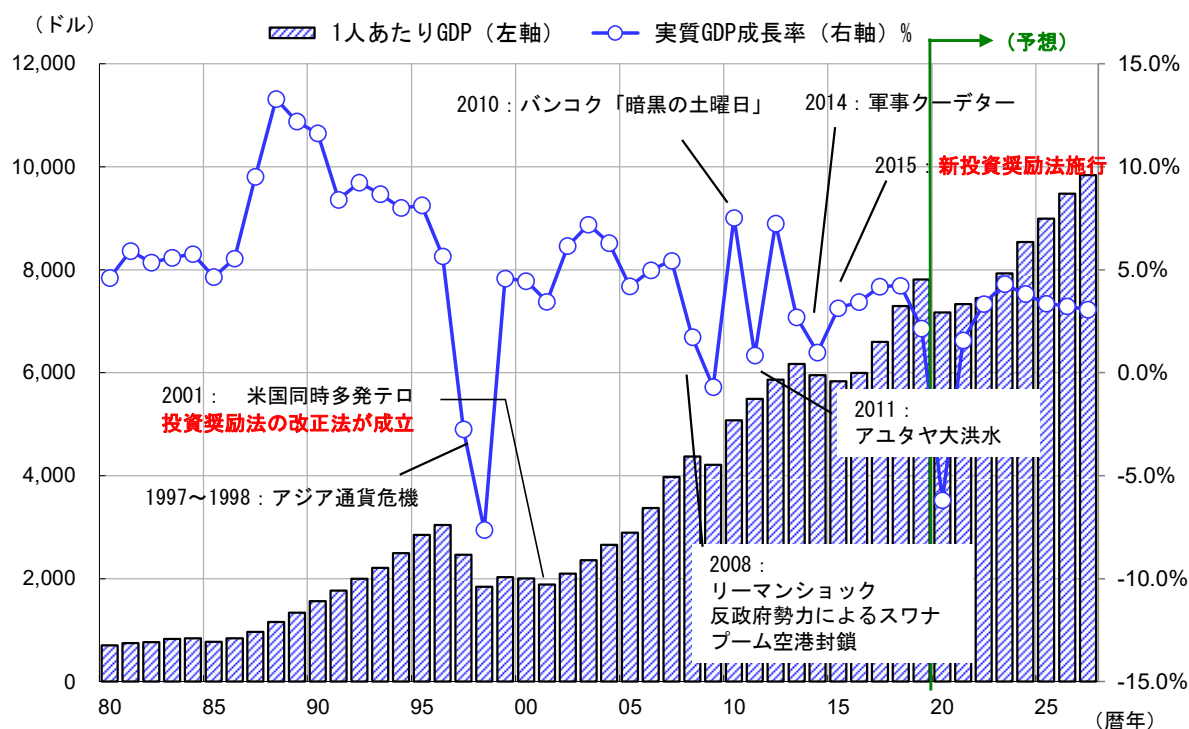
(1) タイ経済の歩み（1980～2000年）

タイの民間投資促進政策は、1954年の投資奨励法に始まる。その後、1960年には産業投資奨励法が制定、現在のタイ投資委員会（Board of Investment : BOI）の前身となる産業投資委員会（Board of Industrial Investment）が設立され、外資の導入が本格化する。

1980年代に入ると、バンコク首都圏から地方に企業進出を促すため、北部のランブーン県、南部のソクラー県、中部のサムットサコン県、東部のレムチャバン、マプタプット等の開発、工業団地の整備が進められた。1980年代後半には通貨バートの切り下げやプラザ合意後の円高ドル安の進行を背景に、日本の製造企業によるタイへの進出が増え、実質経済成長率はそれまでの5%前後から10%前後に高まった。更に、1991年には東部のチョンブリー県にレムチャバン港が開港したことで、電気・電子産業を中心に工業化が進展し、高成長は1990年代前半まで続いた。1人あたりGDPでみた所得水準は1980年の719ドルから1996年には3,071ドルにまで上昇した。

しかし、1997年7月にアジア通貨危機に見舞われたタイ経済は投資が急速に減速し、1997年、1998年の経済成長率は前年比▲2.8%、▲7.6%と1954年以来となるマイナス成長に陥り、1998年の所得水準は2,000ドルを下回った（1,867ドル）。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF、National Economic and Social Development Board より作成

(2) 世界金融危機、洪水、自動車購入促進策の反動に悩まされた 2000 年以降のタイ経済

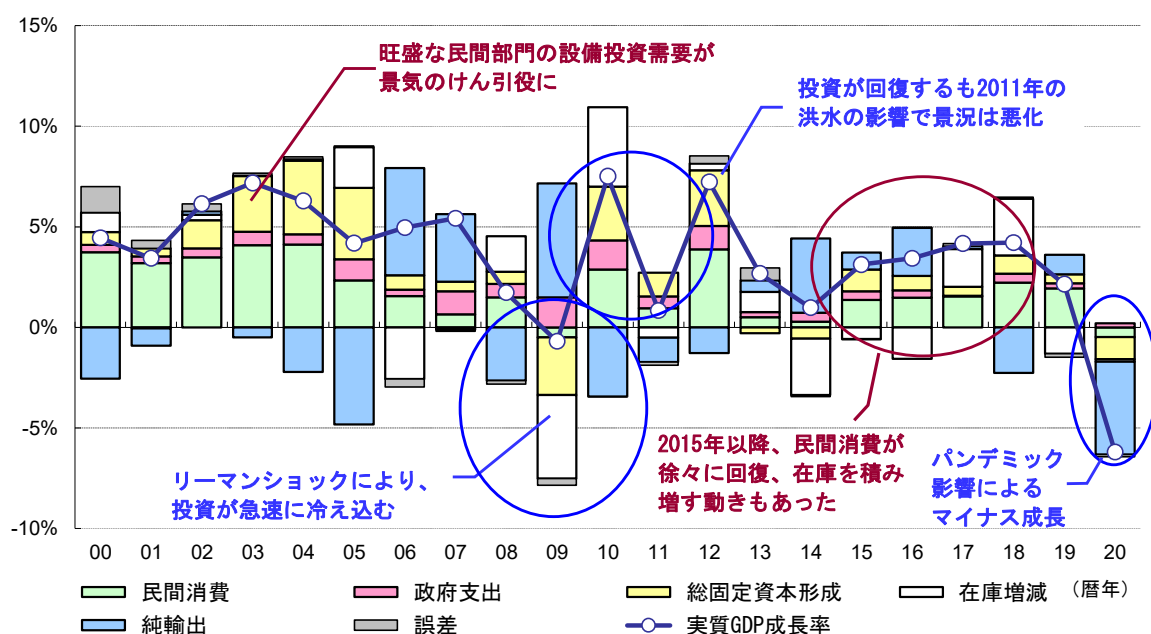
2000 年代に入ると、経済成長率は再び 5%前後で推移したが、2008 年の世界金融危機（リーマンショック）、2011 年のタイ大洪水、2013 年以降の自動車購入促進策の反動が、タイ経済の成長率を押し下げてきた。

2008 年 9 月に発生したリーマンショックの影響が翌 2009 年にタイ経済にも及び、主要輸出品である自動車や電気製品の輸出が落ち込み、内需では在庫調整や設備投資需要が減少し、民間消費も前年割れとなったことで、実質経済成長率は▲0.7%とアジア通貨危機時以来となるマイナス成長となった。2010 年には民間消費、設備投資等の総固定資本形成、在庫の積み増し等の内需が回復したことで、経済成長率は 7.5%と V 字回復を果たしたタイ経済だったが、2011 年後半にバンコク首都圏、中部、北部地方が洪水に見舞われ、同年第 4 四半期（10-12 月期）の経済成長率が▲4.0%になる等、再び景気は悪化した。

2012 年には洪水で被災した工場等の復旧に伴う投資需要や、当時のインラック首相が進めた自動車購入支援策に伴う消費需要の喚起により、成長率は 7.2%と高水準を記録した。しかし、結果的には需要の前倒しに伴う反動減が大きく、2016 年までは自動車販売台数は前年割れが続いた。幸い、輸出向けが増えたため自動車生産台数が 2014 年をボトムに回復に転じたこと等により、2015 年から 2018 年の経済成長率は前年を上回って推移した。特に 2016 年以降は、家計部門の消費支出（特に娯楽、ホテル・レストラン向け）が増加したことで、内需主導の緩やかな経済成長が続いた。

2020 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、成長率は 2009 年以来のマイナス成長となったものの、その後は政府によって導入された景気刺激策や行動制限の緩和とパーツ安による輸出増により、2021 年にはプラス成長に持ち直している。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



(出所) National Economic and Social Development Board より作成

2021年の実質GDP成長率は1.6%と、ほかの新興国に比べると低い水準にある。IMFの「World Economic Outlook」(2022年10月)に基づくと、2010年から2021年にかけてのタイの経済成長率は年率2.6%と、比較可能な世界193カ国・地域の中で96位である。また2024年にかけての経済成長率(同3.0%)も同124位と予想されている。

新興国としては経済成長率が低いタイであるが、経済のファンダメンタルズは良好な状態にあると考えられる。特に2017年～2019年にかけては失業率やインフレ率は1%前後の水準であり、国民の経済生活は比較的安定して推移してきた。両指標を合算した指数(失業率+インフレ率)は「悲惨指数(the misery index)」と呼ばれ、指数が「10」を上回ると国民の不満が高まると経済学の中では言われているが、タイは10年以上、「5」以下の水準で推移している。

また、対外収支も改善傾向にある。2011～2014年には輸入が増えたことで赤字となった貿易収支も2015年以降は黒字転換し、経常収支の黒字額は2019年時点で名目GDPの7%に達した(以降2020年は4.1%、2021年は-2.1%となっている)。国際収支が改善したことで外貨準備高も増加しており、2021年末時点では2,248億ドルと同年の輸入額の10.1ヵ月分相当の水準となった。2005年末時点が5.1ヵ月分だったことから、この約15年でタイ経済の耐性力は大きく改善しているといえよう。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
名目GDP	億ドル	3,977	4,204	4,074	4,011	4,135	4,565	5,065	5,440	5,003	5,132
1人あたりGDP	ドル	5,863	6,169	5,952	5,838	5,995	6,596	7,296	7,814	7,168	7,336
実質GDP成長率	%	7.2	2.7	1.0	3.1	3.4	4.2	4.2	2.2	-6.2	1.6
人口	万人	6,784	6,815	6,844	6,872	6,897	6,921	6,943	6,963	6,980	6,995
失業率	%	0.58	0.25	0.58	0.60	0.69	0.83	0.77	0.72	1.10	1.42
消費者物価上昇率	%	3.0	2.2	1.9	-0.9	0.2	0.7	1.1	0.7	-0.8	1.2
輸出額	億ドル	2,291	2,285	2,275	2,143	2,154	2,366	2,530	2,463	2,316	2,720
輸入額	億ドル	2,491	2,504	2,277	2,027	1,942	2,215	2,482	2,363	2,062	2,669
貿易収支	億ドル	-200	-219	-3	117	212	151	48	100	255	51
経常収支	億ドル	-49	-88	116	278	434	440	284	380	203	-106
直接投資流入額	億ドル	129	159	50	89	35	83	137	55	-49	146
外貨準備高	億ドル	1,711	1,590	1,491	1,493	1,641	1,940	1,970	2,146	2,460	2,248
為替レート(年平均)	バーツ/ドル	31.08	30.73	32.48	34.25	35.30	33.94	32.31	31.05	31.29	31.98

(出所) IMF、ILO、Ministry of Commerce、タイ中央銀行より作成

(3) 「ゾーン制」から「産業の高度化」への政策シフトと「東部経済回廊」に注目

今後のタイ経済の注目点に、①地域の経済発展格差解消を企図した従来の「ゾーン制」から「産業の高度化」への投資奨励策の転換、②東部3県(チョンブリー、ラヨー、チャチュンサオ)にまたがる経済特区「東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)」の開発、が挙げられよう。

タイの投資奨励策は、2015年にそれまでの地方振興に寄与する事業への恩典付与から産業の高度化に寄与する業種への付与に変更された。

2017年には高度産業の呼び込みを更に強化するため、1月に改正投資奨励法を施行し、2月には特定産業競争力強化法を施行した。これらの政策により、バイオ、ナノ、先端技術、デジタルの各テクノロジーの事業（8類）に係る法人税の免除期間は最長8年間から同13年となる等、投資優遇は厚くなった。

また、2022年10月には、タイ投資委員会（BOI）が2023年から2027年までの5年間を対象とする新たな投資奨励策となる「5ヵ年投資促進戦略」を公表し、イノベティブ、コンペティティブ、インクルーシブという3つのコンセプトの下、国家として長期的に競争力を向上するための「新しい経済」の構築を目指すとした。この新たな投資奨励策については、同年11月にその概要が、同年12月に業種別の恩典が発表され、2023年1月3日から有効となっている（図3-4参照）。

地域では、東部経済回廊（EEC）への投資促進策が2017年2月に発表され、2018年5月には「東部経済回廊特別法」が施行された。これにより、投資地域と投資事業内容を基とする法人税の免除期間が規定された（「第9章主要投資インセンティブ」参照）。最も投資優遇が厚いのが、EEC内の特別区（EECi：イノベーション特別区、EECd：デジタルパーク・タイランド、EECa：東部航空都市）に入居し、上記「8類」に該当する事業を行う場合で、法人税免除期間は最大13年間（免除の上限額無し）となっている。投資優遇を受けられる他の産業には、①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の12産業が挙げられている。また、EEC内の21ヵ所の指定工業団地は、EEC特別区より優遇内容は若干劣るが、その他の工業団地よりも厚い優遇が付与されることとなっている（「第9章主要投資インセンティブ」参照）。

図表 3-4 近年のタイの投資奨励策

時期	主な内容
2015/1	<p>改正投資奨励策の施行 → 地域分散政策（ゾーン制）から、業種の重要度により恩典を付与する制度に変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従前の投資奨励業種の見直し (A) 法人税減免を含む恩典付与する業種 (A1、A2、A3、A4)、(B) 法人税減免以外の恩典を付与する業種 (B1、B2) に分類 2. 法人税減免期間はA1が8年（上限なし）、A2が8年（土地代・運転資金を除く投資金額を上限）、A3が5年、A4が3年 3. 対象業種は2015年11月に改正、2016年4月に奨励策が発表される
2017/1	<p>投資奨励策の改正 → ハイテク産業や研究開発の法人税の免除期間を現行の8年から最長13年に延長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. BOIが定める高度な技術（※「ターゲット・コア・テクノロジー」）や技術革新を利用する事業、研究開発事業が対象 2. プロジェクトの価値に応じて追加恩典を付与（例、高度技術研修への投資額または費用の200%分を免税上限額に追加） ※ バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材テクノロジー、デジタルテクノロジー中の41業種
2017/2	<p>東部経済回廊（EEC）への投資促進策を発表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EEC地域をレベルアップする事業として、①高度技術を使用する特定産業、②インフラ整備やロジスティクス整備事業、③観光地開発事業、④研究開発事業と技術分野をサポートするサービス業を重点的に促進 2. 既に法人税を免除されたEEC地区のグループA企業に、更に5年間の法人税50%減税の権利を付与（2017年中の申告必要） 3. EECの特別促進地区での戦略的プロジェクトの場合、特定産業競争力強化法により、最長15年の法人税免除と補助金を付与
2018/5	<p>タイ政府が東部経済回廊（EEC）特別法を施行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EEC内の特別経済促進地区（EECiやEECdなど）や重点的に誘致を図る産業の決定等、投資誘致政策を決定する政府機関として、首相をトップとするEEC委員会とEEC事務局を設置 2. 通常の投資恩典に加え、さらに5年間法人税を50%減免（2019年12月30日までにBOIに申請必要）
2019/12	<p>タイ投資委員会（BOI）が、EECにおける新たな投資恩典を開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EEC内に投資する企業が教育機関と連携し、科学技術分野の人材育成を行う場合、通常の恩典に加え、さらに3年間の法人税50%減免、または2年間の法人税免除（2021年末までにBOIに申請必要） 2. EEC内の特別経済促進地域（EECiやEECdなど）への投資は、企業が人材育成をしない場合でも、通常の恩典に加え、さらに2年間の法人税50%減免、または1年間の法人税免除
2022/10	<p>タイ投資委員会（BOI）が、新たな5ヵ年投資促進戦略（2023-27年）を発表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イノベティブ、コンペティティブ、インクルーシブというコンセプトで、以下7つの方法により、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築する <ol style="list-style-type: none"> 1) ポテンシャルがあり、サプライチェーン強靱化に貢献する新産業構築、既存産業高度化 2) 産業のスマート化、サステナブル化 3) 国際ビジネスの拠点と、地域の貿易投資のゲートウェイとしてのタイの機能強化 4) 中小企業、スタートアップの競争力強化 5) 国内各地域の特性を踏まえた投資の奨励と均衡ある発展 6) 地域社会（コミュニティ）の発展につながる投資の奨励 7) 競争力のあるタイ企業の海外投資支援
2022/11	<p>タイ投資委員会（BOI）が、新たな投資奨励策の概要を発表（2023年1月より有効）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家の発展に重要な産業への投資奨励措置 2. 競争力創出のための投資奨励措置 3. 既存の事業拠点の継続、拡大のための投資奨励措置 4. ビジネス拠点移管を奨励する措置 5. 新型コロナウイルスの影響などからの経済回復期間における投資刺激措置 6. スマート、サステナブル産業を推進する奨励措置 7. 中小企業投資奨励措置 8. ターゲット地域（経済特区など）への投資奨励措置 9. 新産業への投資奨励（対象7分類から10分類への拡大） 10. 恩恵等級として、既存の最上位「A1」（法人税8年免除）の上に新たに「A1+」を追加し、10～13年の法人税を減免

（出所）BOI ウェブサイト、JETRO ウェブサイト、NNA 記事を基に作成

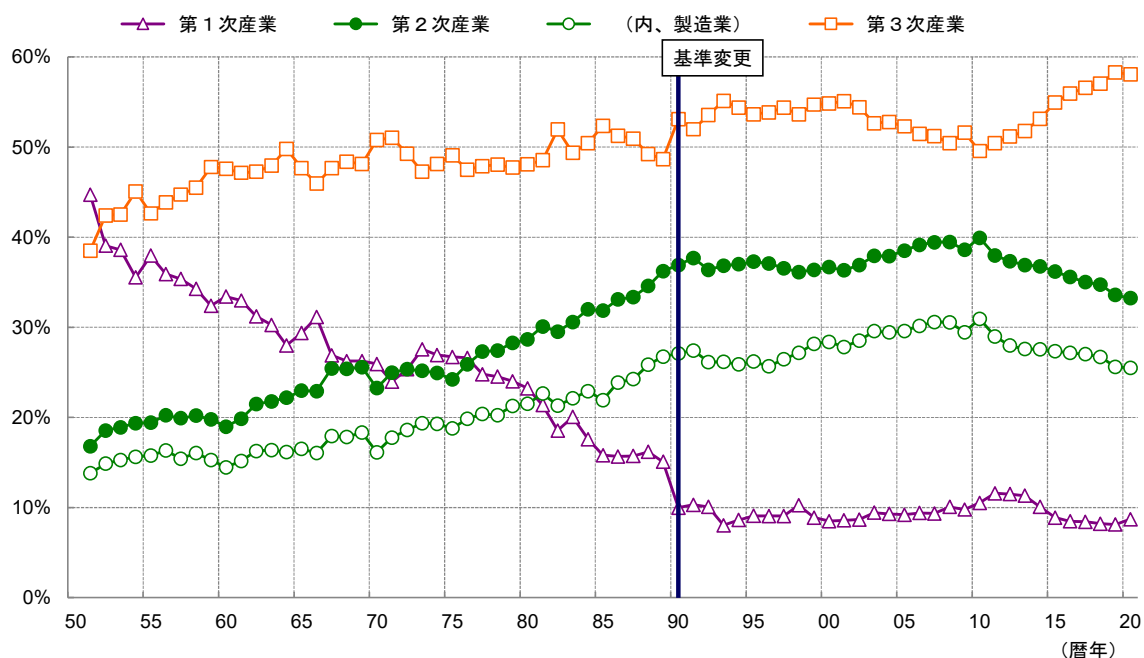
2. 産業構造

1950年代前半のタイ経済の産業構造をみると、第1次産業と第3次産業がGDP全体の各4割、第2次産業は同2割を占めていた。名目GDPの基準が1990年に変更となったため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、産業の主役は第1次産業から第2次、第3次産業に完全にシフトしている。2020年の構成比は第1次産業が8.7%、第2次産業が33.2%（内、製造業が25.5%）、第3次産業が58.1%となっており、第3次産業の比率は年々高まっている。

ただし、1951年から2016年までの長期間（65年）でみると、産業構成比のシフトには時代ごとに特徴が異なっている。例えば、1951年から1989年にかけては、「経済の工業化」の時代であった。第1次産業の比率の低下（44.7%→15.1%）が第2次、第3次産業の上昇となったが、第3次産業よりも第2次産業の上昇幅の方が大きかった。

基準変更があった1990年以降は農林水産業の衰退は一巡し、以降、今日に至るまで第1次産業の構成比は10%を下回る比率に推移してきている。他方、第2次産業と第3次産業の動きをみると、1990年代にはそれほど大きな変化はなかったものの、2000年代は第2次産業が上昇し、2010年代は第3次産業が上昇している。第3次産業は2000年から2010年にかけて▲5.3ポイントと低下した後、2020年にかけては+8.5ポイントと回復に転じており、全体で見れば「経済のソフト化・サービス化」が進展していることが窺える（図表3-5）。

図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移



(出所) National Economic and Social Development Board より作成

2021年と2011年の産業別GDPの構成比をみると（図表3-6）、第1次産業（▲2.9ポイント）と第2次産業（▲3.0ポイント）から第3次産業（+5.9ポイント）へのシフトが窺える。

第1・2次産業では、特に製造業（▲1.8ポイント）と鉱業・採石業（▲1.4ポイント）の低下が顕著である。また、第3次産業では運輸・倉庫（▲0.9ポイント）が芳しくないが、卸売・小売（+2.4ポイント）と金融・保健（+2.6ポイント）が伸びている。

製造業を全体（100%）としてみると、石炭・石油（+4.7ポイント）、化学（+1.5ポイント）、電気機械（+0.9ポイント）、自動車（+0.9ポイント）が伸び、繊維（▲2.0ポイント）と情報通信機械（▲1.9ポイント）は芳しくない。

なお、製造業内のセクター構成比を比較する場合、名目ベースと実質ベースとでは動きが異なるセクターがある点は留意が必要である（図表3-7）。例えば、石炭・石油は名目では+4.7ポイント上昇したが、物価変動を除いた実質ベースでは+0.1ポイントの上昇となっている。対照的に、情報通信機械では名目では▲1.9ポイント低下したが、実質では▲0.3ポイントの低下に留まっている。これらは、石炭・石油セクターは原油等のエネルギー市況の影響を受けやすいこと、情報通信機械では機能向上により実質の方が名目よりも付加価値が大きくなる傾向にあることによる。

図表 3-6 産業別 GDP（名目）の構成比

(金額：10億パーツ)	名目GDP			構成比		
	2011	2021	(年率)	2011	2021	(差分)
全体	11,307	16,167	3.6%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	1,311	1,408	0.7%	(11.6%)	(8.7%)	(-2.9%)
第2次産業	3,988	5,219	2.7%	(35.3%)	(32.3%)	(-3.0%)
鉱業・採石業	401	352	-1.3%	(3.5%)	(2.2%)	(-1.4%)
製造業	3,279	4,394	3.0%	(29.0%)	(27.2%)	(-1.8%)
公益業	309	473	4.4%	(2.7%)	(2.9%)	(+0.2%)
建設業	307	438	3.6%	(2.7%)	(2.7%)	(-0.0%)
第3次産業	5,702	9,102	4.8%	(50.4%)	(56.3%)	(+5.9%)
卸売・小売	1,571	2,637	5.3%	(13.9%)	(16.3%)	(+2.4%)
運輸・倉庫	616	737	1.8%	(5.5%)	(4.6%)	(-0.9%)
ホテル・フードサービス	350	515	4.0%	(3.1%)	(3.2%)	(+0.1%)
情報・通信	243	459	6.6%	(2.1%)	(2.8%)	(+0.7%)
金融・保険	645	1,345	7.6%	(5.7%)	(8.3%)	(+2.6%)
不動産	306	437	3.6%	(2.7%)	(2.7%)	(-0.0%)
専門・科学・技術サービス	214	274	2.5%	(1.9%)	(1.7%)	(-0.2%)
行政サービス	189	202	0.6%	(1.7%)	(1.2%)	(-0.4%)
公務、国防、社会保障	681	1,053	4.4%	(6.0%)	(6.5%)	(+0.5%)
教育	454	705	4.5%	(4.0%)	(4.4%)	(+0.3%)
保健衛生・社会活動	219	410	6.5%	(1.9%)	(2.5%)	(+0.6%)
芸術・娯楽	51	108	7.8%	(0.4%)	(0.7%)	(+0.2%)
その他サービス	142	193	3.1%	(1.3%)	(1.2%)	(-0.1%)
雇主としての世帯活動等	21	29	3.4%	(0.2%)	(0.2%)	(-0.0%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

図表 3-7 名目と実質でみた製造業内セクターの構成比

(金額：10億バーツ)	名目GDP 構成比			実質GDP 構成比			名目-実質 (差分)
	2011	2021	(差分)	2011	2021	(差分)	
製造業	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-
食品	17.0%	15.4%	(-1.6%)	13.2%	12.3%	(-0.9%)	(-0.7%)
飲料	5.9%	6.7%	(+0.8%)	6.6%	7.1%	(+0.5%)	(+0.3%)
タバコ	1.8%	0.7%	(-1.1%)	1.5%	0.6%	(-0.9%)	(-0.3%)
繊維	3.8%	1.8%	(-2.0%)	4.2%	2.2%	(-2.0%)	(+0.0%)
アパレル	2.6%	1.8%	(-0.8%)	4.0%	2.2%	(-1.8%)	(+1.0%)
皮革製品	1.2%	1.0%	(-0.2%)	1.5%	1.4%	(-0.1%)	(-0.1%)
木製品	1.1%	1.2%	(+0.2%)	1.2%	1.4%	(+0.3%)	(-0.1%)
紙・紙製品	1.6%	1.4%	(-0.2%)	1.9%	1.8%	(-0.1%)	(-0.1%)
印刷・出版	0.4%	0.2%	(-0.1%)	0.4%	0.3%	(-0.1%)	(-0.0%)
石炭・石油	5.7%	10.4%	(+4.7%)	4.4%	4.5%	(+0.1%)	(+4.6%)
化学	7.6%	9.1%	(+1.5%)	5.6%	7.1%	(+1.4%)	(+0.1%)
医薬品	0.8%	1.3%	(+0.5%)	1.0%	1.9%	(+0.9%)	(-0.4%)
ゴム・プラスチック	7.3%	6.6%	(-0.6%)	5.0%	5.3%	(+0.3%)	(-0.9%)
窯業・土石	4.0%	3.5%	(-0.5%)	4.3%	4.1%	(-0.2%)	(-0.3%)
鉄鋼・非鉄金属	1.9%	1.8%	(-0.1%)	1.8%	2.0%	(+0.2%)	(-0.3%)
金属製品	2.9%	3.2%	(+0.3%)	2.9%	3.6%	(+0.6%)	(-0.4%)
情報通信機械	11.3%	9.4%	(-1.9%)	13.9%	13.6%	(-0.3%)	(-1.6%)
電気機械	4.2%	5.1%	(+0.9%)	5.0%	5.7%	(+0.7%)	(+0.2%)
その他機械	4.3%	4.4%	(+0.1%)	5.2%	5.9%	(+0.7%)	(-0.7%)
自動車	6.5%	7.4%	(+0.9%)	8.2%	9.3%	(+1.1%)	(-0.2%)
その他輸送機器	2.7%	2.3%	(-0.4%)	3.5%	2.7%	(-0.8%)	(+0.4%)
家具	0.9%	1.0%	(+0.1%)	1.0%	1.1%	(+0.1%)	(-0.1%)
その他製造品	4.3%	4.1%	(-0.2%)	3.1%	3.0%	(-0.1%)	(-0.2%)
設備の設置、補修	0.0%	0.0%	(+0.0%)	0.1%	0.1%	(+0.0%)	(-0.0%)
小計	100.0%	100.0%	-	99.5%	99.2%	(-0.3%)	(+0.3%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

3. 貿易構造

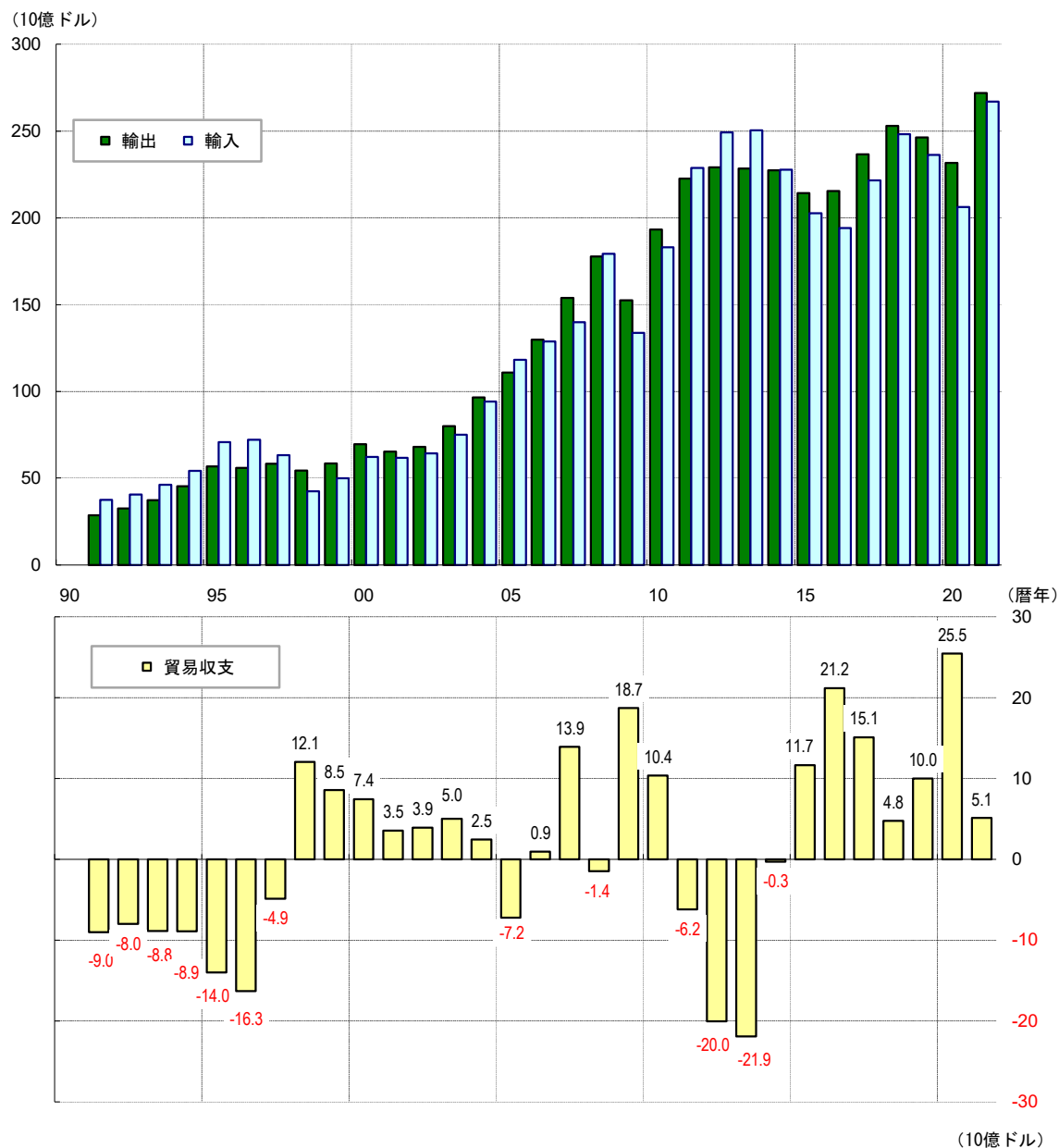
(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1997年のアジア通貨危機までのタイでは貿易赤字が続いていたが、通貨バーツが減価したことで貿易収支は改善した。以降の貿易収支は、原油価格等のエネルギー市況に左右されている。1998年から2021年の貿易収支は基調としては黒字であるが、石油製品等の輸入量が増えた2005年、原油価格が急騰した2008年や高止まりした2011～2014年の時期は赤字となっている(図表3-8)。

ドル建てでみた輸出入額はバーツ安や原油価格の下落で2012～2013年を境に減少したが、輸出は2015年、輸入は2016年をボトムに反転した。2020年は、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の減速により輸出は減少したが、その減少幅を上回る規模で輸入が減少し、貿易収支が大幅な黒字となっている。

この背景には、燃料需要が減少したとともに原油価格が低下したために原油の輸入額が大きく減り、さらに工場での生産減少に起因する機械・部品の輸入額減少がある。他方、2021年は主な貿易相手国における景気回復やパーツ安を背景に自動車や電気機器の輸出額が増加したとともに、資源価格の高騰によって輸入額も大きく増加し、輸出入総額は過去最高となった。

図表 3-8 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) Ministry of Commerce より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2021年の輸出額は2,717億ドル。セグメント別にみた主な輸出分野は自動車・バイク等を含む「機械類・輸送用機器」の構成比が41.4%と全体の半分近くを占めている。次いで「食料品・動物」（同13.2%）、「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」（同13.0%）の輸出額が多く、これら3分野で全体の約7割を占めている。輸出額が2015年をボトムに増加しているのは、「電気機器」、「自動車・バイク等」、「事務用機器・コンピュータ」等の機械類・輸送用機器が牽引したことの影響が大きい。また、原油価格に左右される「石油・同製品」やプラスチック等の「化学製品」が、2018年と2021年の原油価格上昇によって輸出額が増加したことも寄与している。

2021年時点で輸出額が100億ドル以上ある分野の内、2011年からの10年間で特に堅調に伸びてきたのが、「機械類・輸送用機器」に含まれる「自動車・バイク等」、「電気機器」、「事務用機器・コンピュータ」と、「化学製品」に含まれる「プラスチック（成型前）」である。これらの4品目だけで、2018年からの輸出額の増加分（192億ドル）の14%（27億ドル）を占めている。

図表 3-9 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸出総額	228,824 (100.0%)	229,545 (100.0%)	228,527 (100.0%)	227,573 (100.0%)	214,309 (100.0%)	215,387 (100.0%)	236,634 (100.0%)	252,485 (100.0%)	233,674 (100.0%)	231,388 (100.0%)	271,717 (100.0%)
食料品・動物	29,784 (13.0%)	28,903 (12.6%)	27,247 (11.9%)	28,788 (12.6%)	27,093 (12.6%)	26,957 (12.5%)	29,594 (12.5%)	31,218 (12.4%)	31,033 (13.3%)	30,652 (13.2%)	35,822 (13.2%)
魚介類・同調製品	8,088	8,046	6,927	6,419	5,481	5,630	5,866	5,867	5,618	5,467	6,233
穀物・同調製品	7,310	5,397	5,343	6,463	5,482	5,424	6,243	6,692	5,278	4,808	5,935
果実・野菜	4,228	4,322	4,428	4,962	5,224	5,205	5,824	5,975	6,558	7,156	7,540
飲料・たばこ	887 (0.4%)	1,105 (0.5%)	1,282 (0.6%)	1,441 (0.6%)	1,515 (0.7%)	1,642 (0.8%)	1,765 (0.7%)	2,019 (0.8%)	2,298 (1.0%)	2,071 (0.9%)	2,010 (0.7%)
食料に適さない原材料	17,445 (7.6%)	12,758 (5.6%)	12,210 (5.3%)	10,233 (4.5%)	9,166 (4.3%)	9,383 (4.4%)	12,966 (5.5%)	11,778 (4.7%)	10,366 (4.4%)	9,839 (4.3%)	13,797 (5.1%)
生ゴム（合成ゴム含む）	13,663	9,029	8,453	6,328	5,612	5,666	8,535	7,086	6,335	5,982	8,881
鉱物性燃料等	12,871 (5.6%)	14,938 (6.5%)	14,316 (6.3%)	11,984 (5.3%)	8,441 (3.9%)	6,269 (2.9%)	8,263 (3.5%)	10,658 (4.2%)	8,491 (3.6%)	6,185 (2.7%)	9,489 (3.5%)
石油・同製品	12,700	14,636	13,968	11,802	8,204	6,072	7,937	10,242	8,091	5,818	8,794
動植物性油脂	776 (0.3%)	675 (0.3%)	817 (0.4%)	589 (0.3%)	345 (0.2%)	329 (0.2%)	694 (0.3%)	689 (0.3%)	550 (0.2%)	582 (0.3%)	1,047 (0.4%)
化学製品	22,788 (10.0%)	23,125 (10.1%)	24,363 (10.7%)	24,716 (10.9%)	20,765 (9.7%)	19,775 (9.2%)	22,030 (9.3%)	26,538 (10.5%)	24,180 (10.3%)	21,496 (9.3%)	32,421 (11.9%)
プラスチック（成型前）	8,800	8,534	8,956	9,690	8,261	7,717	8,674	10,330	9,173	7,972	12,893
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	28,837 (12.6%)	28,872 (12.6%)	29,585 (12.9%)	28,692 (12.6%)	26,987 (12.6%)	26,497 (12.3%)	29,154 (12.3%)	31,886 (12.6%)	30,326 (13.0%)	27,699 (12.0%)	35,416 (13.0%)
ゴム製品	7,234	7,233	7,431	6,873	5,858	5,611	6,685	7,348	7,840	7,302	8,780
非金属鉱物製品	4,389	4,446	4,751	5,384	5,320	5,184	5,301	5,616	5,413	3,807	5,378
金属製品	4,860	5,826	6,009	5,766	6,288	6,017	5,931	6,525	5,625	5,801	7,118
機械類・輸送用機器	85,848 (37.5%)	92,928 (40.5%)	95,396 (41.7%)	97,868 (43.0%)	96,120 (44.9%)	97,565 (45.3%)	105,827 (44.7%)	111,617 (44.2%)	96,235 (41.2%)	98,723 (42.7%)	112,484 (41.4%)
原動機	4,765	4,849	5,174	5,482	5,094	5,497	6,120	7,100	5,561	5,187	6,880
その他産業機械・部品	9,602	9,772	10,516	11,082	10,968	11,439	11,642	12,711	11,516	11,517	13,500
事務用機器・コンピュータ	16,581	19,009	18,041	18,383	18,083	16,781	19,479	20,478	17,634	19,433	20,670
通信・音響機器	8,875	9,656	8,989	9,042	8,403	7,467	7,569	7,869	6,505	7,238	8,021
電気機器	22,136	20,056	21,277	22,322	22,215	23,431	26,038	26,727	23,644	26,272	29,015
自動車・バイク等	18,043	24,111	25,952	25,796	26,732	27,765	28,518	30,532	26,284	22,860	28,173
雑製品	23,660 (10.3%)	19,550 (8.5%)	19,974 (8.7%)	20,442 (9.0%)	20,021 (9.3%)	19,650 (9.1%)	20,533 (8.7%)	21,596 (8.6%)	22,269 (9.5%)	20,677 (8.9%)	23,040 (8.5%)
その他	5,928 (2.6%)	6,689 (2.9%)	3,339 (1.5%)	2,819 (1.2%)	3,856 (1.8%)	7,321 (3.4%)	5,808 (2.5%)	4,486 (1.8%)	7,926 (3.4%)	13,465 (5.8%)	6,193 (2.3%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

一方、2021年の輸入額は2,688億ドル。輸入においても、セグメント別では輸出同様に「機械類・輸送用機器」が最も多く、輸入全体の3分の1(33.5%)を占めている。次いで、「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)」(同18.6%)、「鉱物性燃料等」(同16.9%)が続いている。2005年以降、「機械類・輸送用機器」の構成比は3割から4割の間で推移する等、上位3分野の顔ぶれは変わっていないが、原油価格が上昇すると「鉱物性燃料等」の構成比が高まり、反対に「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)」が低下する傾向にある。

2021年時点で輸入額が100億ドル以上ある分野の内、2011年からの10年間で堅調に伸びてきたのが、「機械類・輸送用機器」に含まれる「電気機器」と「その他産業機械・部品」、「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)」中の「鉄鋼」と「非鉄金属」である。これらの4品目は、2018年からの輸入額の増加分(197億ドル)の49%(96億ドル)を占めている。

図表 3-10 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸入総額	228,483 (100.0%)	247,576 (100.0%)	250,708 (100.0%)	227,932 (100.0%)	202,642 (100.0%)	194,190 (100.0%)	221,514 (100.0%)	249,174 (100.0%)	216,805 (100.0%)	207,696 (100.0%)	268,875 (100.0%)
食料品・動物	8,772 (3.8%)	10,373 (4.2%)	10,869 (4.3%)	10,500 (4.6%)	10,646 (5.3%)	10,931 (5.6%)	11,680 (5.3%)	12,497 (5.0%)	11,648 (5.4%)	13,154 (6.3%)	14,746 (5.5%)
魚介類・同調製品	2,685	3,073	3,149	2,708	2,483	2,984	3,430	3,786	3,223	3,474	4,252
飼料	1,719	2,046	2,261	2,502	2,084	1,965	2,129	2,295	2,107	2,019	2,516
飲料・たばこ	446 (0.2%)	490 (0.2%)	548 (0.2%)	560 (0.2%)	530 (0.3%)	546 (0.3%)	555 (0.3%)	673 (0.3%)	671 (0.3%)	571 (0.3%)	630 (0.2%)
食料に適さない原材料	7,384 (3.2%)	7,169 (2.9%)	6,071 (2.4%)	6,188 (2.7%)	5,547 (2.7%)	5,438 (2.8%)	6,296 (2.8%)	6,683 (2.7%)	5,707 (2.6%)	5,994 (2.9%)	7,933 (3.0%)
鉱物性燃料等	43,496 (19.0%)	47,858 (19.3%)	52,183 (20.8%)	48,079 (21.1%)	30,288 (14.9%)	24,008 (12.4%)	30,145 (13.6%)	42,041 (16.9%)	34,552 (15.9%)	28,720 (13.8%)	45,338 (16.9%)
石油・同製品	36,712	40,135	43,337	39,441	22,992	18,589	23,714	33,913	26,865	21,543	32,104
天然ガス・製造ガス	4,944	5,729	6,891	6,586	5,387	3,217	3,821	5,058	5,083	4,079	9,046
動植物性油脂	440 (0.2%)	412 (0.2%)	312 (0.1%)	373 (0.2%)	327 (0.2%)	340 (0.2%)	416 (0.2%)	354 (0.1%)	287 (0.1%)	366 (0.2%)	479 (0.2%)
化学製品	23,762 (10.4%)	23,898 (9.7%)	23,592 (9.4%)	23,455 (10.3%)	21,684 (10.7%)	21,349 (11.0%)	23,962 (10.8%)	26,910 (10.8%)	23,287 (10.7%)	23,630 (11.4%)	30,033 (11.2%)
有機化合物	5,661	4,984	4,813	4,813	3,879	3,542	4,050	4,728	3,731	3,832	6,325
プラスチック(成型前)	4,056	4,599	4,368	4,236	3,899	3,900	4,205	4,778	3,975	3,870	5,331
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	39,168 (17.1%)	40,432 (16.3%)	40,711 (16.2%)	37,697 (16.5%)	34,694 (17.1%)	34,207 (17.6%)	39,139 (17.7%)	43,157 (17.3%)	37,827 (17.4%)	34,404 (16.6%)	49,915 (18.6%)
鉄鋼	13,662	15,002	15,110	13,196	10,696	10,421	11,110	13,331	11,702	9,977	15,928
非鉄金属	8,481	7,414	7,584	7,011	6,361	6,211	7,762	8,716	7,390	6,930	11,437
金属製品	6,761	7,828	7,556	7,545	8,132	8,071	9,043	8,845	7,668	7,390	9,599
機械類・輸送用機器	74,631 (32.7%)	90,761 (36.7%)	86,427 (34.5%)	79,709 (35.0%)	76,544 (37.8%)	75,808 (39.0%)	81,679 (36.9%)	86,629 (34.8%)	76,221 (35.2%)	76,680 (36.9%)	90,078 (33.5%)
原動機	5,576	8,458	7,334	6,761	6,561	7,070	6,825	7,346	6,163	5,492	7,194
その他産業機械・部品	9,229	11,580	11,116	10,956	10,077	9,958	9,884	10,547	10,259	9,897	11,946
事務用機器・コンピュータ	7,896	9,417	8,261	7,890	7,492	6,613	9,432	10,559	8,715	8,783	9,774
通信・音響機器	6,996	8,493	8,684	8,966	9,251	9,174	8,277	8,416	7,184	7,608	8,984
電気機器	24,288	25,551	24,713	24,804	24,514	24,775	27,268	29,881	26,182	29,525	32,754
自動車・バイク等	8,318	11,945	11,115	8,084	7,835	8,922	8,851	9,881	9,294	7,830	9,779
雑製品	13,901 (6.1%)	15,440 (6.2%)	15,013 (6.0%)	14,757 (6.5%)	15,149 (7.5%)	15,531 (8.0%)	16,583 (7.5%)	18,877 (7.6%)	19,851 (9.2%)	19,131 (9.2%)	19,876 (7.4%)
その他	16,484 (7.2%)	10,742 (4.3%)	14,982 (6.0%)	6,613 (2.9%)	7,232 (3.6%)	6,031 (3.1%)	11,060 (5.0%)	11,352 (4.6%)	6,754 (3.1%)	5,045 (2.4%)	9,848 (3.7%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2011年から2021年にかけての10年間における国別シェアをみると、輸出では、①上位3カ国（米国、中国、日本）に変わりはないものの、2011年当時は3番目の輸出先国だった米国が、日本や中国を上回り最大の輸出先国となったこと、②ベトナム向けの輸出が増加し、2021年にはタイからASEAN諸国向けの輸出額で最大となったことが分かる。他方輸入では、③日本に代わって中国が最大の輸入元国となったことが特徴として挙げられる（図表3-13、3-14）。

2021年の主な輸出相手国は、①米国（構成比：15.5%）、②中国（同13.8%）、③日本（同9.3%）、④ベトナム（同4.6%）、⑤マレーシア（同4.5%）である。中国の比率は2011年時点で米国を上回っていたが、2015～2016年は米国が逆転し、2017年から再び中国が上回っていたものの、2019年以降は米国が最大の輸出相手国となっている。上位3カ国以外では、ASEAN諸国の比率の上昇が目立つ。シンガポール（2011年時点構成比：5.0%→2021年時点構成比：3.3%）やマレーシア（同：5.4%→4.5%）の比率は低下したが、同期間のASEAN諸国全体の輸出に占める比率は、23.7%から24.1%へと上昇している。

図表3-11では、輸出額が増加に転じる前年（2015年）と2021年との輸出の増減額を、2021年の主要輸出国上位6カ国ごとに表している。これによると、増加額が大きかった「電気機器」（68億ドル）や、「ゴム製品」（29億ドル）、「事務用機器・コンピュータ」（26億ドル）では、主要輸出3カ国のうち特に米国向け輸出が増加している。また、「プラスチック（成型前）」（46億ドル）や「有機化合物」（39億ドル）、「生ゴム（合成ゴム、再生ゴム含む）」（33億ドル）では、特に中国向けが大幅に増えている。一方、マレーシア向けはほとんど増えておらず、香港向けは輸出が減っている。

図表 3-11 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2015→2021年）

（分野、億ドル）	米国	中国	日本	ベトナム	マレーシア	香港	小計	全体
全体	179	137	51	37	20	-2	422	574
食料品	21	21	8	6	4	3	63	87
肉類・同調製品	-	3	8	-	1	1	13	16
果実・野菜	3	13	-	5	1	1	22	23
食料に適さない原材料	4	28	1	1	3	-	37	46
生ゴム（合成ゴム、再生ゴム含む）	3	22	-	1	3	-	28	33
化学製品	9	43	9	10	4	-1	75	117
有機化合物	4	13	-	2	2	-	21	39
プラスチック（成型前）	2	22	5	5	2	-1	35	46
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	44	4	7	8	0	-3	61	84
ゴム製品	25	-4	-	1	-	-	22	29
非鉄金属	3	4	3	4	1	-	14	28
機械類・輸送用機器	72	27	26	16	0	3	144	164
原動機	3	2	1	-	-2	2	6	18
その他産業機械・部品	7	5	2	2	-	-	17	25
事務用機器・コンピュータ	24	4	3	-	1	1	32	26
電気機器	27	6	9	4	3	-1	50	68

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

（出所） UNCTAD Stat より作成

他方、主な輸入相手国（2021年）は、①中国（構成比：25.2%）、②日本（同13.5%）、③米国（同5.5%）、④マレーシア（同4.5%）、⑤台湾（同4.0%）である。2011年時点では、中国は2番目に大きい輸入相手国で、全体に占める比率は13.4%だった。しかし、年々中国からの輸入は増え、2014年には日本を抜き、2015年以降は全体の2割を上回っている。対照的に、日本の構成比は大幅に低下した（18.5%→13.5%）。ASEAN諸国は2011年から2018年にかけて+3.4ポイント増加したが（17.2%→20.5%）、2021年は17.3%に低下している。

輸入額は、輸出より1年遅れた2016年をボトムに増加に転じ、2021年には2,689億ドルと過去最大になっている。図表3-12では、2015年から2021年にかけて輸入額の変動が大きかった品目について、輸入額上位3カ国とタイの原油輸入国での増減額を示している。これによると、輸入額が大幅に増加した「石油・同製品」では米国、UAE、サウジアラビアからの、「事務用機器・コンピュータ」と「電気機器」では中国と日本からの輸入増が多かった。また、中国と日本からは「鉄鋼」や「非鉄金属」の輸入増も顕著であったが、タイ国内で進められているEECや鉄道等のインフラ開発が推進されていることによって鉄鋼製品の需要が高まっているためであると考えられる。

図表 3-12 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2015→2021年）

（分野、億ドル）	中国	日本	米国	UAE	サウジアラビア	小計	全体
全体	267	51	7	15	8	349	662
鉱物性燃料など	6	1	21	12	8	47	150
石油・同製品	6	1	17	13	7	44	91
天然ガス・製造ガス	-	-	3	-1	-	3	37
化学製品	41	12	-1	1	-	52	83
有機化合物	10	2	-1	-	-	11	24
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	67	25	-1	2	1	94	152
鉄鋼	16	11	-	1	-	28	52
非鉄金属	19	8	-	1	1	28	51
機械類・輸送用機器	107	16	-19	-	-	104	135
事務用機器・コンピュータ	21	4	-2	-	-	23	23
電気機器	40	12	-1	-	-	51	82

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない。

（出所） UNCTAD Stat より作成

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU等）とタイとの貿易収支の関係をみると、米国、ASEAN諸国に対しては輸出超過（貿易黒字）で、中国、日本、台湾、韓国、中東・北アフリカ地域に対しては輸入超過（貿易赤字）である（図表3-15）。

貿易総額では、中国が最大の貿易相手国で全体の19.5%を占めており、2011年の12.7%から6.8ポイントの上昇となった一方で、2位の日本（14.5%→11.4%）の構成比は低下した。3位の米国（7.7%→10.5%）は、2016年に若干構成比が低下したものの、比率は上昇傾向にある。ASEAN諸国全体では、19.9%から20.7%と0.8ポイント上昇だった。

図表 3-13 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸出		228,824	229,545	228,527	227,573	214,309	215,387	236,634	252,485	233,674	231,388	271,717
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	24,070	23,495	22,236	21,821	20,055	20,481	22,067	24,942	23,136	22,878	25,157
		10.5%	10.2%	9.7%	9.6%	9.4%	9.5%	9.3%	9.9%	9.9%	9.9%	9.3%
	韓国	4,577	4,781	4,590	4,520	4,104	4,074	4,660	4,889	4,543	4,243	5,921
		2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	2.2%
	台湾	3,871	3,420	3,371	4,013	3,533	3,374	4,014	3,962	3,760	3,785	4,835
		1.7%	1.5%	1.5%	1.8%	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.8%
	香港	16,479	13,100	13,189	12,610	11,830	11,472	12,299	12,523	10,963	11,292	11,663
		7.2%	5.7%	5.8%	5.5%	5.5%	5.3%	5.2%	5.0%	4.7%	4.9%	4.3%
	シンガポール	11,450	10,836	11,236	10,455	8,756	8,226	8,288	9,416	8,231	9,532	9,070
		5.0%	4.7%	4.9%	4.6%	4.1%	3.8%	3.5%	3.7%	3.5%	4.1%	3.3%
米国	21,893	22,817	23,017	23,968	24,093	24,561	26,634	28,123	29,719	34,402	42,039	
	9.6%	9.9%	10.1%	10.5%	11.2%	11.4%	11.3%	11.1%	12.7%	14.9%	15.5%	
英国	3,887	3,802	3,787	4,007	3,817	3,850	4,081	4,063	3,660	3,083	3,512	
	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.3%	1.3%	
ドイツ	3,763	3,609	4,069	4,532	4,287	4,477	5,043	5,154	4,222	4,063	4,973	
	1.6%	1.6%	1.8%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	
オーストラリア	7,997	9,763	10,349	9,299	9,768	10,309	10,505	10,778	9,496	9,798	10,972	
	3.5%	4.3%	4.5%	4.1%	4.6%	4.8%	4.4%	4.3%	4.1%	4.2%	4.0%	
発展途上国	アジア	149,778	147,964	149,494	147,369	136,664	135,001	151,094	164,582	148,212	142,653	171,195
		65.5%	64.5%	65.4%	64.8%	63.8%	62.7%	63.9%	65.2%	63.4%	61.7%	63.0%
	中国	27,402	26,900	27,238	25,084	23,732	23,800	29,506	30,175	28,068	29,757	37,438
		12.0%	11.7%	11.9%	11.0%	11.1%	11.0%	12.5%	12.0%	12.0%	12.9%	13.8%
	ベトナム	7,059	6,688	7,182	7,888	8,906	9,427	11,586	12,958	11,608	11,168	12,618
		3.1%	2.9%	3.1%	3.5%	4.2%	4.4%	4.9%	5.1%	5.0%	4.8%	4.6%
	マレーシア	12,399	12,428	13,015	12,764	10,189	9,627	10,343	11,627	10,015	8,739	12,141
		5.4%	5.4%	5.7%	5.6%	4.8%	4.5%	4.4%	4.6%	4.3%	3.8%	4.5%
	インドネシア	10,078	11,209	10,873	9,510	7,827	8,177	8,844	10,069	8,524	7,633	8,922
		4.4%	4.9%	4.8%	4.2%	3.7%	3.8%	3.7%	4.0%	3.6%	3.3%	3.3%
	フィリピン	4,641	4,862	5,042	5,868	5,992	6,396	6,946	7,898	6,469	5,077	7,116
		2.0%	2.1%	2.2%	2.6%	2.8%	3.0%	2.9%	3.1%	2.8%	2.2%	2.6%
	カンボジア	2,905	3,782	4,256	4,525	4,958	4,672	5,294	7,621	6,949	6,083	7,127
		1.3%	1.6%	1.9%	2.0%	2.3%	2.2%	2.2%	3.0%	3.0%	2.6%	2.6%
	インド	5,181	5,481	5,182	5,615	5,294	5,155	6,477	7,600	7,058	5,480	8,595
		2.3%	2.4%	2.3%	2.5%	2.5%	2.4%	2.7%	3.0%	3.0%	2.4%	3.2%
	中東	2,762	2,871	3,079	3,247	3,068	2,874	2,837	2,631	2,307	2,135	2,800
	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	
サウジアラビア	2,255	2,801	2,981	3,110	2,945	2,213	1,736	1,535	1,730	1,676	1,650	
	1.0%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.0%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	
サブサハラ・アフリカ	6,052	6,309	5,969	6,484	5,008	4,834	5,683	5,986	5,189	4,139	5,242	
	2.6%	2.7%	2.6%	2.8%	2.3%	2.2%	2.4%	2.4%	2.2%	1.8%	1.9%	
南米	1,277	1,676	1,856	1,996	2,687	2,823	2,982	2,821	2,752	2,337	2,868	
	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	
ブラジル	2,266	2,232	2,252	1,936	1,532	1,520	1,325	1,481	1,410	1,323	1,935	
	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	

【参考】

ASEAN	54,305	56,732	59,318	59,426	55,143	54,779	59,643	68,437	59,850	55,506	65,450
	23.7%	24.7%	26.0%	26.1%	25.7%	25.4%	25.2%	27.1%	25.6%	24.0%	24.1%
EU (27か国)	20,381	18,132	18,704	19,432	18,196	18,248	19,782	21,023	18,595	17,837	21,501
	8.9%	7.9%	8.2%	8.5%	8.5%	8.5%	8.4%	8.3%	8.0%	7.7%	7.9%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸入		228,483	247,576	250,708	227,932	202,642	194,190	221,514	249,174	216,805	207,696	268,875
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	42,162	49,580	41,082	35,711	31,236	30,673	32,054	35,260	30,297	27,712	36,320
		18.5%	20.0%	16.4%	15.7%	15.4%	15.8%	14.5%	14.2%	14.0%	13.3%	13.5%
	韓国	9,199	8,971	9,057	8,540	7,039	7,283	7,998	8,847	7,880	7,661	10,099
		4.0%	3.6%	3.6%	3.7%	3.5%	3.8%	3.6%	3.6%	3.6%	3.7%	3.8%
	台湾	7,502	8,216	7,599	7,537	7,529	7,120	8,141	8,623	7,292	8,209	10,780
		3.3%	3.3%	3.0%	3.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.5%	3.4%	4.0%	4.0%
	香港	2,339	1,731	1,625	1,189	1,572	1,599	2,909	2,950	2,624	2,005	2,910
		1.0%	0.7%	0.6%	0.5%	0.8%	0.8%	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%
	シンガポール	7,787	7,832	8,226	7,879	7,164	6,511	7,892	7,696	6,835	7,568	7,496
		3.4%	3.2%	3.3%	3.5%	3.5%	3.4%	3.6%	3.1%	3.2%	3.6%	2.8%
	米国	13,473	13,034	14,706	14,675	13,959	12,127	14,897	15,201	16,062	15,131	14,678
	5.9%	5.3%	5.9%	6.4%	6.9%	6.2%	6.7%	6.1%	7.4%	7.3%	5.5%	
英国	1,948	2,762	3,309	2,782	2,550	2,016	2,929	2,967	2,252	1,784	2,082	
	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.0%	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.8%	
ドイツ	5,390	5,976	6,113	5,913	5,541	5,862	6,071	6,757	5,790	5,212	6,339	
	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.7%	3.0%	2.7%	2.7%	2.7%	2.5%	2.4%	
オーストラリア	7,945	5,446	5,477	5,414	4,210	3,418	4,416	5,935	3,645	3,410	6,472	
	3.5%	2.2%	2.2%	2.4%	2.1%	1.8%	2.0%	2.4%	1.7%	1.6%	2.4%	
オランダ	1,135	1,153	1,076	1,040	971	988	986	1,022	895	904	1,041	
	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	
発展途上国	アジア	165,552	185,225	182,830	168,702	151,318	146,053	162,628	184,678	162,245	153,795	204,305
		72.5%	74.8%	72.9%	74.0%	74.7%	75.2%	73.4%	74.1%	74.8%	74.0%	76.0%
	中国	30,581	36,957	37,727	38,498	41,065	42,030	44,239	49,953	45,793	49,849	67,755
		13.4%	14.9%	15.0%	16.9%	20.3%	21.6%	20.0%	20.0%	21.1%	24.0%	25.2%
	ベトナム	2,027	2,986	3,269	3,938	4,050	4,415	4,955	5,709	5,010	5,496	7,066
		0.9%	1.2%	1.3%	1.7%	2.0%	2.3%	2.2%	2.3%	2.3%	2.6%	2.6%
	マレーシア	12,326	13,106	13,247	12,746	11,917	10,791	11,583	13,350	11,884	10,280	12,234
		5.4%	5.3%	5.3%	5.6%	5.9%	5.6%	5.2%	5.4%	5.5%	4.9%	4.5%
	インドネシア	7,370	8,087	8,073	7,279	6,564	6,326	7,303	8,045	6,663	5,853	8,269
		3.2%	3.3%	3.2%	3.2%	3.2%	3.3%	3.3%	3.2%	3.1%	2.8%	3.1%
	フィリピン	2,702	2,724	2,627	2,612	2,358	2,712	3,233	3,444	2,944	3,043	3,885
		1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.2%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%
	カンボジア	176	250	355	590	639	938	894	768	2,048	1,148	910
		0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.9%	0.6%	0.3%
	インド	3,013	3,198	3,503	3,039	2,628	2,573	3,895	4,863	4,358	4,288	6,520
		1.3%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.8%	2.0%	2.0%	2.1%	2.4%
	中東	UAE	14,469	15,645	17,286	12,718	8,165	5,985	7,401	10,695	7,078	5,545
		6.3%	6.3%	6.9%	5.6%	4.0%	3.1%	3.3%	4.3%	3.3%	2.7%	3.6%
	サウジアラビア	7,386	8,240	8,405	7,820	4,931	4,796	6,016	7,316	5,437	4,046	5,765
		3.2%	3.3%	3.4%	3.4%	2.4%	2.5%	2.7%	2.9%	2.5%	1.9%	2.1%
サブサハラ・アフリカ		2,195	3,194	3,608	3,322	1,759	1,568	2,259	3,608	2,418	3,587	4,396
		1.0%	1.3%	1.4%	1.5%	0.9%	0.8%	1.0%	1.4%	1.1%	1.7%	1.6%
南米	メキシコ	605	646	767	568	550	587	598	653	690	719	818
		0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	ブラジル	2,266	2,448	1,965	2,117	2,099	2,163	2,164	2,064	1,876	2,342	3,445
		1.0%	1.0%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	0.8%	0.9%	1.1%	1.3%

【参考】

ASEAN	39,224	42,623	44,000	43,294	41,025	39,404	44,414	48,822	44,497	39,573	46,606
	17.2%	17.2%	17.6%	19.0%	20.2%	20.3%	20.1%	19.6%	20.5%	19.1%	17.3%
EU (27か国)	15,906	17,177	19,551	16,693	15,538	16,075	17,667	19,298	16,784	15,504	18,351
	7.0%	6.9%	7.8%	7.3%	7.7%	8.3%	8.0%	7.7%	7.7%	7.5%	6.8%

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-15 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
貿易収支		-8,890	-23,098	-25,140	-3,200	8,895	18,659	12,218	1,234	6,446	22,164	-422	
先進国	日本	-18,655	-25,731	-19,104	-14,072	-11,383	-10,488	-10,363	-10,693	-9,115	-5,205	-10,997	
	韓国	-4,706	-4,307	-4,528	-4,087	-2,973	-3,277	-3,429	-4,023	-4,044	-3,496	-4,107	
	台湾	-3,697	-4,864	-4,257	-3,573	-4,023	-3,807	-4,220	-4,735	-4,171	-4,523	-5,901	
	香港	9,484	11,126	11,352	11,291	10,082	9,796	9,336	9,464	8,687	9,164	8,546	
	シンガポール	3,498	2,880	2,876	2,444	1,473	1,636	303	1,504	1,194	1,902	1,520	
	米国	8,083	10,056	8,004	9,045	9,867	12,230	11,562	12,757	13,765	19,270	26,700	
	英国	1,888	980	431	1,182	1,218	1,797	1,116	1,056	1,396	1,267	1,393	
	ドイツ	-1,695	-2,433	-2,095	-1,439	-1,303	-1,451	-1,102	-1,678	-1,834	-1,207	-1,350	
	オーストラリア	-34	4,235	4,683	3,775	5,418	6,814	6,024	4,782	6,205	6,428	4,382	
	発展途上国	アジア	11,890	4,738	5,627	5,103	639	1,216	6,378	4,999	-1,909	-4,924	-9,914
中国		-4,585	-10,625	-10,790	-13,703	-17,546	-18,622	-15,253	-20,086	-21,782	-20,559	-29,791	
ベトナム		4,950	3,440	3,795	3,860	4,732	4,919	6,555	7,129	6,575	5,612	5,409	
マレーシア		-86	-838	-435	-129	-1,845	-1,283	-1,379	-1,753	-2,581	-1,534	-120	
インドネシア		2,569	2,997	2,636	2,120	1,168	1,765	1,447	2,167	1,786	1,720	617	
フィリピン		1,883	2,088	2,336	3,189	3,552	3,629	3,667	4,389	3,644	1,974	3,148	
カンボジア		2,488	3,510	3,831	3,887	4,245	3,691	4,379	6,780	4,820	4,880	6,073	
インド		2,105	2,018	1,603	2,507	2,594	2,534	2,529	2,679	2,459	1,136	2,012	
中東		U A E	-11,766	-12,899	-14,336	-9,510	-5,112	-3,156	-4,641	-7,881	-5,018	-3,150	-6,758
サウジアラビア		-5,172	-5,514	-5,545	-4,748	-2,013	-2,615	-4,345	-5,750	-3,941	-2,177	-4,035	
サブサハラ・アフリカ		3,756	2,852	2,175	2,996	3,142	3,192	3,320	2,464	2,826	785	700	
南米		メキシコ	657	1,015	1,058	1,407	2,096	2,214	2,373	2,142	2,169	1,628	2,000
ブラジル		-26	-241	264	-200	-578	-663	-864	-590	-557	-1,021	-1,484	
【参考】													
ASEAN		16,234	15,552	16,709	17,715	15,979	17,688	17,965	22,500	17,344	15,580	18,301	
EU		3,979	159	-462	2,294	2,236	1,802	1,696	1,333	915	1,872	3,033	

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

4. ASEAN 中のタイ

(1) ASEAN 中で経済規模は 2 番目に大きいタイ

1967 年に 5 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足した ASEAN は、1984 年にブルネイ、1995 年にベトナム、1997 年にラオスとミャンマー、1999 年にカンボジアが加盟し、現在、10 カ国で構成されている。IMF の統計によると、2021 年の総人口は約 6 億 6,608 万人、名目 GDP は約 3.4 兆ドルである（図表 3-16）。

タイは、人口、1人あたりGDPでみた所得水準ともに域内4位であるが、タイよりも人口の多いフィリピンに対して所得水準が2.1倍、ベトナムに対しては2.0倍と高いため、経済規模ではASEAN諸国中で2番目に大きい。過去のアジア諸国の経験則では、1人あたりGDPが3,000ドルを超えると自動車の普及率が加速している。タイでは2011年の自動車普及策が需要の先取りをしまい、2012年と2013年はファーストカー減税制度を背景に一時的に自動車販売台数(年間)が約130万台まで拡大したものの、2014年から2017年までは100万台に届かなかった。2018年と2019年には5年ぶりに100万台を上回るまでに回復したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年と2021年は80万台を下回るまでの需要減となった。他方、2022年上半年は前年同期比14.5%増の42万台まで販売台数が伸びており、今後順調に経済が回復すれば、所得水準の伸びも後押しとなり、自動車販売市場としての注目度はまだ高いと見込まれよう。

図表 3-16 ASEAN 諸国の比較表 (2021年)

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
シンガポール	545 (9)	0.7 (10)	3,970 (3)	72,795 (1)
ブルネイ	44 (10)	6 (9)	199 (9)	44,809 (2)
マレーシア	3,270 (6)	331 (5)	3,728 (5)	11,399 (3)
タイ	6,995 (4)	513 (3)	5,132 (2)	7,336 (4)
インドネシア	27,225 (1)	1,911 (1)	11,861 (1)	4,357 (5)
ベトナム	9,832 (3)	331 (4)	3,662 (6)	3,725 (6)
フィリピン	11,020 (2)	300 (6)	3,936 (4)	3,572 (7)
ラオス	738 (8)	237 (7)	186 (10)	2,514 (8)
カンボジア	1,584 (7)	181 (8)	262 (8)	1,654 (9)
ミャンマー	5,355 (5)	677 (2)	652 (7)	1,217 (10)
合計 (平均)	66,608	4,487	33,586	5,042
【参考】				
日本	12,551	378	49,374	39,340
米国	33,218	9,834	229,975	69,231
中国	141,260	9,600	174,580	12,359
インド	139,201	3,287	31,779	2,283
E U28	51,041	4,375	187,501	36,735
E U28 (除く英国)	44,395	4,132	159,214	35,863
USMCA (3カ国)	49,392	21,783	259,322	52,503

(注) 面積のみ2020年のデータ

(出所) IMF、“World Economic Outlook (2019/4)”、国際連合資料より作成

(2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国内での貿易額が年々増加している。2021 年の ASEAN 諸国の域内向け輸出総額は 3,762 億ドルと、2011 年 (3,097 億ドル) の 1.21 倍となった (図表 3-17)。

タイは、この間に ASEAN 諸国向け輸出額を 105 億ドル増やしている (図表を縦方向に合計)。一方、各国からのタイ向け輸出 (図表を横方向に合計) は 124 億ドル増えている。つまり、タイは、当該 10 年で ASEAN 諸国への輸出を増やす以上に、同地域からの輸入を増やしていたことになる (105 億ドル-124 億ドル=▲19 億ドル)。なお、全体的な変化では、相対的に経済規模の大きいインドネシアとマレーシアでは域内輸出の方が大きく増えた一方、ラオスとブルネイの増加規模はこれら 2 カ国と比べると規模が小さく、その他 6 カ国 (タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カンボジア) では輸出先としての金額の方が増えている。

図表 3-17 ASEAN 主要間の貿易額の変化 (2011 年→2021 年)

		輸出元国											
(単位: 100万ドル)		インドネシア	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	
輸出先国	輸出先国	年	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	
	インドネシア	2011	9,971	42,832	6,812	606	2,359	36	6	1	849	63,473	
		2021	8,718	28,881	9,453	865	3,943	115	32	30	156	52,192	
		Diff	-1,253	-13,951	2,640	259	1,584	80	26	29	-694	-11,281	
	タイ	2011	5,897	14,100	11,711	1,904	1,792	3,217	190	1,068	96	39,975	
		2021	7,090	15,579	12,642	3,451	5,984	3,493	511	3,068	581	52,399	
		Diff	1,194	1,479	931	1,547	4,192	276	320	2,000	485	12,424	
	シンガポール	2011	18,444	11,301		28,841	4,278	2,286	397	442	0	219	66,207
		2021	11,634	8,863		41,826	4,195	4,042	214	155	8	2,397	73,334
		Diff	-6,810	-2,438		12,985	-83	1,756	-183	-287	8	2,179	7,127
	マレーシア	2011	10,996	12,265	50,019		1,099	2,832	190	45	1	369	77,817
		2021	12,006	11,864	44,735		1,892	4,400	304	93	20	504	75,819
		Diff	1,011	-401	-5,284		793	1,567	114	48	20	136	-1,998
	フィリピン	2011	3,699	4,590	6,772	3,581		1,535	35	1	0	9	20,224
		2021	8,604	6,954	9,277	5,455		4,596	202	49	8	528	35,671
	Diff	4,905	2,363	2,505	1,874		3,060	167	47	7	519	15,448	
ベトナム	2011	2,354	6,986	10,231	3,827	718		85	149	434	188	24,973	
	2021	6,851	12,330	15,988	10,978	1,639		224	1,561	724	178	50,473	
	Diff	4,497	5,345	5,756	7,151	921		139	1,412	290	-10	25,501	
ミャンマー	2011	359	2,814	1,212	560	14	82		0	0	0	5,042	
	2021	1,122	4,248	2,490	656	52	409		3	0	0	8,981	
	Diff	763	1,434	1,277	96	38	326		3	0	0	3,939	
カンボジア	2011	260	2,664	909	258	10	2,407	0		1	0	6,509	
	2021	531	6,964	7,001	457	36	4,851	12		147	0	20,000	
	Diff	272	4,300	6,092	198	27	2,444	12		146	-0	13,491	
ラオス	2011	9	2,738	35	14	1	274	0	1		0	3,071	
	2021	8	3,934	28	27	0	597	0	1		0	4,596	
	Diff	-1	1,196	-6	13	-0	323	0	0		-0	1,525	
ブルネイ	2011	82	136	1,593	544	6	15	0	0	0		2,377	
	2021	211	82	998	1,391	22	11	0	8	0		2,724	
	Diff	130	-54	-596	847	16	-4	-0	8	0		348	
ASEAN10	2011	42,099	53,466	127,705	56,148	8,635	13,583	3,961	835	1,505	1,730	309,668	
	2021	48,058	63,957	124,976	82,885	12,153	28,833	4,565	2,413	4,005	4,345	376,190	
	Diff	5,959	10,492	-2,729	26,736	3,517	15,249	604	1,578	2,500	2,615	66,522	
輸出増-輸入増 (注)		+17,240	-1,932	-9,856	+28,735	-11,930	-10,251	-3,335	-11,913	+975	+2,268		

(注) 統計誤差等のため、輸出からみた上記図表 3-17 は、輸入からみた数値とは必ずしも一致しない。
(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したタイの位置付け

図表 3-18 は、JETRO の投資コスト比較調査（2022 年 8 月時点調査）を基に、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与等の年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を表している。

これによると、賃金コストは総じて 1 人あたり GDP で表される所得水準と比例する関係にあるが、タイの賃金コストは 1 人あたり GDP で同国の 1.5 倍の水準にあるマレーシアと概ね同じ水準であることが窺える。特に製造業の実質月額給与は、「ワーカー」、「エンジニア」、「中間管理職」のいずれにおいてもマレーシアよりもタイの方が高く、タイの賃金コストは安くないといえる。

図表 3-18 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 72,795 ドル	シンガポール 598 万人	1,907 (2,661)	2,813 (4,055)	4,306 (5,968)	2,589 (3,293)	4,650 (6,107)
マレーシア 11,399 ドル	クアラルンプール 891 万人	431 (587)	867 (1,140)	1,650 (2,173)	922 (1,250)	1,978 (2,679)
タイ 7,336 ドル	バンコク 1,801 万人	447 (678)	798 (1,149)	1,629 (2,227)	883 (1,387)	1,629 (2,526)
インドネシア 4,357 ドル	ジャカルタ 3,376 万人	421 (568)	582 (907)	1,260 (1,876)	507 (675)	1,216 (1,605)
	パタム 151 万人	317 (524)	444 (737)	1,028 (1,309)	- -	- -
フィリピン 3,572 ドル	マニラ 2,492 万人	272 (399)	409 (618)	1,092 (1,561)	594 (837)	1,481 (2,068)
	セブ 252 万人	243 (301)	317 (414)	611 (754)	556 (717)	1,308 (1,592)
ベトナム 3,725 ドル	ハノイ 755 万人	241 (329)	471 (638)	1,025 (1,409)	595 (782)	1,249 (1,630)
	ダナン 157 万人	214 (339)	371 (561)	609 (983)	380 (505)	782 (1,158)
	ホーチミン 1,514 万人	266 (359)	508 (677)	1,064 (1,401)	647 (832)	1,412 (1,785)
ラオス 2,514 ドル	ビエンチャン 71 万人	210 (261)	360 (436)	771 (897)	530 (556)	1,253 (1,451)
カンボジア 1,654 ドル	プノンペン 246 万人	222 (273)	408 (488)	1,003 (1,125)	530 (679)	1,343 (1,704)
ミャンマー 1,217 ドル	ヤンゴン 687 万人	181 (203)	329 (430)	836 (1,035)	477 (671)	1,118 (1,459)
中国 12,359 ドル	北京 1,852 万人	1,369 (2,034)	1,856 -	3,161 (4,828)	1,576 (2,306)	3,199 (4,575)
	上海 2,407 万人	1,124 (1,879)	1,304 (2,518)	2,509 (3,275)	1,441 (2,088)	2,978 (4,542)
	広州 2,694 万人	669 (1,208)	1,239 (1,881)	1,865 (2,749)	1,155 (1,709)	2,530 (3,853)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含む年間総支給額」を 12 ヶ月で割った実質年間コスト（ドル）

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIA より作成

日系企業の進出数が多い他の ASEAN 諸国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）と実質月額給与を比較すると、非製造業で賃金コストの低い「スタッフ」の方が、賃金水準の高い「マネージャー」よりも格差が大きくなっており、タイでのスタッフの賃金コストが相対的に高いことが窺える。

例えば、タイ（バンコク）の非製造業の「マネージャー」での賃金水準は、インドネシア（ジャカルタ）の 1.6 倍だが、「スタッフ」では 2.1 倍と拡大している。これはフィリピン（マニラ）も同様に、「マネージャー」の 1.2 倍に対し、「スタッフ」が 1.7 倍になっているほか、ベトナム（ハノイ）でも「マネージャー」は 1.6 倍である一方で「スタッフ」は 1.8 倍となっている。

タイの周辺国であり、タイとの経済格差が大きいカンボジア（プノンペン）、ラオス（ビエンチャン）、ミャンマー（ヤンゴン）の場合は、賃金水準の低い「ワーカー」や「スタッフ」ではタイとの賃金格差が大きい、「中間管理職」や「マネージャー」の場合はタイとの格差は縮小している。

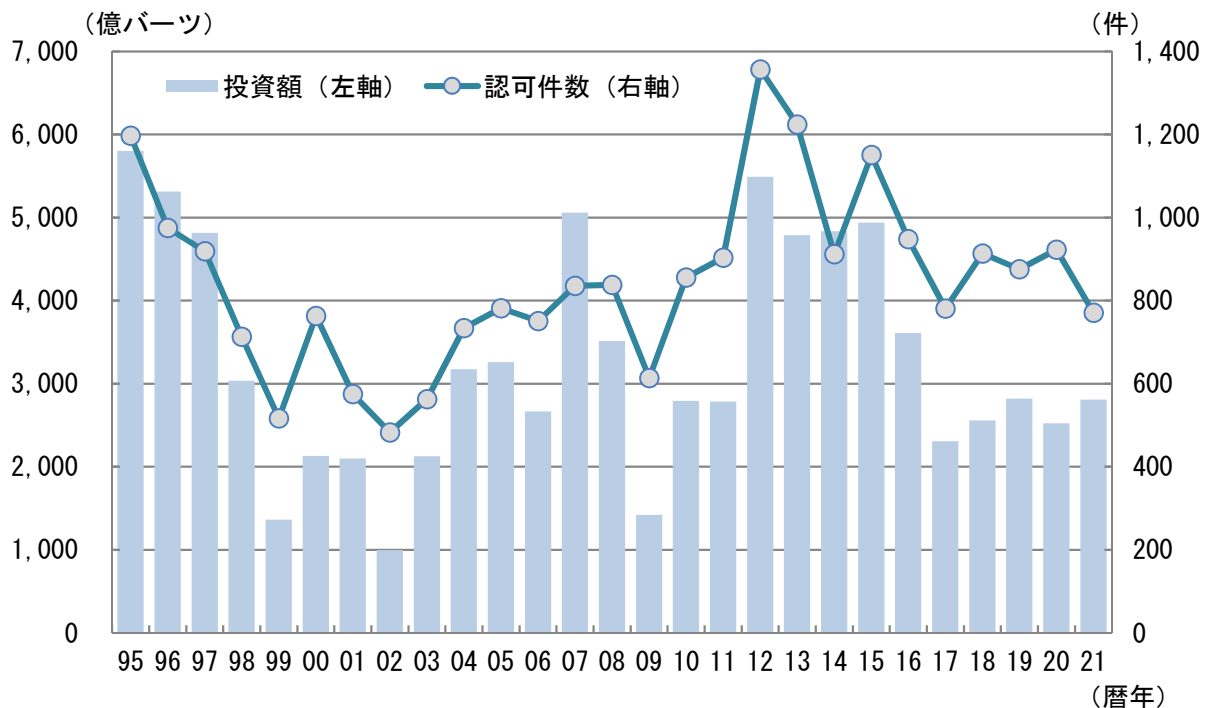
中国の主要都市（北京、上海、広州）に比べればタイの賃金水準は低い。2022 年 8 月調査時点では、これらの主要都市に比べ、タイの賃金コストは「ワーカー」では 0.4 倍（2019 年調査：0.6 倍）、「エンジニア」は 0.5 倍（同 0.7 倍）、「中間管理職」では 0.7 倍（同 0.8 倍）に、非製造業は「スタッフ」では 0.7 倍（同 0.7 倍）、「マネージャー」は 0.6 倍（同 0.7 倍）の水準にある。

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

タイの外国直接投資（FDI）は、1995年に5,801億バーツの投資額を記録したが、以降はアジア通貨危機（1997年）、世界金融危機（2007～08年）を契機とする大幅な落ち込みと回復を繰り返している。2012年以降の数年間は4,000～5,000億バーツ台の高水準が持続したが、2017年に2,308億バーツに落ち込んで以降は3,000億バーツ未満で推移している。同様に、投資件数も過去最大となる2012年の1,357件をピークに減少傾向にあり、2020年は923件、2021年は771件となった（図表4-1）。

図表 4-1 タイの外国直接投資受入状況（認可ベース）



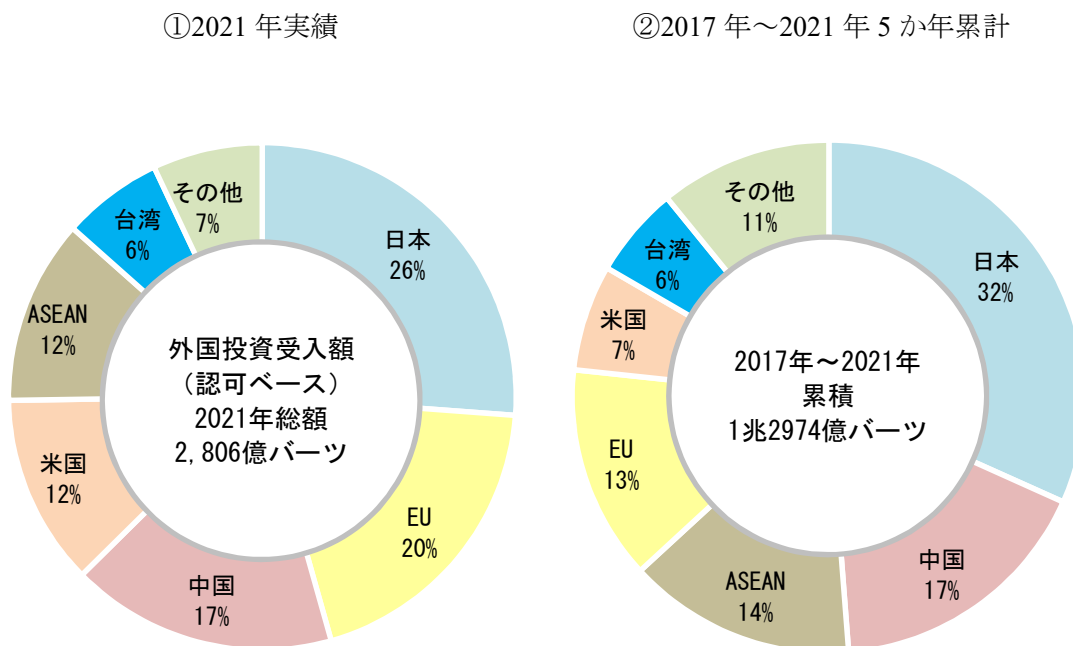
(注) 外国資本比率 10%以上企業が対象。

(出所) BOI 資料より作成

2. 国別受入動向

図表 4-2 に示されるように、2021 年単年、直近 5 年累積（2017 年～2021 年）のいずれにおいても日本がタイへの最大の投資国となっている（認可ベース）。累積ベースでみると、全世界からの直接投資合計金額 1.29 兆バーツのうち、日本が 4,114 億バーツ（構成比 32%）を構成しており、2 位の中国の 2,213 億バーツ（同 17%）、3 位の ASEAN の 1,865 億バーツ（同 14%）を大きく上回っている。

図表 4-2 タイの直接投資受入状況（認可ベース、地域別）



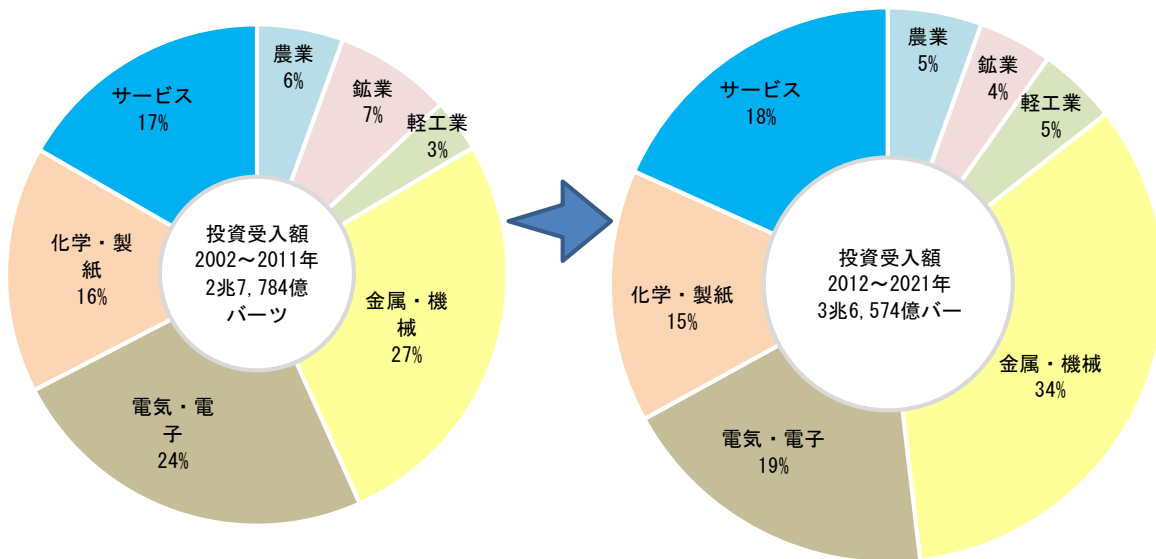
（出所）BOI 資料より作成

3. 業種別受入動向

図表 4-3 は 2002～2011 年と 2012～2021 年のそれぞれ 10 年間について、タイへの業種別直接投資（認可ベース）を比較したものである。投資総額は 2.77 兆バーツから 3.66 兆バーツへと 1.3 倍の規模に増加している。業種別構成比が大きく上昇したのは、自動車・同部品産業が大半を占める金属・機械（27%→34%）であり、他方で電気・電子（24%→19%）は大きく下落した。

ただし、金額ベースで見ると、鉱業を除く全ての業種で増加している。特に金額の増加が大きい業種としては、金属・機械（7,430 億バーツ→1 兆 1,232 億バーツ）が最も大きく、次いで、電気・電子（6,703 億バーツ→6,903 億バーツ）、サービス（4,635 億バーツ→6,683 億バーツ）の順となっている。

図表 4-3 タイの直接投資受入状況（認可ベース、業種別）



（出所）BOI 資料より作成

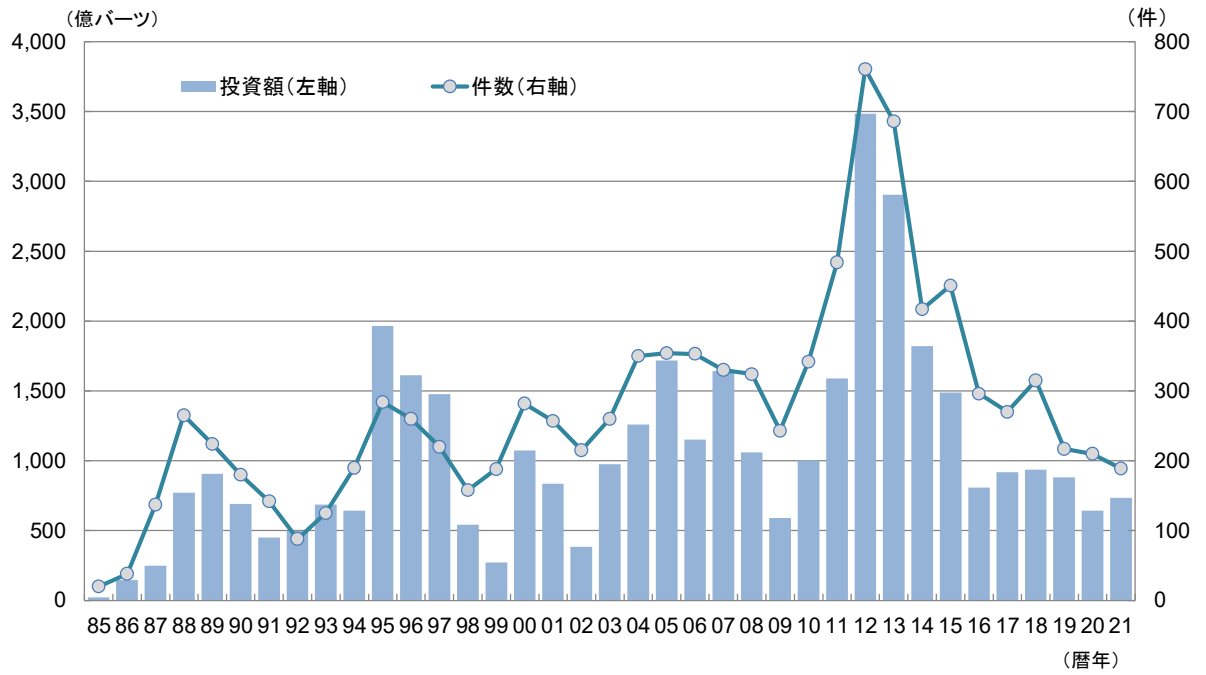
4. 日本からタイへの直接投資

戦後、日本企業のタイ進出が積極化したのは1960年代に入ってからである。1980年代以前は、繊維産業を中心にタイの輸入代替工業化政策に対応して進出した企業が多かった。しかし、プラザ合意後の1980年代半ば以降は、自動車、電気・電子機器、精密機械、食品加工等、製造業を中心に、大企業による輸出指向型産業の直接投資が積極的に行われた。

日本からタイへの直接投資（認可ベース）は、数度のピークとその後の落ち込みを繰り返しながら拡大してきた。1988～89年にピークを打った日本の対タイ投資は、投資の一巡や日本経済の景気後退、タイの社会資本不足の顕在化等からしばらくの間低迷が続いた。その後、1995～96年には、円高の影響もあり対タイ投資は大幅に増加して投資ブームの再来といわれたが、1997年のアジア通貨危機の影響で大きく落ち込み、1999年には270億バーツと、直前のピークである1995年（1,966億バーツ）の7分の1以下の水準まで減少した。その後、2005年には354件の投資案件が認可され、投資総額も1,700億バーツを上回る水準にまで回復し、2007年も同規模の件数・投資額となったが、2008年以降は世界金融危機の影響等から、日本からの直接投資は総額・件数ともに再び落ち込んだ。結果、2009年の件数は243件、投資総額は590億バーツと低水準に留まった。

2011年には東日本大震災、年後半にバンコク周辺で発生した大洪水の影響で、日本からの直接投資の多くが先送りとなった。翌2012年はその反動に加え、被災した現地工場の再建等、自動車関連企業を中心に投資案件が急増し、過去最高の水準（3,484億バーツ、761件）を記録した。2016年以降は自動車関連の大型投資の一巡から落ち着いており、2020年、2021年は新型コロナウイルスの影響もあり、例年に比べて投資額、投資件数ともに減少している（図表4-4）。なお、BOI統計には、既にタイに進出している外資企業による再投資も含まれることから、日本企業の集積が進むにつれて、FDIが増加するといった側面を有している。

図表 4-4 日本からタイへの直接投資流入状況（認可ベース）



(出所) BOI 資料より作成

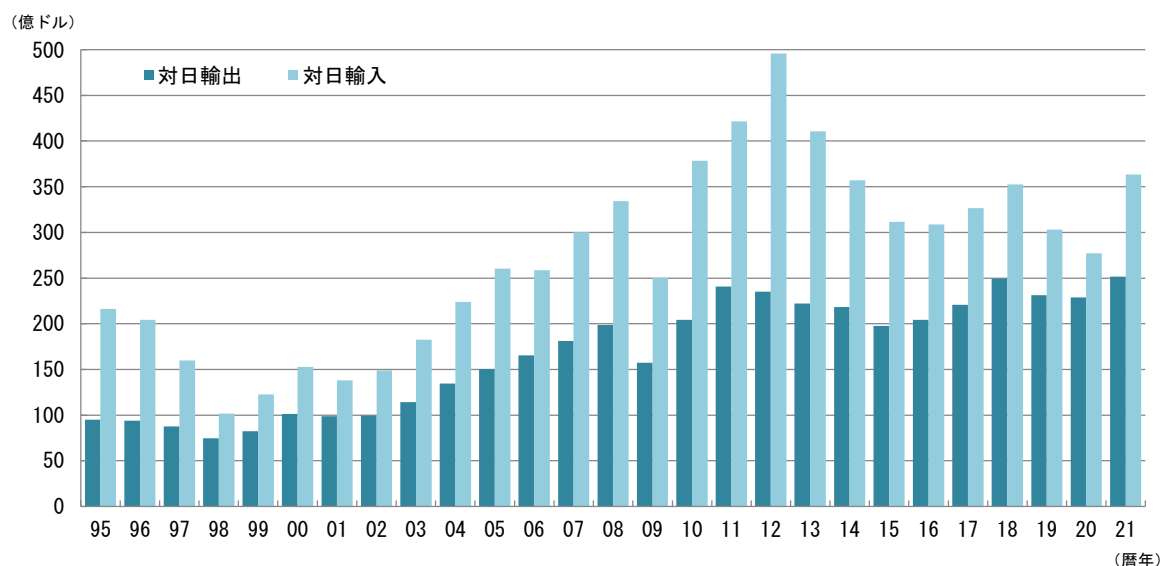
第5章 日本との経済関係

日本とタイの交流は15世紀には既に始まっていたといわれ、17世紀初頭のアユタヤでの日本人村の繁栄も含め、600年以上の歴史を有する。1887年9月26日の日タイ修好宣言調印から2017年で外交関係樹立130周年を迎えた。

1. 日タイ貿易

日タイ間の貿易額は、統計が入手可能な1995年以降、数度の落ち込みをみせつつも増加基調にある。日本からの輸入額については、2012年の496億ドルをピークに急減した。2021年は前年から増加に転じたものの、2012年比で約7割の水準である363億ドルとなった。一方、日本への輸出額は増加傾向にあり、2021年は過去最大となる252億ドルとなった。

図表 5-1 タイの対日輸出入の推移

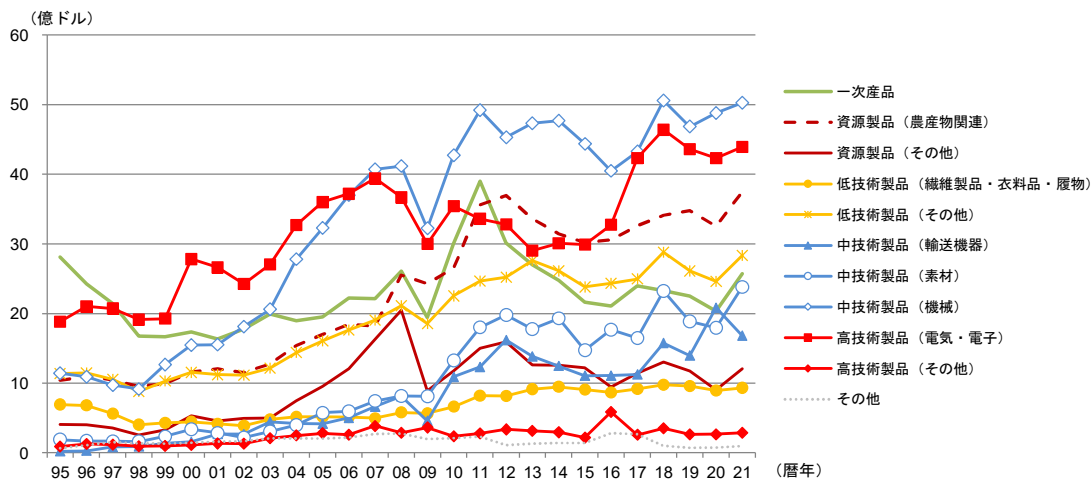


(出所) UNCTAD より作成

次に、タイの対日輸出額を、①一次産品、②資源製品、③低技術製品、④中技術製品、⑤高技術製品に分類してそれぞれの推移をみると、2011年から2021年までの期間で輸出額が伸びているのが、低技術製品、中技術製品、高技術製品の3分類である(図表5-2)。

「低技術製品」は、繊維製品等が微増に留まるものの、卑金属製品、プラスチック製品等を含む「その他」が伸長した。「中技術製品」では、自動車・自動車部品を含む「輸送機器」、ポリマーやプラスチックを含む「素材」、電気回路関連や加熱・冷却装置等を含む「機械」のいずれも対日輸出が拡大している。「高技術製品」は「電気・電子」の輸出拡大が目立ち、特に2018年は通信機器を中心に急増した。なお、天然ゴムやエビを中心とする「一次産品」は、概ね20~30億ドル前後で推移している。また、「資源製品」については、肉・魚介類の調整品をはじめとする農産物関連の輸出拡大がみられるものの、ほぼ横ばいで推移している。

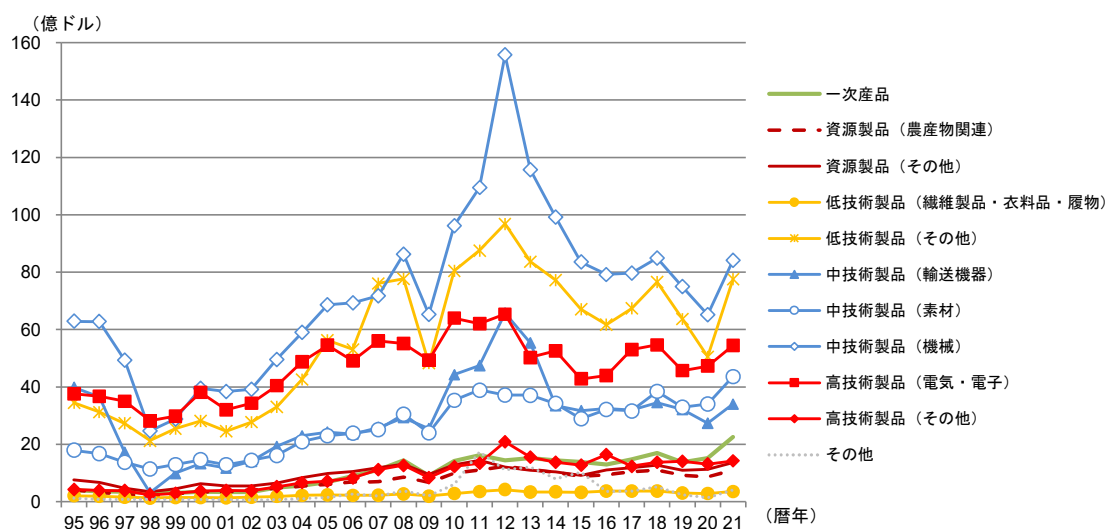
図表 5-2 製品カテゴリー別対日輸出額



（出所）UNCTAD より作成

同様の分類で日本からの輸入額をみると、最も構成比が高く変動も大きいのは「中技術製品」で、うち内燃機関・エンジン部品、電気回路関連、工作機械等を含む「機械」の構成比が高く、変動が大きい。2021年の「機械」輸入額は84.2億ドルで全体の23.2%を占めたが、急激に拡大した2012年の156億ドルと比較すると、5割強の水準に留まっている。次に輸入額が大きいのが「低技術製品」のうち鉄鋼、プラスチック等を含む「その他」であり、2021年の輸入額は77.6億ドル、構成比は21.4%となった。また、「高技術製品」の「電気・電子」の輸入額は比較的安定して推移しており、2021年は54.5億ドル、構成比は15.0%となっている。一方、「資源製品（農産物関連、その他）」、「低技術製品（繊維製品・衣料品・履物）」、「高技術製品（その他）」の輸入額は、それぞれ全体の数パーセントに過ぎず、金額に大きな変動はない（図表 5-3）。

図表 5-3 製品カテゴリー別対日輸入額



（出所）UNCTAD より作成

2. タイにおける日系企業

2022年4月1日時点のバンコク日本人商工会議所（JCCB）の会員企業数は1,651社で、2012年（1,371社）と比較して20%増加している。1,651社の内訳では、製造業が全体の44%にあたる730社、非製造業が同56%の921社となっている（図表5-4）。

製造業企業の会員数は、2012年の663社から2022年の730社まで、67社増加しているが、内訳では自動車及び関連（+37社）、化学（+25社）、その他（+42社）が堅調に増加しているのに対し、食品（+3社）は微増、金属（▲6社）、電気・機械（▲10社）、繊維（▲15社）は減少した。

非製造業も同期間で708社から921社へと213社増加しており、特に商業・貿易（+124社）、その他（+63社）の増加が目立つ。土木・建設・施工（+16社）、金融・保険・証券（+25社）、航空・運輸・倉庫（+10社）も増加した一方で、観光・旅行（ホテル・レストランを含む）（▲39社）と流通・小売（▲28社）は減少している。なお、2022年から新たに情報・通信（35社）の会員数集計が追加された。

なお、上記はバンコク日本人商工会議所の会員数であることから、地方都市への進出企業、中小零細企業等の非会員企業を含めると、さらに多くの企業が活動していると思われる。

図表 5-4 バンコク日本人商工会議所の業種別会員数推移（2012年、2017年、2022年）

(単位:社)	2012		2017		2022		2012-22 増減数
	会員数	構成比	会員数	構成比	会員数	構成比	
商業・貿易	241	18%	358	20%	365	22%	+ 124
製造業	663	48%	777	44%	730	44%	+ 67
現地製造	640	47%	754	43%	716	43%	+ 76
金属	94	7%	92	5%	88	5%	- 6
自動車及び関連	195	14%	231	13%	232	14%	+ 37
電気・機械	171	12%	183	10%	161	10%	- 10
繊維	47	3%	37	2%	32	2%	- 15
化学	82	6%	101	6%	107	6%	+ 25
食品	39	3%	40	2%	42	3%	+ 3
その他	12	1%	70	4%	54	3%	+ 42
駐在員事務所	23	2%	23	1%	14	1%	- 9
土木・建設・施工	71	5%	89	5%	87	5%	+ 16
金融・保険・証券	49	4%	76	4%	74	4%	+ 25
航空・運輸・倉庫	76	6%	92	5%	86	5%	+ 10
情報・通信	-	-	-	-	35	2%	-
観光・旅行（ホテル・レストランを含む）	65	5%	68	4%	26	2%	- 39
広告・出版・書籍	26	2%	30	2%	30	2%	+ 4
流通・小売	43	3%	60	3%	15	1%	- 28
政府関係機関	8	1%	10	1%	11	1%	+ 3
団体	2	0%	2	0%	2	0%	+ 0
その他	127	9%	185	11%	190	12%	+ 63
合計	1,371	100%	1,747	100%	1,651	100%	+ 280

(注) 会員数は各年4月1日時点。

(出所) バンコク日本人商工会議所より作成

3. 日・タイ経済連携協定締結

2021年の貿易額は615億ドルと、ピークであった2012年（731億ドル）の8割強の水準に留まるものの、タイにとって日本は輸入相手としては2位、輸出相手としては3位であり、日本にとってタイは輸入相手として8位、輸出相手として6位であり、双方にとって重要な貿易相手国である（2021年）。

日・タイ経済連携協定（JTEPA）は、2002年から協議が開始され、2007年4月3日の東京での両国首脳による署名を経て、同年11月1日に発効した。物品・サービスの貿易、直接投資、教育・人材育成、情報通信技術、科学技術、エネルギー・環境、中小企業、観光、金融サービス、競争政策、知的財産、相互認証、人の移動を含む広範な内容となっている。

日本の財務省は、経済協定を利用したタイからの輸入額を公表している（経済連携協定別時系列表）。図表5-5は、タイからの輸入額のうちJTEPAや地域協定を利用した輸入額とその割合をまとめたものである。

図表 5-5 タイからの輸入に占める EPA 等利用状況

	2017		2018		2019		2020		2021	
	輸入額 (億円)	比率 (%)	輸入額 (億円)	比率 (%)	輸入額 (億円)	比率 (%)	輸入額 (億円)	比率 (%)	輸入額 (億円)	比率 (%)
輸入総額	25,502	100.0 %	27,707	100.0 %	27,651	100.0 %	25,401	100.0 %	28,931	100.0 %
JTEPA	6,878	27.0%	7,599	27.4%	7,265	26.3%	6,338	25.0%	6,925	23.9%
地域 協定	260	1.0%	361	1.3%	430	1.6%	347	1.4%	379	1.3%

（出所）財務省「経済連携協定別時系列表」「貿易統計」より作成

足下でのJTEPAの利用はタイからの輸入額の3割弱に留まっており、JTEPAの活用が拡大しているとは言い難い。しかし、これは既に日本は多くの関税を撤廃していること、JTEPAと一般関税率と同水準の品目が多い等、JTEPA利用の必要がないケースが多いことも一因となっている。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

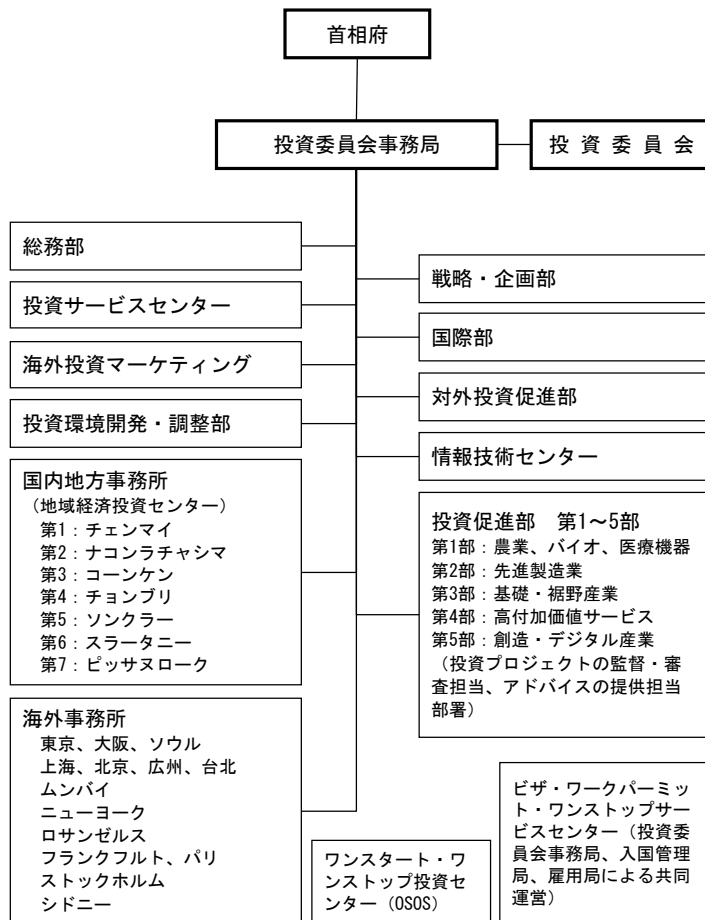
(1) タイ投資委員会 (BOI)

外国人によるタイへの投資に関する事務は、タイ投資委員会 (Board of Investment : BOI) がほぼ一手に所管している。BOI は、投資奨励法 (1977 年) を根拠に設置された組織で、その主な業務は、①産業投資奨励策の策定、②奨励適格事業の審査・特典の付与、③その他産業投資奨励に必要な事業の認定等である。BOI は、首相を委員長とし、工業大臣が副委員長となり、経済関係閣僚、タイ工業連盟、主要民間団体等の代表、顧問委員から構成される。

(2) 投資委員会事務局 (OBOI)

申請案件の審査をはじめとする業務は BOI 事務局 (Office of the Board of Investment : OBOI) が実施している。組織構造は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 OBOI の組織図



(出所) BOI 資料より作成

OBOI は、投資案件を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資環境の調査、普及、内外の投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動等を行っている。

このほか、OBOI は、タイの業種や地域ごとの投資機会に関する総合的な情報を整備し、タイ人投資家や外国人投資家に無料で提供している。また、合弁相手先、技術・経営やマーケティングに関する協力企業、下請企業に関する情報を提供する等の支援も行っている。

(3) ワンスタートワンストップ投資センター（OSOS）

2009年11月、投資に関連する多数の政府機関（図表 6-2 参照）が1ヵ所で対応するワンスタートワンストップ投資センター（One Start One Stop Investment Center : OSOS）が創設された。OSOSでは、法人登記に必要な手続、投資奨励恩典の申請手続、外国人事業ライセンスの取得手続、環境影響評価の実施、公共設備の利用等について、外国人投資家の利便を図っている。また、ビザや就労許可（ワークパーミット）の手続のためのワンストップサービスセンターもバンコク所在の OSOS と同じ場所に移転し、一層外国人投資家の利便を図るようになった。

図表 6-2 OSOS に所属する政府機関

タイ王国国家警察庁	Royal Thai Police
商務省	Ministry of Commerce
財務省	Ministry of Finance
エネルギー省	Ministry of Energy
教育省	Ministry of Education
工業省	Ministry of Industry
内務省	Ministry of Interior
労働省	Ministry of Labour
天然資源・環境省	Ministry of Natural Resources and Environment
保健省	Ministry of Public Health
運輸省	Ministry of Transport
観光・スポーツ省	Ministry of Tourism and Sports
科学・技術省	Ministry of Science and Technology

※One Start One Stop Investment Center (OSOS)

住所：18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road, Pathumwan Bangkok 10330, Thailand

電話：+66 2209 1100 FAX：+66 2209 1199 メール：osos@boi.go.th

（出所）BOI 資料より作成

2. 最近の動き

(1) 投資奨励策の概要

現在のタイにおける投資奨励策は、BOI 布告第 2/2557 号に基づいた、8 ヶ年投資奨励戦略（2015～22 年）を基に実施されている（なお、投資奨励法に基づく具体的な投資奨励策、奨励業種等については、第 9 章にて詳述する）。この戦略に基づきそれまでの「ゾーン制」が廃止される等、約 20 年ぶりに投資奨励策における抜本的な改革がなされた。現在の投資奨励策では、BOI の投資奨励特典は「業種に基づく特典」と「メリットによる追加特典」の 2 パターンに大きく分けられる。

(2) 業種に基づく特典

「業種に基づく特典」は、国の競争力に対する業種の重要度に応じ、A1～A4、B1、B2 の 6 グループが設定され、A1（デザインや R&D 等）が最も厚い特典を受けられる。

(3) メリットによる追加特典

「メリットによる追加特典」とは、国や産業発展に貢献する活動への投資を奨励することを目的とし、①競争力向上のための追加特典、②地方分散のための追加特典、③工業用地開発のための追加特典（グループ B の業種を除く）という 3 種類の特典からなる。

(4) 申請方法のオンライン化

2020 年 1 月から紙媒体の申請書の提出方法が認められなくなり、BOI のウェブサイトから申請を行うこととなった。また、BOI 投資奨励に基づき外国人事業許可証を取得する場合、商務省事業開発局に対する申請は不要となり、BOI に対するオンライン申請による取得が認められることとなった。

ひとくちメモ 1: タイの外資政策の変遷

【1970年～1990年代前半までの主な動き】

これまでのタイの経済発展において外資の果たした役割は大きく、外資政策はタイの経済・産業政策運営において重要な政策手段となってきた。現在に至っては、充実した投資奨励策が特徴的なタイであるが、過去には他の開発途上国と同様に、時として外資に対する警戒感から、外資に対する規制の強化に傾きがちであった。そうした警戒感から施行されたのが、1972年に制定された投資奨励法（旧法）と外国企業の事業や外国人の就業規制等であった。

しかし、このような揺り戻しがあったものの、その後のタイ政府及び投資委員会（BOI）の外資導入に対する姿勢は一貫して積極的であった。1970年代の後半には、石油ショックの影響もあり不況に見舞われたタイであったが、その打開策として再び外資誘致による経済回復に期待が寄せられるようになった。その結果、外国企業の誘致促進のため、1977年に投資奨励法が新たに制定され、同法によりBOIの権限強化、投資サービスセンターの設置等が行われた。

1980年代後半以降、タイでは、日本を中心とした外資流入が急増し、経済も活況を呈するようになったが、その一方で、地域間の所得格差の拡大、インフラ整備の遅れや技術者等人材不足が露呈し始めた。そこでBOIは、外資導入政策の質的転換を図り、1991年に投資奨励法を改正し、経済発展に遅れをとった地域への投資優遇措置の強化を行った。

【アジア通貨危機を契機とする外資政策の変化】

1997年7月に発生した通貨・経済危機は、タイの外資政策にも大きな変化をもたらした。タイ政府は、IMFの指導の下、流出する外資を抑え、国内資本の蓄積を図るため、外資への規制緩和に動き出した。規制緩和の一つとして、外資出資比率規制の緩和が挙げられる。パーツ切り下げによる外貨建て債務の増加や収益の悪化等からタイ側出資者の資金調達能力が低下し、外国側出資者の増資が不可欠であったにもかかわらず、外国側出資者に対する出資比率制限がその障害となっていたのである。BOIは、1997年から1998年にかけて、外国企業についてもBOI認可特典を受けて参入できる業種を拡大していった。そして、1999年10月には、外国人事業法そのものを改正し、規制業種をそれまでの63業種から43業種に削減、小売・卸売業等への外国企業の参入も容認することとなった。

その後、タイ政府は、経済発展の推進、国際競争力の強化、地方開発の促進、産業間の連携に寄与する税制面での特典付与の適正化等を目的とした投資奨励策を策定し、2000年8月以降の認可事業から適用した（BOI布告（2000）No.1、2）。

【さらなる成長を目指して】

2015年1月からは従来制度から一新した投資奨励策が策定・施行された。新投資政策の下では、研究開発やデザイン等、付加価値の高い企業活動が奨励される等、産業高度化に向けた取組みが強化されている（BOI布告第2/2557号）。政府は8カ年投資奨励戦略（2015～2022）により、「サフィシエンシー・エコノミーに基づき、持続的成長をもたらし、中所得国の罫を乗り越え、競争力を高めるために国内及び海外での高度な価値のある投資を促進する」という投資促進のビジョンを示し、2017年1月には改正投資奨励法が、同年2月にはインパクトの大きい新たな投資を呼び込むための特定産業競争力強化法という新法が制定された。

2022年11月、BOIは2023～2027年を対象とする新たな「5カ年投資促進戦略の概要を発表した。同戦略では「イノベティブ」（テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティーを基盤とする経済）、「コンペティティブ」（競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済）、「インクルーシブ」（社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済）という3つのコンセプトを掲げ、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築するとの方針が示されている。

第7章 主要関連法規

1. 投資奨励法

投資奨励法は1977年に制定され、以降、1991年、2001年、2017年に改正されている。この法律はタイの産業振興を目的とするもので、恩典の付与により新規事業のための企業設立を奨励している（詳細は第9章参照）。恩典には税制上の恩典のほか、新規事業立ち上げの際の土地所有、外国人就労許可等の恩典も含まれる。外資系企業による新規事業の立ち上げに限らず、国内企業の新規事業にも平等に適用される。ただし、奨励対象企業は法人に限定されている。奨励を受けるためには、奨励対象事業について、投資委員会（BOI）の審査や認可を受けるための奨励申請を行う必要がある。なお、外資政策の転換（BOI 布告）により、2000年8月以降、製造業については輸出比率に関係なく外資による100%保有が認められるようになった。また、2001年12月に法人所得税の免税額に上限が設けられた。2014年には、BOI 布告により、所得水準と利用可能なインフラストラクチャーによって、3つの投資奨励地域（(i) 一人あたりの国民所得の低い20県、(ii) 特別経済開発区、及び (iii) BOI の奨励または承認を受けた科学技術パーク）が設けられた。

2. 外国人事業法

外国人事業法の規制は1972年革命団布告第281号の制定から始まり、1999年に外国人事業法に改編された。この革命団布告は、1972年の軍事政権下で外国人の営む事業（会社、個人）を規制する目的で制定されたが、1997年のアジア通貨・経済危機を経て、外国資本・技術の導入を促進する目的で1999年に抜本的に改正された。また、商業や建築の分野も条件付きながら自由化され、また罰則も強化される等の改正が図られ、2003年3月から施行された。外国人事業法では、「外国人」の定義が定められており、会社（法人）の場合、総資本の50%以上が外国資本であれば外国企業とみなされ、外国人事業法の規制対象となる（詳細は「第10章 外資規制業種」参照）。したがって、タイ51%、日本49%の合弁企業であればタイ企業となり、外国人事業法の規制対象外となる。

3. 外国人の就労に関する規制

2008年に制定された外国人就労法は、2017年の外国人就労管理に関する緊急勅令によって廃止されたため、現在は同緊急勅令によって外国人の就労が規制されている。同緊急勅令は、外国人の就労許可証取得の根拠法になっているもので、外国籍の労働者は、同緊急勅令による就労許可なしにはタイで就労することができない。これには、タイ人の雇用確保と経営者、専門家、技術者等のポストへのタイ人就業の促進を図る狙いがある。また、タイでは、27の業種において外国人の就労が禁止されている（詳細は「第19章 労働事情」を参照）。

4. タイ工業団地公社法

工業団地公社に関する法律は、1972年に革命団布告第339号によって初めて導入された。

その後、タイ工業団地公社法が 1979 年に制定され、1991 年、1996 年、2007 年、2019 年に改正されている。この法律は、工業省に属する国営企業としてのタイ工業団地公社（IEAT）の設立とその目的、業務を規定している。IEAT は、工業団地の造成、工業団地関連インフラの整備、工業団地の管理・運営等の業務を、独自にあるいは民間企業と共同して行うこととされている。

5. 工場法

現在の工場法は 1992 年に制定され、2019 年に改正されている。同法の目的は、労働者の安全確保と公害防止であり、概ね 50 馬力以上の動力源を使用する工場は同法の規制対象となり、操業前に許可証を取得する必要がある。工場新設の際には、ほとんどの場合、建設業者が手続きを代行するので、一般的に大きな問題は生じないが、その後の工場内の変更・拡張にも許可申請が必要になるので注意を要する。監督省庁は工業省工場局である。

6. 土地法

土地法は 1954 年に制定され、以降数度にわたり改正されている。同法では、外国人または外国人が資本の 49%超を有する、もしくは株主の過半数が外国人株主である株式会社による土地所有を原則として禁止している。しかし、1999 年改正により、外国人が少なくとも 4,000 万バーツ以上を外国から投資し、内務大臣から許可を受けた場合、住居用として 1 ライ（1,600 ㎡）以下の土地を所有することができることとなった。2008 年改正では、土地権原証書（title deed）・利用権証書（utilization certificate）取得のための手続き等が変更された。また、2013 年の改正により、担保や相続により承継された土地に関する権利の登録等についての規定が見直されている。

7. 公開会社法

現在の公開会社法は 1992 年に制定され、2001 年、2008 年に改正されている。2001 年の改正により、債務の株式化や一定の条件を満たす自己株式の取得、減資（ただし、全資本の 4 分の 1 未満に減資してはならない）が認められることとなった。また、2008 年には行政罰に関する規定が追加され、罰金の支払が適切になされた場合には違反に関する手続きは終了することとなる。2022 年に公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、広告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられたが、今回の法改正が日本企業に対して及ぼす影響は限定的であると考えられる。

なお、上場する公開会社においては、公開会社法以外にも証券取引所法による規制を受けることとなる。公衆から株式を募集し、取引所でこれが取引されることとなるため、株主間に人的な関係がある非公開会社に関する規制より厳しい内容になっている。他方で、タイの日系企業の多くは（公開会社ではなく）非公開会社であるが、非公開会社は民商法典に基づいているため、公開会社法は適用されない。ただし、今回の改正の趣旨の多くは非公開会社にも当てはまる点があり、将来的には民商法においても同様の改正が行われる可能性はありうろと思われる。なお、民商法も 2022 年に改正されているが、今回の民商法の改正においては同様の改正は行われていない。（民商法改正の詳細は「第 8 章 投資形態」参照）

8. 労働者保護法

労働者保護に関する規制は 1972 年革命団布告第 103 号によって初めて導入され、1998 年に労働者保護法が成立した。労働者保護法はその後何度も改正されている。この法律は、日本の労働基準法に相当し、雇用に関する規制、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金等について定めている。2008 年には、使用者が不可抗力以外の事由によって事業を一時的に休業させる必要がある場合に、使用者が労働者を就労させることができない期間における賃金支払額の引き上げ等の改正が、2010 年には、特定の業務分野における労働安全、衛生、環境に関する新法と平仄を合わせる改正が行われた。また、2019 年には、3 日間の用事休暇（有給休暇）の付与や出産休暇日数の上限の引き上げ、20 年以上勤務する者に対する解雇補償金の額の引き上げ、使用者の変更に伴う労働者からの同意取得の義務化等に関する改正がなされている。

9. 労働関係法

労働関係法は 1975 年に制定され、同年、1991 年、2001 年に改正されている。同法は、労働組合、労使紛争の仲裁、調停、ストライキについて定めている。法律上、調停が不調に終わった場合には、ストライキやロックアウトを行うことができるものとされている。なお、同法は、民間事業者の労働者のみを対象としており、国営企業の労働者については、別途、2000 年に制定された国営企業労働関係法が適用される。

10. 日・タイ経済連携協定（JTEPA）

JTEPA は 2007 年に発効された二国間協定である。日タイ両国政府は、物品やサービスの貿易の自由化、円滑化、人の移動、相互承認の円滑化、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大等について日・タイ経済連携協定を締結し、2007 年 11 月 1 日に発効した。

JTEPA の発効により、物品貿易に関しては最終的には日本からタイへの輸入額（2004 年時点）の約 97%、タイから日本への輸入額（2004 年時点）の約 92%の関税が段階的に撤廃されることとなる。この協定により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を 10 年以内に撤廃することとなり、日本は多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った。

2022 年に改正された JTEPA では、HS コードのベースが HS2002 から HS2017 に移行されたことと運用上の手続き規則の改定が行われた。

第8章 投資形態

1. 4つの進出形態

外国企業がタイに進出する場合、①既存企業への資本参加、②現地法人の設立、③支店の設置、④駐在員事務所の設置の4つの方法が一般的に採用されるが、現在タイに進出している日系企業の多くは、②の現地法人を設立する方法で進出している。この場合、タイ企業との合弁で出資比率を50%未満に留めるケースもあれば、50%以上の出資や、100%出資のケースもある。

外資が資本の50%以上を保有する場合には、外国人事業法の規制対象となり、タイで特定の事業を行うことが一般的に禁止され、または特定の事業を行うために外国人事業許可を取得する必要がある。ただし、投資奨励法に基づき、投資委員会（BOI）によって奨励される特定の事業に関して投資に係る認可を取得する場合は、外国人事業法に基づく外国人事業許可の取得義務が免除される。この場合、外資100%での企業の設立が認められることも多い。

外国人事業法では規制対象の事業（43業種）が3つに分類されている。すなわち、外国企業による事業の運営が厳格に禁止されている9業種（農業や仏像製造、土地売買等）、国家の安全等のために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている13業種（運送業や鉱業、銃器の製造等）、タイ企業の競争力が不十分であるために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種（水産業やサービス業等）である（「第10章 外資規制業種」参照）。外資50%以上や外資100%の外国企業は、これらの43業種以外の業種（例えば、製造業等）に係る事業については外国人事業許可を取得することなく営むことが可能である。しかし、外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種には「その他のサービス業」が含まれており、相当な範囲の事業が「サービス業」に該当すると判断される可能性があり、この場合には、外国人事業許可が必要となるので、留意が必要である（例えば、一般的に製造業に分類される事業であっても、オーダーメイドのような受注製造型の製造業は委託加工を行う「サービス業」に該当し、また、販売後のメンテナンス等のサービスを行うことも「サービス業」に該当する可能性がある）。

①既存企業に資本参加する場合であっても、②現地法人の設立と同様の規制を受けることから、50%未満の出資割合での進出が一般的である。また、③支店の設置による場合であっても、外国人事業法の規制を受けることから、その活動範囲は関連するライセンスを取得した範囲に制限される。④駐在員事務所の設置の場合には、外国人事業法の規制は受けないものの、その活動範囲は情報収集業務等に限定され、その他の営業活動を行うことはできない。

³ 外国企業（外資50%以上）の場合、200万バーツ以上の登録資本金が必要となる。また、外国人事業法に基づく外国人事業許可が要求される事業を営む場合には、300万バーツ以上の登録資本金が必要となる。BOIの投資奨励を受けようとする場合には、少なくとも100万バーツまたは投資奨励法によって奨励される業種に応じた投資奨励条件によって別途要求される追加の登録資本金が必要となる。これに対して、タイ企業（外資50%未満）の場合には一般に最低資本金に関する規制はない。

2. 企業進出の3つの方法

外国企業がタイに進出し、現地法人（外国人事業法上の外国企業）を設立して事業を営む場合には、原則として次の3つの方法のいずれかを採用する。

(1) 投資奨励法による恩典を受けて進出する方法

まず、投資奨励法に基づき、BOI から認可を受けて会社を設立する方法である。この場合には外国人事業法の一部の条項は適用されないことになるが、投資奨励法に基づく認可要件及び BOI による外国資本に関する規制に従う必要がある。なお、タイの経済や技術発展に資する奨励業種であれば、製造業に限らず、外資 100%による現地法人の設立も認められる。

(2) 工業団地公社法による恩典を受けて進出する方法

タイ工業団地公社（IEAT）の管理する工業団地に入居する方法である。IEAT に土地使用申請を行う必要があり、実施事業がタイの工業、技術、産業発展等に資する場合に許可される。使用申請に対する審査においては、団地内の秩序維持や汚染防止等がより重視されるため、一部の事業に関しては工場法や国家環境保全推進法で要求される環境対策の遵守も要求されることとなる。必要とされる環境審査／評価報告書の提出と関連する許可の取得後に、工業団地の土地の使用申請書を IEAT に提出しなければならない。係る手続きは、土地の所有や外国人就労の許可取得の前提となるものであり、また、自由事業区（IEAT Free Zones）に進出する場合の機械・原材料等に課せられる関税やその他の租税の免除等の恩典も、その後に申請されることとなる。ただし、法人所得税の減免に係る恩典を受けることができないため、同時に BOI の認可を受けて投資奨励法による恩典を受けるのが一般的である。

(3) 上記いずれの奨励恩典も受けずに進出する方法

BOIやIEATによる認可や許可を受けない場合、これらの恩典を受けることができない。加えて、外資比率が 50%以上の場合、外国人事業法による規制を遵守する必要がある。

3. タイの会社形態

タイの法人形態には、①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ、③非公開会社、④公開会社の4種類がある。③非公開会社がタイ国内で最も多い事業形態で、一般に株式会社という場合にはこれを指す。タイに進出している日系企業の多くも非公開会社の形態をとっている。①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ及び③非公開会社については民商法典が、④公開会社については公開会社法が設立根拠法である。

普通パートナーシップは無限責任社員のみ、②リミテッド・パートナーシップは無限責任社員と有限責任社員から、それぞれ構成される。また、③非公開会社は、過去には7名以上の株主が必要とされていたが、2008年の民商法典改正を受けて、株主数の要件は3名以上に引き下げられた。

その後、2022年11月8日改正法が公布され、2023年2月7日より施行される予定の民商法においては、株式会社設立手続の柔軟性を促進する目的株主数が2名に削減されている。

株主は出資金の額を上限とする有限責任を負う。一定の事業に従事する場合を除いて、取締役の国籍要件は存在しない。なお、現在、最低株主数を2名とすることや、非公開会社のM&Aに関する規定等に関わる民商法典の改正が検討されている。④公開会社で証券取引所に上場している場合は、株式の募集等は証券取引所を通じて行われる。2022年11月時点、タイの上場会社数は867社（タイ証券取引所の上場会社数が675社、MAI（Market for Alternative Investment）の上場会社数が192社）である。2022年5月24日付で公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、広告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられた。

4. BOIによる恩典を受けるための条件

BOIの投資奨励事業は、8分野129業種にわたる。BOIの資料によれば、認可に関する一般的な基準等は以下のとおりである。ただし、これらの基準を全て充足すれば必ず認可や恩典を受けることができるというわけではなく、最終的にはBOIやその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

- ① 国籍に関係なく恩典を受けることは可能である。
- ② 恩典は奨励対象事業（例えば、タイの産業発展に資するもの等）に付与される。また、対象事業に含まれない場合でも、タイの産業発展に資するものであれば、BOIに申請することにより追加される。
- ③ 当初の投資額として土地代と運転資金を除き100万バーツ以上が必要である。
- ④ 新規プロジェクトまたは新規に設立された法人の当初の負債額は登録資本金の3倍以内であることが必要である。なお、プロジェクトを拡大する場合はBOIが個別に判断する。
- ⑤ 先端的な生産方法や新しい機械を使用しなければならない。外国から輸入した中古機械を使用する場合は、BOIに対して、第三者機関がその機械の性能を証明する書類を提出しなければならない。
- ⑥ 十分な環境保護システムを有していなければならない。
- ⑦ 合弁の基準
 - (a) 農業、畜産、漁業（タイ近海及びタイの排他的経済水域の海洋生物）及びその他の外国人事業法別表1に定める業種⁴においては、タイ国籍者が出資全体の51%以上を保有しなければならない。
 - (b) 製造業においては、外国籍者が出資の大部分または全部を所有することもできる。

⁴ 第10章図表10-1の「I種」に記載の9業種である。

- (c) 合理的な理由がある場合、BOI は特定の業種に限り外国籍者の出資比率を定めることができる。
- ⑧ 収益の 20%以上（ただし、電化製品と部品、農産業と農産加工品、コイルセンターについては収益の 10%以上）の付加価値を生み出す事業でなければならない。
- ⑨ （土地代と運転資金を除き）投資金額が 1,000 万バーツ以上の場合、操業開始後 2 年以内に ISO9000、ISO14000 またはそれらに相当する国際基準の認定を受けなければならない。これが遵守されない場合、法人所得税の免税期間が 1 年間短縮される。
- ⑩ 奨励による恩典は法人が営む事業にのみ与えられる。申請段階では個人名義でも可能であるが、認可後、正式に投資奨励証書の発給を受けるときまでに法人を設立し、法人名義で投資奨励証書発給申請を行う。
- ⑪ 登録資本金は操業開始までに 100%払い込む必要がある。民商法典上、非公開会社は登録資本金のうち 25%以上の払込が行われれば登記は可能となるが、BOI の恩典を受ける場合には、通常、操業開始までに 100%を払い込むことが条件とされている（タイの場合、日本の授權資本制度と異なり、基本定款に記載された数の株式を設立時に全部発行する。また、登録資本金の 25%以上の払込が行われれば会社を設立でき、その後取締役の請求により残額を払い込む制度となっている）。
- ⑫ （土地代と運転資金を除き）投資金額が 7.5 億バーツ以上の場合、投資奨励申請に際してはフィージビリティ・スタディ報告書を提出しなければならない。
- ⑬ その他条件として、上記以外に以下のものがある。
- (a) 投資奨励証書に記載された品目の製造または役務の提供のみを行わなければならない。例えば、投資奨励証書に記載のない品目を製造するときは、都度、BOI の認可を受けなければならない。
- (b) 法人所得税は、投資資本金の一定の割合（BOI の奨励対象業種ごとに異なる）を上限に免税となるが、ナノテクノロジー開発事業等の特定の BOI 奨励対象業種は、一定期間に限り法人所得税が上限なく免除される。
- (c) BOI の恩典として取得した土地や輸入税の減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用しなければならない。これらを別の用途に使用してはならない。

第9章 主要投資インセンティブ

BOIによる投資奨励制度の改正により、2015年1月1日以降ゾーン（地域）ごとの恩典付与ではなく、（外国人による）事業の内容とタイへのメリットを基準として恩典を付与する制度に変更がなされている。また、BOIは2022年11月4日に2023年から2027年を対象とする新たな5ヵ年投資促進戦略で推進する新投資奨励策の概要を発表した。新しい奨励措置は2023年1月から適用されている。

1. BOI 認可企業に対する恩典

投資奨励法に基づき BOI から投資奨励事業の認可を受けた会社には、図表 9-1 記載の各恩典が与えられる。

図表 9-1 BOI 認可企業の恩典内容

税務上の恩典
機械輸入税の免除・減税
原材料及び必要資材輸入税の減税
研究開発用の物品の輸入税の免除
法人所得税及び配当金に係る税金の免除
高度技術・イノベーション事業から発生する純利益及び配当金に係る税金の免除
法人所得税の50%減税
輸送費、電気代及び水道代の2倍までを控除
インフラの設置、建設費の25%を通常の減価償却に加えて控除
輸出向け製造用の原材料及び必要資材の輸入税の免除
税務以外の恩典
投資機械の調査のための外国人入国許可
被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可
土地の所有権の許可
タイ国外への外貨送金の許可

（出所）BOI 資料より作成

2. BOI 認可にあたっての基準

上述したように、BOIは2022年11月4日に、2023年から2027年を対象とする新たな5ヵ年投資促進戦略を発表し、この5ヵ年投資戦略及びこれに基づく新投資奨励策は2023年1月3日より施行されている。5ヵ年投資促進戦略においては、3つのコンセプトを掲げるとともに、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」に向けた7つの具体的な方針を示した。

<5 ヶ年投資戦略のコンセプト>

- 1 Innovative：テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティーを基盤とする経済
- 2 Competitive：競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済
- 3 Inclusive：社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済

<新しい経済の構築に向けた7つの方針>

- 1 既存産業のアップグレードとタイの高ポテンシャル新産業の構築、サプライチェーンの総合強化
- 2 自動化、デジタル化、脱炭素化への投資を通じたグリーンでスマートな産業への移行の加速
- 3 ビジネスセンターとしてのタイの促進及びに地域の国際貿易と投資のゲートウェイ
- 4 中小企業と新興企業の強化でグローバル市場とサプライチェーンへの連結の確保
- 5 タイの各地域のポテンシャルに適合し包摂的な成長を可能にする投資の促進
- 6 地域・社会の発展を促進する投資の促進
- 7 タイ企業のビジネスチャンス拡大のためのタイの海外投資促進

(1) 投資奨励ポリシー

上記の5 ヶ年投資促進戦略に伴い、新たな投資奨励策の概要も発表された。同奨励策は、高度な技術とイノベーションを中心に競争力を向上させ、より強固な産業基盤を構築するという同戦略の狙いを反映しており、主な内容は以下のとおりである。

- ① 国家発展に重要なターゲット産業への投資奨励措置
- ② 競争力創出のための投資奨励措置
- ③ 既存の事業拠点の継続・拡大のための投資奨励措置
- ④ ビジネス拠点移転を奨励する措置
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響等からの経済回復のための投資刺激措置
- ⑥ スマート、サステナブル産業を推進する奨励措置
- ⑦ 中小企業向け投資奨励措置
- ⑧ ターゲット地域（経済特区等）への投資奨励措置

なお、新しい奨励措置には、①国家発展に重要なターゲット産業にバイオ・循環型・グリーン（BCG）経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれている。また、恩典の手厚さを示す等級も、現行の最上位『A1（法人税8年免除）』の上に、新たに『A1+』を追加された。

サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術／イノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対して、10～13年の法人税免除恩典を付与されている。

(2) プロジェクト認可基準

①農業、工業、サービス業における競争力向上

- ・ 収入の 20%以上の付加価値を有すること（ただし、農業及び農産品事業、電子及び部品事業、コイルセンター事業は収入の 10%以上の付加価値を有すること）。
- ・ 近代的な製造工程を有すること。
- ・ 新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合の基準は図表 9-2 のとおり。

図表 9-2 プロジェクト認可基準

機械の状態	原則	生産拠点移転の場合
使用年数（製造から輸入までの期間。以下同じ）が5年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が5年超10年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は機械簿価の50%を上限に法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が10年超の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められない。 ・ ただし、海運、空運、金型事業に関しては、使用が認められる場合があり、その場合には、投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められるとともに、輸入税の免税が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。

(出所) BOI 資料より作成

- ・ 投資額（土地代と運転資金は除く）が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より2年以内に ISO9000、または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。
- ・ コンセッション事業及び民営化事業について、BOI は 1998 年と 2004 年の閣議決定に基づく以下の検討方針を用いる。
 - i. 国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
 - ii. 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operate または Build-Operate-Transfer）に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請する前の時点で BOI にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなくてはならない。

原則として、BOI は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。

- iii. 政府プロジェクトを民間に運営・所有させる（Build-Own-Operate）については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、BOI は通常の基準に基づき投資奨励を検討する。
- iv. 国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。

②環境への影響の予防

- ・ 環境への影響の予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、BOI は立地及び汚染処理について特別審議を行う。
- ・ 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守すること。
- ・ ラヨン県に立地するプロジェクトは、2011年5月2日付 BOI 布告第 Por.1/2554 号「ラヨン県地域における投資奨励政策」に従うこと。

③最低投資金額及びプロジェクトの可能性

- ・ プロジェクトごとの最低投資金額（土地代及び運転資金を除く）は 100 万バーツ以上とする。ただし、投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、年間人件費から最低投資金額を検討する。
- ・ 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は 3 : 1 以内であること。拡大プロジェクトについては個別案件ごとに検討する。
- ・ 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 7 億 5,000 万バーツを超えるプロジェクトは、BOI が定めたとおり、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。

④外国人による持株基準

BOI は一般的な認可基準に加えて、投資奨励申請の対象となるプロジェクトに係る外国人の持株基準を以下のとおり定めている。

- ・ 外国人事業法別表 1 に該当する事業は、タイ国籍者が登録資本金の 51% 以上の株式を保有しなくてはならない。
- ・ 外国人事業法別表 2 及び 3 に該当する事業は、他の法律で別途定める場合を除き、外国人が過半数または全株の株式を保有することを認める。
- ・ BOI が適切と認めるときには、特定の奨励事業に限り、外国人の出資比率を定めることができる。

3. 投資奨励ゾーン

(1) 事業の内容に基づく恩典

BOIは、事業内容をグループAとグループBの2つに分類し、各グループにおける事業の重要度に基づき、段階的に恩典を付与している。計画している事業がA1+～A4またはB1・B2のいずれのグループに分類されるかについては、BOIが公表している一覧表を参照されたい。

グループAに含まれる事業内容と恩典の概要は図表9-3のとおりである。

図表 9-3 グループAの事業内容と恩典

グループ		法人所得税の免除	機械輸入税の免除	輸出处向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
A1+	サプライチェーンの川上に位置する産業、もしくはバイオテクノロジーなど、政府がターゲットとするテクノロジーを開発する事業	10～13年間の免除（上限額なし）	-	-	-
A1	国の競争力を向上させる、デザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間の免除（上限額なし）+メリットベースの恩典	○	○	○
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、又はまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する産業	8年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A3	すでにタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する産業	5年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A4	技術がA1～A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○

(出所) BOI 資料より作成

グループBに含まれる活動内容と恩典の概要は図表9-4のとおりである。

図表 9-4 グループBの事業内容と恩典

グループ		法人所得税の免税	機械輸入税の免税	輸出处向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
B1	高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	× ただし、競争力の向上と地方分散化のメリットにつき追加恩典を付与される場合あり	○	○	○
B2	高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	×	×	○	○

(出所) BOI 資料より作成

(2) メリットベースの恩典

BOI は、国家または産業全体に有益な（メリットのある）投資・支出に対して前述の事業内容に基づく恩典に加えて、追加の恩典を付与している。

メリットベースの恩典には、①競争力向上のための追加恩典、②地方分散のための追加恩典、及び③工業用地開発のための追加恩典の3種類がある。

①競争力向上のための追加恩典に係る投資・支出の種類と与えられる恩典の概要は図表 9-5 のとおりである。

図表 9-5 競争力向上のための投資・支出への恩典

対象となる投資・支出の種類	法人所得税免税の追加上限
技術・イノベーションの研究開発：自社研究開発/タイ国内での外注による研究開発、またはタイ国外の機関との共同研究開発	300%
BOIが同意する、タイ国内にある技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究開発機関及び科学技術分野の機関に対する支援	100%
タイ国内で開発された技術のライセンス料	200%
高度技術訓練	200%
タイ国籍者が51%以上株式を保有する、タイ国内の原材料及び部品メーカー（Local Supplier）の開発：高度な技術訓練及び技術支援	200%
BOIが同意する製品及びパッケージデザイン：自社またはタイ国内の外注	200%

上記の投資・支出が、最初の3年における収益の合算に占める割合	追加の法人所得税免税期間（免除期間の合計は13年以内）
1%または2億パーツ以上	1年
2%または4億パーツ以上	2年
3%または6億パーツ以上	3年

（出所）BOI 資料より作成

②地方分散化のための追加恩典に関しては、1人あたりの国民所得が最も低い20の県⁵（別途、特別措置が設けられているタイ南部国境地域と特別経済開発区を除く）に立地するプロジェクトに対して、追加的に3年間の法人所得税免除が付与される。なお、事業内容に基づく恩典として8年間の法人所得税免除が既に付与されているグループ A1 または A2 の事業を行うプロジェクトには、8年間の法人所得税免除期間の終了後5年間にわたり、奨励を受けている事業から生じた純利益に対する法人所得税が50%減税される。地方分散化のための追加恩典に係る事業内容とその恩典の概要は図表 9-6 のとおりである。

⁵ カーラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリーラム、プレー、マハーサーラーカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、サコンナコーン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アムナートチャルーン

図表 9-6 地方分散化のための投資・支出への恩典

グループ	法人所得税の 免除	追加法人所得税 の免除	合計	左記期間終了後5年 間にわたり法人所得 税50%減税	支出控除（輸送費、電気 代、水道代の2倍を10年間控 除、インフラ設置・建設費 の25%を追加控除）
A1	8年間 (上限額なし)	×	8年間	○	○
A2	8年間	×	8年間	○	○
A3	5年間	3年間	8年間	×	○
A4	3年間	3年間	6年間	×	○
B1	×	3年間	3年間	×	○
B2	×	×	×	×	×
ターゲット技術 開発の支援事業	10年間 (上限額なし)	3年間	13年間	×	○
8類	10年間 (上限額なし)	3年間	13年間	×	○

(出所) BOI 資料より作成

③工業用地開発のための追加恩典に係る投資・支出の種類とその恩典の概要は図表 9-7 のとおりである。

図表 9-7 工業用地開発のための投資・支出への恩典

グループ	法人所得税の免除	追加法人所得税の 免除	合計
A1	8年間 (上限額なし)	×	8年間
A2	8年間	×	8年間
A3	5年間	1年間	6年間
A4	3年間	1年間	4年間
B1	×	×	×
B2	×	×	×
ターゲット技術 開発の支援事業	10年間 (上限額なし)	1年間	11年間
8類	10年間 (上限額なし)	1年間	11年間

(出所) BOI 資料より作成

メリットベースの恩典を申請する場合、法人所得税免除対象プロジェクト（A1～A4）に関しては、申請者は法人所得税免除期間の終了日前に申請書を提出する。申請前に、法人所得税免除の継続性を確認するため、審査が行われる。申請が承認された場合、申請日より遡及的に追加恩典が適用される。すなわち、メリットベースの恩典を申請した投資と支出が既に行われている場合、既実施分は追加恩典の対象としてカウントされる。

なお、メリットベースの恩典は1種類または複数の種類を選択して申請することが可能である。法人所得税免除期間の合計は申請したプロジェクトの種類により異なるが、13年以内とされており、これを上回ることはいできない。

また、法人所得税免除対象外のプロジェクト（B1）に関しては、メリットベースの恩典の申請を、投資奨励承認申請と併せて提出しなければならない。

4. 投資奨励業種

現在 BOI は、投資奨励業種として次の8類に分類される100以上の業種を規定している。

- (1) 1類：農業及び農産品（25の業種により構成）
- (2) 2類：鉱業、セラミックス、基礎金属（16の業種により構成）
- (3) 3類：軽工業（11の業種により構成）
- (4) 4類：金属製品、機械、運輸機器（24の業種により構成）
- (5) 5類：電気・電子機器産業（7の業種により構成）
- (6) 6類：化学、紙及びプラスチック（16の業種により構成）
- (7) 7類：サービス、公共事業（29の業種により構成）
- (8) 8類：技術及びイノベーション開発（1の業種により構成）

5. 特別措置とポリシー

BOI は、上記の投資奨励に加えて、8ヵ年計画に従って、以下の特別措置とポリシーを公表している。

(1) 生産効率の向上のための措置

BOI 布告によって、生産効率向上のための措置、条件と恩典が定められている。

①対象プロジェクト

- a) 研究開発に使用される機械
- b) 公害防止または除去をする機械
- c) 操業許可されたか否かを問わず、電子製品及び部品の製造プロジェクトに使用される機械、既存の機会に代替するもの

②恩典付与の条件

- a) （土地代と運転資金を除き）投資額が、100万バーツ以上であること。ただし、中小企業の場合には、50万バーツ以上であること。

- b) 中小企業とは以下の条件を充足する企業をいう。
 - i) 年間収入が 5 億バーツ以下であること。
 - ii) タイ企業またはタイ人が、登録資本金の 51%以上の株式を保有していること。
- c) 単位当たりの直接コストの削減、歩留まりの向上、生産工程での不良品/廃棄物の削減等所定の指標を満たすこと。
- d) 申請書を各年の最終営業日までに提出すること。また、奨励証書が発行された日より 3 年以内に、投資を完了しなければならない。

③ 特典の内容

- a) 機械輸入税の免税
- b) 3 年間の法人所得税免除。ただし、本措置に基づく投資額（土地代と運転資金を除く）の 50%相当額を上限とする。（国内の自動化機械設備が 30%以上である場合、100%を上限とし法人所得税を免除する）
- c) 法人所得税免除期間は、奨励証書発行後、収入が発生した日より開始する。

(2) 特別経済開発区（SEZ）に関する投資奨励政策

近隣諸国との経済連携を強化し ASEAN 経済統合を促進するため、主に国境エリアを中心に特別経済開発区（Special Economic Development Zone、SEZ）が設置されている。特別経済開発区の対象地域は図表 9-8、対象業種については図表 9-9、主な特典の内容は図表 9-10 のとおりである。

図表 9-8 特別経済開発区の対象地域

県	郡	区
ターク	メーソット	ター・サーイ・ルワット、プラ・タート・パーデー、 メーガーサー、メーグ、メーターオ、メーパ、メーソット、 マハーワンの8区
	ポッ・プラ	チョンケーブ、ポッ・プラ、ワーレーの3区
	メー・ラマート	カネージュ、メージャ・ラオ、メー・ラマートの3区
サケオ	アランヤプラテート	ター・カーム、バーン・ダーン、パー・ライの3区
	ワッタナー・ナコーン	パッ・カ
トラート	クローンヤイ	クローンヤイ、マイ・ルート、ハート・レックの3区
ムクダハーン	ムアン・ムクダハーン	カム・アー・ファン、ナー・シー・ヌアン、バーン・サーイ・ ヤイ、ムクダハーン、シー・ブン・ルアンの5区
	ワーン・ヤイ	チャ・ノート、バーン・サーイ・ノイ、ボン・カーム、 ワーン・ヤイの4区
	ドーン・ターン	ドーン・ターン、ポーサイの2区
ソクラー	サダオ	サダオ、サムナック・カーム、サムナック・テーオ、 パーダン・ベーターの4区
ノンカイ	ムアン・ノンカイ	カーイ・ボック・ワーン、ナイ・ムアン、バーン・ドウア、 プラ・タート・バン・プアアン、ポー・チャイ、ポーン・ サワン、ミーチャイ、ウィアン・クック、シー・ガーイ、 ノン・ゴーム・ゴ、ハート・カム、ヒン・ンゴームの12区
	サラ・クライ	サラ・クライ
チェンライ	チェン・コーン	クルン、ブン・ルアン、リム・コーン、ウィアン、シー・ ドーン・チャイ、サ・ターン、フウアイ・コーの7区
	チェン・セーン	バーン・セオ、パー・サック、メー・ンゲン、ヨー・ノック、 ウィヤン、シードーン・ムーンの6区
	メーサーイ	ゴ・カーン、バーン・ダーイ、ポーン・ンガーイ、ポーン・ パー、メーサーイ、ウィイアン・パーン・カム、シー・ ムウアン・チュム、フウアイ・クライの8区
カンチャナブリ	ムアン・カンチャナブリ	ゲーン・シアン、バーン・ガオの2区
ナコンパノム	ムアン・ナコンパノム	グル・ク、ター・コー、ナー・サーイ、ナー・ラート・ クワイ、ナイ・ムアン、バーン・ブン、ポー・ターク、 ノン・ヤート、ノン・セーン、アー・サー・マートの10区
	ター・ウテー	ノン・ターン、ラーマ・ラート、ウーン・プラバートの3区
ナラティワート	ムアン・ナラティワート	コーグ・キアン
	ターク・バイ	ジェ・ヘエ
	イー・ンゴー	ラ・ハーン
	ウエーン	ロ・ジュート
	スンガイ・コーロック	スンガイ・コーロック

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-9 特別経済開発区における対象業種

業種	ターク	サケオ	トラート	ハムクダ	ソンクラー	チェンライ	ノンカイ	ナコンパノム	カンチャナブリ	ナラティワート
農業、水産業及び関連事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部国境地域における投資奨励措置に基づく恩典を付与する
セラミックス製品	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
繊維、衣類、皮革産業	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
家具の製造	○	○	×	×	○	○	×	○	○	
宝石及び装飾品	○	○	×	×	×	○	×	○	○	
医療機器の製造	○	○	×	×	×	○	×	○	○	
自動車、機械及び部品	○	○	×	×	×	×	×	○	○	
電気電子産業	○	○	×	○	×	×	×	○	○	
プラスチック製造	○	○	×	×	×	○	×	○	○	
薬品製造	○	○	×	×	×	○	×	○	○	
ロジスティクス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工業団地/工業区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
観光支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
家畜飼料又は飼料成分の製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共建設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造及び建設資材の製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ボディケア製品の製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消費生活用のプラスチック製品の製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
パルプ又は紙からの製品の製造	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
工場及び倉庫のための建物開発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-10 特別経済開発区の主要な恩典

一般投資奨励対象業種	対象業種
法人所得税免除期間を通常より3年追加。ただし、合計8年間まで	法人所得税免除期間は最高8年間
法人所得税が8年間免除されるA1又はA2に該当する業種の場合、法人所得税免除期間満了後、さらに5年間法人所得税を50%減税	さらに5年間法人所得税の50%減税
輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除	
通常の減価償却以外に、インフラの設置費又は建設費の25%を控除	
機械の輸入税免除	
輸向け製造用原材料の輸入税免除	
未熟練外国人労働者の導入許可	
その他の税制以外の恩典（土地の所有権、外国人技術者の導入など）	

(出所) BOI 資料より作成

(3) 東部経済回廊（EEC）に関する投資奨励政策

東部特別開発地区（Eastern Special Zone）として、チャチューンサオ、チョンブリー、ラヨーンの3県が指定され、同地区において EEC 政策委員会が指定するターゲット産業に従事する場合、EEC 政策委員会が適切であると判断した範囲内の恩典が付与される。

対象業種については下記に示すとおりである。

1. 次世代自動車産業
2. スマートエレクトロニクス産業
3. 高所得者向け観光及びメディカルツーリズム
4. 農業及びバイオテクノロジー産業
5. 食品加工産業
6. ロボット産業
7. 航空及びロジスティクス産業
8. バイオ燃料及びバイオ化学産業
9. デジタル産業
10. 総合医療産業
11. 国防産業
12. 人材開発及び教育

また、主な恩典の内容は次のとおりである。

- 法人所得税が最大 15 年間免除される。
- 経営者、スペシャリスト及び研究者の個人所得税が 17% に減免される。
- 経営者、スペシャリスト及び研究者は 1 回の申請で 5 年間有効のワークパーミットを取得することができる。
- 製造・研究開発に使用される機械及び原料に関して輸入税が免除される。
- 土地またはコンドミニアムを所有することができる。
- 50 年以上の賃貸借をすることができる（最大 49 年間延長可）。

6. IEAT 工業団地の恩典

投資奨励法に基づく恩典のほか、タイ工業団地公社法に基づく恩典として、工業省に属する国営企業であるタイ工業団地公社（Industrial Estate Authority : IEAT）の管轄の工業団地に立地することにより付与される恩典がある。

(1) タイの工業団地

タイには約 60 カ所の工業団地が建設され、道路、電気、上下水道、廃棄物処理、通信等の工場稼動に必要な設備のほか、住居、公立・民間の学校、インターナショナル・スクール、ショッピングセンター、スポーツ施設、銀行とホテル等の施設が整備されている。工業団地は、その開発主体とその用途で区分すると次のような種類に分類される。

まず、開発主体別にみると、①タイ工業団地公社 (IEAT) が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Estate と称される)、②民間企業が造成し、IEAT と共同で運営・管理する工業団地 (これも Industrial Estate と称される)、③民間企業が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Park や Industrial Zone と称される) の 3 種類がある。③の工業団地についても、後述のように、BOI 認可を得ている団地であれば一定の恩典を享受することができる。

次に、用途別にみると、①一般の企業が入居する一般工業区 (GIZ= General Industrial Zones) と②フリー・ゾーン (IEAT Free Zones) の 2 種類に大別される。フリー・ゾーンはかつて輸出加工区 (EPZ=Export Processing Zones) という名称であったが、2008 年 1 月の法律改正により名称が変更されると同時に、輸出関係業のみならず商業その他のサービス業の入居も可能となった (図表 9-12)。

IEAT の工業団地には BOI のように奨励対象業種というものはなく、外国企業の場合には、タイの工業、技術、産業発展に貢献する企業で、工業団地の環境を阻害するものでなければ、原則として工業団地への入居が認められる (ただし、BOI による恩典と同様、所定の条件を全て充足した場合に必ず入居や恩典が認められるというわけではなく、最終的には IEAT やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である)。そして、IEAT の統括する工業団地内に入居する外国企業は土地を所有することが可能である。他方、IEAT の認可を得ていない工業団地に入居する企業は、別途 BOI の認可を受けなければ、土地を所有することはできない。

入居する工業団地の選定にあたっては、進出後の事業内容を踏まえつつ、立地条件、BOI 投資奨励ゾーン区分、恩典内容、原材料・製品等の輸送ルート・コスト、工業用水や電力の供給能力、廃棄物処理能力、洪水時の安全性等を考慮して決定する必要がある。

図表 9-12 工業団地の種類

開発主体別分類	
Industrial Estate	IEAT が造成・運営・管理する工業団地
	民間企業が造成し、IEAT と運営・管理する工業団地 (団地数では最多)
Industrial Park または Industrial Zone	民間企業が造成・運営・管理する工業団地 (BOI の投資恩典を受けているものもある)

用途別分類	
General Industrial Zones (GIZ)	工業、サービス業又は工場運営やサービス業に関係するその他の事業を行うためのエリア
IEAT Free Zones	工業、商業又はその他これらに関連する経済的利益、国家安全保障、公共福祉、環境管理若しくはその他 IEAT が定める事由に関する事業を行うためのエリア

(出所) IEAT 資料より作成

(2) 工業団地入居の恩典

IEAT の工業団地に入居した場合の恩典をまとめると以下のとおりである。

- ① 工業団地内の土地を所有することができる。
- ② 外国人技術者や専門家及びこれらの家族の入国ビザや外国人就労許可を受けることができる。
- ③ フリー・ゾーンでは機械や原材料等に課せられる関税その他の租税が免除される。なお、輸出加工区として発足した当初と異なり全ての製品の輸出は義務づけられないが、フリー・ゾーンから国内へ移入する際に、輸入税、物品税、付加価値税等を納付しなければならない。
- ④ 建築規制法に基づく建築許可、工場法に基づく工場設立・操業許可、都市計画法に基づく許可等、権限が分散している各種許可を、IEAT 事務所または IEAT 本部（工業団地内のワンストップサービスセンター⁶）にて手続きを行うことができる。

⁶ 工業団地内のワンストップサービスセンターは、BOI が管轄するワンスタートワンストップ投資センター（OSOS）とは異なり、BOI の管轄下にあるものではない。

第10章 外資規制業種

1. 規制 43 業種

外国人事業法では、3 カテゴリー計 43 業種が列記されており、それらの業種に対する外国資本が 50%以上の企業による事業を規制している（図表 10-1）。

図表 10-1 外国人事業法による規制 43 業種

<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種 特別な理由による禁止（9業種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業</td></tr> <tr><td>(2) 稲作・植林・農業</td></tr> <tr><td>(3) 畜産</td></tr> <tr><td>(4) 林業・天然木材加工</td></tr> <tr><td>(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）</td></tr> <tr><td>(6) タイ薬草の採取</td></tr> <tr><td>(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売</td></tr> <tr><td>(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造</td></tr> <tr><td>(9) 土地取引</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家の安全又は保障に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修</td> </tr> <tr> <td>(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）</td> </tr> <tr> <td>芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業</td> </tr> <tr> <td>(3) タイの骨董品・民芸品等の取引</td> </tr> <tr> <td>(4) 木彫品の製造</td> </tr> <tr> <td>(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染</td> </tr> <tr> <td>(6) タイ楽器の製造</td> </tr> <tr> <td>(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造</td> </tr> <tr> <td>(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造</td> </tr> <tr> <td>環境・天然資源に影響を与える事業</td> </tr> <tr> <td>(9) サトウキビからの製糖</td> </tr> <tr> <td>(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業</td> </tr> <tr> <td>(11) 岩塩の製造</td> </tr> <tr> <td>(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業</td> </tr> <tr> <td>(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工</td> </tr> </tbody> </table>	第1種 特別な理由による禁止（9業種）	(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業	(2) 稲作・植林・農業	(3) 畜産	(4) 林業・天然木材加工	(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）	(6) タイ薬草の採取	(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売	(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造	(9) 土地取引	第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）	国家の安全又は保障に関する事業	(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修	(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）	芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業	(3) タイの骨董品・民芸品等の取引	(4) 木彫品の製造	(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染	(6) タイ楽器の製造	(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造	(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造	環境・天然資源に影響を与える事業	(9) サトウキビからの製糖	(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業	(11) 岩塩の製造	(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業	(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から</td> </tr> <tr><td>(1) 精米及び製粉</td></tr> <tr><td>(2) 漁業（養殖）</td></tr> <tr><td>(3) 植林</td></tr> <tr><td>(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造</td></tr> <tr><td>(5) 石灰製造</td></tr> <tr><td>(6) 会計サービス</td></tr> <tr><td>(7) 法律サービス</td></tr> <tr><td>(8) 建築サービス</td></tr> <tr><td>(9) エンジニアリングサービス</td></tr> <tr><td>(10) 建築業（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）</td></tr> <tr><td>(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業</td></tr> <tr><td>(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業</td></tr> <tr><td>(16) 広告業</td></tr> <tr><td>(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）</td></tr> <tr><td>(18) 旅行代理店</td></tr> <tr><td>(19) 食品・飲料の販売</td></tr> <tr><td>(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良</td></tr> <tr><td>(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）</td></tr> </tbody> </table>	第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）	競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から	(1) 精米及び製粉	(2) 漁業（養殖）	(3) 植林	(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造	(5) 石灰製造	(6) 会計サービス	(7) 法律サービス	(8) 建築サービス	(9) エンジニアリングサービス	(10) 建築業（但し、一部例外あり）	(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）	(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）	(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）	(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業	(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業	(16) 広告業	(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）	(18) 旅行代理店	(19) 食品・飲料の販売	(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良	(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）
第1種 特別な理由による禁止（9業種）																																																			
(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業																																																			
(2) 稲作・植林・農業																																																			
(3) 畜産																																																			
(4) 林業・天然木材加工																																																			
(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）																																																			
(6) タイ薬草の採取																																																			
(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売																																																			
(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造																																																			
(9) 土地取引																																																			
第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）																																																			
国家の安全又は保障に関する事業																																																			
(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修																																																			
(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）																																																			
芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業																																																			
(3) タイの骨董品・民芸品等の取引																																																			
(4) 木彫品の製造																																																			
(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染																																																			
(6) タイ楽器の製造																																																			
(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造																																																			
(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造																																																			
環境・天然資源に影響を与える事業																																																			
(9) サトウキビからの製糖																																																			
(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業																																																			
(11) 岩塩の製造																																																			
(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業																																																			
(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工																																																			
第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）																																																			
競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から																																																			
(1) 精米及び製粉																																																			
(2) 漁業（養殖）																																																			
(3) 植林																																																			
(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造																																																			
(5) 石灰製造																																																			
(6) 会計サービス																																																			
(7) 法律サービス																																																			
(8) 建築サービス																																																			
(9) エンジニアリングサービス																																																			
(10) 建築業（但し、一部例外あり）																																																			
(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）																																																			
(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）																																																			
(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）																																																			
(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業																																																			
(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業																																																			
(16) 広告業																																																			
(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）																																																			
(18) 旅行代理店																																																			
(19) 食品・飲料の販売																																																			
(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良																																																			
(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）																																																			

2. 現地調達比率規制

タイにおいては現地調達比率についての一般的な規制はないが、次のような措置を講じることにより、現地調達比率の向上に努めている（図表 10-2）。

図表 10-2 現地調達比率の向上のための措置

1	原材料・部品・完成品の種類別に輸入関税率に恩典の差を設けて誘導
2	投資奨励業種の認可要件として、収益の付加価値率20%を要求（但し、電子・電子部品産業、農業及び農産品加工産業、コイルセンターについては付加価値率10%を要求）
3	BOIによる、国内産業保護の目的での特定の物品に対する輸入税又は輸入制限の設定
4	BOIは、投資奨励恩典を付与するに際し、原材料・部品等の国産品使用を求めない
5	BOIの奨励対象者によって行われる事業の種類によって恩典を区分
6	政府調達にあたって特定の企業及び個人からの国産品の調達を促進

（出所）BOI 資料より作成

ひとくちメモ 2： 中小企業向け賃貸工場

主要工業団地内には賃貸工場（レンタル工場ともいう）があり、直ぐに生産を開始したい、あまり大きな敷地はいらぬといった中小企業には便利。タイの専門会社が工業団地内の土地を購入して賃貸工場を運営するケースと、工業団地運営会社が自ら手掛けるケースがある。いずれも工業団地管理事務所で紹介してくれる。工場内には、事務所、駐車場のほか、簡素であるが販売用店舗、住居スペース、食堂等が整備されているものもある。利用にあたっては権利の範囲、ユーティリティ負担の要否、追加コストの要否等を確認することが大切。増設対応が難しいこと、5年以上操業した場合にコスト的に割高になることもある点に注意が必要。買い取り特約を付けることもできる。

なお、工業団地運営会社から、法改正・運用方法等の変更に関する有益な情報が提供されることはあまり期待できない。日本企業は、タイ人労働者を通じて、法改正に関する情報を得ることが多いが、工業団地運営会社に問い合わせても適切な情報を確認できるとは限らない。そのため、法令改正等の正確な情報に関しては、操業後も引き続き自ら情報収集する必要がある。



レンタル工場の並ぶ工業団地の一角

第11章 許認可・進出手続

本章では、BOI への投資奨励申請手続、非公開会社の設立手続、工場設立に関する手続、その他の投資奨励証書受領後の手続の概要を示す。また、各手続段階で必要とされる書類、添付書類等についても記載する（大まかな流れは図表 11-3、11-5 を参照）。また、最後に、タイにおける一般的な M&A の方法についても言及する。

1. BOI への投資奨励申請手続

(1) 申請書の提出

事前調査が終了し、事業計画完成後、BOI のウェブサイトから電子申請を行う。

申請書には、製造品目カタログ、会社概要、工程表等を添付する必要がある。工程表に記載のある工程は投資奨励を受けた後に遵守する義務があり、材料の入荷・検査から製品の検査・出荷までもらさず記入する必要がある。また、この工程表に指定されたもの以外の機械・設備については関税の免除や軽減を受けることができないため、工程表と機械・設備導入の整合性に注意を要する（工程表で必要とされない機械・設備の輸入税減免は認められない）。なお、環境を汚染するおそれのある事業については「初期環境影響調査結果報告書 (https://www.boi.go.th/un/form_app1)」を申請書と同時に提出しなければならない。また、中古機械・設備の導入は原則認められないが、一定の例外の下では認められることもあるため、その場合には、機械・設備の能力証明書も同時に提出しなければならない。

(2) BOI 担当官によるインタビュー

申請者は、電子申請提出後、BOI 担当官にアポイントを取り、申請書提出から原則として 10 営業日以内にインタビューを受けなければならない。インタビューの目的は、委員会で案件を審議するための追加的な情報の入手であり、具体的には、製品の詳細、製造工程についての技術的な説明や申請者（会社）の現在の事業内容について 2 時間程度のヒアリングを受ける。インタビューには技術者の同行も可能である。

(3) 委員会による案件審査

BOI 担当官による案件の詳細レポートができあがると、委員会に提案され審議される。この場合、投資額により次のように取り扱う委員会等が異なる。

- ① （土地代と運転資金を除き）投資額 2 億バーツ以下の場合： BOI 事務局の内部委員会
- ② 投資額 2 億バーツ超 7 億 5,000 万バーツ以下の場合： BOI の小委員会
- ③ 投資額 7 億 5,000 万バーツ超の場合： BOI の小委員会及び投資委員会

原則、内部委員会と小委員会は毎週開催、投資委員会は四半期ごとに開催される。申請書提出から審査認可までの期間は、①の場合は 40 営業日以内、②の場合は 60 営業日以内、③の場合は 90 営業日以内と定められている（BOI の組織については「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照）。ただし、所定の基準等を全て充足した場合に必ず BOI による認可や恩典を受けることができるというわけではなく、最終的には BOI やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

(4) 認可通知とそれに対する回答

委員会で認可されると、その旨が文書により申請者に通知される。認可通知書には BOI の政策による恩典と条件がタイ語で記載されている。この通知を受け取ってから 1 ヶ月以内に通知書の内容を受理するか否かを電子申請または書面で回答する必要がある（様式があり、回答期限の延長も可能である。また、不明な点等があれば、通知書の内容について文書で問い合わせることが可能である）。なお、一般に、認可通知書には図表 11-1 に示した書類が添付される。

図表 11-1 認可通知書への一般的な添付書類

1	認可受理の回答フォーム
2	認可受理の回答期限延長の申請フォーム
3	奨励証書(Promotion Certificate)発給申請フォーム
4	機械輸入に関する告示 (BOI事務局告示Por. 2/2556 (2013年)及びBOI事務局告示Por. 1/2548 (2005年))と、タイで製造できる機械・設備リスト
5	法人所得税免税の恩典を使用する前の事業実績の報告方法(BOI事務局告示Por. 4/2544 (2001年) (BOI事務局告示Por. 1/2549 (2006年)による改正を含む。))
6	電子システム(eMT)による機械品目表承認の基準と方法(BOI事務局告示 Por. 3/2548 (2005年)、Por. 2/2554 (2011年)及びPor. 7/2559 (2016年))
7	インフラ、労働調査表のフォーム

(出所) BOI 資料より作成

(5) 奨励証書の発給

認可通知への回答後、正式な奨励証書の発給申請を行う。当初の奨励申請は個人名でも可能であったが、BOI の奨励事業は法人（非公開会社等）により実施されることが要件になっていることから、奨励証書発給申請は現地法人の責任者名義で行う必要がある。したがって、BOI への奨励申請と並行して、現地法人設立事務を進めておけば、時間を節約することができる（なお、当初の段階では、資本金の払込みは民商法典により各株式の額面の 4 分の 1 以上で足りるが、BOI 認可企業の場合、奨励証書の定めにより操業開始までに各株式に関して全額払い込むことが要求される点に留意が必要である）。

奨励証書発給申請は、奨励認可の回答日より 6 ヶ月以内に行う必要があり、奨励証書は、通常、発給申請から 10 営業日以内に発給される。奨励証書発給申請に一般に必要な書類は図表 11-2 のとおりである。

図表 11-2 奨励証書発給申請に必要な書類

1	奨励証書発給申請書 (BOI様式: 様式Kor Kor Tor 05)
2	法人登記証明書 (登記官が証明した基本定款、付属定款及び株主リストを含む)
3	増資の場合の基本定款の謄本 (もしあれば)
4	登録資本金、取締役氏名、代理権及び本店所在地が記載された法人登記事務所による証明書
5	海外からの資金送金を証明する書類 (外国からの投資がある場合)
6	合併事業契約、技術援助契約、その他の援助契約 (もしあれば)
7	必要インフラ、人材調査票

(出所) BOI 資料より作成

2. 非公開会社の設立手続

タイの非公開会社の場合、設立にあたって登録資本金 (Registered Capital) に相当する株式を全株発行し、各株式について 25%以上払い込むことにより会社は設立される。その後、取締役により未払込分の払込みを請求することができるが、BOI の奨励認可を受けた会社は、操業開始までに株式の全額を奨励証書の定めに従い払い込むことが求められるので留意する必要がある。

会社登記に関する手続きは以下のとおりである。その際、提出する書類等は全てタイ語に翻訳して提出する必要がある。

(1) 商号の予約

ほかの会社の商号と重複しないように、予め候補となる商号を商務省事業開発局のウェブサイトを通じて予約する。予約した商号候補については、予約した日から 30 日間は登記に使用することができる。なお、係る 30 日間の期間の延長は認められていないが、同一商号での再予約は可能である。

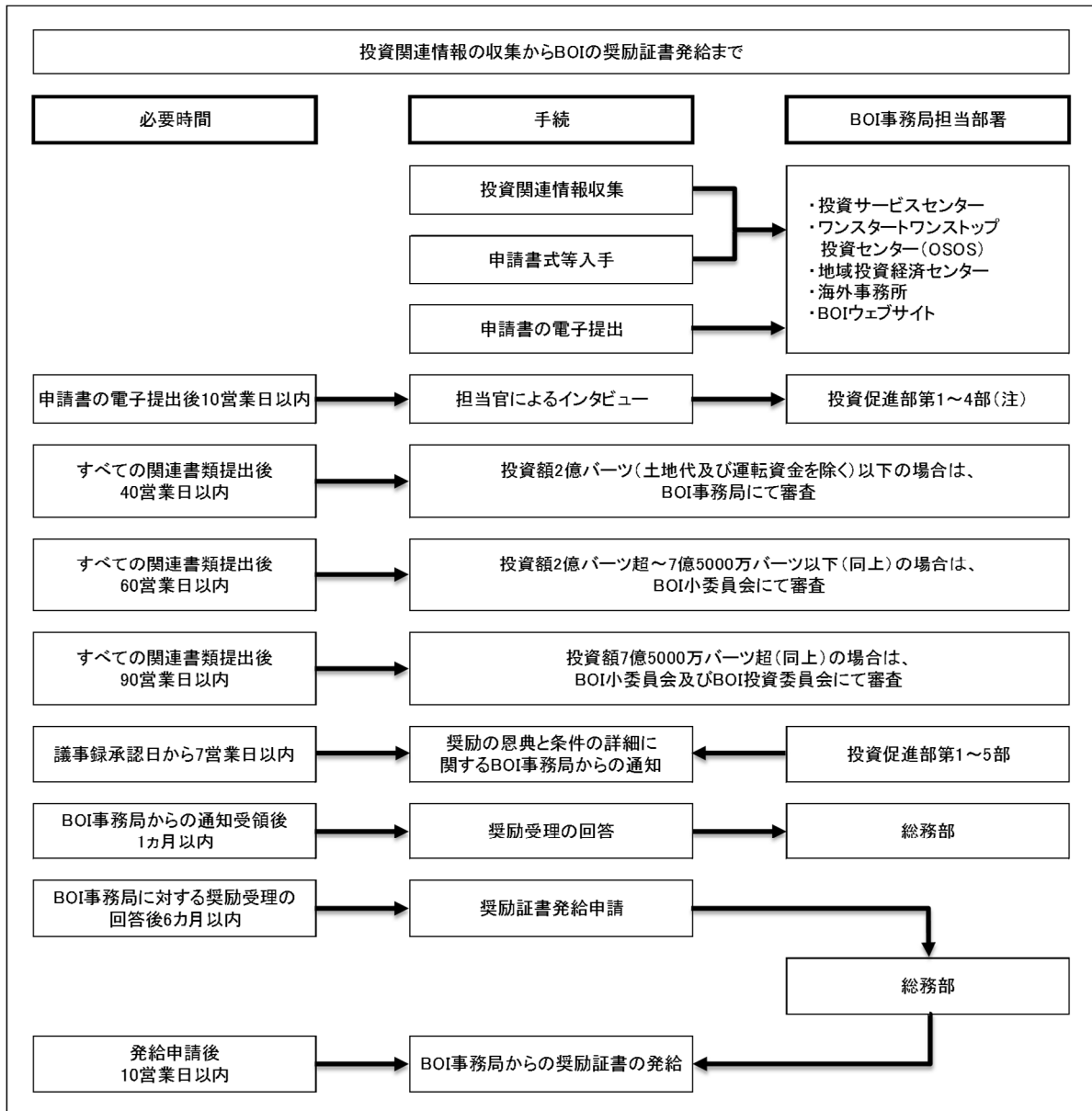
(2) 基本定款の登記

タイの民商法典では、非公開会社は基本定款を定めることが義務づけられている。基本定款には、①商号 (末尾に必ず「limited」を付さなければならない。)、②本社所在地 (県名のみ)、③登録資本金額、④一株あたりの額面金額⁷、⑤総株式数、⑥株主の有限責任、⑦会社の目的、⑧発起人の氏名、住所、職業及び署名並びに各発起人の引受株式数の記載が求められる。これを事業開発局で登記する。

⁷ 法律上は一株あたりの額面金額は 5 パーツ以上とされているが、通常は 100 パーツや 1,000 パーツとするケースが多い。

登記にあたっては、会社の目的として記載されている業務以外を実施することができないので留意する必要がある。登記料は 500 パーツである。2023 年 12 月 31 日までであれば、インターネット上の登記の登記料は 250 パーツ、特定経済開発区内に本社を有する会社の登記は 250 パーツである。

図表 11-3 申請から操業開始までの手続きの流れ（その 1）



(注) 投資促進部第1部が農業・バイオ・医療機器産業、第2部が先進製造業、第3部が基礎・裾野産業、第4部が創造・デジタル産業を担当する。

(出所) BOI 資料より作成

(3) 全株式の引受け、創立総会の開催

発起人は、全株式の引受け後、会社の創立総会を開催し、図表 11-4 に掲げた事項を決議しなければならない。

図表 11-4 創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項

創立総会の決議事項	非公開会社の主な登記事項
1 株式引受人の氏名・名称、地位及び住所 (各引受人の引受株式数を含む)の確認	1 株主の氏名、年齢、職業、国籍、持株数
2 付属定款	2 金銭以外による払込みがなされた株式数(種類別)
3 発起人による行為及び負担した経費の追認	3 取締役の氏名、住所、年齢、職業
4 優先株式がある場合には優先株式に関する事項	4 取締役の権限及び署名
5 金銭以外による払込みがなされた株式の総数	5 付属定款
6 取締役の選任及び権限の決定	6 本店及び支店(もしあれば)の住所
7 会計監査人(外部の公認会計士)の選任	7 会社印

(4) 非公開会社の登記(最終登記)

創立総会で選任された取締役は、創立総会后3ヵ月以内に会社の登記を行わなければならない。登記に必要な主な事項は図表 11-4 のとおりである。また、創立総会の議事録を併せて提出しなければならない。登記料は、一律 5,000 バーツである。

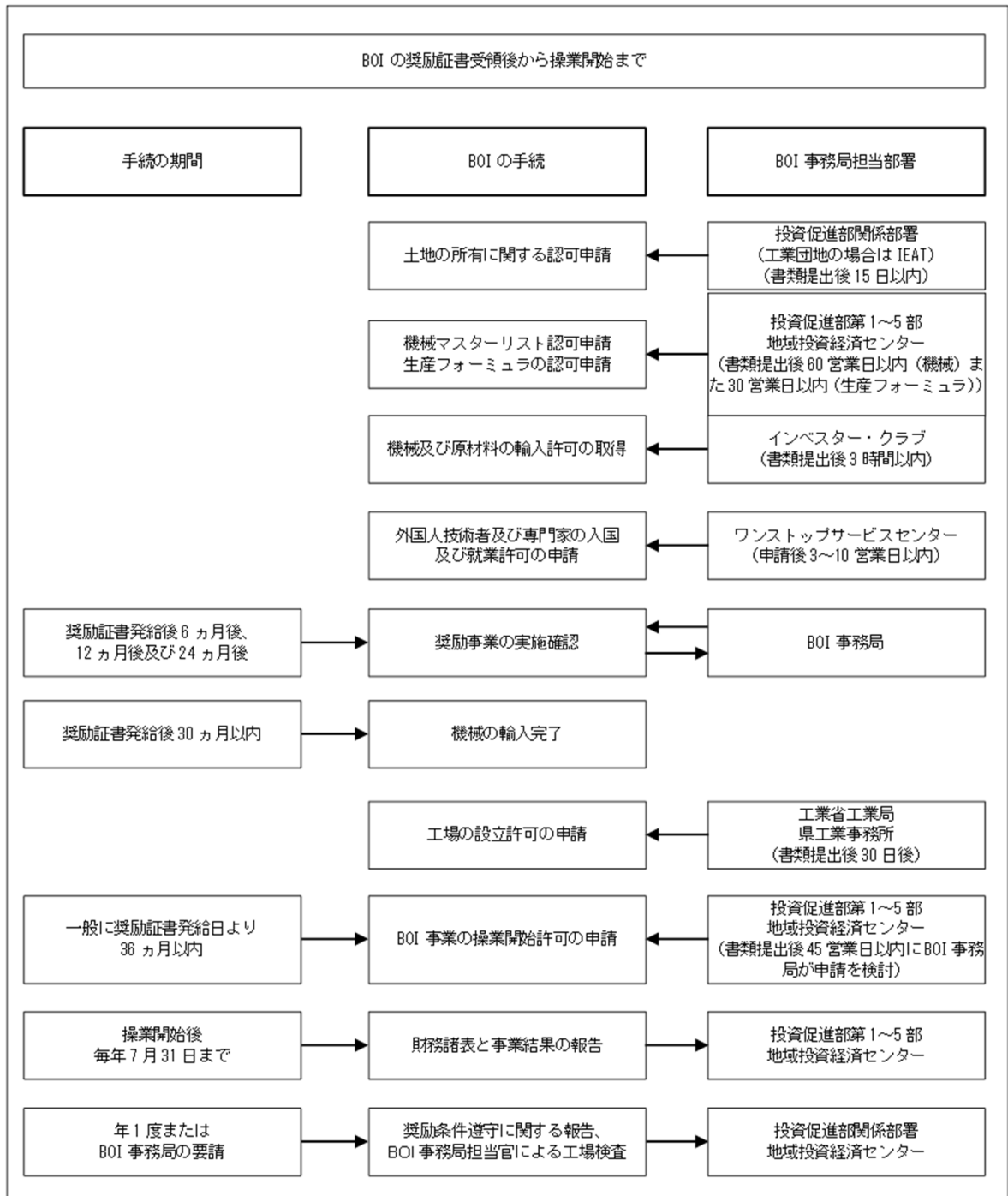
なお、以下の事項を一日で完了することができる場合、取締役は、会社及び基本定款の登記を一日で行うことも可能である。

- (i) 会社が登記を予定している株式の全てが引き受けられること
- (ii) 引受人による払込みがなされること
- (iii) 発起人及び引受人全員が出席する創立総会において、当該総会の議題が発起人及び引受人全員によって承認されること

(5) 税務登録

設立後の会社は、歳入局に対して付加価値税(VAT)に係る納税者登録を行わなければならない(ただし、会社がタイ国内で営業し、年間取引高が180万バーツを超える場合に限る)。ただし、実際に事業が開始されていなくても支払が発生することがあるため、支払が発生する以前に納税者登録をしておく必要がある。そうでない限り、物品購入や建築代金の支払に関連して支払った付加価値税の還付請求ができなくなる点に留意する必要がある。

図表 11-5 申請から操業開始までの手続きの流れ（その 2）



(出所) BOI 資料より作成

3. 奨励証書受領後の手続

(1) 事業開始準備

企業は、奨励証書発給後 6 ヶ月以内に、工場建設を開始し、原材料や機械・設備の輸入申請や

発注等を行う等、事業の開始に向けた準備をしなければならない。

また、BOI 事務局から各奨励企業に対して、奨励証書発給後の 6 ヶ月後、12 ヶ月後及び 24 ヶ月後に奨励事業実施確認書が送付されるので、各 BOI 奨励企業は進捗状況を文書で回答する必要がある。BOI 事務局が 2 回督促しても報告しない場合、奨励証書は取り消される。

(2) 土地購入

土地法により、原則として外国人（外国人が総株式の 49% 超を保有している企業または外国人株主数が全株主の半数を超えている企業）は土地を所有することができないが、BOI 奨励企業やタイ工業団地公社（IEAT）の管理下にある工業団地に立地する企業は、外国人の持株比率または外国人株主数にかかわらず土地を所有することが可能である。BOI 奨励企業の場合には、図表 11-6 に示した主な書類を添えて、e-Land システムを通じオンラインにより申請する。IEAT の管理下にある工業団地内に土地を取得する場合には、IEAT で手続きをすることになる。申請が承認されると、BOI 事務局または IEAT から土地所有承認証書が発給される。具体的な土地の取得にあたっては、その土地が所在する地区の土地局にコンタクトを取る必要がある。

図表 11-6 土地所有権許可申請必要書類

1	申請書
2	土地所在地の地図
3	土地権利証書
4	建設計画
5	対象となる土地の利用が適用法令で禁止されていないことを証する文書の写し
6	その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

(3) 工場建設と操業開始

奨励企業は一般的に、奨励証書発給日から 36 ヶ月以内に操業を開始しなければならないとされているため、それまでに工場建設、機械・設備の搬入・据付・試運転等を行うことが必要である。工場設立許可の所管は工業省工業局であり、地方の場合は各県の工業担当官事務所へ申請する。IEAT の管理下にある工業団地に入居する場合には IEAT で手続きをすることになる。この申請手続は受注工事業者の協力や支援を得て行う場合もある。一般に申請に必要とされる書類を図表 11-7 のとおりである。

工場設立許可を受けた後操業を開始する場合には、15 日以上前に工業担当官へ通知する必要がある。BOI 奨励事業の場合には、BOI 事務局に対しても操業開始許可を申請しなければならない。他方で、IEAT の管理下にある工業団地の場合には、IEAT で申請をすることになる。

図表 11-7 工場設立許可申請の際の主な必要書類

1	申請書（工場の概要を記載する）
2	法人登記簿写し（取締役の権限、会社の目的等）
3	工場所在地地図
4	工場内における機械レイアウト（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
5	工場設計図（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
6	公害防止対策の説明書
7	その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

4. タイにおける一般的な M&A の方法

日本企業がタイの企業を買収する際に一般的に用いられる方法は、株式譲渡と事業譲渡の 2 つの方法である。

株式譲渡や事業譲渡に要する期間は、デューデリジェンスの範囲、契約交渉、当局との間で必要となる手続き等、様々な要因に左右されるものの、一般には株式譲渡の方が事業譲渡よりも手続きがシンプルであるため、より短い期間での実行が可能と考えられる。また、原則として事業譲渡によって許認可を譲受人に承継させることはできないことから、許認可が承継対象事業にとって重要である場合には、株式譲渡による方法がまずは検討される。上記以外の主な考慮要素としては、取引に伴う課税関係、個別の資産・負債の承継方針、潜在債務（紛争、租税、労務等）の有無等が挙げられる。これらの点で両者の方法に大きな差異が存在しない場合には、株式譲渡の方法を選択されることが多い。

上述したようにこれまで一般的な企業買収の方法は株式譲渡と事業譲渡のみであったのが、2022 年 11 月 8 日付で改正された民商法第 23 号（2023 年 2 月 7 日より施行）を受け、吸収合併の方法も可能となった。吸収合併では、吸収する側の存続会社が有していた許認可は合併後も引き継がれると考えられているため、M&A における方法の選択肢が広がることが期待されている。詳細については改正法施行後の運用状況を受けて判断する必要がある。

(1) 株式譲渡

既存の事業を買収するための典型的かつ迅速な方法は、対象会社の株式を既存株主から譲り受けることである。

非公開会社であれば、タイ法上、株式の譲渡人と譲受人の間で株式譲渡証書⁸を締結し、これに

⁸ 株式譲渡証書には、譲渡代金または株式に係る払込価額のいずれか高い方の 0.1%相当額の印紙税が課せられる。

少なくとも一人の証人が署名することによって（実務上は譲渡人と譲受人の双方において証人を準備することが一般的である）、対象会社の株式の譲渡を行うことができる。ただし、株式の譲渡制限や先買権、売却参加権（tag-along）等の対象会社の付属定款や、株主間契約に定める株式譲渡に係る制限や条件等に留意する必要がある。株式譲渡に先行して、対象会社のデューデリジェンスが行われることが一般的であり、その結果を踏まえ、株式譲渡に関する詳細な条件や表明及び保証、クロージングの手続き等を定めた株式譲渡契約が（株式譲渡証書とは別に）締結されることが多い。

株式譲渡が実行された後、株主名簿への記載、旧株主の株券の消却・新株主への株券の発行、新たな株主リストの登記等の手続きを行う。会社に備え付けられた株主名簿への記載（書換）は、株式譲渡を対象会社や第三者に対抗するために必要となる。なお、株主リストの登記は株式譲渡の実行時に行うことが法令上義務とされているわけではない。

(2) 事業譲渡

株式譲渡の場合には対象会社の資産や負債を全て承継することになるため、これらの一部のみを承継しようとする場合には、株式譲渡ではなく事業譲渡が選択される。事業譲渡による場合、譲受人は、棚卸資産、売掛金、オフィス・リース、知的財産等の資産の全部または一部の承継を選択することができる。また、どの従業員との雇用を承継するかも選択することもできる（ただし、自動的に承継が可能となるわけではない）。事業譲渡には、取締役会や株主総会の決議が必要となる場合があるほか、資産等の譲渡に関して、当局や第三者からの事前承認やこれらへの通知等の手続きも必要となることがある。

対象会社（事業譲渡の場合には譲渡人）は、事業譲渡による利益に対して所得税を支払う必要があるほか、対象会社が付加価値税（VAT）の登録を受けている場合には動産の譲渡が付加価値税（7%）の対象となり、また、不動産の譲渡が特定事業税（3.3%）の対象となることがある。なお、これらの所得税や付加価値税、特定事業税は一定の条件の下で免除を受けることもできるため、税務に関しては、実務上の運用も含め税務の専門家に確認することが必要となる。

対象会社に対するデューデリジェンスを行った後、事業譲渡契約が締結されることが多い点は株式譲渡と同様である。また、事業譲渡は、資産の引渡しと（一定の資産に関して）当局への登録により実行されることとなる。

(3) M&Aに係る主な規制

タイでは、2017年に新たな取引競争法が施行された。当該取引競争法によれば、市場の実質的な競争低下につながる企業結合を行う事業者は、企業結合の日から7日以内にかかる企業結合について取引競争委員会に届け出る必要がある。

また、市場の独占または市場支配力の形成につながる企業結合を行う事業者は、事前に取引競

争委員会の承認を得なければならない⁹。

なお、取引競争委員会の告示によれば、以下の取引が企業結合に該当する。

- (i) 他の事業者の通常の事業に係る営業資産の 50%を超える資産の取得
- (ii) 公開会社にあつては、証券取引法に従い他の事業者の議決権の総数の 25%以上の数まで増加する株式、ワラントその他の株式に転換可能な有価証券の取得
- (iii) 非公開会社にあつては、直接または間接を問わず、他の事業者の議決権の総数の 50%を超える議決権付株式の取得

取得者が外国人（外国企業）であり、かつ、対象会社が外国人事業法上制限される卸売・小売業、仲介・代理業、飲食店、ホテル、サービス業等の事業を営んでいる場合には、外国人事業許可が付与されない限り、外国人による保有株式は総株式数の 50%未満としなければならない。更に、対象会社が土地を所有している場合の土地法上の規制や、特定の事業に関して外国人事業法とは別に外国人による所有割合を制限する規制も存在することから、留意が必要である。

⁹ 企業結合の届出や事前承認に関する具体的な基準に関しては、取引競争委員会が別途定めるものとされている。

第12章 税制

タイに投資をしようという外国企業にとって、その税制は重要な要素である。タイの税体系は、法人所得税（20%）、付加価値税（7%）、特定事業税（0.11～3.3%）、個人所得税（0～35%の累進課税）、非居住者源泉課税（海外送金に対する源泉徴収、10～15%）、石油所得税、関税（第16章2節で取り上げる）、物品税、印紙代等の国税と、土地家屋税、地方開発税、看板税等の地方税がある。なお、従来、別々に定められていた土地家屋税と地方開発税は、2020年1月より土地・建物税に一本化された。

国税のうち、法人所得税、付加価値税、特定事業税、個人所得税、印紙税は国税法典において規定され、運用の詳細は、勅令、財務省令、告示、通達等に規定されている。

1. 法人所得税

タイで事業活動を実施する法人は、法人所得税を納めなければならない（BOIの奨励認可を受けた事業に係る法人所得税の減免については、既に第9章の「主要投資インセンティブ」で触れたのでここでは省略する）。

タイ国法の下で登記された企業は、所得の源泉が国内か国外かを問わず、全ての所得が課税の対象となる。タイ国内で未登録または非居住の外国企業は、タイ国内源泉の収入に対してのみ課税される。課税方法には、申告納税、源泉徴収、査定官による査定徴収の3種がある。

申告納税は、年2回に分けられている。第1回目は、事業年度を6ヵ月経過した日から2ヵ月以内で、原則として企業が見積もった年間課税所得の2分の1に対応する税額を申告・納付する。第2回目の申告については、決算日後150日以内に確定申告を行い、納付税額を調整した上で、所要の税額を納付する。

ただし、当初見積もった年間所得が、実際の年間所得に比べて25%以上低く、中間納税額が本来納めるべき納税額よりも低かった場合、合理的な理由がない限り、不足税額の20%を追加徴収されるので注意が必要である。なお、法人設立初年度や会社解散で会計期間が1年未満の場合は、中間申告は必要とされない。

税率は、課税所得に対し原則20%である。一方、中小企業（払込資本金500万バーツ以下、かつ収益が年度で3,000万バーツ以下）については、図表12-1に示されている軽減税率が適用されている。

図表 12-1 中小企業に対する法人所得税率の軽減措置

中小企業（払込資本金500万バーツ以下、且つ収益が年度で3,000万バーツ以下）への軽減措置	軽減税率
1 課税所得が1～30万バーツまで	0%
2 同30万超～300万バーツまで	15%
3 同300万バーツ超	20%

（出所）JETRO 資料より作成

課税所得は、損益計算書の税引前利益に税務上の各科目を加減して調整、算出する。通常の事業経費や減価償却費は総収入からの控除が認められる。ただし、資産の譲渡、役務の提供、資金の貸付等に係る益金収入については、無償または市場価格より低い価格での譲渡や市場より低い利息で調達されたとみなされた場合には、査定官が市場価格で収益を査定することがあるので注意を要する。

一方、損金に関しては、一定限度を越えた接待交際費や寄付金には損金算入が認められない場合がある。接待交際費は、総売上と資本金のいずれか大きい額の0.3%または1,000万バーツ（約3,400万円）が上限で、取締役や管理職員の承認を受け、領収書等により支払いを立証できるものでなければならない。寄付金は、寄付金控除前の税務上の課税所得の2%が上限で、王室・政府プロジェクトや公立病院、公立の教育機関等、指定された団体への寄付が損金対象となる。また乗用車に係る費用では、月額36,000バーツ（約12万円）を超えるリース料、購入であれば取得価額のうち累計で100万バーツ（約340万円）を超える減価償却費は、いずれも損金算入ができないとされている。

税務上の欠損金は翌5事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税対象利益と相殺することができる。日本の法人税との主な違いを図表12-2にまとめた。このほか、源泉徴収による納税は広範囲に要求されており、原則として翌月の7日までに納入しなければならない。源泉徴収を要求される主な項目は図表12-3のとおり。

図表 12-2 日本の法人税との主な違い

- | | |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 源泉徴収による納税制度が広範囲に及ぶ。 |
| 2 | 日本の租税特別措置法ほど広範ではないが、投資奨励法による減免措置がある。 |
| 3 | 年度の途中で当該年度の予想収益に基づく中間申告、中間納税制度がある。 |
| 4 | 税率は20%の単一税率である（中小企業は例外あり）。 |
| 5 | 減価償却制度は日本ほど複雑ではなく、耐用年数表も残存価格制度もない。
但し、耐用年数が1年以上のものは、少額資産でも中古品でも全て資産計上し、減価償却の対象となる。 |
| 6 | 貸倒引当金をはじめ殆どの準備金、引当金は損金算入が認められていない。
但し、金融機関の貸倒引当金等一部は例外的に損金算入が認められている。 |
| 7 | 罰則が重く、重加算税は200%、延滞税は月1.5%である。 |
| 8 | 日本の法人事業税、法人住民税に相当するものはない。 |

（出所）BOI 資料より作成

図表 12-3 法人が源泉徴収を求められる主な項目

支払の種類	税率
1 内国法人が内国法人または個人に支払う賃貸室料	5%
2 内国法人が弁護士等の職業的専門家に支払う報酬	3%
3 内国法人が内国法人または個人に支払う広告料	2%
4 内国法人が内国法人に支払う貨物運送料	1%
5 内国法人が日本に支払う配当金（但しBOI奨励企業の免税期間中の免税所得からの配当は非課税）	10%
6 内国法人が日本に支払う技術使用料	15%
7 内国法人が日本に支払う利子等	15%（注）

（注） ただし、送金先が金融機関の場合は 10%、国の金融機関の場合は免税。

（出所） BOI 資料より作成

2. 付加価値税

付加価値税（VAT）は日本の消費税に相当し、タイ国内における物品の販売、サービスの提供や輸入に対して 7%の税率で課税される。年間収益が 180 万バーツ（約 600 万円）を超える事業者は、VAT 登録事業者として税務当局に登録をしなければならない。

VAT は 1992 年から導入されているが、通貨・経済危機後の景気の刺激を目的に、当初時限措置として税率が 10%から 7%に引き下げられ、以降更新を繰り返し今日に至っている。なお、VAT の課税対象とならない取引（非課税）には、農産物、動物、肥料、飼料等の販売、新聞、定期刊行物、教科書の販売、不動産の貸付等がある。また、輸入については CIF 価格に関税、物品税を上乗せした価格に 7%課税され、輸出についてはゼロ税率が適用される。また、2021 年 9 月 1 日から施行された歳入法の改正により、国外からタイ国内向けにオンラインサービスを提供している「E-Service」の提供者（電子商取引のプラットフォーム、モバイルゲーム、動画配信サービス等）は、タイ国内企業と同様に、納税者登録の義務及び付加価値税の納税義務を負うことになる。

納税企業は、取引ごとの税額表（Tax Invoice）を用いて、販売時に受け取った VAT（売上税）と仕入れ時に支払った VAT（仕入税）との差額を積上げて納税（場合によっては還付もある¹⁰）する。ただし、取引証明書である Tax Invoice が無い VAT、Tax Invoice の発行資格のない者が発行した Tax Invoice に基づく VAT、交際費に係る VAT、事業に直接関係しない支出に係る VAT、乗用車または 10 人乗り以下のバスの購入、ハイヤーパーチェス・リースに係る VAT 等は、売上 VAT から控除することはできない。Tax Invoice は原則として供給者が発行する義務を負うが、物品を輸入する場合は関税局の発行した領収書が、サービスの輸入の場合は歳入局の発行した領収書が Tax Invoice となる。

¹⁰ 売上税総額が仕入税総額を下回る場合には還付を受けるが、還付は、翌月以降の納税分と相殺する方法または還付請求で支払われる。還付請求時には原則税務調査が行われるが、会社立ち上げ時で売上がない場合や輸出中心の企業の場合には、税務調査に時間がかかり、還付が遅延し、問題視されることがある。

実際の納税は、月ごとに翌月の 15 日までに申告をし、納税を行う。ただし、物品の輸入の場合は通関時に関税局へ VAT を納付し、サービスの輸入(例えば日本本社へのロイヤリティの支払)の場合には、サービス料を支払った翌月の 7 日までにその支払者が申告し、歳入局に VAT を納付する必要がある。

3. 特定事業税

特定事業税は、金融機関、証券業、保険業、不動産販売業等付加価値の算定が困難な特定事業に対して課される税金である。当該事業には、特定事業税の税率に地方税として 10% が上乘せされた税率が適用されている。特定事業税(地方税込)の税率は 2.75% または 3.30% だが(図表 12-4)、商業銀行事業、ファイナンス、証券業務の特定取引の税率は 0.11% に低減されている。

これらの業務を専ら行う企業に限らず、一般企業でも土地を譲渡した場合や貸付金の利息を受領した場合にも、特定事業税は課せられる。税額は各月の総収入に税率を乗じて算出され、原則として翌月の 15 日までに申告し、納税しなければならない。

図表 12-4 特定事業税課税対象事業と適用税率

課税対象事業	税率
1 商業銀行業務	3.30%
2 ファイナンス、証券業務	3.30%
3 生命保険業務	2.75%
4 質業	2.75%
5 商業銀行類似業務	3.30%
6 不動産販売	3.30%
7 有価証券	免税

(出所) JCIF、KPMG 資料等より作成

4. 個人所得税

暦年中に通算 180 日以上タイに滞在する外国人は居住者とみなされ、国内源泉所得と一定の国外源泉所得に対して課税される。また非居住者の場合でも、タイ国内源泉所得は課税される。2023 年 1 月時点での個人所得税の税率は、図表 12-5 に示すような 5%~35% までの累進税率となっている。

個人所得税の課税年度は暦年で、翌年の 3 月末までに各個人が確定申告を行い、納税する必要がある。ただし、タイでも日本と同様に、給与所得に関する源泉徴収制度がある。企業は各個人の年間所得を推計し、それに基づき毎月の個人所得税額を算出し、給与から天引きして納税する義務を負っている。この場合、企業は給与支払い月の翌月 7 日までに申告し、納税する必要がある。その際、源泉徴収証明書が発行され、各個人が事後に確定申告を行う点は日本と同様である。

個人所得税の控除制度には図表 12-6 のようなものがある。

図表 12-5 個人所得税の累進税率

	累進税率所得区分	税率
1	0 ～ 15万バーツ	免税
2	15万バーツ超 ～ 30万バーツ	5%
3	30万バーツ超 ～ 50万バーツ	10%
4	50万バーツ超 ～ 75万バーツ	15%
5	75万バーツ超 ～ 100万バーツ	20%
6	100万バーツ超 ～ 200万バーツ	25%
7	200万バーツ超 ～ 500万バーツ	30%
8	500万バーツ超	35%

図表 12-6 個人所得税の各種控除制度

1	経費控除	所得の50%、ただし10万バーツが上限
2	基礎控除	6万バーツ
3	配偶者控除	6万バーツ
4	両親扶養控除	3万バーツ/人（60歳以上）
5	子供控除	3万バーツ/人（養子は最高3人まで）
6	住宅ローン支払利子控除	最高10万バーツ
7	生命保険料控除	最高10万バーツ
8	退職年金基金積立金控除	最高50万バーツ

（出所）いずれも JCIF、KPMG、PwC 資料等より作成

5. 石油所得税

石油所得税は、石油会社の所得に対して課税される。課税対象企業は、タイ政府から石油採掘区の割当許可を得ている企業や、石油採掘区の所有者から輸出目的で石油を購入する企業である。石油会社の所得には、石油と天然ガスの製造、輸送、販売によるものと、採掘区の使用料、鉱業権の譲渡等がある。

石油所得税の税率は 50% である。また、2017 年に石油法が改正となり、「石油及びガスの生産者・投資家による生産物分与協定（Production Sharing Agreement : PSA）」の制度が導入された。これに伴って石油所得税法も改正され、PSA を締結した生産分与者に対する税率は 20% とされている。

6. 物品税

物品税は、嗜好品と考えられる特定のサービスや物品の販売に対して課される。課税対象の物品やサービスでは、自動車、バイク（二輪車）、アルコール飲料、香水・化粧品、ゴルフ場（利用サービスや会員権収入）等が挙げられている（図表 12-7）。輸入品も課税対象となる。

税率は、小売価格を基にした従価税率、数量・重量を基にした従量税率、もしくはいずれか高い方とされている。納税義務者は、製造業者または輸入業者で、国産品の場合は物品の出荷時点で、輸入品の場合は通関時点で納税義務が生じる。

図表 12-7 物品税課税品目

1 石油・同製品	11 大理石・花崗岩
2 一部のノンアルコール飲料	12 オゾン層破壊物質
3 一部の電化製品	13 アルコール飲料
4 バッテリー	14 タバコ製品
5 クリスタルガラス製品	15 トランプ
6 自動車	16 娯楽サービス
7 二輪車	17 競馬場、レース場、宝くじ
8 ボート	18 ゴルフ場
9 香水・化粧品	19 通信サービス
10 毛織の絨毯	

(出所) PwC 「Thai Tax 2021/2022 Booklet」より作成

7. 印紙税

契約書や金融・商業関係書類、株式会社の定款等、歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際し、印紙税が課せられる。歳入法付則の「印紙税額表」には、印紙税の対象となる証書、税額、税負担者等が列記されている。税率は文書や証書の種類によって異なっており、例えばリースや請負契約書では 1,000 バーツの価値につき 1 バーツとなっている。

8. 土地家屋税・地方開発税（2020 年より「土地・建物税」）

2019 年 3 月、「土地・建物税法」が発効された。これは従来の土地家屋税と地方開発税に代わるもので、日本の固定資産税に相当し、地方税である。従来の土地家屋税、地方開発税は廃止となる。

2020 年 1 月より、1 月 1 日時点である土地か建物を保有する者に、当該年の土地・建物税を課税する。国が定める評価額に対し、農業用では 0.15%、住居用では 0.3%、商業用では 1.2%、未使用では 1.2%を上限に、課税額が計算される。

従来の土地家屋税、地方開発税はいずれも地方税で、土地家屋税は、土地または建物の所有者に年間 12.5%の税率で課税するものである。課税標準は当該物件の「年間賃料相当額」とされ、所有者が年 1 回申告し、納税する必要がある。ただし、居住用住宅には課税されない。また、工場用の土地建物の場合には、課税標準が 3 分の 1 に減額されるという優遇措置がある。

地方開発税は、上記の土地家屋税の対象を除く土地を課税対象とするものである。課税標準は当該土地の「評価額」とされ、所有者が年 1 回申告し、納税する。ただし、居住用の土地、畜産用の土地、耕作用の土地は、一定額につき非課税とされる。

9. 看板税

これも地方税で、収益事業目的で使用される会社名、商号、商標等が記載された看板の所有者に看板の面積に応じて課税する税金である。ただし、事務所内部の看板や自動車に掲示された場合は、看板税は免除される。

税額は言語によって異なる。タイ語のみが記載されている場合は、500cm²あたり3パーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は同20パーツ、外国語のみまたは外国語の下にタイ語の記載がある場合は同40パーツが課される。看板の所有者は毎年3月に申告書を提出し、査定通知日より15日以内に納税しなければならない。

10. 二重課税防止条約

タイは、日本と二重課税の回避、脱税の防止のために、日タイ租税条約を締結している。この条約の対象となる租税は、日本の場合は所得税と法人税で、タイの場合は法人所得税、個人所得税及び石油所得税である。この条約では、これらの租税についてどちらの国が課税するかを明確にしている。また、二重課税排除のために、①タイにおいて課税された税額は日本において納付すべき法人税額から控除される（直接外国税額控除制度）、②投資奨励法の規定により、タイ子会社が減免された所得税額を、日本においてみなし外国税額控除することが認められる等の制度が設けられている。

ひとくちメモ 3： 経理担当者が重要

タイでは企業会計教育が遅れているため、経理人材がそもそも不足している。加えて言葉の問題等から日本人幹部との経理処理に関する意思疎通が十分でないことが多く、経理部門と製造部門、資材部門、販売部門等タイ人同士のヨコのコミュニケーションも不十分なことが多い。そのため、税務調査に十分に対応できないことになる。

また、日本人幹部も技術畑、営業畑の人が多く、経理に詳しくない場合が多い。税務調査には平素から各部門が連携し、適切に証憑をそろえ、タイ語で対応しなければならないので、いかにしてタイ人の有能な経理スタッフを確保するかが重要な課題となる。即戦力と言える人材はなかなかいないので、経理担当者を一定期間日本へ送って本社の日本人が指導するといった自社での経理人材の育成が必要となる。

第13章 用地取得

タイでは、土地法により、外国企業と外国人による土地所有が認められていない。すなわち、外国人の持分が登録資本の49%を超えている、または外国人株主数が全株主数の半数を超えている株式会社等の場合には、原則として土地を取得することができない¹¹。しかし、BOIの認可事業の場合やタイ工業団地公社（IEAT）の認可を受けて工業団地に入居する場合には、外国人の持分比率や外国人株主数にかかわらず、例外的に土地の所有が認められることがある。

例えば、BOI認可事業の場合には、従業員の住宅用地として20ライ（1ライ=1,600㎡）以下、管理者または技能者の住宅用地として10ライ以下、事業の事務所用地として5ライ以下の土地所有がそれぞれ認められている。また、1999年5月に土地法が改正され、4,000万バーツ超の投資資金を持ち込む等の条件を満たすことを条件として、居住用に1ライ以下の土地の取得が可能である。

ひとくちメモ 4： タイでコンドミニアム購入は可能か？

タイでは、外国人が土地を直接購入することは出来ないが、コンドミニアム法により、外国企業や外国人がコンドミニアムを区分所有することが認められている。ただし、所有割合に制限があり、1999年コンドミニアム改正法では、かかる外国企業や外国人による所有割合は、全区分の総床面積の49%以下（それまでは40%以下）でなければならない。また、これらの外国企業や外国人が、(i)タイ居住者に該当しない場合、(ii)投資奨励法に基づきタイに入国した者でない場合、(iii)土地法に基づく外国企業でない場合、または(iv)その事業がBOIによって奨励されている外国企業でない場合、購入資金は、海外からの外貨送金、または非居住者パーツ口座からの引落しによるものでなければならない。また、その送金証明または引落証明が必要であり、現金による支払は認められない。更に、2008年の同改正法では、相続等の方法によりコンドミニアムを取得した外国人は、外国人が所有する総床面積が全区分の総床面積の49%を超える場合にはコンドミニアムの処分義務が生じることとなった。この点、外国人が当局への通知義務に違反した場合や名義貸しを行った場合、罰則が課されることがある点に留意が必要だ。

外国企業または外国人がタイでコンドミニアムを購入する場合、区分所有権の登記手続や物件管理、資産価値等に関する問題が生じる可能性があることから、専門家の協力が不可欠である。また、特に不動産関係の詐欺に十分注意する必要がある。これまで、手付金を払ったもののマンションの所有権が移転されなかったり、相場の倍の価額や担保権付の物件を買わされたり等のトラブルに遭った人が少なくないようである。タイに中長期的に滞在する場合には、まずは住居を賃借する方が容易であろう。工業団地の中には、日系企業がコンドミニアムを駐在員の居住用に賃貸しているものもある。

なお、外国人の不動産所有を巡る最近の動きとして、2022年10月、内閣は、コロナ禍により低迷した経済の回復を図るため、長期滞在の外国人（Long Term Resident (LTR) Visa 取得者）の住居のための土地所有を住居目的であることや金額等の条件付きで認める省令案を承認した。ただし、当該省令案は、外国人に土地を切り売りするものだとの批判を受け、2022年11月の閣議で撤回されている。

¹¹ 外国人がタイ人の名義を借りて土地を取得するケースがしばしばみられることから、名義貸しは厳しく取り締まられている。名義貸しを行ったタイ人やこれを依頼した外国人は、いずれも20,000バーツ以下の罰金もしくは2年以下の禁固刑またはこれらの併科の対象となる。また、違法に外国人が土地を取得した場合、一定の期間内（180日以上1年以内で当局が定める期間内）に土地を処分しなければならず、期間内に処分しなかった場合には当局が土地の処分権を有することとなる。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権の保護のために

特許権、意匠権、商標権等の工業所有権や著作権、半導体回路配置デザイン等の知的財産権は、それを発明、考案または作り出した国において保護されるのみならず、それらを利用して製造し、または製造した製品を販売しているほかの国においても、広範な国際協定等によって、同様に保護されるようになってきている。

タイの知的財産権制度は近年急速に整備が進められているが、現状、依然として模倣品が後を絶たない。日本人や日系企業は、タイにおいても、相互主義に基づき、タイの国民や企業と同等に保護を受けることができる。しかし、タイで工業所有権等に関する新製品を製造したり、これをタイ国内で販売しまたはタイ国外に輸出したりする場合には、模造の防止の観点から、予めタイ（または輸出国）で工業所有権等の登録出願を行うことが必要である。もともと、タイにおける工業所有権等の取得には数年（特許権登録で1年から3年程度、小特許権（日本の実用新案権に近い）で6ヵ月から2年程度、商標権登録で1年半から3年程度）を要することもあるため（ただし、出願書類や附属書類等の完成度合いにもよる）、工業所有権等の出願は早めに行うことが必要である。

(2) 知的財産権に関する法体系

タイは、知的財産権の保護強化に向け、ウルグアイ・ラウンドでの協議段階から参画し、関連法規の整備に取り組んできた。タイの知的財産権には、著作権、商標権、植物新品種権等のように個々の権利ごとの法律により規定されているものと、特許権、小特許権、意匠権等の工業所有権のように特許法の中で規定されているものがある（図表 14-1）。また、模造品が製造・流通して知的財産権が侵害されたような場合、個別の知的財産権保護関係法令だけでなく、刑法による刑事罰も規定されている。また、税関に関する法律により当該模造品の輸入または輸出の停止が規定されている。

知的財産権の保護に関する国際条約の締結状況をみると、タイは、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約に加盟するとともに、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約、商標に関するマドリッド協定等、多数の主要な国際条約に加盟している。ただし、タイは植物の新品種の保護に関する条約には加盟していないことに留意が必要である。また、WTOに加盟し、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）に準拠した知的財産権の保護に関する義務を負っており、それを踏まえた国内法の整備を図ってきている。2015年には、営業秘密法における罰則規定が強化された。また、著作権法においても、権利管理情報（RMI）や技術的保護手段（TPM）が保護の対象となるとともに、インターネットサービスプロバイダの責任やファーストセールの法理、実演家の人格権等が新たに規定され、著作権侵害コンテンツの使用停止や削除をサービスプロバイダーに命ずることを当事者が求めることができるようになったほか、映画の無断撮影に対する罰則が強化された。

2016年には、商標法が改正され、音の商標が保護の対象に含まれることとなり、また、2つ以上の分類での出願が可能となるだけでなく、マドリッド協定に基づく出願手続が整備される等の改正がなされた。近年の動きとしては、2022年8月に著作権法の改正が進められた。これはデジタル化時代の商業化に対応するために著作権法を更新したもので、YouTube等で著作権法に違反する行為が見つかった場合、著作権者はプラットフォームの運営者に直接通報し、コンテンツを削除することが可能となる。以前は法手続を経る必要があり、時間がかかっていた。これにより、タイのアーティストの収入増にもつながると期待されている。

図表 14-1 保護の対象となっている知的財産権の概要

知的財産権	関係法	所轄官庁	保護対象	登録	保護期間	備考
著作権	1994年著作権法	商務省 知的財産局	芸術的創作物（文学、音楽、映画、絵画、彫刻等（CD、ビデオ、コンピュータ・ソフトウェアを含む））、実演者等の著作隣接権等	不要。但し、知的財産局への記録可	・法人の場合、創作または公表より50年間 ・個人の場合、存命中及び死後50年間	
特許権 （実用特許）	1979年特許法	同上	発明（新規性、進歩性、産業上の利用可能性のあるもの。方法に関するものを含む）	必要	出願日から20年間	先願主義、12ヶ月間の優先権
小特許権 （実用新案権）	同上	同上	同上（但し、進歩性は不要）	必要	出願日から6年間（2年間の延長が2回可）	先願主義、12ヶ月間の優先権
意匠権	同上	同上	製品意匠（デザイン）	必要	出願日から10年間	先願主義、6ヶ月間の優先権
商標権	1991年商標法	同上	識別性を有する商標、サービスマーク、団体商標、証明商標（王室、赤十字等の国際機関に関係するもの等を除く）	必要	登録日から10年間（10年ごとの延長が可能）	先願主義、6ヶ月間の優先権
植物新品種権	1999年植物新品種保護法	農業・協同組合省 農業局	均一性、安定性及び区別性を有する品種。また、植物品種のうち、出願日前の1年以上前から育成者自身又は育成者の同意を得た者が種苗として利用していないものであって、他の既存の植物品種から識別されるもの（遺伝子組替えには制約あり）	必要	・2年以内に果実の収穫が可能な植物：登録証の発行日から12年間 ・果実の収穫に2年以上を要する植物：登録証の発行日から17年間 ・果実の収穫に2年以上を要する樹木に係る植物：登録証の発行日から27年間	先願主義、1年間の優先権
半導体回路配置デザイン権	2000年半導体集積回路の回路配置保護法	商務省 知的財産局	設計者が創作し集積回路産業ではありふれたものではない回路配置デザイン、または設計者が集積回路産業でありふれた素子、回路配置デザインの相互接続若しくは集積回路を組み合わせることで、ありふれたものではないものとした回路配置デザイン	必要	出願日又は最初の商業利用の日のいずれか早い日から10年間（但し、回路配置デザインの創作完了日から15年以内とする）	先願主義
地理的表示	2003年地理的表示法	同上	特別の優位性を有する地理的名称を付した商品	必要	期間限定なし	
企業秘密	2002年企業秘密法	同上	企業の有する機密性を保持する情報（情報の秘匿性、有用性、非公知性）	不要。但し、知的財産局への記録可	期間制限なし	

なお、知的財産とは異なるが、企業にとって影響がある法律として、2019年5月に個人情報保護法が告示され、一部が施行された。個人情報保護法の複数の条項については、告示日から1年間の移行期間が設けられ、2020年5月27日から施行される予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による準備不足等を理由に2度延期され、2022年6月1日に全面的に施行された。

(3) 知的財産権認定のための手続

タイでは、著作権や企業秘密等を除き、特許権、小特許権、意匠権、商標権等の工業所有権の保護を受けるためには、商務省知的財産局等への登録が要件となる。登録がなされた権利に対する侵害等があった場合には、民事上の制裁（差止め、損害賠償、没収）や刑事上の制裁（罰金及び禁固）の対象となる。農業・協同組合省農業局の所管である植物新品種権を除き、大半の知的財産権の所轄官庁は商務省知的財産局となっている。

一般に、特許権等の工業所有権の登録出願は、厳格な先願主義を採用している。一旦登録されると出願人に登録証が発行される所、登録証の存続期間（すなわち保護期間）は知的財産権の種類によって異なる。また、特許権、小特許権、意匠権、商標権、植物新品種権の出願者には優先権¹²が認められている。

(4) 知的財産権紛争処理体制

タイ国内にて、模造品の製造、販売、輸入等が行われる等、知的財産権が侵害された場合、侵害者に対し警告を発する等の措置を講じても侵害が停止しないようなどときには、司法機関への提訴により救済を求めることになる。

タイの裁判所は、一般には、最高裁判所を頂点に、控訴裁判所、第一審裁判所から構成される三審制がとられているが、知的財産権の侵害等に関する民事訴訟及び刑事訴訟の第一審は知的財産・国際取引裁判所が管轄し、控訴審は専門事案高等裁判所が管轄を有する。知的財産権の侵害に対する司法上の救済手段として、裁判所による差止命令または損害賠償の支払命令による救済が挙げられる。刑事訴訟では、知的財産権の侵害に関する違法行為として偽造品の製造・取引・売買、工業所有権の侵害、著作権の侵害が挙げられており、違反者には罰金や禁固刑が科せられる場合がある。

2. 技術援助契約締結での留意点

タイへの高度な技術の移転は、言語の制約から困難が伴う。技術マニュアル作成のノウハウも未熟であり、技術援助契約にこちらの意向が十分に反映されず、紛糾の種となることも少なくない。しかし、タイには技術援助契約を規制する法律も存在しないことから、合弁先に対する技術援助にあたっては、技術援助の内容や責任を明確にするような詳細な契約書を作成する等して、トラブルを事前に防止することが重要である。

¹² 優先権とは、最初に日本等の外国で登録された後、優先期間内にタイで出願した場合に、その間に生じた事実により不利益な取扱いを受けないとする権利のことをいう。例えば、特許の場合、タイ国外の特許出願日から12ヵ月以内に優先権を主張して第2国（タイ）に出願すると、最初のタイ国外での出願日を第2国（タイ）の出願日とみなすことができる。

第15章 環境規制

1. タイの環境問題

タイは、伝統的に稲作を中心とする国であるため、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感である。しかし、例えばチャオプラヤ川の水質悪化にみられるように、近年は、バンコク首都圏地域を中心に、生活排水による河川等の水質悪化が深刻化し、その影響が懸念されている。生活排水対策として、下水道の整備や生活排水処理施設の建設が急務であるが、むしろ建設計画が立ち遅れていることが結果として工場排水規制の強化につながっている様相さえみられる。

実際、タイにおいては、過剰な森林伐採と不適切な管理を原因とする水源地域の森林面積の減少に加え、経済発展に伴い工業用のみならず、商業用、農業用の水需要が増加し、地下水が大量に汲み上げられ、地域によっては地盤沈下が拡大しつつある。このため、工場の新規立地に際して、地下水への有害物質の排出に対する規制が強化されるとともに、立地予定地域の地盤沈下の有無・程度が大きな関心事項となってきた。

また、急激なモータリゼーションの進展に伴い、バンコク首都圏地域を中心に、自動車排気ガスによる大気汚染が深刻化している。同時に、産業活動に伴う大気汚染も進んでいる。褐炭・石炭燃料から天然ガス・石油への燃料転換が遅れる一方、工場の大気汚染防止装置の設置が進まず、産業集積地域を中心に、排気基準を上回って汚染物質の排出が増えている。この最たる例はマプタプット公害訴訟である。

更に、タイにおいては、都市部を中心に、生活系廃棄物を含めた廃棄物の発生量が増加を続けている。特に、タイに進出した日系企業にとって、産業廃棄物、とりわけ有害廃棄物の処理は問題になっている。タイ国内では、有害廃棄物を適切に処理できる施設に限りがある上、施設整備とその処理能力が有害廃棄物の発生量の増加に追いついていない。このため、ほとんどの有害廃棄物は、工場の敷地内に保管するしかなく、一部では、一般廃棄物に混ぜられて不法投棄され、土壌汚染や深刻な健康被害を引き起こしているのではないかと懸念を生んでいる。また、生活系廃棄物は水路や河川等を通じて海洋に流出しており、その内プラスチックごみは海洋流出ごみの約3割を占めるとされている。タイの海洋へのプラスチックごみ流出量は世界第6位に位置付けられており、近年大きな問題となっている。

ひとくちメモ 5： 大気汚染で学校閉鎖

タイでは、2018年2月に天然資源・環境省が呼吸器や心臓に疾患を抱える市民が外出する場合はマスクを着用するよう呼び掛けたこともあり、PM2.5による大気汚染への人々の関心が高まった。タイでは乾季(11月～2月)になると農村部で焼畑農業が行われ、近隣国からの越境煙霧汚染、気象条件や地理的な条件等のさまざまな理由が重なり、深刻な大気汚染が観測される。また、バンコクをはじめとする都市部では、ガソリン車とディーゼル車等から排出される排気ガスも大気汚染の大きな要因となっている。

最近のニュースでは、2023年1月24日、バンコク首都圏庁(BMA)は、バンコク周辺61カ所で大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えたと発表し、知事は在宅勤務や公共交通機関の利用を検討するよう呼びかけている。2024年に予定される欧州排ガス規制「ユーロ5」が導入されれば、状況が改善することが期待されており、政府は、安全基準を1立方メートルあたり50マイクログラムから37.5マイクログラムに引き下げ、健康対策を厳格化するとの方針を示しているが、タイの大気汚染が本当に改善されるかどうかは定かではない。

タイで生活する上では不測の健康被害を予防するためにも、大気汚染に留意する必要があるだろう。PM2.5数値を可視化できる「AirVisual」等の無料アプリを活用することも推奨される。

2. 環境保護の体制

環境政策の策定、環境基準の設定及び環境保護のための基本的施策の決定は、首相を委員長、副首相、天然資源・環境大臣を副委員長、関係省庁の大臣等を委員とする国家環境委員会が行う。これらの実施は天然資源・環境省¹³が中心となるが、工業省も工場排出公害の規制(工場法に基づく規制)を所管するほか、20近くの政府機関や地方自治体¹⁴も関係していることから、タイに進出している日系企業もその対応には苦勞しているようである。

また、タイ政府は石油基金からの資金や政府予算等の拠出による環境基金を設け、地方自治体、公営企業、民間企業等へ補助金を支給して、環境保全に関する費用に充てている。タイ政府は、5年ごとに経済・社会発展のための国家計画を策定しているが、2012年から2016年までを対象とする第11次国家経済社会開発計画では、環境保護が国家的優先事項として規定されている。2017年から2022年までを対象とした第12次国家経済社会開発計画では、天然資源の効率的な管理と汚染の減少や制御に焦点が当てられており、産業廃棄物、大気汚染及び水質汚染が主要な環境問題とみなされている。現在策定が進められている2023年からの5年間を対象とする第13次国家経済社会開発計画では、環境に配慮した成長が重視されており、特に気候変動問題への対応に取り組むことが基本方針として示されている。

¹³ 2002年の政府機関再編時に、それまでの科学・技術・環境省に代わって、天然資源と環境の保全を担当する政府機関として設立された。

¹⁴ 地方自治体の環境行政は、環境規制に関する企業からの報告や届出等の受理等の業務が大部分で、バンコクを除けば、環境規制当局としての機能をほとんど果たしていない。

3. 環境保護の法体系

世界的な環境保護運動の高まりとともに、タイでも環境保全意識が高まり、1992年に、それまでの旧環境保護法を抜本的に改正して、国家環境保全推進法（以下「環境保護法」という）が制定された。また、1997年憲法においても、環境保全、公害規制をうたうとともに、環境アセスメントの義務も規定している。更に、2007年憲法において、国民は環境保全への参加権を従前の「法律に定めるところ」によらず憲法を直接の根拠として認められることとなった。この2007年憲法の「共同体の環境の質、天然資源と健康に重大な影響を及ぼす可能性のある計画・事業における事前調査の実施と公聴会の実施義務規定」が後述のマプタプット公害訴訟の原告住民側の法律的根拠となっている。また、環境保護法は、国民に関する環境問題について知る権利、公害について補償を求める権利を与える一方、環境委員会に大きな権限を持たせ、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業には環境アセスメントを義務づけるとともに、環境団体の設立、活動を認めている。

企業活動に具体的に関係する法令は、多数の行政機関が関連していることから、各種法律とそれに基づく政令、省令、告示等を合わせると100近くに上り、頻りに改正されている。そのうち産業公害規制に絡む主要な法律には次の図表 15-1 のようなものがある。

図表 15-1 タイの主な環境法一覧

	法律名	制定内容
1	国家環境保全推進法	環境分野の基本法
2	土地法	土地開発時における規制
3	タイ工業団地公社法	同公社所管団地内工場の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
4	エネルギー保全推進法	エネルギー省所管のエネルギーの保全に関する規制
5	地下水法	地方自治体所管の地下水取水の規制
6	森林法、森林保護自然法、植林法	森林保護区等における伐採、植林等規制
7	水域航行法	運輸省所管の河川や海洋の廃棄物等の投棄の規制
8	公衆衛生法	地方自治体所管のゴミや排水等の生活廃棄物の規制
9	鉱業法	鉱業開発・運営等における規制
10	工場法	工業省所管の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
11	国民健康法	健康に悪影響を及ぼす行為の規制
12	有害物質法	有害物質の生産、輸出入と特定の有害物質の所持を規制
13	労働安全衛生環境法	労働安全・衛生・環境に対する危険を目的に、使用者及び被雇用者への義務を規定
14	省エネルギー促進法	工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野に関する法律
15	工業製品規格法	タイで製造、またはタイに輸入される製品の品質を保証するための基準を規定

4. 環境基準

環境保護法では、国家環境委員会が①河川、湖沼、貯水池等の水質基準、②工場の排水基準、③河口を含む海水の水質基準、④地下水の水質基準、⑤大気中の空気の汚染基準、⑥工場の排気基準、⑦騒音、振動の基準等の環境基準を定めることとなっている。現在までに公布されている環境基準は、国家環境委員会の告示のほか、工場法を所管する工業省の省令・告示、保健省や旧科学・技術・環境省の省令・告示等、縦割り行政を反映して必ずしも国家環境委員会の基準に統一されているわけではないものの、事実上整合性が取れている。

タイでは、先にみたように、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感で、排水規制が重視されており、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、重金属類に関する排水基準等、わが国よりも規制基準が厳しい場合もあり、日系企業の中にはこれらに対応するため多額の投資により高度な排水処理を実施している事例も見られる。

なお、タイの工業団地は、タイ工業団地公社法に基づいて、全国統一基準の環境基準よりも緩い工業団地ごとの独自の環境基準が定められていることが多く、工業団地に立地するメリットとなっている。ただし、工業団地では、工業排水を団地管理事務所が運営・管理する中央排水処理施設において生物処理により最終処理をしてから、公共水域へ放流することが前提となっており、生物処理で処理しきれない重金属類の排水基準は、国の全国統一の排水基準値と同程度に設定されている。

5. 環境アセスメント

環境保護法により事前に環境アセスメント調査を義務づけられている事業は、図表 15-2 に掲げられた 35 事業である。

図表 15-2 環境アセスメントが必要な事業

1	鉱業関連法に基づく採掘業
2	石油関連法に基づく石油開発
3	石油及び燃料のパイプラインによる輸送システム（一定の例外あり）
4	タイ工業団地公社関連法に基づく工業団地もしくはその他同様の事業または産業開発に係る土地配分事業
5	生産に化学処理を使用する石油化学産業
6	石油精製産業
7	天然ガス分離産業または天然ガス改質産業
8	一定の塩素アルカリ産業及び塩素（Cl ₂ ）または塩化水素（HCl）を使用する産業
9	セメント産業
10	紙パルプ産業
11	生産に化学処理を使用する有効成分または殺虫剤の製造業
12	生産に化学処理を使用する化学肥料産業
13	一定の砂糖産業
14	鉄鋼業
15	金属鉱物の製錬、選鉱または金属融解（14の鉄鋼業を除く）
16	一定の蒸留酒またはアルコール（ビール及びワインを含む）の製造業

17	一定の廃棄物処理工場（工場関連法に基づく産業廃棄物を取り扱うものに限る）
18	廃棄物発電工場（一定の例外を除く）以外のすべての種類の火力発電所
19	タイ高速道路公社関連法に基づく高速道路システムまたはその他同様の事業
20	道路関連法で定める高速道路または道路（一定の条件あり）
21	大量鉄道輸送システム
22	港湾
23	レクリエーション港
24	海の埋め立て
25	海の周辺または海中の構造物に係る一定の建設または拡張
26	一定の航空輸送システム
27	一定の地域または利用目的における建築基準関連法に基づく高層建築または超大型建築
28	土地開発関連法に基づく住居用または商業用の土地配分
29	療養所関連法に基づく病院または療養所
30	ホテル関連法に基づくホテルまたはリゾート
31	建築基準関連法に基づく住居用建物
32	灌漑
33	閣議で指定された「第 1 レベル水域」における全ての事業（注）
34	一定の海盆間の転換
35	主要河川の水門

（注）1994 年国家環境委員会告示第 8 号により、表層水源は利水目的別に 5 等級に分かれている。「第 1 レベル」は、天然の新鮮な表層水源（通常の滅菌処理以外の水処理を必要としない非消費水源または消費水源等に利用されるもの）を、「第 2 レベル」は、一定の排水を含む表層水源（通常の水処理を必要とする非消費水源または消費水源、漁業、レクリエーション等に利用されるもの）をそれぞれ指す。

6. 環境が問題となった事例

過去にタイで問題となった環境事例として、マプタプット周辺工業団地における公害訴訟が挙げられる。マプタプット周辺工業団地とは、ラヨン県マプタプット地区に建設された石油化学、鉄鋼業を中心とする工業団地である。

2009 年 12 月 2 日、タイ最高行政裁判所は、環境問題を理由に中部ラヨン県のマプタプット地区における 65 プロジェクトの一時差止めの命令を下した¹⁵。同地域は、シャム湾の豊富な天然ガスを利用した石油化学産業が集積する地域であり、旭化成ケミカルズ、宇部興産、三井化学をはじめとする日系企業のほか、タイ、欧米企業により新規プラント建設等の投資活動が積極的に行われていたという。十数年前から大気・水質汚染による環境・健康侵害がはじまり、1990 年代には異臭騒ぎにより学校が休校する等の問題が発生していた。

最高行政裁判所の判決の契機は、2007 年 10 月にマプタプット地域住民と環境 NGO が 8 つの行政機関¹⁶を相手取って起こした訴訟である。

¹⁵ その後 2007 年以前に承認を得た事業の差止めが解除され、2010 年 3 月時点で 50 件弱に絞られた。

¹⁶ 8 行政機関：国家環境委員会、天然資源環境政策企画事務局長、天然資源環境相、工業相、エネルギー相、運輸相、保健衛生相、工業団地公社（IEAT）

タイ王国憲法（2007年改訂）第67条第2項には、コミュニティにおける環境の質、健康面に重大な影響を与える事業を実施する際には、①健康影響評価（Health Impact Assessment : HIA）と環境影響評価（EIA）の実施、②地域住民への公聴会の実施、③独立機関による審査が必要とされているが、この条項が十分に実施されていないことを不服としてラヨン行政裁判所に提訴したものである。

上記の判決後、関係政府機関は、環境や住民の健康に影響を与える事業を審査する独立委員会や未整備であったHIA、公聴会実行のための環境関連法（2010年8月31日承認）の整備の策定を行い、投資規制対象となる11事業を発表した（図表15-3参照）。これを受け、中央裁判所は同年9月、先に停止命令を受けた事業のうち、環境に重大な影響を及ぼす11事業に該当しない事業の再開を認めた。日系企業については8社全てが事業を再開できた。

憲法第67条に基づくEIA義務づけは、マプタプットのみならず全国に適用されるものであるが、2011年1月に実施したラヨンを含めた進出日系企業（約30社）へのインタビューでは、本件に関する行政指導を受けている企業はなく、マプタプット周辺地域であっても規制業種に該当しない企業については、政府の対応に大きな変化はないことが分かった。しかし、環境問題に関する地域住民の関心が高まっていることは事実であり、今後の規制強化を念頭に、タイの環境基準を遵守することにとどまらず、自ら率先した環境配慮の取組みを実施している企業が多かった。直接の影響はないながらも、憲法に基づく法整備が遅れたことによる事業差止め命令で戸惑う企業も多かったと思われる。なお、訴えを起こした地域住民らは中央裁判所の判決を不服として最高行政裁判所に上訴中である。

図表 15-3 EIAの作成を義務づける事業

1	海・湖の埋め立て	面積300ライ以上
2	鉱業法に基づく鉱物資源の採掘業	すべての規模
3	タイ工業団地公社法に基づく工業団地またはこれに類似する事業	すべての規模
4	石油化学工業	35%以上の設備増強に係る川上事業、日量100トン/日以上の中事業等
5	鉱物製錬または金属溶解	投入量5,000トン/日以上（場合により1,000トン/日以上）
6	原子炉から抽出した原子力エネルギーの製造、保有または使用	2MW以上
7	廃棄物の改質工場または廃棄物の埋立て若しくは焼却所（セメント焼成炉での燃焼使用を除く）	すべての規模
8	滑走路を持つ空港	3,000メートル以上
9	港湾・船着場	埠頭の全長が300メートル以上または面積が1万㎡以上
10	貯水ダム・池	容量1億立方メートル以上または面積15平方キロメートル以上
11	火力発電所	石炭：100MW以上、バイオマス：150MW以上、コージェネ天然ガス：3,000MW以上、すべての規模の原子力発電所
12	コークス炭産業（注）	すべての規模

（注） 2015年に追加された

（出所）JETRO、SIAM TINPLATE CO.LTD 資料より作成

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

タイでは、商務省所管の輸出入管理法（1979 年）等に基づいて一部の品目の輸出入が規制されている。

(1) 輸入規制

輸入規制の対象となる品目は次の 3 タイプに分けられる（図表 16-1）。

①商務省による輸入規制品目

タイでは、国内産業保護や外貨流出防止等の観点から、輸出入管理法に基づき、輸入規制対象品目を指定し、商務省外国貿易局の輸入許可認証取得、課徴金賦課等により輸入規制を実施している。この規制には「輸入許可取得必要品目（21 品目）」、「証明書や輸入者登録が必要な品目（11 品目）」、「関税割当対象として輸入証明書が必要な品目（22 品目）」、「輸入課徴金が課せられる品目（3 品目）」がある。

②その他の輸入規制品目

工業省の指定する危険品、国家通信委員会（NBTC）による通信機器、タイ工業規格局（TISI）による鉄鋼製品の規格制限等がある。

③輸入禁止品目

他人の商標権を侵害する品目や著作物の複製品等の輸入のほか、計 15 品目が該当する。また、国連安全保障理事会決議に則し輸入禁止対象の地域規制（6 カ国）も導入されている。

図表 16-1 商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト

○ 輸入許可取得必要品目 (21品目)	○ 関税割当対象として輸入証明書が必要な品目 (22品目)	○ 証明書や輸入者登録が必要な品目 (11品目)	○ 輸入課徴金が課せられる品目 (3品目)
1 薬品および製薬製品	1 粉ミルク	1 豚の臓物	1 魚粉 (60%を超えるタンパク質含有量の魚肉)
2 クレンプテロール化合物	2 生乳及び乳飲料	2 エシャロット	2 トウモロコシ
3 アルブテロール、サルブタモール	3 ジャガイモ	3 オレンジ	3 大豆油かす
4 石碑用または建築用の石の一部	4 たまねぎ	4 給湯器 (ガスのもの)	
5 中古車	5 にんにく	5 キャッサバとその製品	○ 輸入禁止品目 (15品目)
6 中古二輪車	6 ココナッツ	6 ガソリン	1 他人の商標権を侵害する製品
7 中古の輸送用自動車 (30人以上の乗客用)	7 乾燥竜眼	7 ダイヤモンド原石	2 他人の著作物の複製品または翻案物
8 中古ディーゼルエンジン	8 コーヒー	8 食品用の陶器及び容器	3 スロットなどの賭博用のゲーム機とその部品
9 金	9 茶	9 ミャンマー及びカンボジアとの国境地域からの木、加工木、木材製品	4 モーターバイクの中古エンジン、部品及び備品
10 コイン	10 胡椒	10 ターク県及びカンチャナブリ県と接する国境地域からの木材製品	5 CFCが使われた冷蔵庫・冷凍庫
11 骨董品	11 飼料用トウモロコシ	11 塩	6 HCFC-22を使ったエアコン
12 違法コピー品製造用機械	12 米 (調理済みのもの及び米製品を除く)		7 中古タイヤ
13 凹版印刷機、カラーコピー機	13 大豆		8 タークおよびカンチャナブリ県境を通過するチーク、丸太及びチーク製品
14 プラスチックのくず	14 ココナッツの果実		9 食品用の陶器の容器、銀で表面加工された容器
15 チェーンソー	15 たまねぎの種		10 中古車
16 魚粉 (60%未満のタンパク質含有量の魚肉)	16 大豆油		11 中古のモーターバイクの車体
17 カフェイン	17 パーム油		12 バラク (水たばこ)、電子バラク、電子たばこ
18 過マンガン酸カリウム	18 ココナッツ油		13 家庭ごみ
19 揮発性亜硝酸アルキル	19 砂糖		14 電気電子機器廃棄物
20 動物飼料の小麦	20 コーヒー製品		15 中古バイク
21 未加工シルクと織り糸の一部	21 大豆油かす		
	22 生糸		○ 輸入地域規制
			1 北朝鮮 (兵器、武器、宝飾品、輸送機器等)
			2 イラン (兵器、武器)
			3 リビア (兵器、武器)
			4 ソマリア (木炭)
			5 エリトリア (兵器、武器)
			6 イエメン (武器)
			※タリバン、ISIL、アルカイダからの武器輸入は禁止

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出規制

一方、輸出規制の対象となる品目は、次の3タイプに分けられる (図表 16-2)。

①輸出規制品目

国内産業保護や輸出管理等の観点から、輸入と同様、輸出入管理法に基づいて、輸出規制対象品目が指定されている。この規制には、「商務省外国貿易局の輸出許可認証取得が必要な品目 (19品目)」、「一定の条件 (特定の果実及び野菜等で、品質証明や原産地証明書等の提出、業者名の表示、業界団体の会員登録等が求められる) の下でのみ輸出が認められる品目 (10品目)」がある。

②輸出禁止品目

他人の商標権を侵害するもの、他人の著作物の複製品・翻案物、砂の3品目は輸出が禁止されている。また、国連安全保障理事会決議に則して輸出禁止対象の地域規制 (10カ国、及びタリバン、ISIL、アルカイダ) がある。

③輸出業者登録制度の対象品目

タイホームマリ米（ジャスミンライス）、タピオカ製品、魚粉等は、輸出品の品質確保の観点から、一定の条件を満たした上で、商務省への輸出業者登録が必要になる。

図表 16-2 輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト

<p>○ 輸出許可取得必要品目（19品目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粳、玄米および餅米 2 米（EUの関税割当対象となるもの） 3 キャッサバ製品 4 コーヒー、コーヒー製品 5 木材、木材製品 6 木炭 7 象牙（象牙、骨、毛、肉、それらの製品） 8 生きている真珠貝（一部および製品含む） 9 砂糖 10 石炭 11 神聖な彫像 12 仏像 13 自然の砂で組成される鉱物 14 カフェイン 15 過マンガン酸カリウム 16 （2020年1月1日発効）非軍事及び軍事双方の目的で使用され得る物品 17 大豆かす 18 金 19 サージカルマスク <p>○ 輸出地域規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エリトリア（武器と関連機器） 2 ソマリア（武器と関連機器） 3 コンゴ民主共和国（武器と関連機器） 4 北朝鮮（兵器、武器、宝飾品、輸送機器等） 5 イラン（兵器および武器） 6 リビア（人道支援等以外の目的での武器） 7 スーダン（国連活動・人道支援等以外の目的での武器と関連機器） 8 南スーダン（武器と関連機器） 9 イエメン（武器） 10 中央アフリカ共和国（武器） <p>※タリバン、ISIL、アルカイダへの武器輸出は禁止</p>	<p>○ 一定の条件の下でのみ輸出が認められる品目（10品目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 12種の果実および野菜（シンガポール、日本、EU向けのもの） 2 蘭の花：輸出者登録が必要 EU向けには品質証明（害虫）を税関に提出義務あり 3 竜眼（ラムヤイ）：外国貿易局へ登録、税関へ報告、 輸出業者名・品質表示、輸出後の状態報告義務あり 4 ドリアン：輸出業者名・種類・賞味期限の表示義務あり 5 ツナ缶：タイ食品加工業協会またはタイ・ツナ産業協会の会員資格 6 パイナップル缶詰およびジュース：業界団体の会員資格 またはタイのパイナップル産業者であること 7 ダイヤモンド原石：外国貿易局へ登録、税関へ報告、 キンバリー加工合意下でのダイヤモンド原石輸出業者であること 8 加工鶏肉：EU向けは原産地証明が必要 9 生きている鑑賞魚 税関に農業局発行のヘルスサーティフィケートの提出義務 10 加工された貝殻 <p>○ 輸出業者登録制度の対象品目（9品目）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 タイホームマリ米</td> <td style="width: 50%;">7 ヤエナリ</td> </tr> <tr> <td>2 タピオカ製品</td> <td>8 黒ヤエナリ</td> </tr> <tr> <td>3 タピオカ澱粉</td> <td>9 カポック</td> </tr> <tr> <td>4 トウモロコシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 サトウモロコシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 魚粉</td> <td></td> </tr> </table>	1 タイホームマリ米	7 ヤエナリ	2 タピオカ製品	8 黒ヤエナリ	3 タピオカ澱粉	9 カポック	4 トウモロコシ		5 サトウモロコシ		6 魚粉	
1 タイホームマリ米	7 ヤエナリ												
2 タピオカ製品	8 黒ヤエナリ												
3 タピオカ澱粉	9 カポック												
4 トウモロコシ													
5 サトウモロコシ													
6 魚粉													

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

2. 関税制度

タイは、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税障壁を設けていたが、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げが図られる等、輸入工業品に対する関税は大幅に引き下げられてきている。

ASEAN 域内からの輸入の場合には、1992 年に合意された ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加（タイは原加盟国）に伴い、2010 年 1 月に域内関税が撤廃された。また、日本からの輸入の場合には、2007 年 11 月に日・タイ経済連携協定（JTEPA）が発効したことで、全品目の 99.82% にあたる 5,495 品目の関税率が引き下げられた。このほか、タイはオーストラリア、ニュージーランド、ペルー、チリと二国間協定、ASEAN 加盟国として中国、インド、韓国との FTA を発効している。

タイの関税体系には、①一般税率、②ASEAN 域内共通効果特惠関税（CEPT）税率、③FTA の適用税率、④世界的貿易特惠関税制度（GSTP）、⑤ASEAN 特惠統合システム（AISP）がある。また、タイの関税は従量税の品目もあるが、大部分の品目は従価税であり、その基本税率は 0% ～30%の範囲で 6 段階に規定されている。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税に加え付加価値税（VAT）が課せられ、更に一部の品目については物品税も課せられる。ただし、投資委員会（BOI）の認可事業に係る生産用機械・設備や輸出製品製造用原材料の輸入に対しては、輸入関税の減免措置が講じられる。また、タイ工業団地公社（IEAT）フリーゾーン（従来の輸出加工区 EPZ）入居の場合の工場建屋建設資材や生産用機械・設備の輸入、生産用原材料・部品の輸入に対しても、輸入関税の免除措置がある。このような特典を受けずに、関税を支払ってしまった場合には、輸出製品製造用の原材料を輸入し、課税された輸入関税の還付を事後的に受けることとなる。ただし、税関への事前の登録が前提条件になっていることに留意する必要がある。

3. 通関手続

タイでは、通関手続の簡素化、ペーパーレス化の促進のため、“e-Customs”と呼ばれる電子通関システムが整備されている。また、“e-Payment”と呼ばれる電子関税支払システム等、通関手続に関してウェブサイト等を活用してサポートするシステムも整備されているため、進出企業にとっては手続きの効率化が可能となっている。

輸出（入）許可証の必要な商品等の輸出入にあたっては、商務省外国貿易局等に対して、輸出（入）許可証の発給申請を行い、取得する必要がある。この取得に必要な書類等は図表 16-3 のとおりである。

なお、タイでは 2014 年 9 月 24 日から施行された新規則で、「国内一括窓口サービス（Thailand National Single Window）」が導入され、輸出入、運送、物流許可やその他の証明書もしくは書類を必要とする場合には、電子的方法で関税の申請書を一括して 1 つの窓口提出すれば良いこととなった。それぞれの担当局から承認や許可が得られると、その情報が電子的方法で税関に通知される仕組みとなっている。

図表 16-3 輸出入通関手続に必要な書類

	輸入	輸出
1. 貨物申告書	○	○
2. インボイス	○	○ (2通)
3. パッキングリスト	○	-
4. 船荷証券 (B/L) もしくは航空貨物運送状 (Airway Bill)	○	-
5. 貨物受渡し書	○	-
6. 保険料請求書	○	-
7. 輸 (出) 入の管理品目または許可品目の場合、 関連省庁の発行する輸出 (入) 承認書	○	○
8. 原産地証明書 (該当する場合)	○	-
9. 貨物の税関用説明資料 (カタログ等)	○	○

(出所) 商務省、JETRO 等の資料より作成

4. 為替相場

外国為替管理に関しては、1942 年外国為替管理法、1954 年財務省令に定めがあり、財務省とタイ中央銀行 (BOT) が発した省令・告示・指示・通達に従い、財務省と BOT が為替管理を行っている。為替管理の最終責任は財務省にあるが、実際の運用は BOT が行っている。

タイの外国為替制度は、1997 年 7 月に、アジア通貨・金融危機を契機に、それまでの米ドルとのリンクが極めて強い通貨バスケット制から市場の需給を反映させ過度の変動に対してのみ BOT が介入する管理フロート制に移行した。BOT は、対米ドル相場について、前営業日の加重平均レートをレファレンスレートとして公表している。

また、日本円を含む主要通貨については前営業日の各銀行の最終公表相場の単純平均を公表している。対ドル相場については、米国利上げに伴う資金流出懸念の高まりや観光業の回復の遅れもあって、2022 年はバーツ安が進んだ。2022 年 3 月には 1 ドル 33 バーツ台であった対ドル相場は、2022 年 10 月頃には約 16 年振りの水準となる 1 ドル 38 バーツ台まで下落した。一方、2022 年 11 月以降は、米国の金融引き締め長期化観測が和らいだことに加え、観光収入回復への期待から急激にバーツ高が進み、2023 年 1 月には 1 ドル 32 バーツ台まで上昇し、2023 年 1 月末時点の対米ドルレートは 1 ドル=32.74 バーツとなっている。同時点の対円レートは 1 バーツ=2.60 円 (図表 16-4)。

図表 16-4 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg 等より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

タイでは、1990年5月のIMF8条国¹⁷への移行を機に、数次にわたり為替管理の自由化を進めてきている。

¹⁷ IMF 8条国とは、国際通貨基金（IMF）協定第8条で規定された義務を受け入れている国のことをいう。第8条は、(1) 経常取引における支払に対する制限の回避、(2) 差別的通貨措置の回避、(3) 他国保有の自国通貨残高の交換性維持、を規定している。

このため、近隣諸国へのパーツ現金持出枠、海外株式取得枠、海外子会社への貸出枠等の拡大、外貨（ドル現金）持ち出し、銀行の非居住者向け貸出の自由化等、規制緩和が進んでいる。外国為替管理法上では、受取、支払とも指定通貨制度はなく、決済通貨に制約はない。

居住者はタイ国内の外為銀行にて外貨預金口座を開設することができる。入金原資は、外国からの受領金となるが、それ以外にも実需取引の証明ができれば国内で保有しているパーツを外貨に交換して充当することもできる。

非居住者は、給与等をパーツで受け取るために、非居住者口座を開設することができる。非居住者預金への入金は、海外送金と同様の取引であると解釈されるため、タイ国内からの入金（国内銀行からの借入等）については実需を示す書類の提出等を行う必要がある。非居住者が外貨を預け入れる場合、原資がタイ国外であれば入出金や口座残高に係る規制はない。

(1) 貿易取引

標準的決済方法として、①前払送金、②輸入信用状、③取立手形（D/P、D/A）、④後払いがある。この際、受取、支払とも決済通貨の制約はない。なお、輸入信用状は自由に開設できる。

輸出決済については、船積日から 360 日以内に行うことが求められている。また、輸出代金として外国通貨を受領した場合には、即座にパーツまたは外国通貨口座へ入金する必要がある。対外債務と相殺する場合、外為銀行は輸出代金の受取免除を承認することができる。ただし、輸出者はこの免除を為替銀行経由で BOT に報告する必要がある。

輸入決済については、輸入者は、決済資金として、外貨預金口座から自由に外貨を引き出すことができ、輸入信用状も自由に開設できる。ただし、輸入者は輸入決済時（L/C の場合は開設時）に為替銀行に取引目的の通知やインボイス等を提出する必要がある。

(2) 貿易外取引

被仕向送金（受取）については、外国からのパーツでの受取に制限はない。一方、外貨での受取については、5 万米ドル以上の受取がある会社で、輸出代金の受取でない場合は、その会社は取引日から 360 日以内にその外貨をパーツ建てまたは外貨建て口座に預金しなければならない。ただし、その規定の免除を BOT に請求することができる。

一方、仕向送金（支払）は、保険、運輸等、役務の提供に係る貿易外取引については、パーツ建て、外貨建てとともに原則自由となっているが、一部の資本取引は BOT の事前承認が必要とされる。ロイヤリティーや配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還（清算に伴う資本金の返還、配当金・減資金の返還等）は、BOT の事前承認は不要である。タイ国外に居住する者への貸付金の送金は、外貨建てで年間 5,000 万ドルを上限に、BOT の事前承認は不要であるが、外国為替銀行に対する送金者の ID や取引目的の通知が求められる。

(3) 資本取引

外国投資は、直接投資（FDI）、証券投資（資産運用投資）のいずれも自由化されている。非居住者による居住者への外貨貸付にも制限はないが、資本金や貸付金は一定の期間内にタイ国内の公認銀行または外貨預金口座に入金する必要がある。投資資金を本国へ送金する場合や海外で調達した外貨建て資金により借入金を返済する場合は、証明書類の提出を条件に可能となっている。

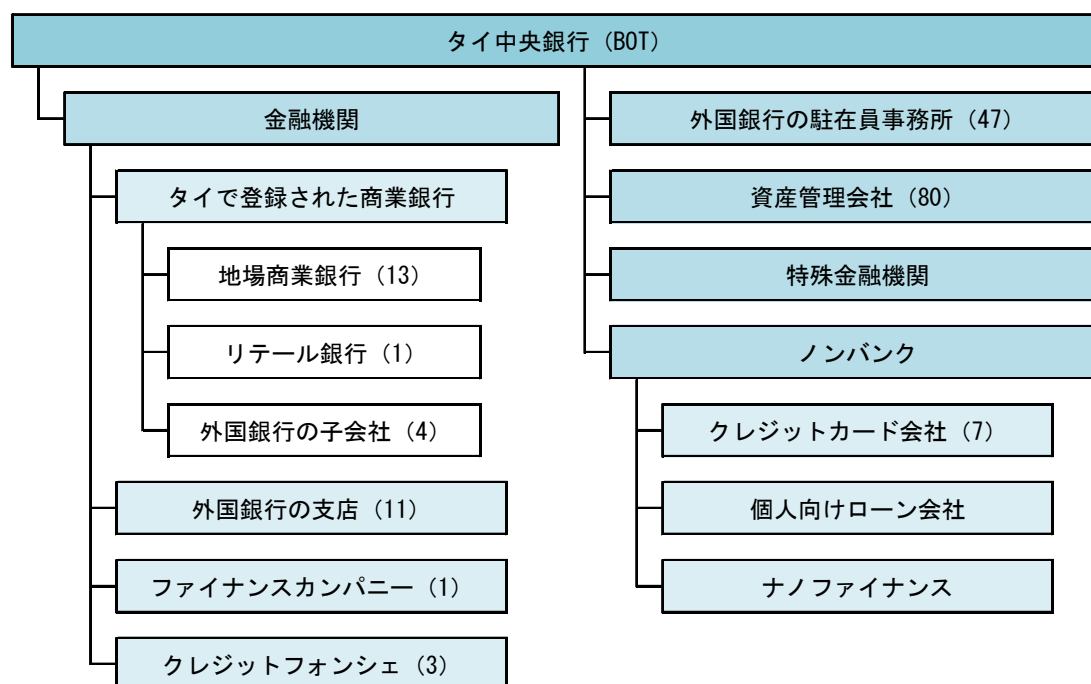
第17章 金融制度

1. 金融機関

タイの金融機関の監督官庁はタイ中央銀行（Bank of Thailand : BOT）である。BOT は、通貨の発行、金融政策の策定と実施、外国為替管理等に加え、金融危機から社会を守るメカニズムの構築にも社会責任を負っている（The Bank of Thailand Act, B.E.2485、The Bank of Thailand Act, B.E.2551）。

2022 年 9 月末現在、BOT の監督下にある金融機関は、商業銀行 18 行、外国銀行支店 11 行、ファイナンスカンパニー 1 社等から形成されている。商業銀行と外国銀行支店を合算した総資産額は 23.8 兆バーツ、貸出残高は 14.7 兆バーツ、預金残高は 16.4 兆バーツである。商業銀行は、総資産の 91.3%、貸出残高の 94.5%、預金残高の 94.3%を占めている。

図表 17-1 タイの金融機関



(注) 括弧内の数字は該当する金融機関の数を示す。

(出所) BOT より作成

(1) 中央銀行

タイ中央銀行（BOT）は、1942 年に設立され、通貨の発行、金融政策の実施、外国為替管理、金融機関の監督業務等を担っている。BOT 設立時の 1942 年中央銀行法には独立性、総裁の選出方法、総裁の任期等が明記されておらず、財務相が中銀総裁の人事権を有していたが、2007 年の中央銀行法の改正で中央銀行の役割は物価と金融システムの安定と規定され、総裁人事も任命委員会での人選と閣議の承認を得て選出されることになった。

BOT は、金融政策の目的として、インフレの抑制、為替の安定、経済成長の3点を挙げている。これらの目的を達成するため、BOT は政策金利である翌日物レポ金利の変更、預金準備率操作、公開市場操作等を実施している。

2000年4月、BOT は金融政策を協議・決定するための金融政策委員会（Monetary Policy Committee : MPC）を発足させ、同年7月から四半期ごとにインフレーション・レポートを公表し、景気やインフレの見通しを示している。

ひとくちメモ 6： タイの金融再編

日本の 1990 年代初頭のバブル崩壊後と同様、1996 年のバンコク商業銀行の経営破綻を契機に、タイでもファイナンスカンパニー（FC）の経営不安が表面化し、更に 1997 年のアジア通貨危機で財務状況の悪化した金融機関の不良債権処理、資本注入、整理・統合等の金融制度改革が避けて通れない状況となった。

タイの公的金融支援の枠組みは、国際通貨基金（IMF）と日本の主導によって構築され、金融システム改革もその支援条件に沿って推進されてきた。タイ政府は、IMF の融資を受けるため、融資条件（経済・財務政策の遂行を約束する制約条件：コンディショナリティー）に挙げられた金融改革に着手した。タイ政府は、1997 年 10 月に FC の再編・不良債権処理を担う金融再生庁（FRA）を設立した。また、タイ政府は金融機関に対する増資計画の提出を義務付け、不動産融資で経営破綻に陥って営業停止中の FC58 社の経営再建計画の策定等の施策を講じた。その結果、12 月にそのうちの 2 社のみ営業再開を認め、残りの FC56 社の閉鎖とその優良債権を引継ぐラタナシン銀行（商業銀行）の新設を決定した。

その後 1998 年 8 月には、自己資本比率規制の強化、不良債権の定義の厳格化に加え、貸倒引当金の計上基準の設定と 2000 年末までの達成の義務付け等の自助努力を促すとともに、3,000 億バートの国債発行による公的資金注入を中核とする金融機関への資本増強支援、民間の資産管理会社（AMC）の設立と不良債権の AMC への移管等を含む包括的金融支援策を策定して、政府は本格的な金融システム再建に乗り出した。この再建策を機に、金融機関の大幅な再編が進んだ。

【破綻認定により処理され消滅した銀行】

- バンコク商業銀行
1998 年 2 月に BOT が接收。同年 12 月に優良資産をクルンタイ銀行に継承の上、清算消滅
- バンコク・ユニオン銀行
1998 年 8 月に BOT が接收。同年 12 月にバンク・タイ銀行に改称して消滅
- レムトン銀行
1998 年 8 月に BOT が接收。同年 11 月、政府系ラタナシン銀行に統合されて消滅
- ファースト・バンコク・シティ銀行
1998 年 2 月に BOT が接收。同年 12 月にクルンタイ銀行に統合されて消滅

2010 年以降の銀行業界再編の主な動きは下記のとおり。なお、最近の特徴的な動向としては、新型コロナウイルスの流行とデジタル化の進展を背景に、支店数が減少していることも挙げられる。

【最近の銀行業界の動向】

- 2010 年 4 月、中国工商銀行（ICBC）が、総額 138 億バートでタイの ACL 銀行を買収
- 2010 年 4 月、タナチャート銀行（TCAP）がサイアムシティ銀行（SCIB）を吸収合併
- 2013 年 7 月、三菱東京 UFJ 銀行（当時）がタイの大手商業銀行アユタヤ銀行の子会社化を発表。株式公開買い付け（TOB）により、最大 5,600 億円で発行済み株式の最大 75% を取得
- 2014 年 11 月、みずほ銀行はタイの商業銀行大手、サイアム・コマーシャル銀行（SCB）と商業銀行業務、投資銀行業務、リテールビジネスに関する業務協力覚書を締結
- 2015 年 1 月、三菱東京 UFJ 銀行（当時）バンコック支店とアユタヤ銀行が統合。
- 2016 年 12 月、英スタンダード・チャータード銀行は、2017 年内にタイのリテールバンキング業務から撤退することを発表。同事業はタイのティスコ・フィナンシャル・グループに売却することとなっている。
- 2021 年 7 月、TMB 銀行とタナチャート銀行が合併。タイ 6 位の商業銀行 TMB タナチャート銀行となる。
- 2022 年 6 月、三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、傘下のアユタヤ銀行を通じて、野村ホールディングスのタイの連結子会社キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ（CNC）を買収することに合意したと発表。

(2) 商業銀行

タイの商業銀行は歴史的に、1888年に設立された香港上海銀行支店に始まるように、外国銀行支店が先行して設立された。1906年にタイ王室により設立されたサイアム商業銀行が最初の地場銀行であったが、1940年代までは外国銀行がタイ銀行業において大勢を占めていた。なお、大半の地場商業銀行は1940年代以降に設立されたものである。このため、BOTは、1962年制定の銀行法において外国銀行支店の設置規制を強め、地場銀行の強化を図るようになった。以後、約30年間にわたり、銀行新設は認められていなかった。1997年のアジア通貨危機はタイ経済に深刻な影響を与え、金融セクターに大きな再編をもたらした。当時15行あった商業銀行の内、6行に国有化を含む公的資金による介入が実施され、また外資による買収も実施された。

アジア通貨危機の影響から脱し、構造調整を通じて金融業の収益性が回復すると、2004年の金融セクター・マスタープランに基づくファイナンスカンパニーの普通銀行転換等を経て、現在、19行の地場商業銀行（地場銀行として登録している外資系銀行を含む）が営業を行っている（図表17-2）。

なお、金融再編の流れは継続している。政府傘下あるいは政府が筆頭株主となっている地場銀行の政府保有株式の売却を契機に、外国銀行による買収が進んだ。2009年にはマレーシアのCIMBがバンク・タイ銀行を買収し（CIMBタイ銀行に名称変更）、2010年には中国工商銀行（Industrial and Commercial Bank of China: ICBC）がACL銀行を買収した（ICBCタイ銀行に名称変更）。また、同年にはサイアムシティ銀行とタナチャート銀行が統合し、2013年には三菱東京UFJ銀行（当時）が株式公開買い付け（TOB）によりアユタヤ銀行を買収した。アユタヤ銀行は、2015年に三菱東京UFJ銀行（当時）バンコック支店と統合された。また、同年10月には、三井住友信託銀行の現地法人が開業した。同行は1993年にバンコック駐在員事務所を開設していたが、タイ当局が外国銀行に銀行免許を与える機会を提供したことから、2014年に設立許可を取得した。

2018年4月には、タイ政府は閣議で銀行の合併に対する税制優遇策を承認した。優遇の内容としては、合併後の資産規模に応じた法人所得の控除額、付加価値税等の免除や合併に伴う各種譲渡に対する課税の減免等が盛り込まれている。タイ当局は、合併によって経営基盤を強化させ、シンガポールやマレーシア等、資産規模が4兆バーツ（約14兆円）を超える銀行との競争に備えることが必要と考えている。これらの優遇措置の効果もあり、2019年には当時の資産規模6位のタナチャート銀行と同7位のTMB銀行が合併合意を発表し、2021年7月に、TMBタナチャート銀行として新たにスタートしている。

各銀行がBOTに提出した2022年9月時点の財務諸表を基にすると（図表17-2）、バンコク銀行、クルンタイ銀行、カシコン銀行、サイアム商業銀行、アユタヤ銀行の5行の規模が相対的に大きいことが分かる。これら5行を合算した総資産、貸出、預金は、地場銀行全体の8割弱（77～78%）を占めている。

図表 17-2 地場銀行の主要勘定残高（2022 年 9 月末）

地場商業銀行 18行 (単位：100万バーツ)		総資産		貸出		預金	
		金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
1	BANGKOK BANK	3,868,385	17.8	2,170,999	15.6	2,702,213	17.4
2	KRUNG THAI BANK	3,609,712	16.6	2,379,039	17.1	2,605,320	16.8
3	KASIKORNBANK	3,555,741	16.3	2,266,669	16.3	2,655,360	17.1
4	SIAM COMMERCIAL BANK	3,393,157	15.6	2,211,221	15.9	2,557,625	16.5
5	BANK OF AYUDHYA	2,400,813	11.0	1,689,847	12.1	1,688,545	10.9
6	TMB THANACHART BANK	1,815,972	8.3	1,342,120	9.6	1,374,504	8.8
7	UNITED OVERSEAS BANK (THAI)	765,085	3.5	485,472	3.5	572,065	3.7
8	CIMB THAI BANK	535,996	2.5	214,949	1.5	214,887	1.4
9	KIATNAKIN BANK	499,134	2.3	353,914	2.5	337,107	2.2
10	LAND AND HOUSES BANK	270,926	1.2	192,664	1.4	210,360	1.4
11	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA (THAI)	262,102	1.2	115,071	0.8	167,995	1.1
12	TISCO BANK	242,699	1.1	199,900	1.4	183,960	1.2
13	STANDARD CHARTERED BANK (THAI)	193,016	0.9	36,322	0.3	72,855	0.5
14	THE THAI CREDIT RETAIL BANK	132,605	0.6	114,666	0.8	105,682	0.7
15	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK (THAI) PCL	117,465	0.5	72,354	0.5	25,933	0.2
16	BANK OF CHINA (THAI)	64,490	0.3	42,509	0.3	40,117	0.3
17	MEGA INTERNATIONAL COMMERCIAL BANK	32,602	0.1	28,719	0.2	18,965	0.1
18	ANZ BANK (THAI)	20,639	0.1	0	0.0	0	0.0
合計		21,780,539	100.0	13,916,437	100.0	15,533,492	100.0

(出所) BOT より作成

(3) 外国銀行支店

2022 年 9 月末時点、フルバンキング業務が可能なフルブランチ免許を有する「フルブランチ外国銀行支店」には、日系 2 行、欧米系 6 行、アジア系 3 行の計 11 行がある（図表 17-3）。中でも日系 2 行の存在感は大きい。タイに進出している日系企業数やその経済活動規模が大きいことから、2022 年 9 月末のデータに基づくと、貸出（外国銀行支店全体）に占める割合はみずほ銀行が 35.0%、三井住友銀行が 35.5%となっており、両行だけで外国銀行支店全体の 7 割以上を占めている。地場の商業銀行 18 行の中でみても、両行の貸出残高は 9 位と 10 位に位置している。

図表 17-3 在タイ外国銀行の主要勘定残高（2022年9月末）

外国銀行 11支店 (単位：100万バーツ)	総資産		貸出		預金	
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
日系銀行						
1 MIZUHO BANK	520,832	25.0	283,262	35.0	257,670	27.6
2 SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION	515,968	24.8	287,501	35.5	231,095	24.7
小計	1,036,800	49.7	570,763	70.5	488,765	52.3
欧米系銀行						
3 CITIBANK	290,241	13.9	114,532	14.1	175,820	18.8
4 HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION	267,119	12.8	70,108	8.7	134,151	14.4
5 BNP PARIBAS	142,147	6.8	14,330	1.8	26,194	2.8
6 JP MORGAN CHASE BANK	141,056	6.8	2,652	0.3	35,033	3.8
7 BANK OF AMERICA	131,041	6.3	6,034	0.7	51,238	5.5
8 DEUTSCHE BANK AG.	118,045	5.7	14,689	1.8	43,285	4.6
小計	971,604	46.6	207,656	25.6	422,437	45.2
アジア系銀行						
9 OVERSEA-CHINESE BANKING CORPORATION	42,487	2.0	16,798	2.1	7,902	0.8
10 RHB BANK BERHAD	20,655	1.0	11,712	1.4	8,536	0.9
11 INDIAN OVERSEAS BANK	13,110	0.6	2,927	0.4	6,341	0.7
小計	76,252	3.7	31,437	3.9	22,778	2.4
合計	2,084,657	100.0	809,855	100.0	933,980	100.0

(出所) BOT より作成

(4) ファイナンスカンパニー

ファイナンスカンパニーはタイ独特の金融機関である。商業銀行とは異なり、資金の預け入れに対して預金証書の代わりに約束手形を発行して資金を調達し、個人や事業者に融資を行っている。ピーク時には250社あまり存在していたが、1997年のアジア通貨危機を契機にそのほとんどが淘汰され、現在は2社のみとなっている（図表 17-4）。個別企業の規模（総資産、貸出等）でも、商業銀行や外国銀行支店に比べて小さいことが窺える。

図表 17-4 ファイナンスカンパニーの主要勘定残高（2022年9月末）

ファイナンスカンパニー 2社 (単位：100万バーツ)	総資産		貸出		預金	
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
1 SRISAWAD FINANCE	12,978	55.3	859	13.2	62	0.8
2 ADVANCE FINANCE	10,480	44.7	5,635	86.8	7,597	99.2
合計	23,458	100.0	6,494	100.0	7,659	100.0

(出所) BOT より作成

(5) 駐在員事務所

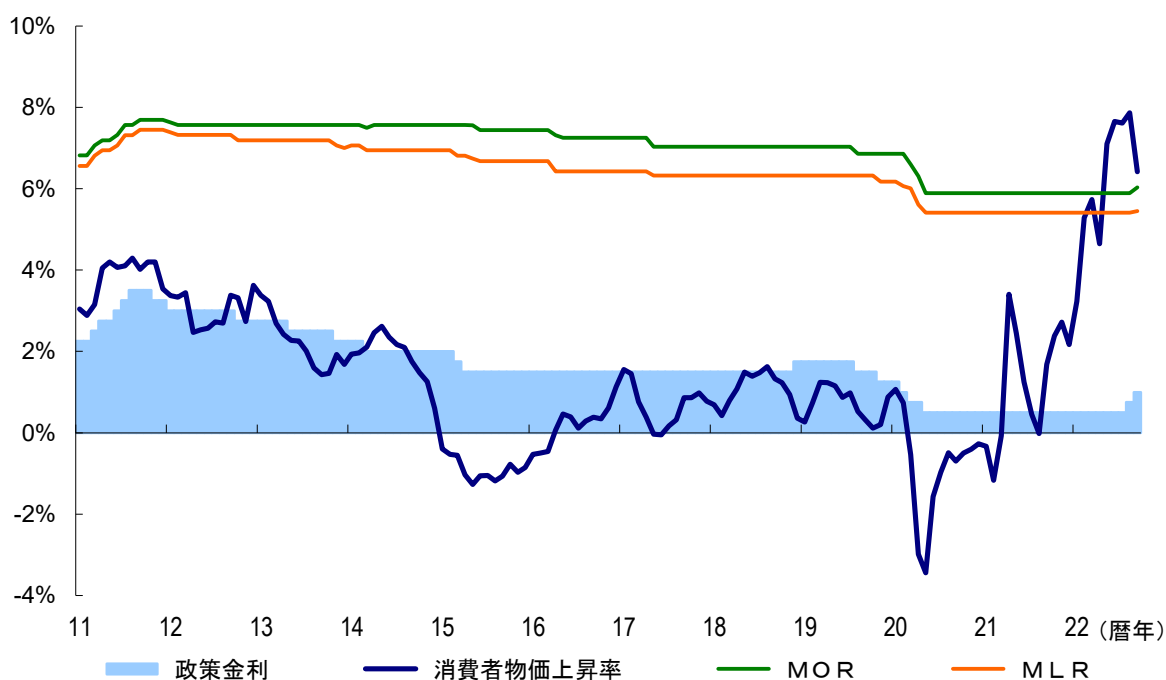
2022年9月末時点のBOTのウェブサイト情報に基づくと、タイには外国銀行の駐在員事務所が47カ所あり、この内の28カ所が日系の銀行である。多くは地方銀行だが、地方の信用金庫も駐在員事務所を設立している。

2. 金融市場

(1) 金融政策の変化と金利動向

2000年5月以降、タイの金融政策はインフレターゲットを中心に運営されている。ターゲットレンジは2009～2014年までは生鮮食品とエネルギーを除いたコアインフレ率で0.5%～3.0%の範囲とされていたが、2015年に国民視点での分かりやすさに重点が置かれ、インフレ率についてはコアインフレ率から総合インフレ率に変更され、ターゲットレンジは3.0%を中心に±1.5%とされた。更に、2016年には総合インフレ率の中央値が2.5%に引き下げられたことで、ターゲットレンジも修正された(1.0%～4.0%)。ただし、2015年以降の総合インフレ率の推移をみると、BOTのターゲットを若干下回って推移していたが、2022年後半に入り原油高による燃料価格の高騰等を主要因として急激に上昇しており、2022年以降政策金利が段階的に引き上げられている。(図表17-5参照)。

図表 17-5 政策金利とインフレ率、主要金利の推移



(出所) BOT より作成

(2) 金融市場の構造

商業銀行の貸出金利と預金金利は、BOTの政策金利に連動はするものの、いずれも商業銀行が自由に設定している。短期金利に関しては、地場商業銀行では最優遇貸出金利(MLR: Minimum Lending Rate)を基準とするローンの金利が指標とされる。ただし、日系の外国銀行等の外資企業向け貸出の場合は、銀行間取引市場における金利を基準とした市場連動型金利になっており、MLRを基準とするケースは少ない。

なお、コール市場も存在するが、取引量が少なく、金利水準の変動が大きい。預金金利は、金額の多寡、取引相手、期間に応じて異なる金利が適用されているようである。タイ国債の利回りは1年物で1.798%、5年物で1.985%、10年物で2.424%、20年物2.982%となっている（2023年2月9日時点）。

3. 資本市場

1962年7月、民間人によるパートナーシップ形態でタイに初めて証券取引所が設立された。しかし、当該取引所は政府が適切な指導を行わなかったこと等から売買が少なく、1970年代初期には閉鎖に追い込まれた。

当初、証券市場の育成に消極的だったタイ政府に政策変更を迫ったのが1969年の世銀勧告である。世銀は開発融資の条件として国内資本市場の整備を強く勧告し、タイ政府は1975年にタイ証券取引所（The Stock Exchange of Thailand : SET）を設立した。SETには、株式、債券、デリバティブ、ETF等が上場している。また、1999年6月、SETは資金調達が多様化を目的として、中小企業を対象とした証券市場であるMarket for Alternative Investment（MAI）を開設している。SETには大企業向けの市場であるメイン市場と、中小企業向けのmai市場の2つの市場区分が存在している。

(1) 株式市場

1975年に設立されたSETは、当初、株式14銘柄、政府証券2銘柄の計16銘柄で取引を開始した。1980年代後半以降、海外からの直接投資の増加でタイ経済が発展したことに加え、1993年には米国金利の低下に端を発するアジアへの資金流入の過程でタイ市場にも大量の資金が流入し、1994年1月にSET指数は一時1,789.16ポイントまで上昇した。

しかし、その後は米国や国内金利の上昇、不動産価格の下落、金融不安の拡大、アジア通貨危機の発生、景気の低迷等で株価は急激に下落し、1998年9月には204.59ポイントと、94年1月の1割程度の水準にまで低下した。

2003年から企業業績の回復や世界的な株高を反映し、SET指数も上昇傾向にあったが、リーマンショックの影響で、2007年末に858.10ポイントだったSET指数は翌年11月には380.05ポイントに下落した。しかし、国内経済の回復が早かったことから株価指数は上昇基調となり、2018年1月には過去最高値（1994年1月）を更新した。

2020年5月には、新型コロナウイルスの影響により、1,000ポイントを割る瞬間もあったが、同年11月以降に再び上昇傾向にあり、2023年1月末時点のSET指数は1,671.46ポイントまで回復している。

図表 17-6 株価指数（SET 指数）の推移



(注) 1975年4月30日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出。

(出所) Bloomberg 等より作成

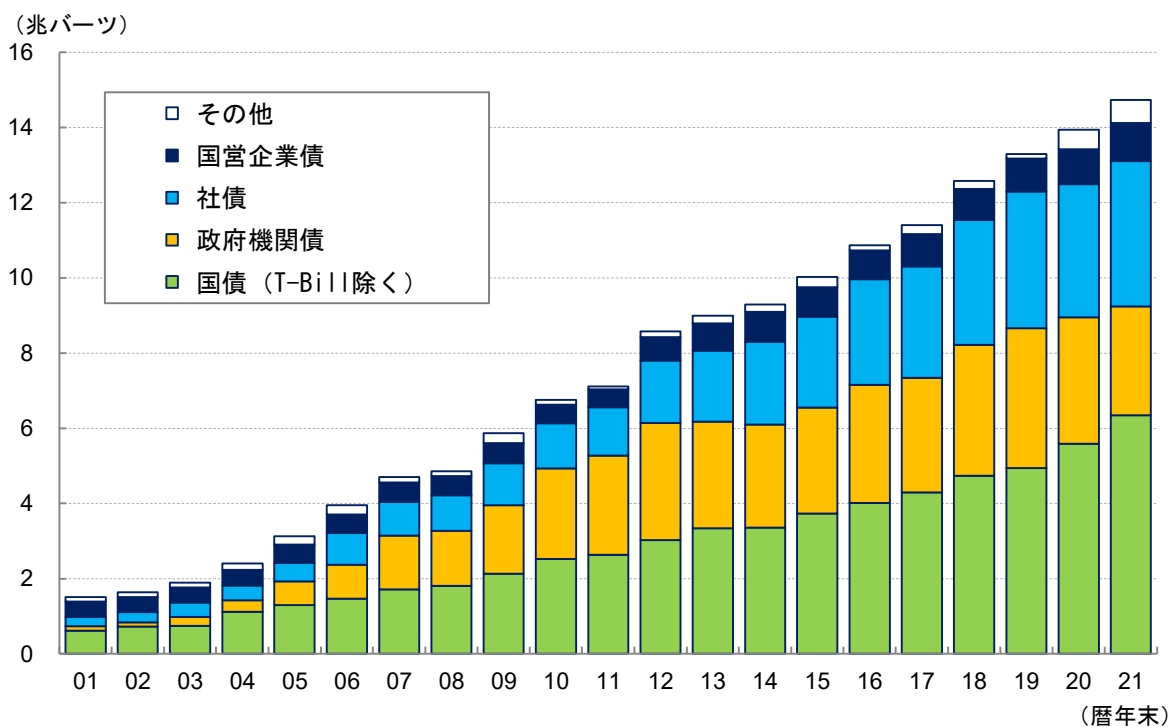
(2) 債券市場

1990年代に入り、急速な経済成長を背景に、交通、電力、通信といった大型のインフラ整備や産業発展に伴う大型の設備投資等のための資金需要が高まり、これに応えるために、1994年に業者間の債券流通市場が開設され、売買が開始された。しかし政府は、国債の期限前償還等による公的債務の圧縮を進めていたこともあり国債の発行残高が少なく、当初は市場としてあまり機能していなかった。しかし、1997年のアジア通貨危機とこれに伴う景気の悪化により税収が落ち込み、1998年9月会計年度から国債の発行額が増えた。また、業者間の債券流通市場は同年に改組されてタイ・ボンド・ディーリング・センター (TBDC) となり、格付機関の設立等とあいまって、その後の債券市場の急成長を支えてきた。

2021年末の債券残高は前年末比5.7%増の14.7兆バーツ。構成比では、国債 (T-Bill 除く) が全体の43.1%と最も高く、次いで社債が26.2%、政府機関債が19.7%と続き、これら3種類の債券は全体の約9割を占めている。このほか、国有企業債が6.9%、その他 (短期国債: 3.67%、外債: 0.48%) が4.14%となっている。債券の中では2011年までは政府機関債の、2011年から2019年では社債の構成比が上昇している。

なお、政府機関債の発行は全てタイ中央銀行 (BOT) による。BOTが債券発行を増加した目的には、海外からの大量の資本流入に対する為替相場・金利の安定、国内債券市場の流動性・効率性の向上があるとされている。その後も政府機関債の発行残高は増えているが、それ以上に残高が伸びているのが社債である。社債の発行残高は2011年末から2021年末にかけて3倍に増加しており、構成比も18.0%から26.2%へと上昇している。

図表 17-7 債券残高の推移



(出所) ThaiBMA 資料より作成

第18章 資金調達

1. 近年の日系企業の資金需要、調達手段

2022年11月に現地調査を行った時点では、タイにおける日系企業、特に製造業の分野の資金需要は少なかった。現在、日系製造企業の設備投資は既存設備の更新が主で新規の大規模投資が少なく、長くタイで事業を行っている企業の場合は、既に相応の利益積上げがなされており、資金余剰のポジションになっていることから、更新投資等は内部留保により手当することが多いことが、その背景となっているようである。主要産業の自動車産業について、タイの生産能力台数は年間約300万台といわれるが、2019年のタイの自動車生産台数は200万台、2020年は新型コロナウイルスの影響を受けて大幅減の140万台、2021年も170万台に留まっている。2022年度は前年対比増加が期待されるものの、依然として生産余力は大きい。なお、自動車部品メーカーへのインタビューによると、乗用車は特に生産余力が大きい一方、ピックアップは世界的な需要も大きいとのことであった。また、日系金融機関からのヒアリングによると、上記のとおり自動車産業では資金需要が少ない一方、製造業の中では化学産業には比較的資金需要が存在するとのことであった。

日系企業の資金調達手段としては、親子ローンや自己資金（内部留保含む）で賄うケースが多い。タイでは外資系企業の資金調達に関する規制はなく、現地でのパーツ建てや外貨建ての借入や、海外からのパーツ建てや外貨建ての借入も自由に行うことができる。ただし、グループ会社以外への外貨貸付には5,000万米ドル相当の上限が設けられており、また、タイ国外向けのパーツ建貸付は個々の案件ごとにタイ中央銀行（Bank of Thailand：BOT）の事前認可が必要である。日系企業の中には、タイ子会社の業績が好調で、子会社から日本の親会社に貸し付けるケースも珍しくないようである。

なお、2019年6月の関連会社間での金融取引に関する外資規制が緩和され、今までは、関連会社間であったとしても借入・貸付をする場合、外国人事業法により、外資法人にはFBL（外国人事業許可証）の取得が必要とされていたが、①25%以上の株を持っている株主、②一方の社の50%以上の株主がもう一方の社の50%超の株主である、といういずれかの条件を満たした場合、FBLを取得せずに関連会社間で貸付ができるようになった。

日系企業の資金需要や調達手段の動向もあり、タイに進出している邦銀は、非日系向けの貸出を増やしている。「非日系」は、CPグループやタイ・ピバレッジを有するTCCグループのようなタイの財閥系企業、サイアム・セメント等の王室系企業、大手民間タイ企業と、「マルチナショナル」と呼ばれる欧米の多国籍企業からなっている。ただし、銀行によっては、マルチナショナル向けは為替やデリバティブのトランザクションが中心で、貸付等についてはシンガポール拠点で行っているところもある。

株式の上場、社債の発行は、進出日系企業の間では主要な資金調達方法ではないようである。日系企業の中で、タイ証券取引所（The Stock Exchange of Thailand：SET）に上場しているのは限定的であり、またパーツ建て社債の発行も、一部のリース会社や銀行等、金融セクターの企業に留まっている。

2. 商業銀行からの借入

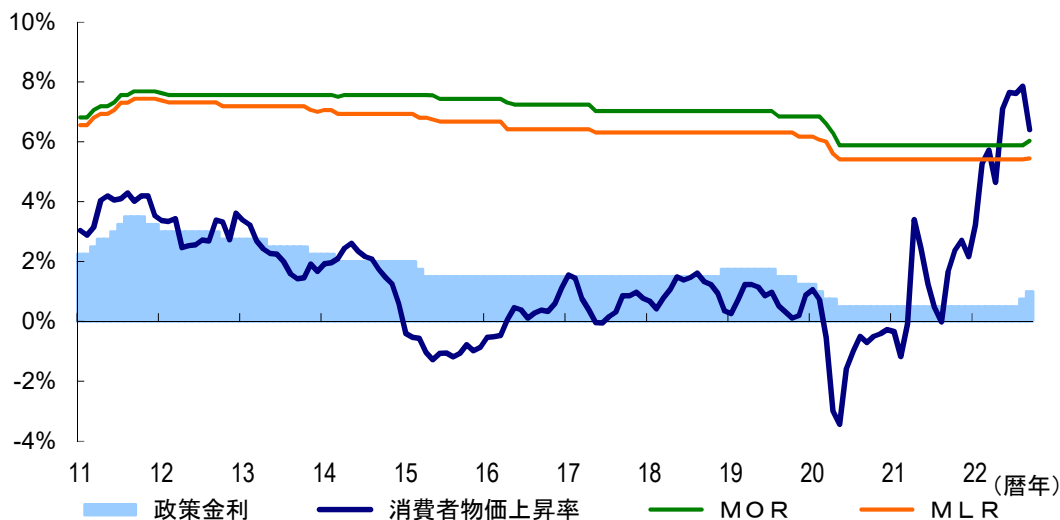
タイでは、借入金利の指標として、①当座貸越優遇金利 (Minimum Overdraft Rate : MOR)、②最優遇貸出金利 (Minimum Lending Rate : MLR)、③小口貸出優遇金利 (Minimum Retail Rate : MRR) の3種類がある。パーツ建で短期借入をする際には①の MOR が基準となり、信用力に応じてスプレッドが上乘せされる。②の MLR は、企業向けのプライムレートに相当する。③の MRR は地場銀行が地場の企業向け等に小口の貸出を行う際の金利として使用される。

日本企業がタイに進出する場合、日本国内でタイ拠点を有する邦銀との取引がある場合であれば、当該邦銀のタイ拠点で口座を開設することが可能である。日系企業のタイ子会社が、タイの邦銀から借入をする場合、通常は日本国内の親会社から保証を差し入れることとなる。しかし、中には日本の親会社よりもタイ子会社の方が、財務信用力が高いケースもあり、タイ子会社から日本の親会社への貸付を行っている企業もある。このような企業については、日本の親会社からの保証が必要とされないこともある。

なお、邦銀タイ拠点での口座を開設しない場合は、地方銀行の提携地場銀行 (Bangkok Bank や KASIKORNBANK) に地方銀行の斡旋で口座を開設するケースが多い。その際、一部の地方銀行ではクロスボーダーのパーツ建て融資も実施している。それ以外のケースでは、地方銀行が提携地場銀行にスタンドバイ・クレジット (海外現地法人の現地借入等に対する保証の手段。日本の取引銀行が発行する信用状) を差し入れ、地場銀行から借入を行うことが多い。

銀行の融資基準は各行の経営方針により異なるが、傾向として邦銀の場合は親会社保証、タイでの事業計画や商流の確度を重視し、地場銀行の場合は物的担保価値を重視する傾向にある。ただし、地場銀行の場合は、現地の工場・設備等を担保に入れることも可能だが、評価基準が明確ではなく、担保徴求手続が複雑で時間もかかるため、スタンドバイ・クレジットや親会社保証を利用することが多い。

図表 18-1 政策金利・インフレ率・主要金利の推移



(出所) BOT より作成

図表 18-1 が示すとおり、コロナ禍において、長らく政策金利（翌日物レポ金利）は 0.5% に据え置かれていたが、インフレ抑制を念頭に、2022 年 8 月、10 月、11 月、2023 年 1 月にそれぞれ 0.25% の利上げが行われ 2023 年 1 月現在の政策金利は 1.50% である。コロナ禍からの経済回復の継続と、中小企業の金利負担軽減の観点から、タイ政府は政府系金融機関に対して年内は貸出金利を急激に上げないよう求め、民間金融機関の貸出金利にもこれまで顕著な上昇はみられなかった。2022 年 12 月のインフレ率は 5.89% で、中央銀行の目標値である 1~3% を大きく上回っている。最新の報道によると、インフレと観光業の回復による需要側からの圧力もあり、中央銀行は、緩やかで慎重な方法で金利の正常化を続けていくという方針とされている。資金調達コストの上昇から、今後の金融機関の貸出金利の水準については注視が必要である。

3. 証券・債券市場からの資金調達

タイには証券取引所があるため、株式公開・上場による資金調達も可能である。タイ証券取引所（The Stock Exchange of Thailand : SET）の上場審査基準の中には、①株式公開後の払込資本金が 3 億バーツ以上であること、②直近 2 期または 3 期の事業活動からの純利益の合計が 5,000 万バーツ以上、かつ前年度の同利益が 3,000 万バーツ以上であること、③上場後の浮動株比率が 25% 以上であること（払込資本が 30 億バーツ以上の場合は 20%）等の基準が設けられている。また、コーポレート・ガバナンス等についても実質的な審査が行われ、上場後も財務諸表の提出等の義務が課せられる。

タイには外資規制があり、外国企業が事業活動を行える業種は制限されているが、持株会社や製造業は規制の対象外となっており、子会社のまま上場も可能で、特に持株会社については、タイへの誘致を目的に、要件を緩和した上場基準が設けられている。2022 年 2 月には、上場後の金融アドバイザーの利用期間の短縮等、外国企業の上場に関する規制緩和が進められており、外国企業にとっても魅力的な市場になっているといえる。

図表 18-2 タイ証券取引所に上場している本邦企業（2022 年 10 月末時点）

会社名	最終親会社
Bank of Ayudhya PCL	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Aeon Thana Sinsap Thailand PCL	イオン
Alucon PCL	武内プレス工業
Muramoto Electron Thailand PCL	村元工作所
Toray Textiles Thailand PCL	東レ
S Pack & Print PCL	王子製紙
Thai Mitsuwa PCL	ミツワ電機工業

（注） Refinitiv において最終親会社の本社所在国が日本である企業を参考に作成。

（出所） Refinitiv より作成

また、社債については、オートローン等の信販会社やリース会社の発行が多い。通常、債券発行にあたっては、投資家が10人以下の場合を除き、原則としてタイの格付機関による格付が必要であるが、SEC 通達第 SorChor7/2555 号（2012年2月20日付）に基づく「外国法の下で設立された適格格付機関」として認められた機関の格付で代えることも可能となっている。日系格付機関では、日本格付研究所が認定されている¹⁸。

図表 18-3 パーツ建て社債の発行残高がある企業（2022年10月末時点）

会社名	最終親会社
Aeon Thana Sinsap Thailand PCL	イオン
Ayudhya Capital Auto Lease PCL	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Bank of Ayudhya PCL	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Easy Buy PCL	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Hattha Bank PLC	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Honda Leasing Thailand Co Ltd	本田技研工業
Krungsri Ayudhya Card Co Ltd	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
Thai ORIX Leasing Co Ltd	オリックス
Toyota Leasing Thailand Co Ltd	トヨタ自動車

（注） Refinitiv において発行体親会社所在国が日本である企業を参考に作成

（出所） Refinitiv より作成

¹⁸ <https://www.jcr.co.jp/information/148>

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

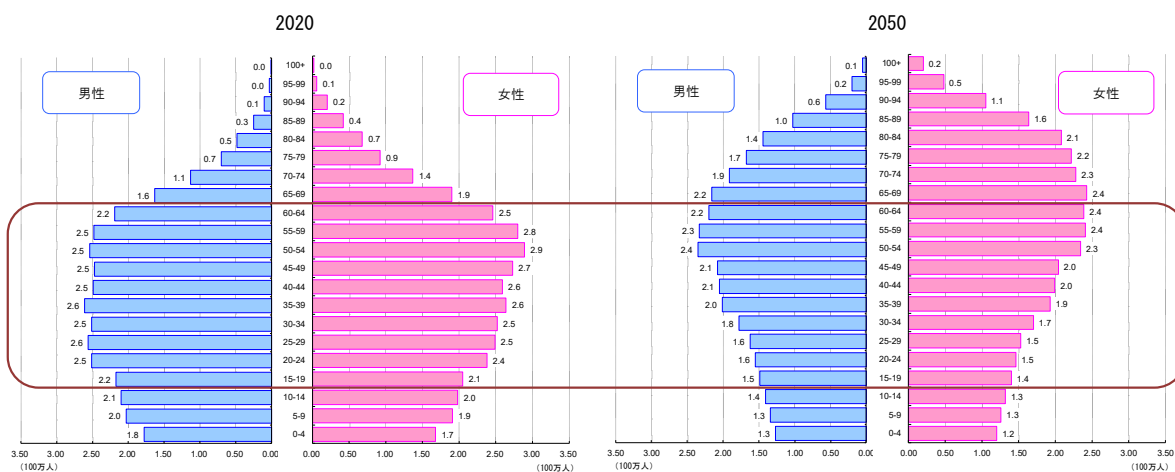
タイにおける主な労働法制として、雇用関係については労働者保護法と労働関係法があり、社会保険関係については社会保障法や労働者災害補償法、労働紛争関係については労働裁判所設置・手続法がある。

2. 労働市場と雇用情勢

(1) タイの労働市場

国連のデータ（United Nations Population Division Department of Economic and Social Affairs Data Portal）から 2020 年の人口構成と 2050 年の人口構成を比較すると、2020 年時点で既に釣鐘状となっているが、2050 年にはより高齢化することが改めて分かる。15 才から 64 才の男女を合わせた労働力人口は、2020 年には約 5,000 万人で全人口の 71%を占めていたが、2050 年には約 3,900 万人まで減少し、総人口に占める比率も 57%と、14 ポイント減少となることが予想されている。

図表 19-1 タイの人口構成の変化



(出所) United Nation Population Division Data Portal より作成

(2) タイの就業構造

就業構造を産業別にみると、2022 年時点、農林水産業の就労者数が最も多く、全体の 30%を占めているものの、2018 年と比較すると 1,222 万人から 1,166 万人へと 56 万人減少しており、全就労者数が増加（110 万人増）する中で、産業 3 部門の中で唯一減少している。2018 年から 2022 年までの 5 年間の就労者数の変化をみると、第 2 次産業が 4 万人、第 3 次産業が 162 万人、就労者数が増加している。中でも、卸・小売・修理業で 53 万人就労者数が増加した。一方、第 2 次産業では、建設業で 13 万人増えているものの、その他では減少している。

図表 19-2 タイの産業別就業者割合

	2018		2022		就業者数 変化 (万人)
	就業者数 (万人)	構成比	就業者数 (万人)	構成比	
全就労人口	3,791	100%	3,901	100%	110
第1次産業	1,222	32%	1,166	30%	-56
農林水産業	1,222	32%	1,166	30%	-56
第2次産業	861	23%	865	22%	4
鉱業	7	0%	5	0%	-2
製造業	630	17%	623	16%	-7
電気・ガス	12	0%	10	0%	-2
水道・廃棄物管理	6	0%	7	0%	1
建設	206	5%	219	6%	13
第3次産業	1,708	45%	1,871	48%	162
卸・小売・修理	632	17%	685	18%	53
運輸・倉庫	127	3%	145	4%	18
宿泊・外食	285	8%	287	7%	1
情報・通信	21	1%	25	1%	4
金融・保険	50	1%	48	1%	-3
不動産	21	1%	37	1%	16
専門職・科学技術	38	1%	48	1%	11
管理・サポートサービス	56	1%	61	2%	6
公務・国防	163	4%	186	5%	23
教育	114	3%	112	3%	-2
医療・ヘルスケア・ソーシャルワーク	61	2%	83	2%	22
芸術・芸能	26	1%	28	1%	1
その他・不明	115	3%	102	3%	-13

(出所) NSO より作成

(3) タイの雇用情勢

進出日本企業へのヒアリング（2022年11月時点）では、中間管理職、経理担当者等のマネージャークラスや、大学工学部卒・工業専門学校卒のエンジニア等、専門分野の優秀な人材の不足は恒常化しており、政府も人材育成対策を強化している。優秀な人材については企業間で人材確保競争が激化しており、給与水準や福利厚生、コロナ禍で一般化したこともあってリモートワークの可否や勤務地等も人材をつなぎとめる上でポイントになるとのことであった。また、「3K（きつい、汚い、危険）」の職場ではタイ人の採用が難しい場合もあり、ミャンマー人やカンボジア人等、外国人の採用を検討する企業もある模様である。

タイにおいては、大学を卒業しなければマネージャークラスになれないといわれている等、タイの雇用における学歴の影響は大きい。NSOの統計によると、労働力人口のうち高等教育（大学院）卒及び大卒の占める割合は19%（2022年時点）である（図表19-3）。

国際協力銀行が実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2021年度）においても、タイの課題として、28.4%の企業が「管理職クラスの人材確保が困難」、25.4%の企業が「技術系人材の確保が困難」を挙げており、多くの企業がスキルの高い人材の確保に苦慮している様子が窺える。

図表 19-3 就業者の学歴別構成（2022 年）

	人数 (百万人)	構成比
高等教育（大学院）	0.89	2%
大学	6.48	17%
職業訓練	4.01	10%
高等学校	5.92	15%
中等学校	6.70	17%
小学校	8.23	21%
未就学・小学校中退	6.50	17%
計	38.73	100%

(出所) NSO より作成

ひとくちメモ 7： 現地幹部職員採用事情

タイにおいては大卒の技術者、マネージャークラスの人材不足が恒常化している。

大卒の技術者、マネージャークラスといった高級人材のバンコク居住志向は極めて強い。日本人以上に地方を下に見る傾向が強いため、バンコクから遠い工業団地にはなかなか行きたがらない。例えばバンコクから車で2時間程のラヨン県は、自動車産業の集積地として発展しているが、彼らにしてみれば東京から片田舎に赴任するような感覚であり、それならば就労先を変える判断をする傾向にある。したがって優秀な人材の採用にあたっては、車の送迎を付けたり、アパートの家賃を補助したり等、相当の待遇を用意することも考えなければならない。通勤時にバンコクの交通渋滞を避けたい、同居家族の面倒を見たい等の考え方から、自宅近くの勤務地が好まれる傾向もある、また、コロナ禍においては、「フルワークホーム」が出来るか否かという点も、就職の判断材料となったようだ。

反対に、タイに住んでいる日本人を現地基準の待遇で現地採用する方法もある。タイでの仕事経験が長く、タイに永住を希望するシニアの日本人、タイに赴任して同国が気に入りそのまま退職して現地に住む日本人、タイ人と結婚している若い日本人は沢山いる。このような人達はタイ語も堪能で長期勤務が可能。ただし、雇用してもすぐに辞めてしまう例もあるので、人物、適性はよく見極める必要がある。期限付きの雇用契約にしたり、職務の権限を限定する等の工夫をすることも必要だ。

3. 賃金**(1) 賃金に関する法制度**

労働者保護法では、賃金は基本的に「雇用契約に基づく通常の労働時間に係る労働の対価」とされ、①性別を問わず同一賃金であること、②使用者には少なくとも月1回または労使合意に基づく従業員により有利な支払義務があること、③使用者が不可抗力以外の何らかの事由により事業を一時停止せざるを得ない場合に賃金の75%以上(2008年改正により従前の50%から引き上げられた)を支払う義務があること、④賃金や時間外労働手当、休日労働手当、休日時間外労働手当の控除禁止等が定められている。また、賃金は後述の解雇補償金額の算出時の基準となる。使用者が所定の期間内に賃金を支払わない場合、使用者には年15%相当の遅延利息の支払義務が課されることがある。

(2) 平均的な賃金水準

タイ中央銀行（BOT）の統計では、タイの賃金は、2022年8月の全産業平均で月額19,970バーツである。主要産業で平均賃金（月間）をみると、農林水産業が10,500バーツと最も低い。製造業は17,958バーツと全産業平均をやや下回る水準にある。一方で、平均賃金が高いのは電気・ガス（40,437バーツ）、情報・通信（27,534バーツ）、金融・保険（30,194バーツ）、電気・ガス（26,927バーツ）、専門職・科学技術（26,740バーツ）、医療・ヘルスケア・ソーシャルワーク（26,829バーツ）等である。

図表 19-4 主要産業の平均賃金（月額）（2022年8月）

	平均賃金 (月額・バーツ)
第1次産業	
農林水産業	10,500
第2次産業	
製造業	17,958
電気・ガス	40,437
水道・廃棄物管理	10,000
建設	19,328
第3次産業	
卸・小売・修理	18,223
運輸・倉庫	18,892
宿泊・外食	13,510
情報・通信	27,534
金融・保険	30,194
不動産	17,785
専門職・科学技術	26,740
管理・サポートサービス	13,456
公務・国防	26,847
教育	23,432
医療・ヘルスケア	26,829
芸術・芸能	14,917
全産業	19,970

(出所) Bank of Thailand より作成

(3) 周辺国との賃金比較

図表 19-5 に示したとおり、バンコクの賃金水準を周辺諸国の主要都市と比較してみると、タイのワーカーの賃金は近年急激に上昇しており、ジャカルタやホーチミンはもちろん、1人あたりGDPの水準がタイよりも高いマレーシアのクアラルンプールよりも高い。また、エンジニアの賃金は、ジャカルタやホーチミンよりは高いが、クアラルンプール、中国の上海、深圳よりは安い水準となっている。

中間管理職の賃金は、エンジニアと概ね同様の傾向があるが、タイは中国の深圳の水準を上回っている。現地での日系企業ヒアリングによると、管理職クラスにおいては、日本人駐在員以上の給与を得ているタイの人材もいるようである。

図表 19-5 周辺国との平均賃金（月額）の比較

（単位：ドル。ただし、バンコクの（）内はパーツ）

	ワーカー （一般工職）	エンジニア （中堅技術者）	中間管理職 （部課長クラス）
バンコク	447 (13,949)	798 (24,883)	1,629 (50,829)
シンガポール	1,907	2,813	4,306
クアラルンプール	431	867	1,650
ジャカルタ	421	582	1,260
ホーチミン	266	508	1,064
上海	1,124	1,304	2,509
深圳	595	1,122	1,601
台北	1,363	1,725	2,419
香港	2,199	n. a.	4,027

（注） バンコク、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタ、ホーチミンについては 2021 年データ。
上海、深圳、台北、香港については 2020 年データ。

（出所）JETRO（投資関連コスト比較調査）より作成

ひとくちメモ 8： タイ人労働者気質（その 1） ～マイペンライの意味～

微笑みの国、タイ。自由旅行でこの国を訪れた人の中にも、この微笑みに魅せられ、何度も足を運ぶようになった日本人は多いだろう。しかし、工作中的の失敗を指摘された時に柔らかな笑顔を向けられると、状況は異なる。基本的に謝罪をしないタイ人氣質も相まって、「怒られているのに笑うとは何事だ！」とついつい怒鳴りたくなってしまふ日本人も多いであろう。しかし、早まてはいけない。心では申し訳なく感じているが、表情は「笑顔」になっていることがタイ人にはあるそうだ。タイ人氣質、奥深し。

そしてもう一つ。タイを代表する一語と言え、**「マイペンライ」**。一般的には、気にするな、問題ない、といった意味であるが、思わぬ所で使われたりもする。例えば、会社の在庫担当として雇ったタイ人が在庫管理を十分にせず、在庫が不足してしまったアクシデントの際、在庫を切らしたタイ人が**「問題ない」**と言うのである。怒るよりも、タイ語とタイ人氣質の奥深さを学ぶ方が、より心穏やかな駐在員生活を送れるかもしれない。

4. 雇用関係

タイの雇用関係は、ヨーロッパの民法を範とした民商法典と労働者保護法が基本ルールになっている。近年では、弱者保護の観点から、労働者保護の傾向が強まっている。

(1) 従業員の募集

タイ人労働者の採用にあたっては、ワーカーと大学卒の管理職（マネージャー）、エンジニアとを分けて考える必要がある。

タイでは、いわゆるブルーカラー、ホワイトカラーの区別が比較的明確になされているからである。これらの従業員を募集する場合には、新聞広告、工業団地内の掲示、最寄りの労働事務所への依頼、人材斡旋会の斡旋のほか、縁故関係や口コミで募集することとなる。最近では、マネージャークラスの人材では労働力が不足しており、優秀な人材採用に各企業とも苦勞している状況にある。タイの労働市場は、マネージャークラス（特に若年層）も含めて流動性が高く、就業期間の長短にかかわらず転職に対する抵抗感はあまりない。

処遇（給与、ポスト等）如何によっては、簡単に職場を変える傾向がみられる。したがって、技術者やマネージャー等の募集に際しては、給与水準や企業の立地条件（工業団地の地地的な立地のみならず、同じ団地内で類似業種が存在するか否かも含まれる）が重要な判断材料といわれている。また、非熟練・単純労働者については、所得向上に伴い国内の労働力不足が生じ、ミャンマー・カンボジア・ラオスの3カ国から多数の労働者を受け入れており、タイの経済はこれらの移民労働者に支えられているといえる。国境付近の経済特区等において、日系企業でもこれらの国からの移民労働者を雇用している。

タイでは労働者保護法により満15歳未満の労働者を雇用することが禁じられており、15歳以上18歳未満の年少労働者についても、①特定の危険労働の禁止、②4時間連続の就労後1時間以上の休憩、③22時から6時までの就労禁止、④時間外労働や休日労働の禁止等、特別の保護措置が講じられている。また、女性労働者については、セクシャルハラスメントの禁止、危険労働の禁止、深夜（22時～6時）就労の制限、妊娠を理由とする解雇禁止等の女性保護の規定がある。

なお、外国企業のタイ人の雇用義務については、各当局（ビザを扱う入国管理局と労働許可証を扱う労働省）によって別の基準も適用される。原則として、ある使用者が外国人従業員1名を雇用するには、最低でも4名のタイ人雇用が必要とされる。申請時には必ず最新情報を入手し、事実関係を確認することが必要である。

ひとくちメモ 9： タイ人労働者気質（その2） ～駐在員からのアドバイス～

タイ人と日本人の気質には、やはり違う部分も多い。以下、現地駐在員が語る、タイ人とうまくやっていくための秘訣や留意点を挙げてみた。

- ・タイ人は言われたことはやるがそれ以上はやらない。トップダウンが必要。ボトムアップは期待できない。「うまくやってくれていると思っていた」は裏切られる。
- ・タテ社会のため上司にはなかなか不満は言わないが、次第に溜まっていき、ある日突然爆発する。
- ・プライドが高いので人前では決して叱ってはならない。また、中々謝罪せず、言い訳をする傾向にある。
- ・自らのステータスにはかなり気をつけている。例えば、運転手であれば、冷房がかなり効いた自動車で働いていることが自慢の種であるので、会社側が運転手は許可なく冷房を使用してはならないとのルールを作っても、運転手がこっそり冷房を効かせていることがある。
- ・タイ人には豊かな者は貧しい者に施しを与えることは当然という仏教的感覚がある。日本人は金持ちと思われているので、けちけちすると反発される。一方で受けた恩も忘れない。社員旅行や運動会等にはかなり熱心に取り組むので、賞品をつけるとモチベーションアップに有効。
- ・階級社会のため、けじめをつけないと甘くみられる。例えば社長が運転手に食事をおごることは良いが、同じ場所と一緒に食事をしてはいけないし、休日のプライベートな付き合いにも注意する必要がある。
- ・日本人とタイ人は9割方同じメンタリティだが、残り1割が決定的に異なる。よって、日本人の意向とタイ人の気質の橋渡し役となるタイ人マネージャーの役割が重要。タイ人はタイ人に管理させるのが理想。
- ・社員旅行のランクアップ等の細かな点も含めて待遇改善を次々に要求してくるが、ダメ元で言っている場合も多い。納得すれば引き下がる。
- ・他のアジア諸国同様、おしなべて女性の方がよく働き、土着意識も強い。ただし産休は長く取る。また、病気休暇をよく取る。

(2) 雇用契約の締結

従業員との雇用契約は、民商法典第3編第6章及び労働者保護法の規定に従う。雇用契約には、期限を定めるものと期限を定めないものがある。

10人以上を常時雇用する使用者はタイ語の従業員台帳や賃金台帳を作成し、常時、労働監督官の検査を受けられるように整備しておく必要がある。従業員台帳には氏名、性別、国籍のほか、雇用開始日、役職または業務、賃金等を記載しなければならない。また、賃金台帳には、勤務日数、労働時間数及び賃金、時間外労働手当、休日労働手当並びに休日時間外労働手当等の金額等を記載しなければならない。従業員は、支払の証明として当該賃金台帳に署名しなければならない。賃金の支払が預金口座に直接送金された場合でも、賃金台帳を準備するものとされている。従業員台帳は従業員の雇用終了日から、賃金台帳は支払日から、それぞれ2年以上保存・保管しなければならない。

(3) 従業員の解雇

使用者側の都合により従業員を解雇する場合には、日本の労働法制と異なり、労働者保護法上、1給与期間以上前に事前通告を行った上で、図表 19-6 に掲げる労働者の勤続年数に応じた解雇補償金を支払わなければならない。

従来は、最終賃金の最大 300 日分に相当する解雇補償金を支払うこととされていたが、2019 年 4 月の労働者保護法の改正（118 条）により、20 年以上勤務した従業員に対する解雇補償金が引き上げられ、最終賃金の 400 日分を支払うこととされた。

また、機械の導入または機械もしくは技術の更新に伴う事業、生産ライン、販売またはサービスの再編等の整理解雇を理由とする場合には、60 日以上前に、労働者本人と労働監督官に対して事前通告を行うことを要する。この点、即時解雇も可能ではあるが、その場合には、雇用終了に伴う解雇補償金のほかに通知に代わる特別解雇補償金を支払う必要がある。2019 年 4 月の労働者保護法の改正（120 条）では、雇用主が事業所を移転する際、変更の 30 日前までに、従業員に通知・公表することが必要となり、従業員は、事業所移転が本人や家族の生活に重大な影響を与えると考えられる場合、通知から 30 日以内に雇用主に申し出ることで、退職が可能となるとされた。雇用主は、当該従業員への解雇補償金の支払いが必要となり、雇用主が事前通知を行わない場合、通知期間分に相当する給与の支給が必要となる。図表 19-7 に掲げるような場合には、解雇に当たって事前通告も解雇補償金の支払も必要とされない。

また、解雇に係る手続き上の主な規制は以上のとおりであるものの、係る手続きを遵守した場合（図表 19-7 に掲げる場合を含む）であっても、労働者側からは正当な理由がない不公正な解雇であるとして労働裁判所に提訴される可能性がある。労働裁判所法上、裁判所はその裁量により解雇が不公正であるか否かの観点のみから解雇の有効性を判断することとなり、解雇が不公正とされた場合には、当該労働者を復職させるほか、労使関係に応じて補償金の支払を命じられることがある点に留意が必要である。

図表 19-6 解雇補償金の額

勤続期間	補償金の額
勤続 120 日未満	支払う必要なし
勤続 120 日以上 1 年未満	最終給与の 30 日分
勤続 1 年以上 3 年未満	最終給与の 90 日分
勤続 3 年以上 6 年未満	最終給与の 180 日分
勤続 6 年以上 10 年未満	最終給与の 240 日分
勤続 10 年以上 20 年未満	最終給与の 300 日分
勤続 20 年以上	最終給与の 400 日分

（出所）労働者保護法

図表 19-7 解雇に際し、事前通告・解雇補償金が不要とされる場合

1	有期雇用が終了する場合。ただし、雇用期間は 2 年以内とし、一定の性質の雇用（通常の業務以外の特別な事業、終了時期または完了時期が確定している臨時業務、季節労働等）に限定される。また、雇用契約は、雇用開始時に書面で締結しなければならない。
2	職務上の不正行為を行い、または使用者に対して故意に犯罪行為を行った場合
3	使用者に対して故意に損害を与えた場合

4	使用者に対して過失により重大な損害を与えた場合
5	使用者が文書で警告したにもかかわらず、就業規則または使用者の合法かつ正当な命令に違反した場合（ただし、重大な違反の場合には、文書による警告は不要とされる）
6	正当な理由がなく、間に休日を挟むか否かにかかわらず3労働日連続して職務を放棄した場合
7	確定判決に基づき懲役刑を受けた場合（ただし、過失犯や軽犯罪によるものを除く）。なお、過失犯または軽犯罪による場合、使用者に損害を与えた犯罪とされる。

（注） 1に関して、2008年改正により、試用期間を定めた雇用契約は期間の定めのない雇用契約とみなされることになった。また、2～7は、いわゆる従業員の非違行為である。これらにより従業員を解雇するか否かの判断は、使用者の裁量によるが、その妥当性が争われる可能性が比較的高い。

（出所）労働者保護法

また、従業員の違反行為に関し、使用者が調査をしている期間においては、労使合意がある場合を除き、停職を命じてはならないことが規定されている。

なお、失業保険の水準が低いことから、それを補うため、退職金積立基金法に基づき、任意加入による退職積立基金制度を設けている企業があり、近年、日系企業の中でも、労働者に対する福利厚生として、社内に退職積立基金制度を導入する企業が増えてきている。

5. 労働条件

従業員の労働条件は、労働者保護法と労働省の関係省令及び告示に基づき、労働者保護の観点から詳細に規定されている。

(1) 就業規則

10人以上の従業員を雇用する使用者は、10人目の従業員を雇用した日から15日以内に、図表19-8に記載の項目の内容等に関するタイ語の就業規則を作成し、従業員に公示しなければならない。

図表 19-8 就業規則の内容

1	労働日、所定労働時間及び休憩時間
2	休日と休日取得に関する規則
3	時間外労働と休日勤務に関する規則
4	賃金、時間外労働手当、休日労働手当及び休日時間外労働手当の支払日及び支払場所
5	休暇及び休暇取得に関する規則
6	服務規律と懲戒手続
7	苦情申立て
8	解雇、解雇補償金及び特別解雇補償金

（出所）労働者保護法

(2) 賃金

賃金は、図表 19-9 のルールに従って、原則としてパーツ建てで支払わなければならない。基本給のほかに、時間外労働手当、通勤手当、特別手当等が支払われる。

図表 19-9 賃金支払のルール

1	男女を問わず同一労働、同一賃金でなければならない。
2	支払場所は原則として労働の場所とする。ただし、事前の同意がある場合には、銀行振込みも可能。
3	支払期間は少なくとも1月に1回または労使合意に基づく従業員により有利なものとする。
4	使用者が不可抗力以外の何らかの事由により事業を一時停止せざるを得ない場合、賃金の75%相当額以上の賃金を支払わなければならない。
5	所定の期間内に賃金を支払わない場合、年15%相当の遅延利息を支払わなければならない。
6	次の項目は賃金から差し引くことができる。 個人所得税、労働組合費、貯蓄協同組合費、従業員積立基金負担金、 使用者への損害賠償金（ただし、従業員の承諾を要する）等

(出所) 労働者保護法

(3) 最低賃金制度

タイでは、国家行政最高会議の通告第103号に基づき発せられた内務省告示により、1973年以来、地域ごとに最低賃金（日額）が設定されてきた。これに加え、労働者保護法の2008年改正により、職能ごとの最低賃金が中央賃金委員会により定められている。2020年1月、2022年10月に最低賃金が引き上げられており、2022年10月から適用されている最低賃金は、地域ごとに328パーツから354パーツの範囲で設定されている。

(4) 就業時間と有給休暇

就業時間は、原則として1日8時間、週48時間以内と定められている。また、5時間連続の就労後は、1時間以上の休憩を与えなければならない。時間外労働は、その都度事前に労働者の承諾が必要であり、仮に2時間以上になる場合には、事前に20分以上の休憩を与えなければならない。

休日は、週休日1日以上のほか、元旦、国王誕生日等の慣習的休日を少なくとも年間13日以上定めなければならない（慣習的休日にはレイバーデイ（5月1日）を含めなければならない）。これらの休日はいずれも有給とする必要がある。ただし、賃金体系が日給制や出来高制の場合には、無給となる。

1年間継続して勤務した労働者に対しては、1年あたり6日以上有給休暇を与えなければならないが、使用者と従業員の合意によりこれを翌年に持ち越すことは可能である。勤務期間が1年に満たない労働者に対しても、勤務日数に応じて按分した有給休暇を与えることができる。なお、使用者は退職者や被解雇者（図表 19-7 の2乃至7の事由による解雇の場合を含む）から累積年次休暇分を買い取る義務があると解されている。

また、従業員は、疾病休暇（年間 30 日間は有給。3 日以上連続で病欠する場合には使用者は医者
の証明書の提出を求めることができる）、不妊手術休暇（医者が定めた期間は有給）、出産休暇（一
回の懐胎につき 98 日間（休暇及び出産前検診の期間を含む）（注：2019 年の労働法改正で 90 日か
ら 98 日に増加した）で、45 日まで有給）、兵役休暇（年間 60 日間は有給）等を取得することがで
きる。また、2019 年の労働法改正により、従業員が必要な個人的用事のため、有給休暇を年間 3
日以上取得することができるという用事休暇取得の権利が規定された（従来は就業規則の規定によ
るものとされていた）。

(5) 時間外労働と休日労働

時間外労働に対しては、実際の労働時間数につき一労働日の時間給の 1.5 倍以上の時間外労働手
当を、休日労働に対しては、実際の労働時間数につき一労働日の時間給の 1 倍または 2 倍以上の休
日労働手当を支払わなければならない（詳細は図表 19-10 のとおり）。また、時間外労働は、休日労
働や休日時間外労働の時間数と合計して原則として週 36 時間を超えてはならない。

図表 19-10 時間外労働と休日労働に対する手当

1	時間外労働		時間あたり賃金の 1.5 倍以上
2	休日労働	休日に賃金が支給される従業員の場合	時間あたり賃金の 1 倍以上
3		休日に賃金が支給されない従業員の場合	時間あたり賃金の 2 倍以上
4		時間外労働	時間あたり賃金の 3 倍以上

（出所）労働者保護法

(6) 管理職

労働者保護法は、管理職を「雇用、諸手当の支給または解雇に関して使用者を代理して行う権限
のある者」と定義している。

したがって、役職名にかかわらず、管理職に該当するか否かについては留意して判断する必要が
ある。管理職に該当する場合には、時間外労働手当や休日時間外労働手当を支給する必要はない。

(7) 管轄当局との関係

従前、労働条件や雇用状況を対象とした労働監督官による立入検査を受けるのみであったが、2008
年改正により、毎年 1 月に所定の様式による報告を行い、また、変更がある場合にその内容を翌月
に報告する義務が使用者に課されることとなった。

6. 社会保障

(1) タイの社会保障制度

1990 年に社会保障法が成立し、現在は、労働者の業務上以外の傷病、障害、出産、死亡、子女扶
養、老齢、失業の 7 種の給付に関する保障制度が整備されている。

当初は、20人以上を雇用する事業所に限り加入が義務づけられていたが、順次適用対象企業が拡充され、2002年4月からは従業員を雇用する全ての事業所に加入義務が課せられるようになった。被保険者は、民間企業の従業員で満15歳以上60歳以下の雇用者とされているが、被保険者（従業員）が60歳になっても雇用されている場合は、被保険者の資格が存続する。外国人も対象とされるが、家事労働者は含まれない。

なお、業務上の傷病等については別途、労働者災害補償法に基づく労働者災害補償基金制度がある（後述の（4）参照）。いずれも所管官庁は労働省である。

（2）保険料

社会保障負担率は1997年の不況による特別措置として低い料率が適用されていたが、最近ではほぼ法定の料率の水準に戻っている。2014年1月以降、7種の社会保障制度に対する社会保障負担率は、本人及び使用者がそれぞれ5.0%、政府が2.75%である（図表19-11）。

図表 19-11 社会保障負担率

給付内容	社会保障負担率（対賃金、%）		
	本人	使用者	政府
傷病、障害、出産、死亡	1.5	1.5	1.5
子女扶養、老齢	3.0	3.0	1.0
失業	0.5	0.5	0.25
合計	5.0	5.0	2.75

（注） 負担率は、各時点の経済情勢に応じて度々変更されているが、2014年以降の負担率は図表19-11のとおりである。

（出所） 社会保障法

（3）社会保障の受給資格と給付内容

7種類の社会保障の受給資格と給付の内容の概要は図表19-12のとおりである。

図表 19-12 社会保障の受給資格と給付内容

	給付の種類	給付の資格要件	給付内容
1	傷病給付	医療を受ける日の15ヵ月前の期間内に3ヵ月以上保険料を納付。	被保険者が医師の指示により治療を受けるために休職した期間の休業補償。ただし、一回につき90日以内、一暦年につき180日以内とする（慢性の場合は365日分を上限とする）。
2	障害給付	医療を受ける日の15ヵ月前の期間内に3ヵ月以上保険料を納付。	医療費（月2,000パーツまで）（民間医療機関で外来患者として治療を受ける場合）及び休業補償（平均賃金額の50%）。
3	出産給付	医療を受ける日の15ヵ月前の期間内に7ヵ月以上保険料を納付していれば2回まで資格あり。	出産費（一回あたり1万3,000パーツ）及び一回あたり90日間の平均賃金額の50%の出産休暇手当（ただし、2回を上限とする）。

4	死亡給付	死亡する前の 6 ヶ月の期間内に 1 ヶ月以上保険料を納付。	葬儀代（4 万パーツ）のほか、36 ヶ月以上 120 ヶ月未満保険料を納付していた場合は平均賃金額の 50%に 4 を乗じた額、120 ヶ月以上保険料を納付していた場合は平均賃金額の 50%に 12 を乗じた額を遺族へ弔慰金として支給。
5	子女扶養給付	36 ヶ月の期間内に 12 ヶ月以上保険料を納付（被保険者が障害者になったり死亡した場合を含む）。	6 歳未満の子供に対し、1 人 1 ヶ月あたり 600 パーツ（ただし、一回につき 3 人を上限とする）。
6	老齢年金給付	180 ヶ月以上（連続でなくて良い）保険料を納付（満 55 歳になった月または被保険者としての資格を失った月の翌月から支給される）。	月額年金額を一生涯支給。
7	失業保険給付	失業前 15 ヶ月以内に 6 ヶ月以上保険料を納付（ただし、就業能力を有すること等一定の条件を充足する必要がある）。	解雇された場合：一回につき日給の 50%分を 180 日を上限として支給。 自主退職の場合：一回につき日給の 30%分を 90 日を上限として支給。

（出所）社会保険法

（4）労働者災害補償基金制度

労働者の業務上の負傷、疾病、死亡に対しては、使用者が補償義務を負う。この支払の確保を目的として、1973 年に労働者災害補償基金が設立された。現在は労働者災害補償法に基づき、労働省社会保障事務局がこの基金を運営している。

負担金は、使用者側が負担しているが、料率は労災事件の発生率に応じて業種ごとに法定されている（上限は年間賃金の 5%）。補償金は、①（通常の）補償金、②療養費用、③療養後のリハビリ費用、④死亡補償の 4 つに分類される。①補償金は通常当該労働者の月給の 70%（ただし、1 ヶ月あたり 2,000～9,000 パーツ）が目安とされる。

②療養費用は、通常 50,000 パーツ未満であるが、その程度が重度の場合には傷病の程度に応じて支給額が決定される。③療養後のリハビリ費用は 20,000 パーツ未満で、④死亡補償は法定の料率に基づき、日給の 100 倍相当額を上限とする。負担金の具体的な額は、業種ごとの災害率の統計データとその時点における基金の負担・基金残高により計算される。

7. 労使関係

1972 年の労働保護に関する内務省告示では、労働者保護、労働者災害補償、賃金等を規定していたが、1975 年には労働組合や労使紛争解決ルールを規定した労働関係法が制定された。しかし、これら労働法制の整備にもかかわらず、タイの労働運動は、政治情勢や金融危機の影響もあって紆余曲折を経ている。

労働関係法の成立に伴い、1976 年に、国内の労働組合を結集してタイ労働組合協議会（LCT）が結成されたが、その年に起こった軍部によるクーデター（血の水曜日事件）に伴う戒厳令の発令で、これらの労働法制の効力が停止され、ストライキも禁止されてしまった。

1981年には、この禁止措置が解除され、また、1990年には労働者の傷病や失業に対する保障措置を規定した社会保障法が成立したが、その直後の1991年には、国営企業労働者の組合結成権やストライキ権が剥奪された。その後、1994年に、労働者災害補償法が、そして1998年には、労働時間短縮や解雇補償金の引き上げ等労働者保護を大幅に強化した労働者保護法が制定され、2008年には派遣労働者の権利や福祉を派遣先の使用者は公正・公平に扱う旨の義務規定等の改正が行われた。

労働関係法により、20人以上の労働者がいる使用者は労働者との間で労働条件協約(図表 19-13)を書面により作成しなければならない。既に就業規則を作成済みで、労働条件協約が存在しない場合には就業規則が労働条件協約とみなされる。同協約の有効期間は使用者と従業員が合意した時点から3年以内であるが、期間を明示しない場合には当該合意がなされた日または雇用を開始した日から1年間有効となる。

図表 19-13 労働条件協約の内容

1	雇用、労働条件
2	労働日、労働時間
3	賃金
4	福利厚生
5	解雇
6	従業員の苦情申立て
7	労働条件協約の改定または更新

(出所) 労働関係法

(1) 労働組合等

労働組合を結成するには、1975年制定の労働関係法の規定に基づき、10人以上の労働者の発起人を必要とし、登記官に労働組合同規約案を登録し、その許可を得ることが必要である。

組合の規約が、法律の目的に合致し、国家安全保障や経済に悪影響を及ぼさないことが確認されると結成が許可され、労働関係法上の労働組合として活動できるようになる。これにより、労働組合の組合員は、使用者または使用者協会に対して要求を提出し、交渉をし、仲裁決定を受理し、協約を締結する権利を得ることとなる。

ILOによると、労働規制法(Labour Regulation Act)に基づき13の全国規模の組合が登録されているが、労働組合に組織されているのは労働人口の2%に満たない。産業別の労働組合組織や組合幹部の指導力も弱く、未だ確固とした中央組織が育っていない。

なお、50人以上の従業員を雇用する事業所は、5人以上の労働者代表で構成する福利厚生委員会を設置しなければならない。また、使用者は、少なくとも3ヵ月に1度はこの福利厚生委員会と、従業員の福利厚生に関し協議しなければならないとされている。

(2) 最近の労働争議の発生状況

タイにおける労働争議は、最低賃金の引き上げ等の賃上げ要求や、組合活動に関与した従業員の不当解雇等を争点とするケースが多い。また、当事者間での解決が難しくなり、政府や役所の介入を求めてデモを行う等、社会問題化するケースもある。2005 年以降、製造業・金融仲介業を中心に労働争議が増えていた。日系企業では、2009 年にトステム・タイ工場、同年暮れから 2010 年 1 月にかけてマツダ合弁工場でそれぞれ賃上げ労働争議が発生した。最近では 2016 年 11 月以降、10 月の国王崩御後の服喪期間中にもかかわらず、タイ東部の 304 工業団地内において、複数の日系企業を対象とした連鎖的な労働争議が発生した。

ただし、日系企業へのヒアリングによると、タイは労働者の権利が強いといわれるものの、労使関係についてはあまり大きな問題はなく、他国と比較して管理しやすいという意見も多かった。

(3) 労働争議の解決

労働関係法は、職場で発生する労働争議等について、その解決のための一連の手続きを規定している。

- ① まず、労働条件の改善に関する要求書について、従業員が提示する場合には、労働者の 15% 以上の署名が必要であり、労働組合が提示する場合には、全労働者の 5 分の 1 以上が労働組合に加入していることが求められる。労使交渉の際、従業員側及び使用者側双方は 2 名以内の労働局指定の資格を有するアドバイザーを参加させることができる。
- ② 従業員側及び使用者側双方は、要求書受理日から 3 日以内に労使交渉を開始しなければならない。3 日以内に交渉を開始できない場合、または、労使交渉開始後、理由を問わず合意に至らなかった場合は、労働関係法上の労働争議が発生したものとみなされる。要求書を提出した側は、合意不成立の時点から 24 時間以内に労働調停官に文書により通知しなければならない。
- ③ 労働調停官は、通知を受けた日から 5 日以内に調停に入る。日本と異なり、必ず調停の手続きを踏まなければならないことに注意する必要がある。
- ④ 調停により合意に達した場合には、合意内容を文書（従業員側及び使用者側双方署名）にして 3 日以内に 30 日以上公示する。
- ⑤ 調停によっても合意に至らなかった場合には、(a) 従業員側及び使用者側双方は、争議仲裁人を任命することに合意することができるものとされ（仲裁は双方の合意を要件とするため実際には仲裁に至ることはまれ）、または、(b) 使用者側からのロックアウト、もしくは従業員側からのストライキという実力行使に入る（権利行使を始める 24 時間以前に必ず労働調停官及び相手方に対し書面による通知が必要）。ただし、要求書が相手に提示されていない場合や、労働局の調停に一方が従った場合等には、ロックアウトやストライキは禁止される。

ひとくちメモ 10： 違法にもかかわらず、突然のストライキも

タイにおいては、事前の労使交渉もなしに、ある日突然ストライキが起こるケースが少なくないとのこと。朝、日本人従業員が出勤したら、工場の前で従業員が氣勢を上げていて驚くという光景に出くわすそうである。一度このような状態になるとタイ人同士は同胞意識が強いので労働者全体に波及し労使関係を正常に戻すには時間がかかる。

そうならないように、普段から、少なくとも労務担当者には法律の勉強をさせ、従業員あるいは労働組合側にも労働法の理解を深めるよう促す必要がある。そもそも、労働者側に、ストに関する理解が不足していて、労使交渉、調停という手続きを踏まないで直ちにストライキに入るのは違法であるという認識されない場合が多い。したがって、ストライキが起こってしまった場合には、まずは、代表者に交渉のテーブルにつくよう指導することである。

しかし、労務担当者が必ずしも従業員あるいは労働組合側に影響を及ぼすことができるかは不確かであり、そもそも転職してしまう例もある。賃上げ等を理由にして他社の工場で発生した労働争議が波及する場合がありますので、普段から他社とのネットワークを大切にすることが望ましい。

なお、COVID-19 パンデミックによる非常事態宣言の発令中においては、タイ労働省は会社閉鎖、労働者のストライキを禁止していた。

8. 労働裁判所での労使紛争解決

タイにおいては、1979年に制定された労働裁判所設置及び労働事件訴訟法に基づき、労使間の紛争を専門に審理するための第1審裁判所として4つの中央労働裁判所と9つの地域労働裁判所が設けられている。労働裁判所の裁判官は、労働問題に関する専門的知識のある裁判官のほかに、従業員側を代表する者と使用者側を代表する者が、陪席裁判官として裁判に加わることになっている。ただし、陪席裁判官は、裁判長に対して、公平に職務を全うすることの宣誓を求められる。実務的には、労働紛争が労働裁判所に付託された場合、労働裁判所は当事者に和解を促し、交渉による解決が難しい場合に限り裁判手続に移行する。2015年の改正により、労働裁判所の判決または命令に含まれる法律問題に関して不服のある当事者は、専門事案高等裁判所に対して控訴を行うことができ、専門事案高等裁判所による判決が終局判決となる。ただし、最高裁判所が認めた場合には上告が許される場合がある。

9. 外国人就労規制と労働許可取得

(1) 外国人就労規制

2008年に制定された外国人就労法において外国人の就労が規制されている。従来は、外国人がタイ国内で、商行為または収入を得ることを目的として、理容師、美容師、絹手芸品製造等を始めとする39の職業に就労することは地域を問わず禁止されていたが、2020年6月20日施行の法改正において、1職種が全面解禁、8職種が従業員としてのみ就労できる技能労務・準技能労務の業種として条件付き解禁、3職種がタイ政府と外国政府との間の合意書(MOU)に基づき条件付き解禁となり、27業種がこれまで同様に外国人就業禁止業種とされた。

また、外国人が禁止されていない職業に従事する場合であっても、タイ国内における就労にあたっては、労働省雇用局による労働許可証の取得が必要である。労働許可証の有効期限は原則として1年間で、1回につき1年を限度として延長が検討される。

図表 19-14 外国人に対する就業規制

禁止職種

1	木材彫刻	15	金属鉢の製造
2	国内輸送機械運転または国内非機械運転（国際線空輸またはフォークリフトの運転を除く）	16	絹手工芸品の製造
3	競売	17	仏像の製造
4	宝石の切削や研磨	18	紙製または布製の傘の製造
5	散髪師、理容師または美容師	19	仲介業または代理店業（国際業務を除く）
6	手作業による機織	20	タイ式マッサージ
7	ござ織りまたはアシ、藤、麻若しくは竹を原料とする加工用品の製造	21	手巻きタバコ
8	手すき紙製造	22	観光ガイドおよび観光業
9	漆器製造	23	行商および露店業
10	タイ特産楽器製造	24	タイ語のタイピング
11	ニエロ細工	25	手作業による絹製糸
12	金銀細工	26	秘書
13	青銅器生産	27	法律または訴訟に関する業務（仲裁人業務およびタイ法以外に関連する紛争に関する仲裁支援または仲裁代理を除く）
14	タイ特産玩具の製造		

タイが加盟している条約に基づく条件を満たす外国人のみが就労できる業種

1	会計の管理、監査、サービス
2	土木エンジニア
3	建築士

従業員としてのみ就労できる技能労務・準技能労務の業種

1	農業、畜産業、林業および漁業
2	レンガ積み、大工その他の建設作業
3	寝具の製造
4	刃物の製造
5	靴の製造
6	帽の製造
7	衣服の製造
8	陶磁器類の製造

従業員としてかつタイ政府と外国政府との間の合意書（MOU）に基づいてタイに入国した外国人のみが就労できる業種

1	単純労働
2	店員

（出所）外国人事業法

(2) 労働許可

別途 BOI の奨励を受けている会社、または IEAT 管轄の工業団地に工場を所有している会社を除き、労働許可の取得にあたっては実務上一般に図表 19-15 のような様々な条件が課せられる。外国人本人に対しても一定の就労条件が付される場合が少なくない。また、外国人就労の承認基準において明確な基準が規定されているものの、法律上、労働許可証発給の承認審査は労働省雇用局長に大幅に権限委譲されており、同雇用局長の事案ごとの裁量に委ねられていることが多い。このため、会社設立にあたってはあらかじめ労働許可証取得のための検討が必要になる。

2007年11月1日に発行された日・タイ経済連携協定によりその取得基準が一部緩和されている。

なお、BOIの奨励を受けている企業またはIEAT管轄の工業団地に工場を所有している会社は、それぞれ図表19-15とは別の基準により比較的容易に労働許可を取得することができるようになっている。特に、BOI事務所やワンストップサービスセンターにおいて滞在許可証の発給等、一括して手続きができるようになってからはこの傾向が強まっている。BOIは投資奨励法に基づき労働許可証等の発給を関係官庁に指示することができるが、逆にBOI等が行政指導ベースで、タイ人経営者や技術者の採用を要求する場合もあるので留意する必要がある。

図表 19-15 外国人の労働許可取得の条件

1	外国人1人に対して、原則200万バーツ以上の払込済みの資本金額が必要（ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、100万バーツ以上）。 労働許可証発給数は10に限定されるが、前年度に300万バーツ以上の法人税を納付している場合、前年度の輸出業により3千万バーツ以上外貨を獲得するものであった場合、既にタイ人を100人以上雇用している場合等は、必要性及び妥当性に依拠して10人を超える外国人に対して労働許可証が発給されることがある。
2	外国の法律に基づき設立されたタイで事業を行う企業の場合、外国人1人に対して、原則300万バーツ以上の払込済みの資本金額があり、これをタイに持ち込むことが必要（ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、150万バーツ以上）。 労働許可証発給数は10に限定されるが、前年度に300万バーツ以上の法人税を納付している場合、前年度の輸出業により3千万バーツ以上外貨を獲得するものであった場合、既にタイ人を100人以上雇用している場合等は、必要性及び妥当性に依拠して10人を超える外国人に対して労働許可証が発給されることがある。
3	外国の法律に基づき設立された企業の駐在員事務所の場合、外国人は2人まで許可される。
4	本社の代理としてタイで商品やサービスを調達し、または品質の検査・管理をする外国人は5人まで許可される。
5	タイ人従業員4人につき1人の外国人の就労が許可される。
6	BOIの奨励を受けている事業でも、強制送還された外国人等を雇うことができない。
7	雇主が個人の場合には、外国人1人の労働許可を取得するためには、原則として、次のいずれかの条件を満たしていることが必要（ただし、個々の雇主が雇用できる外国人は3人まで）。 ①雇主の所得が70万バーツ以上 ②雇主の所得税納付額が5万バーツ以上 ③雇主がタイ人の従業員を最低4名雇用していること （ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、上記①から③までの条件は50%まで軽減されることがある）

外国人労働者は、常に労働許可証を携帯するか、事務所内に保管し、検査に備える義務があることに留意する必要がある。企業が労働許可証を得ていない外国人を雇用することや許可証の条件と異なる条件で働かせることは禁止されている。

2018 年施行の法改正により、外国人事業ライセンスを取得した外国人企業の代表者はワークパーミットを取得せずにタイで就労することが許されることとなった。そのため、外国人事業ライセンスを有する駐在員事務所の所長については、ワークパーミットの取得は不要となり、ワークパーミットの上限人数にも含まれないこととなった。ただし、外国人事業ライセンスを有しない駐在員事務所の所長については、従前とおり、ワークパーミットの取得が求められる取扱いとなっている。

(3) スマートビザ

2018 年 12 月より、対象産業（次世代自動車、スマートエレクトロニクス、健康観光、農業・バイオテクノロジー、次世代型食品加工、自動化・ロボット、航空・ロジスティクス、バイオ燃料・バイオ化学産業、デジタル、総合医療、裁判外紛争解決関連サービス、科学技術分野の人材開発、環境・代替エネルギーマネジメント）において、就労、投資、または起業する 1. 高レベル技術専門家、2. 投資家、3. 高レベル経営者、4. スタートアップ経営者については、BOI にてスマートビザの取得を申請することができ、ワークパーミットなく就労することができることとなった。また、上記 1~4 の配偶者（4.については、6 ヶ月以上のスマートビザを取得した場合）、及び 1. の 18 歳以上の子息についてもワークパーミットなしで就労することができることとなった。

(4) 長期滞在者（Long-term Resident : LTR）ビザ

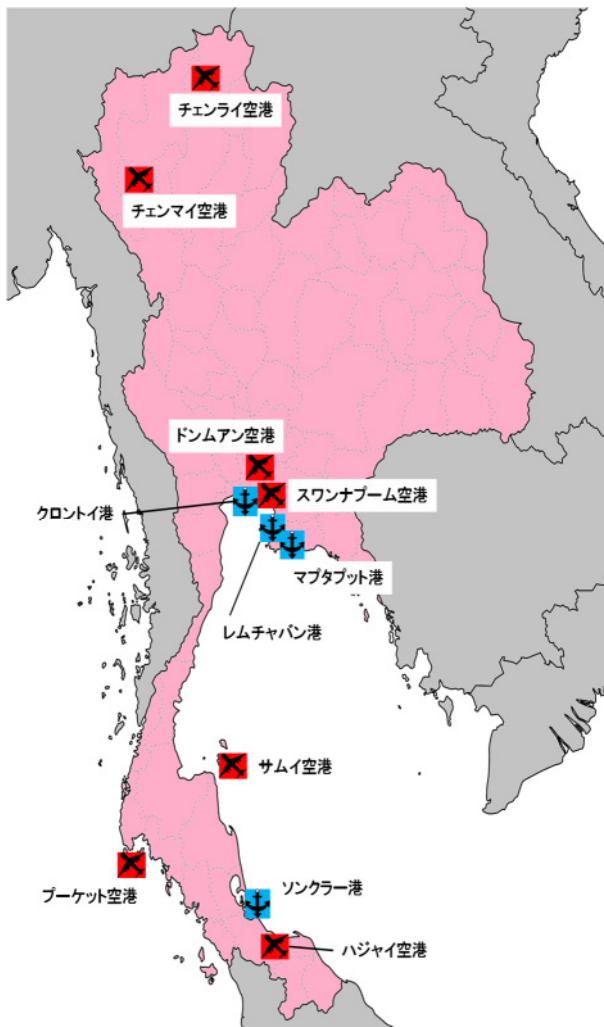
2022 年 6 月、富裕層の外国人や投資家をタイに呼び込むために、長期滞在者（LTR）ビザの制度が導入された。LTR ビザの対象となる外国人は、富裕層、富裕年金生活者、タイで働くプロフェッショナル、高度技術専門家と、その配偶者及び 20 歳以下の子供である。要件を充たせば 10 年有効なビザの申請も可能である。

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置

タイには多くの空港が存在するが、中でも主要な空港として以下の7空港、主な港湾としては4港が挙げられる（図表 20-1）。

図表 20-1 主な空港と港湾



（出所）各種資料より作成 地図は「白地図専門店」（<http://www.freemap.jp/>）

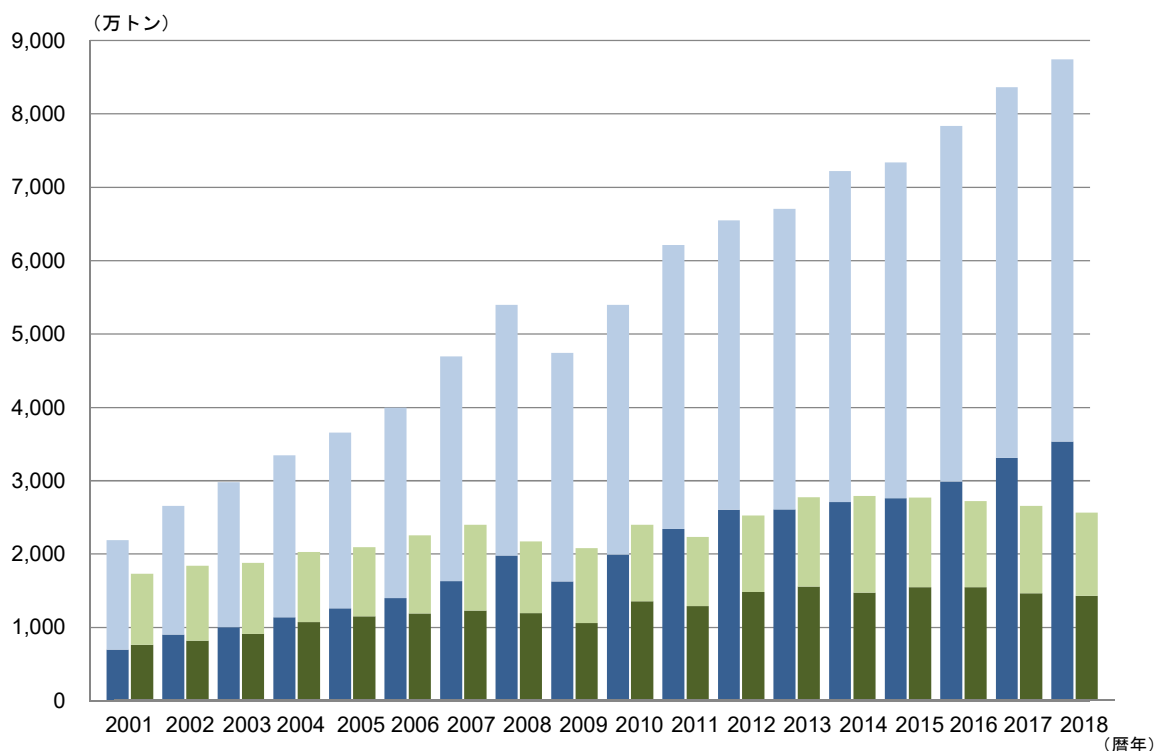
2. 港湾

タイの主な港湾はレムチャバン港、クロントイ港、マプタプット港、ソクラー港であり、中でも、レムチャバン港とクロントイ港が中心的な役割を果たしている。

(1) レムチャバン港

1991年に開港したタイ最大の貿易港である。A～Dの4つの区画と危険物倉庫や造船所等のその他区画からなり、総敷地面積は約1,000ha（約1,000万㎡）である。全体で、コンテナターミナルが7カ所、多目的ターミナル1カ所、Ro-Roターミナル¹⁹1カ所、旅客/Ro-Roターミナル1カ所、雑貨ターミナル1カ所、シップヤードターミナル1カ所を有する。

図表 20-2 レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量



(出所) Port Authority of Thailand より作成

2001年時点では、レムチャバン港とクロントイ港の輸入貨物取扱量はほぼ同水準、輸出貨物ではレムチャバン港がクロントイ港の2倍の取扱量であったが、2018年のレムチャバン港の貨物取扱量は、輸入貨物でクロントイ港の約3倍、輸出貨物で約6倍となっている（図表20-2）。

なお、2022年11月現在、Ports Authority of Thailand (PATS) ウェブサイトでは2019年以降の取り扱い貨物量は確認できないため、Bangkok Shipowners and Agents Association (BSAA)が公表する各港の貨物取扱データを確認した。貨物量の推移データは図表20-3のとおりである。2020年はコロナ禍の影響から取扱量が減少したものの、2021年には回復が認められる。

¹⁹ クレーンを使うことなく、トレーラー等が自走で貨物を船内に搬入/搬出可能なRo-Ro船用のターミナル。

図表 20-3 レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量（2018年以降）

単位：TEU		2018	2019	2020	2021
レムチャバン港	輸出	4,092,849	4,020,557	3,779,795	4,225,487
	輸入	3,981,743	3,959,997	3,766,699	4,297,863
クロントイ港	輸出	604,582	577,420	564,513	514,455
	輸入	883,012	886,513	855,836	873,308

（出所）Bangkok Shipowners and Agents Association より作成

バンコクとの間には高速道路が整備されており、バンコク郊外のラッカバン内陸コンテナ・デポとの間は鉄道でも結ばれている。2017年頃には、レムチャバン港の貨物取扱の増加に伴い、トラック輸送の拡大による港周辺の渋滞慢性化が問題となっていたが、近年は改善が進んでいるとみられる。

現在、東部経済特別回廊（EEC）の重要プロジェクトとしてレムチャバン港開発プロジェクトフェーズ3が進められており、2025年内の稼働開始を目指している。本拡張プロジェクトの目的は、①年間1,810万コンテナに貨物輸送能力を増強（従来は770万コンテナ）、②年間300万台に自動車輸送能力を増強（従来は200万台）、③レムチャバン港全港で貨物コンテナの鉄道輸送割合を30%に増加（従来は7%）④自動コンテナマネジメントシステムの導入、⑤沿岸輸送・鉄道輸送によりレムチャバン周辺の渋滞緩和、である。

（2）クロントイ港

首都バンコクにある港で、レムチャバン港が稼働するまではタイの中心となる港であった。しかし、河川港で大型船の寄港に限界があること、都市部に存在するため拡張にも限界があること等から、外資進出によるタイ国内での生産の拡大、原材料輸入の増大、製品輸出の増加に対応することが難しくなった。

日本企業への取材では、中部のアユタヤ地方の工業団地に入居する企業や、近隣アジア向けに輸出する企業ではクロントイ港を使うことが多いとのことであった。ただし、設備の老朽化を指摘する声もあった。

（3）マプタプット港

バンコク南東のラヨン県に位置する工業港であり、開港は1992年。航路や船会社等による利用制限のない公共埠頭と、特定の利用者・品目等に限られる専門埠頭がある。専門埠頭では、化学肥料や石油製品、液化天然ガス等が扱われている。

（4）ソクラー港

タイ南部、マレー半島のタイランド湾に面するソクラー県に位置する。総敷地面積は10haであり、バースは3本で総延長510m、喫水7.5m、船長173mまで入港可能である。主な輸出貨物は天然ゴムや冷凍海産物、家具等であり、主な輸入品目は冷凍マグロ、機械等である。

3. 空港

タイの主な国際空港は、スワンナプーム、ドンムアン、チェンマイ、ハジャイ、ブーケット、チェンライ、サムイの 7 空港である。この内、サムイ以外の空港はタイ国営空港会社が運営しており、国際線発着便数等の統計データが公表されている。同データによると、2021 年のタイ国営空港会社運営 6 空港の国内線・国際線を合わせた発着便総数は 21 万便、乗降客数は 1,600 万人、貨物輸送は 115 万トンであった。コロナ禍の影響から 2018 年と比較して各データ大きく減少している。スワンナプームが発着便数、乗降客数、貨物取扱量のいずれにおいても最大となっており便数では 5 割、乗降客数では 3 割程度を占め、特に、貨物取扱量では、6 空港の総計 115 万トンのほぼ 10 割を占めている。国際航空貨物の取扱いはほぼスワンナプームに集中していることが窺える（図表 20-4）。

図表 20-4 主な空港（タイ国営空港会社運営空港、2018 年、2021 年）

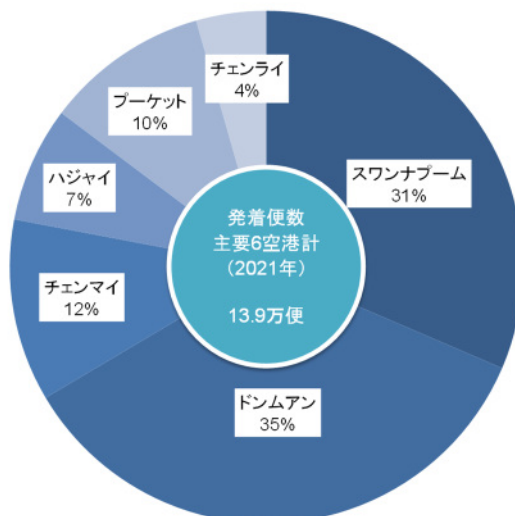
	2018年		乗降客数		貨物	
	(回)	構成比	(万人)	構成比	(トン)	構成比
スワンナプーム	369,474	42%	6,273	45%	1,492,780	91%
ドンムアン	272,361	31%	4,071	29%	55,249	3%
チェンマイ	78,208	9%	1,098	8%	14,612	1%
ハジャイ	29,203	3%	425	3%	8,441	1%
ブーケット	118,280	13%	1,821	13%	58,174	4%
チェンライ	20,072	2%	287	2%	3,531	0%
計	887,598	100%	13,975	100%	1,632,787	100%

	2021年		乗降客数		貨物	
	(回)	構成比	(万人)	構成比	(トン)	構成比
スワンナプーム	111,729	52%	547	34%	1,119,543	97%
ドンムアン	51,877	24%	505	32%	20,685	2%
チェンマイ	16,051	7%	176	11%	3,318	0%
ハジャイ	10,150	5%	121	8%	3,192	0%
ブーケット	18,524	9%	176	11%	4,209	0%
チェンライ	6,131	3%	71	4%	586	0%
計	214,462	100%	1,596	100%	1,151,533	100%

（出所）Airports of Thailand Public Company Limited より作成

国内線の発着便数については、タイ空港公社が公表するタイ国営空港会社運営 6 空港のデータによると、バンコクのドンムアン空港が最も多く、6 空港全体の 35%を占める。次いで、スワンナプームが 31%、チェンマイが 12%と続いている。

図表 20-5 主要 6 空港の国内線の発着便総数（2021 年）



（出所）Ministry of Transport より作成

最近の大きな動きとしては、EEC の大型プロジェクトの一つとして、ラヨン県のウタパオ空港を大幅に拡張し、新たな滑走路や誘導路、施設を追加して国際空港として民間便の受入能力を高める計画が進められている。同計画では、観光都市パタヤに最も近いウタパオ空港を国際旅行ハブに変貌させて、年間 6,000 万人の乗客に対応することが目指されている。2022 年 11 月に計画が政府に正式に承認された。

(1) スワンナプーム空港

バンコクから東に 25 km の位置にある国際空港であり、総面積は 3,200 ha。長さ 4,000 m×幅 60 m と、長さ 3,700 m×幅 60 m の 2 本の滑走路を有する。年間最大乗降客数は 4,500 万人であり、1 時間あたりの最大発着便数は 76 便、貨物の最大取扱可能量は 300 万トンである。

現在、7つのコンコース棟（A、B、C、D、E、F、G）があり、コンコース A が国内使用、コンコース B は午後 9 時から午前 4 時の間の国際線用、コンコース C～G がフルタイムの国際線用コンコースとなっている。

上記の年間最大乗降客数 4,500 万人に対し、2017 年には実際の乗降客数が 6,000 万人を超えており、タイ国営空港会社はスワンナプーム空港の拡張を進めている。また、2022 年 1 月には新ターミナル建設計画が承認され、7 月に入札を実施した。これにより、チェックインカウンターや手荷物コンベヤー、保安検査場が増設され、空港の処理能力が現在の年間最大 4,500 万人から 6,500 万人に増加する見込みである。スワンナプーム空港では、一連の空港拡張事業により、2035 年までに、年間最大乗降客数を 1.2 億人まで拡大する計画としている。

(2) ドンムアン空港

バンコクの中心地から北へ約 20 km の地点に位置し、スワンナプーム稼働以前は主力の国際空港であった。長さ 3,700 m×幅 60 m、長さ 3,500 m×幅 45 m の 2 本の滑走路を有し、1 時間あたりの最大発着便数は 60 便、年間最大乗降客数は 1,600 万人である。

2021 年時点、LCC の発着便数（国際線と国内線の総数）ではスワンナプーム空港の 2.1 万便に対しドンムアン空港が 4.5 万便、乗降客数（同）もスワンナプーム空港の 240 万人に対しドンムアン空港は約 490 万人とであり、ドンムアンは LCC の拠点となっている（図表 20-6、20-7）。

貨物輸送においても、ドンムアン空港は製造企業の多いアユタヤから近いこともあり、同空港の利用が見直されている。ただし、足下は LCC 便を利用した貨物輸送も行われているが、旅客便による貨物輸送であること、LCC が保有する機体が大きくないことから、大量の貨物を一度に輸送する場合には適していない。

図表 20-6 主要国際空港のLCC発着便数（2021年）

(単位：便)	国際線		国内線		計	
	発着便数	構成比	発着便数	構成比	発着便数	構成比
スワンナプーム	1,761	72%	20,101	20%	21,862	21%
ドンムアン	453	18%	44,835	45%	45,288	44%
チェンマイ	40	2%	12,405	12%	12,445	12%
ハジャイ	0	0%	8,147	8%	8,147	8%
プーケット	208	8%	9,144	9%	9,352	9%
チェンライ	0	0%	5,055	5%	5,055	5%
6空港計	2,462	100%	99,687	100%	102,149	100%

(出所) Airports of Thailand Public Company Limited より作成

図表 20-7 主要国際空港のLCC乗降客数（2021年）

(単位：人)	国際線		国内線		計	
	発着便数	構成比	乗降客数	構成比	乗降客数	構成比
スワンナプーム	44,037	79%	2,361,320	21%	2,405,357	21%
ドンムアン	3,753	7%	4,902,965	43%	4,906,718	43%
チェンマイ	1,430	3%	1,439,192	13%	1,440,622	13%
ハジャイ	0	0%	1,005,954	9%	1,005,954	9%
プーケット	6,180	11%	1,084,670	10%	1,090,850	10%
チェンライ	0	0%	613,905	5%	613,905	5%
6空港計	55,400	100%	11,408,006	100%	11,463,406	100%

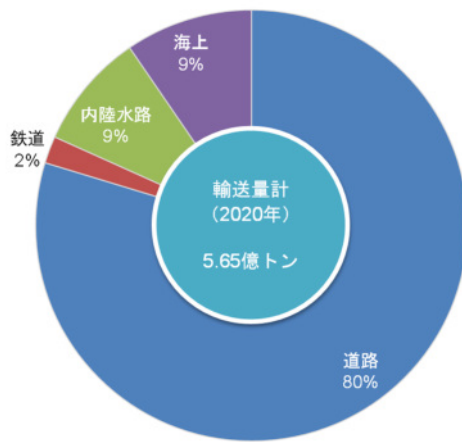
(出所) Airports of Thailand Public Company Limited より作成

4. 道路

タイ国内では道路整備が進んでおり、2018年時点で全長71,349kmに達した（タイ運輸省）。この内、舗装されていない、または工事中の部分は合わせて1,400km弱で、全長の98%が舗装されている。また、国際幹線道路網である「アジアハイウェイ」についても、メコン諸国を結ぶ「東西経済回廊」を始め9路線がタイ国内を通過しており、その全長は5,000kmを超えている等、国際交通網の要衝となっている。

タイの貨物輸送量に占める道路輸送は約8割を占めており、道路輸送が最も重要な輸送手段となっている（図表20-8）。

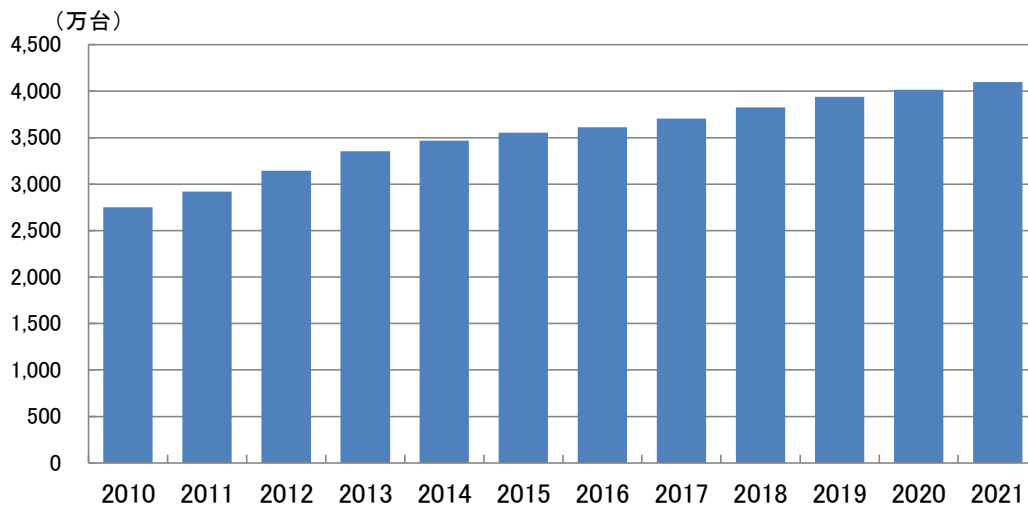
図表 20-8 道路輸送による貨物輸送量



(出所) CEIC より作成

タイの自動車登録台数は増加し続けており（図表 20-9）。特にバンコクでは渋滞が社会問題となっている。これを受け、タイ政府はバンコクでの渋滞緩和策の一環として地下鉄や高架鉄道等、公共交通機関の整備を進めている（後述）。

図表 20-9 タイの自動車登録台数推移



(出所) Department of Land Transport より作成

バンコクでは、BRT (Bus Rapid Transit) という路面電車に似たシステムのバスが 2010 年より運航している。サトーン駅からラチャダブルック駅までチャオプラヤ川沿いのルートを走行し、全長は約 16 km の 12 駅、道路には専用レーンが設けられている。経営が慢性の赤字であったことから、2017 年 4 月以降の廃止が一旦決定したものの、多くの利用者等からの批判や要望もあって、運賃の値上げによる継続が決定し、その後は 2022 年現在も運行されている。

ひとくちメモ 11： バンコクの交通渋滞

バンコクの交通渋滞の激しさは、かねてより世界的にも有名であったが、コロナ禍による緊急事態宣言や外出制限、外国人観光客の受入れ制限等は、バンコク市内の景色を一変させた。タイ在住日本人の話によると、2020 年頃は、町中も閑散としており、渋滞に頭を悩ませることもなかったようだ。しかし、調査チームがタイを訪れた 2022 年 11 月時点では、タイは、正に経済活動を正常化しようとしている状況にあり、これに伴い以前の様な渋滞がバンコクに戻って来ている。最近は車両による市内移動のタイムマネジメントには、随分悩まされるようだ。

バンコクの交通渋滞が激しくなる時間帯は、朝は通勤通学ラッシュと重なる 7 時～9 時、午後は 15 時頃、そして、夕方の帰宅時間と重なる 17 時～18 時頃だ。金曜日や休日前も、翌日が休みのため、夕方から夜にかけてバンコク郊外へ車で移動する人が増え、渋滞が発生しやすい。エリアとしては、スクンビット通り、シーロム通り、サトーン通り、サイアム周辺等が、特に渋滞の激しいエリアと言われる。

現地在住の日本人に話を聞いたところ、確かに渋滞はひどいが、通勤に公共交通機関を使えばあまり苦にはならないとの意見もあった。バンコクでは、地下鉄 MRT や高鉄道 BTS 等の公共交通機関も充実しているため、こうした手段をうまく使えば、ストレス少なく生活ができるかもしれない。

5. 鉄道

タイの鉄道は 1889 年に開業し、第 2 次世界大戦後の 1951 年にタイ国有鉄道として統合された。現状、道路ほど整備は進んでいない。主な路線はバンコクを起点に、北線、南線、北東線、東線の 4 種である。その中で、日本企業が物流で利用している路線は、主に南線と東線である。その他の路線は、線路状態の悪さや大幅な遅延が発生する等の理由から、物流ではあまり利用されていない。

図表 20-10 主な鉄道路線と所要時間・運賃

		距離 (km)	所要時間 (時間)
北線	バンコク～チェンマイ	751	11～13
南線	バンコク～スンガイコーロク	1,159	20
	バンコク～パダンブサール	990	17
東線	バンコク～アランヤプラテート	255	4.5～5.5
北東線	バンコク～ノンカイ	621	9.5～10.5
	バンコク～ウボンラチャタニ	575	8～10

(注 1) バンコク～アランヤプラテートは普通車、バンコク～ノンカイは急行の所要時間、
その他は特急の所要時間

(注 2) 運賃は、列車種別（快速～特急）による料金、エアコン付き車両の場合はエアコン料金、寝台
利用時の寝台料金、距離、座席クラス、上段/下段（寝台の場合）等により異なる。

(出所) State Railway of Thailand ウェブサイトより作成

図表 20-10 は主な鉄道路線の所要時間をまとめたものである。距離や列車種別、クラス等に応じ料金が設定されている。例えば、2022 年 11 月現在において、バンコクと北部の主要都市であるチェンマイとの間で特急、1 等車の寝台（下段）を利用する場合の料金は 1,653 バーツ（約 6,500 円）、寝台を上下貸切で個室として利用する場合は 2,453 バーツ（約 10,000 円）となる。

図表 20-11 は、バンコクから鉄道で貨物を輸送する場合の料金である。Class 3 は家電製品、自動車、スズ、丸太、木材、タイルの輸送料、Class 4 は鮮魚、米、トウモロコシ、ゴム、ジュート、ケナフ、セメント、リグナイト、蛍石、マンガン、石膏、肥料、果物、稲、ふすま（麩）、泥灰土、砂、砂利、野菜、ココナッツ、鋼鉄の料金である（BOI “Cost of Doing Business in Thailand” (as of May 2021) より）。

図表 20-11 バンコクから各都市への 1 トンあたり輸送料金

	Class 3	Class 4	燃油サーチャージ
チェンマイ	544.7	477.5	78.0
ナコンラーチャシーマ	182.6	158.8	29.3
コンケン	338.0	294.0	48.8
ハジャイ	682.5	596.5	97.6
イースタン・シーボード	182.6	158.8	29.3

(注) 単位はバーツ。

(出所) BOI “Cost of Doing Business in Thailand” (as of May 2021) より作成

6. 高架鉄道・地下鉄

急速にモータリゼーションが進む中、首都バンコクでは渋滞とそれによる環境問題が深刻となり、その緩和策として公共交通機関の整備が進められてきた。その代表とも言えるのが高架鉄道（BTS²⁰ Sky Train）と地下鉄（Mass Rapid Transit : MRT）である。また、バンコクにはスワンナプーム空港からバンコク中心部までを 30 分で行く高架鉄道（Airport Rail Link : ARL）も走行している。これらのバンコク都市鉄道の総距離は 2021 年に 282 km とされ（山手線の 8 周分以上）、2025 年までにこの総距離が 343 km にまで伸びる見通しとなっている。

(1) 高架鉄道（BTS Sky Train）

地上 12 m の高架を走行する公共交通機関で、1999 年 12 月 5 日に初の BTS であるスクンビット線が開業した。2022 年 11 月時点で 2 路線（バンコク北部から南部隣県サムートプラカーンまでをつなぐライトグリーンライン、バンコク中心部からチャオプラヤ川を越えて西へと伸びるダークグリーンライン）が運行している。2 路線はサイアム駅で接続し、乗換が可能である。

²⁰ BTS は “**B**angkok **M**ass **T**ransit **S**ystem Public Company Limited” の略称

(2) 地下鉄 (MRT)

2022 年 11 月時点、バンコク中心部の地下を走るブルーライン (2004 年 7 月 3 日開業) とバンコクと西部隣県ノンタブリーをつなぐパープルライン (2016 年 8 月 6 日開業) の 2 路線が運行している。パープルラインの開業時点ではこの 2 路線は接続されておらず、ブルーラインのバンスー駅とパープルラインのタオープン駅間は、シャトルバス等での移動が必要だった。その後、2017 年 8 月にブルーラインのタオープン駅が開業して両路線が接続された。また、2019 年 9 月にブルーラインの西側延線が開通し、BTS ダークグリーンラインと繋がった。この延線は、チャオプラヤ川の下を通過する初のトンネルとなる。パープルラインは、日本企業が車両の供給 (総合車両製作所) と設備メンテナンス (JR 東日本、丸紅、東芝) に参画している。2021 年、バンスー中央駅が開業し、同駅は駅舎地上 3 階、地下 1 階建てで、東南アジア最大級のターミナル駅となっている。

ひとくちメモ 12: 便利な交通系 IC カード「ラビットカード (Rabbit Card)」

日本では JR 東日本の「Suica」や東京メトロ等の首都圏の鉄道・バスで利用可能な「PASMO」があるように、タイでも「ラビットカード (Rabbit Card)」と呼ばれる交通系 IC カードがある。2012 年にバンコクの高架鉄道 (BTS) のチャージ式 IC 乗車カードとして発行されたラビットカードは、その後、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、レストラン等の飲食店、映画館等で使用できるようになっている。利用できる機会が増えたこともあり、バンコク市内に勤める社会人や学生の多くが、ラビットカードを持っているようである。

タイへの旅行者や駐在員も、パスポートを持参して連絡先等を伝えれば、最寄りの BTS 券売窓口でラビットカード (Standard Rabbit Card) を作成することができる。

ラビットカードは My Rabbit というアプリと連携しており、ラビットカードのチャージや利用履歴の確認等もアプリから手軽に行えるようになっている。

タイ政府は 2015 年にキャッシュレス決済を促進するための「国家電子決済マスタープラン」を策定し、国を挙げてキャッシュレス化を促進している。このようなプリペイド型のカードを使ったコンビニ等での決済のほか、スマートフォンにアプリを入れて QR コード決済などができるようになっており、近頃では屋台で QR コード決済ができるようになってきているようだ。

7. 電力

タイの発電事業者は国営企業であるタイ発電公社（Electricity Generating Authority of Thailand : EGAT）、民間の独立発電事業者（Independent Power Producer : IPP）、小規模発電事業者（Small Power Producer : SPP）、極小規模発電事業者（VSPP : Very Small Power Producer）がある。EGAT は自社で発電した電力に加え、IPP/SPP の電力、更に近隣諸国（主にラオス）から電力を購入し、配電事業者に供給している。

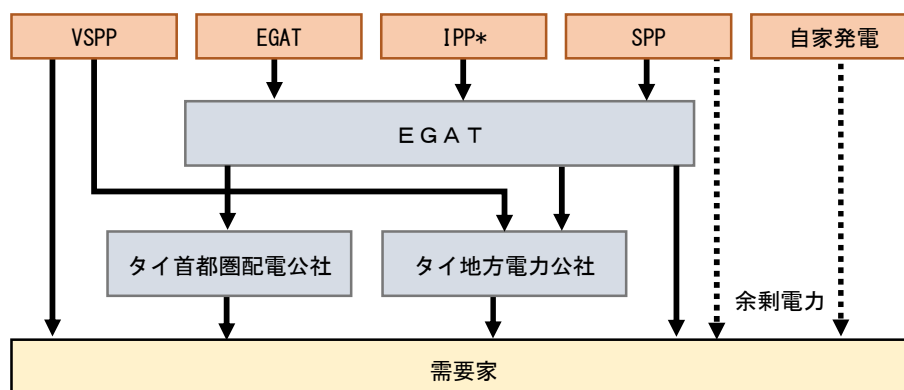
タイの電源構成は現状ガス火力が中心であり、発電量ベースで約 6 割程度を占めている。近年は天然ガスの国内生産量が減少しているため、輸入量が増加傾向にある。2020 年には LNG 輸入が自由化されており、またラオスからの電力輸入も 10%程度となっている。

電力市場については、発電分野は 1992 年以降、独立系発電事業者等の参入が認められており、EGAT 以外の民間の発電事業者は上述のとおり以下の 4 タイプがある。

- ・ 独立系発電事業者（IPP : Independent Power Producer）は火力発電等コンベンショナルな発電が中心である。
- ・ 小規模発電事業者（SPP : Small Power Producer）は 90MW 以下の再エネのほか火力発電等の電力供給を行う事業者であり、EGAT への売電だけでなく、需要家への直接供給も認められている。
- ・ 極小規模発電事業者（VSPP : Very Small Power Producer）は、10MW 未満の再エネ事業者であり、①MEA または PEA への売電（EGAT の送電網を介さない）、②需要家への売電、③自家消費のいずれかを選択することができる。
- ・ 自家発電・直接販売事業者（IPS : Independent Power Supply）は、主に自家発電を行い、余剰電力を需要家に販売する。

送電はタイ電力公社（EGAT）が担い、配電部門は首都圏の配電を担当する首都圏配電公社（Metropolitan Electricity Authority : MEA）、その他地域では地域配電公社（Provincial Electricity Authority : PEA）が独占している。

図表 20-12 タイの電気事業体制



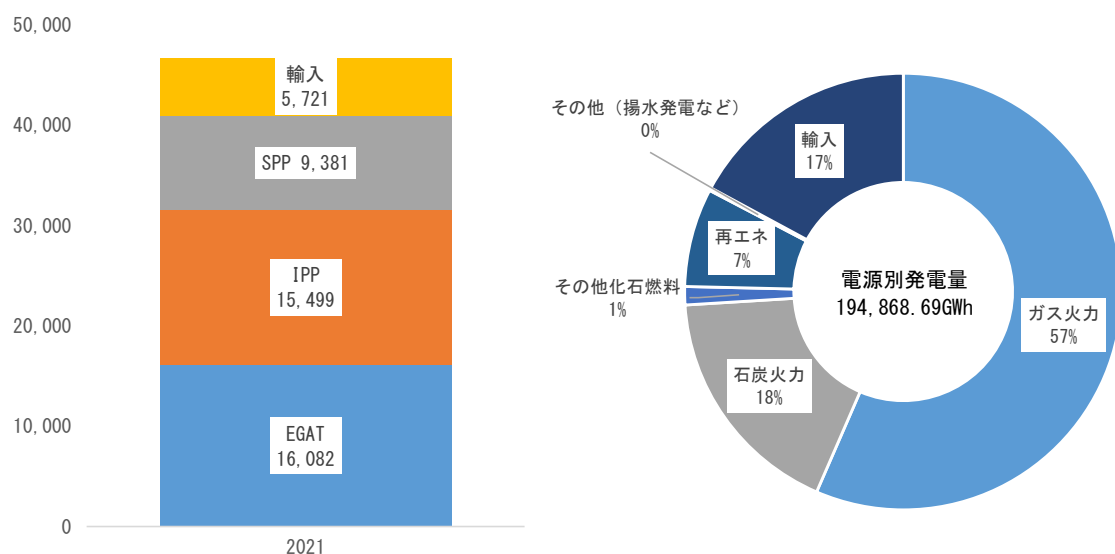
*IPPはEGATの関連会社を含む

（出所）ERC、一般社団法人海外電力調査会資料を参考に作成

2020年10月には、電源開発計画（Power development plan 2018-2037 Revision 1 : PDP2018 Rev1）が承認された。2037年までに開発する56,431 MWの新規の発電容量目標のうち、再エネは約37%の20,766 MWを占めている。

2021年の発電容量及び発電量は以下のとおりである。なお、下表はEGATによる発電及びEGATをオフテーカーとするIPP、SPPの電力のみが対象となっており、SPPの需要家への直接売電分、VSPPによる発電、IPSによる自家発電及び需要家への直接売電分は含まれていない。

図表 20-13 2021年の発電事業者種別発電容量構成（左）と2021年の電源別発電量（右）



(注) EGATによる発電及びEGATをオフテーカーとするIPP、SPPの電力のみを対象としている。

(出所) EGAT “Annual report 2021”

日系企業へのヒアリングでは、工業団地を通じた電力供給に関しては、停電はほとんどなく、電力供給に問題は無いとの声が多かった。ただ、一部では停電、電圧の安定性で問題があり、設備ごとに安定器等の接続が必要との声も聞かれた。なお、バンコク中心部では停電はほぼないものの、郊外では月に一度程度の停電があるとの声もあった。

8. 水道

タイでは国民への飲み水の安定供給のため、水道設備の整備が進められており、バンコクでの水需要の大幅な増加を踏まえ、1967年にノンタブリー、サムートプラカーン、トンブリーとバンコクの水道事業が統合され首都圏水道公社（Metropolitan Waterworks Authority : MWA）が設立された。一方、その他の地域の水道事業は保健省と公共事業省が所管していたが、1972年の地方水道公社（Provincial Waterworks Authority : PWA）の設立に伴い、同公社に移管されることとなった。

現在もこの2つの水道公社がタイの水道事業の中核である。水道料金は両公社で異なり、全国統一の料金体系とはなっていない（図表 20-14、20-15）。

図表 20-14 MWA の水道料金

住宅用		商店、政府機関、 国営企業、製造業用	
利用量 (m ³)	料金 (バーツ/m ³) 最低45バーツ	利用量 (m ³)	料金 (バーツ/m ³) 最低90バーツ
1-30	8.50	0-10	9.50
31-40	10.03	11-20	10.70
41-50	10.35	21-30	10.95
51-60	10.68	31-40	13.21
61-70	11.00	41-50	13.54
71-80	11.33	51-60	13.86
81-90	12.50	61-80	14.19
91-100	12.82	81-100	14.51
101-120	13.15	101-120	14.84
121-160	13.47	121-160	15.16
161-200	13.80	161-200	15.49
over 200	14.45	over 200	15.81

(出所) Metropolitan Waterworks Authority のウェブサイトより作成

図表 20-15 PWA の水道料金事例

利用量 (m ³)	住宅	政府機関、 小規模事業	国営企業、 大規模事業
	最低50バーツ	最低150バーツ	最低300バーツ
0-10	10.20	17.00	18.25
11-20	16.00	20.00	21.50
21-30	19.00	21.00	25.50
31-50	21.20	22.00	28.50
51-80	-	23.00	31.00
81-100	-	24.00	31.25
101-300	-	27.40	31.50
301-1,000	-	27.50	31.75
1,001-2,000	-	27.60	32.00
2,001-3,000	-	27.80	32.25
over 3,000	-	28.00	32.50

(注) 以下の business partnership area に適用。

Chachoengsao, Bang Pakong, Rayong, Pathum Thani, Rangsit, Ratchaburi, Samut Songkhram, Om Noi, Samphran, Samut Sakhon, Nakhon Sawan, Chon Buri, Pattaya, Laem Chabang, Sriracha, Phanat Nikhom, Ban Bueng.

(出所) Provincial Waterworks Authority のウェブサイトより作成

9. ガス

タイのガス供給の多くは、都市ガスではなく LPG であるため、ガスはボンベごとに交換されるか、タンクへ供給される。BOI の Cost of Doing Business in Thailand 2021 によると、料金は以下のとおりである（図表 20-16）。

図表 20-16 ガス料金

	パーツ/kg
低所得世帯	16.37
料理用	18.87
自動車用	18.87
産業用	18.87

（出所）BOI “Cost of Doing Business in Thailand 2021”より作成

10. 通信

タイでは従来、国営のタイ電話公社（TOT）及びタイ通信公社（CAT Telecom）が電話事業を独占していた。TOT は、国内通信及びラオス・マレーシアの国際通信を担当し、CAT は国際通信・郵便を担当していたが、2000年代半ばから本格化した通信自由化以降は民間との競争にさらされ、業績不振が続いていた。2021年1月、TOT と CAT の合併により新たに NT（National Telecom）が設立された。

通信インフラについて近年の大きなトピックは 2020 年の 5G サービスの開始である。民間大手通信 3 社（AIS、TrueMove H、dtac）は当初、5G 導入へ向けた用意は進めていたものの、4G 導入の際の投資による巨大な債務を抱え、新たな大規模投資は難しいと考えていた。政府は、このような現状を踏まえ、各社の 4G 帯域割当費用の政府への支払期間を 5 年間繰り延べる措置を講じることで、通信各社に対して 5G 帯域割当に係る入札への参加を求めた。結果的には全社参加を申し入れ、2019 年 6 月に行われた帯域割当の申し込みも全社行った。

2020 年 2 月、規制当局である NBTC (The National Broadcasting and Telecommunications Commission) は、低周波（700 MHz）、中周波（2,600 MHz）、高周波（26 GHz）帯の 5G オークションを行い、タイにおける商用 5G サービスが開始された。通信各社の状況について、AIS は、低周波、中周波、高周波帯のライセンスを取得し、カバレッジと容量のスペクトルを強力に組み合わせて、2020 年 2 月にタイで最初に 5G サービスを開始した。次いで、TrueMove H は、中周波と高周波の両方の周波数帯の周波数を取得し、2020 年 3 月にサービスを開始した。dtac は、2021 年に入ってから、低周波周波数のみを利用して 5G サービスを開始した。なお、国営通信会社の NT は 5G サービスをまだ開始していない。

(1) 電話

タイの電話普及率は図表 20-17 のとおりであり、固定電話は、2007 年に加入者数 760 万人弱で人口普及率が 11.45%であった。固定電話契約者は、その後徐々に減少し、2022 年時点では 450 万人となっている（人口普及率は 6.58%）。一方、携帯電話加入者数は 2022 年時点でおよそ 1.3 億人（人口普及率は 188.02%）となっている。

タイにおける電話料金については BOI(“Cost of Doing Business in Thailand”)が公開している他、通信会社によるプロモーション料金も存在するため、各社ウェブサイトを確認すると良い。

図表 20-17 電話（固定・携帯）普及率

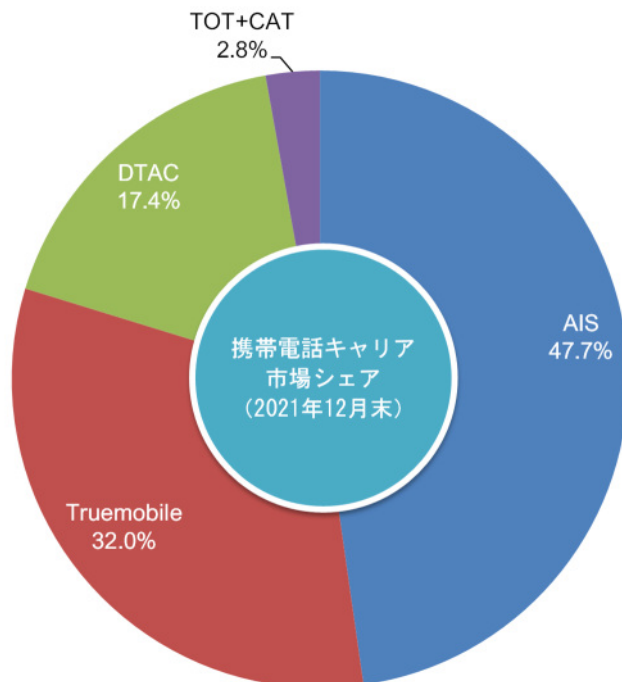
	固定電話		携帯電話	
	加入者数 (100万人)	人口普及率 (%)	加入者数 (100万人)	人口普及率 (%)
2003	7.00	10.94	21.62	n.a.
2004	6.98	10.82	26.97	n.a.
2005	7.29	11.20	30.46	n.a.
2006	7.22	11.01	40.13	n.a.
2007	7.56	11.45	52.97	n.a.
2008	7.39	11.12	61.84	n.a.
2009	7.20	10.77	65.95	n.a.
2010	6.92	10.29	71.73	n.a.
2011	6.66	9.85	77.45	n.a.
2012	6.36	9.57	85.01	n.a.
2013	6.04	9.05	92.94	n.a.
2014	5.69	8.49	97.10	n.a.
2015	5.31	7.90	102.94	153.10
2016	4.71	6.98	119.67	177.43
2017	5.16	7.62	121.53	179.64
2018	6.06	8.93	125.10	184.42
2019	5.41	7.96	129.61	190.64
2020	5.00	7.34	116.29	170.70
2021	4.63	6.79	120.85	177.08
2022	4.50	6.58	128.50	188.02

(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

携帯電話の主な事業者は Advanced Info Service (AIS)、Total Access Communication (DTAC)、Truemobile、NT である。最大手の AIS が市場の 47.7%を占め、次いで Truemobile が 32.0%、DTAC が 17.4%を占めており、民間 3 社で市場の役 97%を占めている（図表 20-18）。なお、2022 年 2 月、2 位の Truemobile と 3 位の DTAC は、両社の取締役会で合併を正式に承認したと発表した。実現すれば契約件数シェアは 5 割を超え、タイ通信最大手に躍り出る見込み。

携帯電話会社各社は、音声通話のみ、インターネット利用のみ、音声通話・インターネット込みの料金プランを始め各種上限付き、前払式、後払式等、多数のプランを用意している。

図表 20-18 タイの携帯電話キャリアの市場シェア



(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

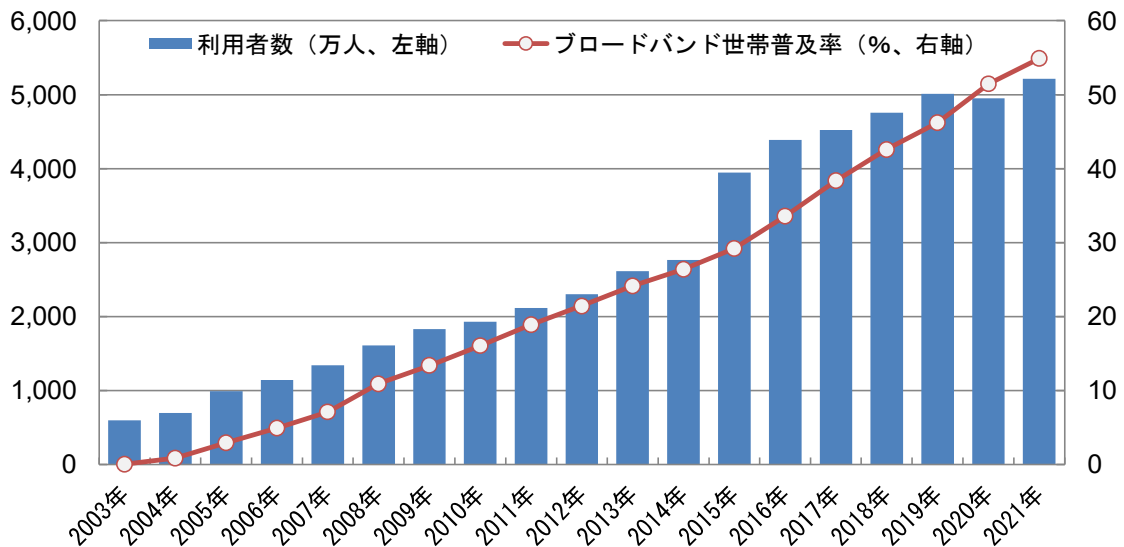
従来、主な固定電話の事業者はTOT（現NT）とTRUE、TT&Tの3社であった。TOTが全国をカバーし、国内通話と国際通話事業も行いつつ、回線を提供することで、TRUEがバンコク市内、TT&Tがバンコク以外の地域をカバーしてきた。しかし、TT&Tの経営難や、2018年にTRUE、TT&T両社とTOTの契約が終了したことから、TOTが両社の事業を引き継いでいる。

国際電話では、従来はTOTによる007サービス（公衆電話回線網を利用）と008サービス（VoIP（Voice over Internet Protocol）を利用）、CATによる001サービスと009サービスが提供されていたが、TOTとCATの合併以降、2022年11月時点では001サービスと009サービスのみが提供されている。

(2) インターネット

国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission、NBTC）のデータによると、2021 年末のタイのインターネット利用者数は約 5,216 万人、ブロードバンド（xDSL、FTTx 等）の世帯普及率は 54.9%となっている（図表 20-19）。

図表 20-19 インターネット利用者数・ブロードバンド契約者数推移



(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

ITU（国際電気通信連合）のデータを用いて ASEAN 諸国のインターネット利用状況を比較すると、人口に対するインターネット利用者比率においてタイは 85.27%となっており、ブルネイ・シンガポール・マレーシアに次いで 10 カ国中 4 位である。（図表 20-18）。

図表 20-20 ASEAN 諸国のインターネット利用状況比較

国名	インターネット利用者比率 (%)
ブルネイ	(1) 95.00
シンガポール	(2) 92.00
マレーシア	(3) 96.75
タイ	(4) 85.27
ベトナム	(5) 74.21
インドネシア	(6) 62.10
ラオス	(7) 62.00
フィリピン	(8) 49.80
ミャンマー	(9) 35.10
カンボジア	(10) 32.90

(注) カンボジアは 2017 年、ブルネイ、ミャンマー、フィリピン、シンガポールは 2020 年、その他は 2021 年データ。

(出所) ITU “Country ICT Data (until 2017)” より作成

(3) 郵便・宅配

タイでは政府が 100%株式を保有するタイランド・ポストが普通郵便や書留、小包、EMS 等の郵便事業を行っている。2021 年 12 月末時点、タイ全国には直営郵便局 1,284 局（移動郵便局等を含む）、ライセンス郵便局 3,254 局、郵便カウンター 294 局、郵便ショップ 179 局等が設置されており、郵便ポストは 22,341 基設置されている。

タイ郵便を通じてタイから日本へ荷物を送る場合、数種類のサービスから選ぶことができる。例えば、EMS で荷物（**Marchandise Package**）を送る場合の料金は重さによって異なり、1,040 パーツから 8,490 パーツの間で定められている²¹。

²¹ <https://international.thailandpost.com/services/ems-world/?lang=en>

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

タイに進出している日系企業からの現地ヒアリング等を踏まえ、投資先としてのタイの優位性と留意点をまとめると次のとおりである。

1. 投資先としてのタイの優位性

(1) 厚い産業集積と整ったインフラ

タイでは、自動車産業、電気・電子産業を中心に、産業集積が進んでいる。また、それらの産業を支える工業団地等のインフラも整っている。

タイを投資先として選ぶ企業の中にも、部品調達のしやすさを評価する企業が多いように、部品産業の裾野が広い。代表例が自動車産業で、タイの自動車産業は「東洋のデトロイト」と呼ばれ、関連部品産業やそれを支える裾野産業（鍛造、鋳物、金型、焼入れ、メッキ等）の層も厚く、各完成車メーカーのタイ国内での部品調達率も上昇する等、国際的な一大自動車産業集積地、かつ、自動車輸出拠点となっている。

例えば、チョンブリーにあるアマタシティ・チョンブリー工業団地、ラヨンにあるアマタシティ・ラヨン工業団地等は、自動車関連企業が集中する工業団地である。2000年代には、完成車メーカーの要請により部品メーカーや金型メーカーのタイ進出が相次ぎ、更に2010年代には付随するサービス業の進出が目立った。

また、電気・電子産業の分野においても、日系企業を中心に多数の企業が進出している。上記のチョンブリーやラヨン地区だけでなく、アユタヤのロジャナ工業団地、ハイテク工業団地には当該業種の日系企業は多い。アユタヤ地区の工業団地では、家電、半導体、精密機器メーカー等の電機・電子産業が集積している。

バンコクの南東に位置するマプタプットには、タイランド湾の豊かな天然ガスを利用する石油化学コンビナートが集積する等、石油・天然ガス関連企業が集積している。このように、タイでは、地域の特性に応じ様々な業種において厚い産業集積が形成されており、進出企業はそのメリットを活かすことができる。

(2) ASEAN 諸国への生産・輸出拠点

ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の物品貿易に関する基本的協定 (ATIGA : ASEAN Trade in Goods Agreement) や日・タイをはじめとした二国間自由貿易協定 (FTA) 等の締結に伴い、タイを取り巻く経済環境は大きく変化した。海外展開する企業の間では、東アジア経済圏における生産拠点、世界市場に向けた輸出拠点として、タイを位置付ける企業が増えた。この背景として、企業が中国への投資先の一極集中リスクを分散させる必要に迫られた面もあるが、AFTA の着実な進展による更なる成長を視野に入れた進出が増えているようである。

実際に、2010年1月1日より、ASEAN 原加盟国間の関税がほぼ全ての品目において撤廃された。同年のタイからの輸出額は、当時過去最高額となる 1,932 億ドル (前年比 27%増) に達した。

その後も拡大は継続し、2018年の輸出額は2,530億ドルとなった。2019年(2,340億ドル)、2020年(2,310億米ドル)は、コロナ禍の影響もあって輸出が減少したものの、2021年は世界的な需要回復を受けて輸出額は2,710億米ドルに達している。輸出先としては、ASEAN諸国への輸出が最大で構成比25%を占める。その他、米国(構成比16%)、中国(構成比12%)、日本(構成比9%)が上位を占めている。

なお、近年ではタイに地域統括企業を設置する動きや、シンガポールから統括拠点をタイにシフトする動きもみられる。これまでは、税の恩典の享受や専門人材の確保等を目的にシンガポールに統括会社を置き、そこから近隣国の拠点を管理する企業が多くみられた。しかし、アジアの中心的な生産拠点をタイに設置している企業にとって、実際の製造現場の近くに統括拠点を設けることで、生産のクオリティコントロールも行うことができるというメリットがあるようだ。

(3) 投資誘致策の拡充

タイ政府が推進している「東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)政策」では、ラヨン、チョンブリー、チャチュンサオの東部3県に立地する投資奨励ゾーンが設置された。EEC内の特別区(EECi、EECd、EECa)に入居して特定の事業を行う企業、または①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の12産業に属する企業に対し、通常恩典に加えてEEC追加恩典が供与される。上記の3県では既に、日系自動車産業をはじめとする各種製造業の集積が進んでいるが、タイ政府は域内に高度産業を対象とした特区を新たに設置することで、さらなる誘致を進める。また、高速鉄道や港湾、道路、空港等のインフラの拡充を積極的に進め、一層の投資環境の改善を図る方針である。ターゲット産業を展開する日本企業にとって、インフラ・恩典ともに充実しているEEC域内への投資は有力な選択肢になる。

タイではこれまで、2015年から2021年にかけての「7ヵ年投資促進戦略」に基づく2017年の改正投資奨励法により、様々な恩典が与えられてきた。2022年11月、BOIは2023年から2027年にかけての5年間を対象とする新たな「5ヵ年投資促進戦略」を公表した。同戦略では以下3つのコンセプトと7つの方針を掲げ、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築する計画としている。

3つのコンセプト

- ・ イノベティブ (Innovative) : テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティを基盤とする経済
- ・ コンペティティブ (Competitive) : 競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済
- ・ インクルーシブ (Inclusive) : 社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済

7つの方針

- ・ ポテンシャルがあり、サプライチェーン強靱化に貢献する新産業の構築、既存産業を高度化
- ・ 産業のスマート化、サステナブル化
- ・ 国際ビジネスの拠点と、地域の貿易投資のゲートウェイとしてのタイの機能強化
- ・ 中小企業、スタートアップの競争力強化
- ・ 国内各地域の特性を踏まえた投資の奨励と均衡ある発展
- ・ 地域社会（コミュニティ）の発展につながる投資の奨励
- ・ 競争力のあるタイ企業の海外投資支援

この「5カ年投資促進戦略」に基づき、高度な技術とイノベーションを中心に競争力を向上させ、より強固な産業基盤を構築するという同戦略の狙いを反映した新たな奨励策が検討されている。BOIによると、新たな奨励策は2023年1月から有効になる予定であり、バイオ・循環型・グリーン（BCG）経済やデジタル分野等、新産業への投資を奨励するため、現在7分類となっている奨励対象業種を10分類に増やし、また、サプライチェーンの川上に位置する産業で、高度技術・イノベーションを導入する事業や、教育機関との技術提携を行う事業に対して、現行の恩典よりも手厚い10～13年の法人税免除恩典を付与する予定とされている。

(4) 日本に近い国民性と文化

タイ人は仏教徒が多く、国民性も比較的温和で、日本人には宗教的にも国民性としても非常に馴染みやすい。また、文化的にも同じ稲作文化圏に属していることから、食生活でもそれほどの違和感はない。人々の性格も比較的のんびりとしていて、セカセカしていないのがタイ人氣質といわれ、日本人が、「遅々として進まない」と嘆くと、タイ人は「遅々として進んでいる」と応えることはその良い例である。日本人が郷愁を感じる国であり、日本人が比較的抵抗感無く入っていける社会といえよう。

(5) 快適な駐在員生活

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、2021年10月時点で、タイの在留邦人数は世界第四位の82,574人である。日本人駐在員数の大部分はバンコク周辺に居住しており、バンコク以外では、東部臨海部のシラチャや北部のチェンマイ等に居住する日本人が多い。バンコクでは、食料品等の日常必需品の入手にはほとんど問題無く、価格面でも割安感があり、また、日本食レストランも多数出店していて、日常生活に困るようなことは無い。

治安は、日本に比べると不安が伴うものの、外出時間帯等に注意すれば大きな問題はない。医療面では、バンコクの私立総合病院の中には日本での経験を有する日本人医師や外国人医師を配置し、日本と比較しても遜色のないサービスを提供する病院もあるといわれるほど、高い医療水準を誇る。教育面でも、バンコクのほか、シラチャにも2009年にタイ国内2番目の日本人学校（泰日協会学校、小・中学部）が開校し、子弟の帯同も可能となっている。バンコク日本人学校は保護者の勤務地がバンコクの場合で、シラチャ日本人学校は保護者がチョンブリまたはラヨーンの場合であり、両方に当てはまらない保護者の場合は、どちらの学校にも通学可能となっている。

2. タイへの投資にあたっての留意点

(1) 法務・税務処理の難しさ

タイでは、基本的な法整備が進んでいるものの、日本企業にとっては言葉の壁のため、法律解釈や法律適用をめぐる法務処理、あるいは税務処理に関連した当局との行き違いが問題となることがある。タイにおいては、外資系企業は、外国人事業法、外国人職業規制法、投資奨励法、労働者保護法、民商法典、各種税法等多数の法律の規定に基づき、工業省、商務省、BOI 等の特別の許可あるいは認可を得て、様々な制約の中で事業を行っている。進出日系企業担当者からは、この法令等用語の具体的な解釈や適用が担当者によりまちまちであり、解釈が異なる等、運用が統一されていない事例が多く、戸惑うという声も聞かれる。特に日系企業の事業に関係が深い法律として、労働者保護法や、民商法典等があり、これら法律の内容、改正の動向には留意が必要である。

税務については、2016 年の最高裁判所の判決で、優遇税制が適用される投資奨励事業で生じた損益と適用されない非奨励事業の損益との相殺方法が決着したため、それまで日系企業を悩ませていた現地国税当局と BOI との当該問題の見解相違は解消され、従前よりも分かりやすくなった。しかし、付加価値税の還付金がなかなか戻ってこないと指摘する声は多く、還付申請に伴う税務調査も日系企業の負担となっている。また、最近の動向として、2019 年に導入された移転価格税制への対応も日系企業にとっての課題である。税務に関しては、申告漏れに係る追徴課税が多額となるリスクや税務訴訟の負担を避けるため、進出日系企業は、弁護士、会計士、税理士等の専門家と相談しながら対応し、また、バンコク日本人商工会議所（JCC）への陳情を出す等して問題解決を図っている。

ただし、上記はあくまで日本や先進国と比較した場合の留意点とも言える。2022 年 11 月の現地調査では、ほかの途上国と比べると問題は少ないという声や、（運用面はともかくとして）制度面では問題なく整っているとの声も聞かれた。

ひとくちメモ 13： 法務・税務上の問題の具体例

以下の事例のように、法務・税務上の問題が発生している。

【税務関連】

- ・ 税関の裁量が大きく、理由が分からず貨物が税関で止められることがある。
- ・ 当局との品目コードの認識違いにより、税額が変わる等がある。品目コードの選択は気を付けないといけない。
- ・ 移転価格については利益率を厳しく見られる。
- ・ 本来税金が発生しないはずの駐在員日本払い給与をタイ子会社から日本の親会社に立替請求するケースにおいて、人材派遣の役務提供であると指摘され、追徴課税される。

【投資関連】

- ・ 投資特典は、明確に要件が定まっている訳ではなく、BOI に事業計画を提出し、対象となるかどうかを BOI が判断し、認められたものがリストに加えられる。ある意味柔軟だが、ストレスになる場合もある。事業計画がしっかり固まっていない場合、審査が 3 年に及ぶようなケースもある。

(2) 労働コストの上昇

タイではリーマンショック以降、経済環境の悪化から賃金水準は横ばいで推移していたが、最低賃金の引き上げが2012年4月、2013年1月、2017年1月、2018年4月、2020年1月、2022年10月の6度にわたって行われている。2022年10月の賃上げでは、都県を9つのグループに分け、現行から8~22パーセントの引き上げで、各地の最低賃金は日額328~354バーツとなった（賃上げ率は平均5.02%）。最高額（354バーツ）は、チョンブリー県、ラヨン県、プーケット県に適用され、バンコク都及びサムットプラカーン県（353バーツ）、アユタヤ県（343バーツ）、プラチンブリー県（340バーツ）等、地域ごとに異なる金額が適用されることを決めた。なお、最低額（328バーツ）は、最南部3県（ヤラー県、パッタニー県、ナラーティワート県）、北部ナン県及び東北部ウドンターニー県に適用された。そのほか、労働者保護法（2008年改正）では非正規労働者と正規労働者が同種の作業に従事する場合には、差別的な待遇を禁止する条項が盛り込まれており、2011年2月から導入された職能別賃金水準では、技術者の職能レベルが給与に適正に反映されるよう、20の職種について3段階の技能レベルに分けている。

タイでは自動車産業を中心とした賃金の引き上げも影響し、賃金は年々上昇している。自動車産業では、好況時にはボーナスを6ヵ月分支給するところもあり、ほかの産業にも少なからず影響を及ぼしているようだ。このような状況から、労働集約型の産業等、低賃金の労働力を狙いとして海外に進出しようとしている企業にとって、タイは周辺国と比較した賃金水準の側面では、魅力のある国とは言えなくなっている。こうしたタイ人の労働コスト上昇を受け、タイではミャンマー・カンボジア・ラオスの隣接3国と労働者雇用に関する覚書を結び（ラオス：2002年、カンボジア・ミャンマー：2003年）、単純労働者の受入れを行っている。隣接3国からのこうした労働移民がタイの経済を支えており、タイ進出日系企業も、これらの国々からの労働者を雇用している。以前は、人身売買や強制労働、就労ビザや身分証を持たない不法労働者等の問題もあったが、2017年以降、政府は不法労働者の合法化手続を雇用主に義務付ける等、移民受入の法整備を進めている。

(3) 人材確保難

現在、企業経営にとって不可欠な優秀なタイ人の確保が難しくなっており、進出済みの企業にとっても深刻な問題になっている。特に、タイでは、大学卒業資格者でなければ管理職になることが難しいので、総務や経理を担当する大卒の管理職クラスの人材確保が困難になってきている。更に、エンジニアクラスの人材確保は容易でない。その理由として、大学や工業専門学校の卒業生の数が少なく、エンジニアの供給数が絶対的に不足している点が挙げられる。中小企業に限らず、大企業でも人材確保に苦労している。2022年の現地調査では、特にIT系の人材の確保難が指摘された。タイでは近年DX化ニーズが加速し、IT企業だけでなく、製造業やサービス業でもIT系人材に対する需要が増し、人材確保競争が激化しているとのことである。管理職、専門職の労働力不足については、従来から政府の教育改革によって対策を行っているものの、一般就労者における大卒・専門卒の割合は依然として低く、解消されていない。

他方、2022年11月の現地調査の企業面談によると、ワーカー不足を重要課題として挙げる日本企業はそれほど多くはないものの、中長期的には熟練工の育成と、生産現場における自動化・省力化に取り組んでいく必要性はあると思われる。

ひとくちメモ 14： 省力・自動化投資への移行が進む

JETRO の日系企業へのアンケート調査（2021 年 3 月）によると、製造業のワーカー（一般工職）の月額賃金は 447 ドルと、東京（2,763 ドル）の約 6 分の 1 に相当し、為替変動の影響はあるが、バンコクの賃金水準は 2012～2013 年頃の中国とほぼ同じである。中国ではその後製造分野での省力化投資が進んだことから、今後のタイでも同様に、製造企業の省力化・自動化投資が進むのではないかとの見方がある。

2022 年 11 月にタイに出張し、現地の日系製造企業にヒアリングしたところ、喫緊の課題として省力化・自動化投資の必要性を挙げる企業はまだいなかった。企業コメントによると、賃金の上昇は進んでいるものの、自動化にかかる費用と比べるとまだ賃金の方が安いと、自動化が進みにくいとのことであった。新規投資の回収期間との見合いで、生産ラインの大幅な見直しには時期尚早かもしれないが、今後のタイの最低賃金や賃上げ率の動向次第では、省力化・自動化投資の動きが加速する可能性も十分あるだろう。

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. タイの主要産業

2021年の名目 GDP 産業構成比は、第1次産業が8.7%、第2次産業が32.3%、第3次産業が56.3%と第3次産業の比率が高く、第3次産業の中では卸売・小売業の構成比（16.3%）が他を大きく上回っている（図表 22-1）。

また、製造業については10年前の2011年との比較では▲1.8%構成比が低下したものの、製造業の産業全体に占める比率は27.2%と引き続き産業に与えるインパクトは大きい。また、マレーシア（2018年：21.6%）、インドネシア（2021年：19.3%）、ベトナム（2021年：25.1%）、フィリピン（2021年：17.6%）、インド（2021年度：14.4%）等、他のASEAN諸国やインドを上回る水準であり、タイにおける製造業の重要度は相対的に高いといえる。

図表 22-1 タイの産業構成比（名目）

(金額：10億バーツ)	名目 GDP			構成比		
	2011	2021	(年率)	2011	2021	(差分)
全体	11,307	16,167	3.6%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	1,311	1,408	0.7%	(11.6%)	(8.7%)	(-2.9%)
第2次産業	3,988	5,219	2.7%	(35.3%)	(32.3%)	(-3.0%)
鉱業・採石業	401	352	-1.3%	(3.5%)	(2.2%)	(-1.4%)
製造業	3,279	4,394	3.0%	(29.0%)	(27.2%)	(-1.8%)
公益業	309	473	4.4%	(2.7%)	(2.9%)	(+0.2%)
建設業	307	438	3.6%	(2.7%)	(2.7%)	(-0.0%)
第3次産業	5,702	9,102	4.8%	(50.4%)	(56.3%)	(+5.9%)
卸売・小売	1,571	2,637	5.3%	(13.9%)	(16.3%)	(+2.4%)
運輸・倉庫	616	737	1.8%	(5.5%)	(4.6%)	(-0.9%)
ホテル・フードサービス	350	515	4.0%	(3.1%)	(3.2%)	(+0.1%)
情報・通信	243	459	6.6%	(2.1%)	(2.8%)	(+0.7%)
金融・保険	645	1,345	7.6%	(5.7%)	(8.3%)	(+2.6%)
不動産	306	437	3.6%	(2.7%)	(2.7%)	(-0.0%)
専門・科学・技術サービス	214	274	2.5%	(1.9%)	(1.7%)	(-0.2%)
行政サービス	189	202	0.6%	(1.7%)	(1.2%)	(-0.4%)
公務、国防、社会保障	681	1,053	4.4%	(6.0%)	(6.5%)	(+0.5%)
教育	454	705	4.5%	(4.0%)	(4.4%)	(+0.3%)
保健衛生・社会活動	219	410	6.5%	(1.9%)	(2.5%)	(+0.6%)
芸術・娯楽	51	108	7.8%	(0.4%)	(0.7%)	(+0.2%)
その他サービス	142	193	3.1%	(1.3%)	(1.2%)	(-0.1%)
雇主としての世帯活動等	21	29	3.4%	(0.2%)	(0.2%)	(-0.0%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

図表 22-2 では 2011 年から 2021 年にかけての製造業内サブセクターの構成比の変化を表している。名目 GDP でみると、構成比では、食品 (15.4%)、石炭・石油 (10.4%)、情報通信機械 (9.4%)、等が大きい。構成比の変化を実質 GDP で確認すると、化学 (+1.5%)、医薬品 (+0.9%)、その他機械 (+0.8%)、飲料 (+0.5%) の構成比が上昇する一方、繊維 (▲2.0%)、アパレル (▲1.8%)、情報通信機械 (▲0.3%) の構成比は低下した。

なお、製造業のセクター構成比を比較する場合、名目ベースと実質ベースとでは変化の方向や大きさが異なるセクターがある。例えば、石炭・石油では、名目と実質とで構成比の変化の方向が異なっている。石炭・石油では原料価格の低下が影響していると考えられる。

次節以降、タイの主要産業として、製造業から「自動車」と「食品加工」を、第 3 次産業から「小売」、「不動産」を取り上げる。

図表 22-2 製造業内のサブセクター構成比 (名目、実質)

(金額：10億バーツ)	名目 GDP 構成比			実質 GDP 構成比			名目－実質 (差分)
	2011	2021	(差分)	2011	2021	(差分)	
製造業	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-
食品	17.0%	15.4%	(-1.6%)	13.3%	12.4%	(-0.9%)	(-0.7%)
飲料	5.9%	6.7%	(+0.8%)	6.7%	7.2%	(+0.5%)	(+0.3%)
タバコ	1.8%	0.7%	(-1.1%)	1.5%	0.6%	(-0.9%)	(-0.3%)
繊維	3.8%	1.8%	(-2.0%)	4.2%	2.2%	(-2.0%)	(+0.0%)
アパレル	2.6%	1.8%	(-0.8%)	4.0%	2.2%	(-1.8%)	(+1.0%)
皮革製品	1.2%	1.0%	(-0.2%)	1.5%	1.4%	(-0.1%)	(-0.1%)
木製品	1.1%	1.2%	(+0.2%)	1.2%	1.4%	(+0.3%)	(-0.1%)
紙・紙製品	1.6%	1.4%	(-0.2%)	1.9%	1.8%	(-0.0%)	(-0.1%)
印刷・出版	0.4%	0.2%	(-0.1%)	0.4%	0.3%	(-0.1%)	(-0.0%)
石炭・石油	5.7%	10.4%	(+4.7%)	4.4%	4.5%	(+0.1%)	(+4.6%)
化学	7.6%	9.1%	(+1.5%)	5.7%	7.1%	(+1.5%)	(+0.0%)
医薬品	0.8%	1.3%	(+0.5%)	1.0%	1.9%	(+0.9%)	(-0.4%)
ゴム・プラスチック	7.3%	6.6%	(-0.6%)	5.1%	5.3%	(+0.3%)	(-0.9%)
窯業・土石	4.0%	3.5%	(-0.5%)	4.4%	4.2%	(-0.2%)	(-0.3%)
鉄鋼・非鉄金属	1.9%	1.8%	(-0.1%)	1.8%	2.0%	(+0.2%)	(-0.3%)
金属製品	2.9%	3.2%	(+0.3%)	2.9%	3.6%	(+0.7%)	(-0.4%)
情報通信機械	11.3%	9.4%	(-1.9%)	14.0%	13.7%	(-0.3%)	(-1.6%)
電気機械	4.2%	5.1%	(+0.9%)	5.0%	5.7%	(+0.7%)	(+0.2%)
その他機械	4.3%	4.4%	(+0.1%)	5.2%	6.0%	(+0.8%)	(-0.7%)
自動車	6.5%	7.4%	(+0.9%)	8.2%	9.4%	(+1.1%)	(-0.3%)
その他輸送機器	2.7%	2.3%	(-0.4%)	3.6%	2.8%	(-0.8%)	(+0.4%)
家具	0.9%	1.0%	(+0.1%)	1.0%	1.1%	(+0.2%)	(-0.1%)
その他製造品	4.3%	4.1%	(-0.2%)	3.1%	3.1%	(-0.1%)	(-0.2%)
設備の設置、補修	0.0%	0.0%	(+0.0%)	0.1%	0.1%	(+0.0%)	(-0.0%)
小計	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

2. 自動車

(1) 自動車産業の歴史 ～自動車産業の誕生からアジア通貨危機にかけて～

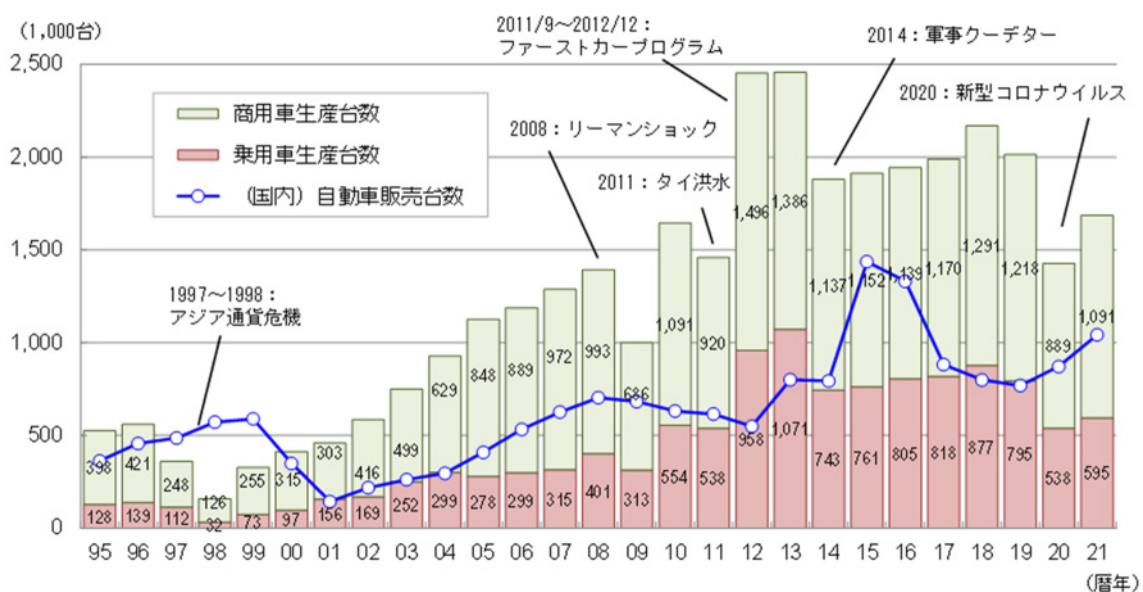
バンコク日本人商工会議所の「タイ国経済概況」によると、タイの自動車産業は、1962年のサリット政権下の産業投資奨励法の改正法施行に始まるとされている。1962年から1970年までは輸入代替産業として政府の優遇措置を受け日系メーカーと現地資本との合弁会社の設立が相次ぎ、ノックダウン方式による組立生産が開始された。

その後、1971年の新自動車政策に基づき国産化部品の使用が段階的に強制され、また完成乗用車の輸入禁止措置がとられたため、1978年には総販売台数に占める現地組立車の比率は8割に達した。続く1979年から1986年にかけては、急激な国産化の進展に伴い部品工業が奨励された。外国からの設備導入や技術移転に伴うコスト増から、車両価格が上昇したため、1985年にタイ投資委員会（The Board of Investment of Thailand : BOI）が国産化政策の一環として、1トントラック用のエンジンの国産化を打ち出し、1987年にBOI認可を受けた日系メーカー3社と欧州メーカー1社及び工業省認可の1社が1989年からエンジン生産を開始した。

1991年に入ると、自動車需要の急拡大を受けて従来の保護色の強い政策から市場開放に方策が転換され、同年7月には完成車や組立部品に対する輸入関税が大幅に引き下げられ、1993年には国産化政策の廃止が決定した（実施は1996年）。これらの変更により、国内の自動車販売台数は大幅に増加した。

しかし、1997年7月に始まったアジア通貨危機の影響で、国内自動車市場は急速に縮小した。パーツ価値が半減したことによる輸入コスト増、付加価値税率の引き上げ（7%→10%）、1トンピックアップトラックに対する奢侈税（5%）導入、56社に及ぶファイナンス会社の営業停止等の措置により、1998年の自動車販売台数は14.4万台に減少した（図表22-3）。

図表 22-3 自動車（乗用車+商用車）の生産台数と国内販売台数の推移



(出所) CEIC、Toyota Motor Thailand Co Ltd より作成

(2) アジア通貨危機以降の自動車産業

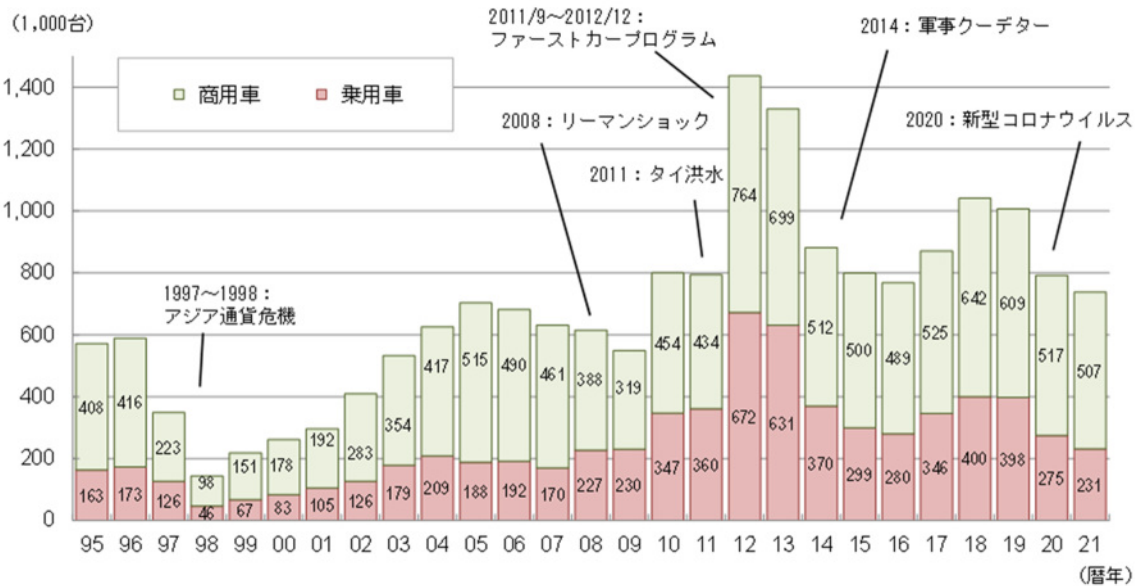
アジア通貨危機後、タイの自動車産業は、オセアニア、ASEAN、中東地域への輸出拠点としての地位を確立した。1995 年からアジア通貨危機が生じた 1997 年では、タイでの生産台数はほぼ国内販売台数並みであったが、1998 年以降、徐々に国内需要（国内販売台数）よりも多く自動車を生産するようになった（図表 22-3）。

最大の輸出先（金額ベース）はオーストラリアであり、オーストラリアにとってもタイは重要な自動車の輸入元であり、日本に次いで 2 番目に輸入額が大きい。このほか、タイの自動車の主な輸出先国は、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム等の ASEAN 諸国やサウジアラビア、UAE 等の中東諸国、日本、米国、英国等の先進国となっている。2021 年は、これらの主要市場で自動車販売が回復したことから、タイの自動車輸出台数は、前年比 3 割増の約 96 万台と、コロナ禍からの V 字回復を示した。

(3) 近年の自動車産業

外需向けが堅調だった一方、この 10 年間の国内自動車市場は、短期間で激しく増減した。2008 年には米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことで世界規模の金融危機が発生し、翌 2009 年にはタイの内需も大幅に落ち込んだ。また、2011 年秋にはバンコクやアユタヤ地方を襲った洪水の影響で、国内製造業のサプライチェーンが寸断され、供給力が低下した。

図表 22-4 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) CEIC、Toyota Motor Thailand Co Ltd より作成

このような中、タイ政府は2011年に自動車購入奨励策（ファーストカープログラム：初めて自動車を購入する者を対象に物品税を還付する制度）を導入し、国内販売台数は2012年には前年比1.8倍となる143万台、2013年には133万台と、2年連続で100万台を大幅に超える販売台数を記録した。しかし、ファーストカープログラムでは、購入から5年は転売ができなかったため、その後の買い替え需要を喚起することが難しく、2016年の販売台数は76万台と、ピーク時に比べてほぼ半減した（図表22-4）。2017年に入ると、ファーストカープログラムの一巡や国内景気が堅調であったことから、販売台数は回復に転じ、2018年には5年ぶりに100万台を上回った（104万台）。

タイでは、2020年1月に新型コロナウイルスの国内感染が確認されて以降、3月下旬には政府が非常事態宣言を発出し、夜間外出禁止や越境移動制限等の厳しい規制措置がとられた。加えて、世界的な市況低迷や、部品調達の停止・遅延等により、自動車メーカーの多くが2020年3月下旬から5月にかけて、工場の一時的停止や減産措置をとった。2020年通年では、国内販売が前年対比約20%減の約79万台と、大きな減少幅となった。2021年の販売台数も、国内経済の悪化により振るわなかった。タイでは、2020年より2021年の方が、新型コロナウイルス感染が拡大し、ピーク期には新規感染者数が2万人を超えた。消費行動が制限されることもあり、結果として販売台数は近年最低の約74万台となった。ただし、2022年に入ってから国内販売に回復が認められる。海外からの入国再開と国内の雇用創出により経済が回復し、自動車販売も増加した。経済活動を促進する政府支援策も奏功し、2022年1～10月の累計販売台数は前年同期比約2割増の約70万台となっている。

タイ国内の自動車販売市場の特徴を種類別でみると、2008年の代替燃料推進策の適応車種への優遇税制や2010年のエコカー税制の導入、2012年の自動車購入奨励策で乗用車の構成比が一時高まったが、2013年をピークに比率は低下傾向にあることが窺える。2013年以降は、構成比はまだ1割弱だが、SUV（スポーツ・ユーティリティ・ビークル）の台数が増加傾向にあり、また1トンピックアップトラックの構成比も上昇している。現地調査でのヒアリングによると、乗用車の生産にはやや余剰がある一方、ピックアップは世界的にも需要が高いとのことであった。

図表 22-5 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の内訳

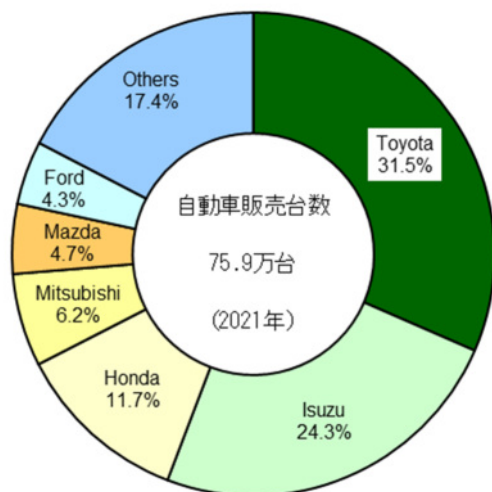
	販売台数(1,000台)									
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全体	1,436.3	1,330.7	881.8	799.6	768.8	871.6	1,041.7	1,007.6	792.1	759.1
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
乗用車	672.5	631.2	369.8	299.3	279.8	346.2	399.7	398.4	274.8	251.8
(構成比)	(46.8%)	(47.4%)	(41.9%)	(37.4%)	(36.4%)	(39.7%)	(38.4%)	(39.5%)	(34.7%)	(33.2%)
商用車	763.9	699.5	512.0	500.3	489.0	525.4	642.1	609.2	517.4	507.3
(構成比)	(53.2%)	(52.6%)	(58.1%)	(62.6%)	(63.6%)	(60.3%)	(61.6%)	(60.5%)	(65.3%)	(66.8%)
1トン・ピックアップトラック	666.1	578.9	420.7	388.6	394.1	424.3	511.7	492.1	396.1	350.5
(構成比)	(46.4%)	(43.5%)	(47.7%)	(48.6%)	(51.3%)	(48.7%)	(49.1%)	(48.8%)	(50.0%)	(46.2%)
SUV	21.8	36.8	41.6	56.8	48.3	53.4	82.0	70.3	68.7	79.9
(構成比)	(1.5%)	(2.8%)	(4.7%)	(7.1%)	(6.3%)	(6.1%)	(7.9%)	(7.0%)	(8.7%)	(10.5%)
その他商用車	76.0	83.7	49.7	54.9	46.6	47.7	48.4	46.8	52.5	76.9
(構成比)	(5.3%)	(6.3%)	(5.6%)	(6.9%)	(6.1%)	(5.5%)	(4.6%)	(4.6%)	(6.6%)	(10.1%)

(出所) CEIC、Toyota Motor Thailand Co Ltd より作成

(4) 日系メーカーの存在感が大きいタイ市場

タイの自動車販売市場における日本の完成車メーカーの存在感は大きい。2021 年の販売シェアをみると、トヨタ自動車 が 31.5% (1 位)、いすゞ自動車 が 24.3% (2 位)、本田技研工業 が 11.7% (3 位)、三菱自動車 が 6.2% (4 位)、マツダ が 4.7% (5 位) と上位 5 社を日本勢が独占している。このほか、日野自動車やスバル等の日本ブランドを合計すると、国内販売台数全体の約 9 割を日本企業が占めている (図表 22-6)。一方、2021 年はフォードや中国上海汽車傘下の MG が徐々に販売を拡大した。このように、非日系メーカーも徐々にシェアを拡大し日系のシェアを奪っており、特に電気自動車 (EV) 等では中国系メーカーの存在感が大きい。2022 年 9 月には、韓国の現代自動車は、タイに生産・販売子会社のヒュンダイ・モビリティ (タイランド) を設立した。同社は、現代自動車の自社販売及び EV の現地組み立てに乗り出す計画とされており、2023 年 4 月には正式稼働する見通しである。

図表 22-6 自動車のメーカー別販売シェア (2021 年)



(出所) CEIC、Toyota Motor Thailand Co Ltd より作成

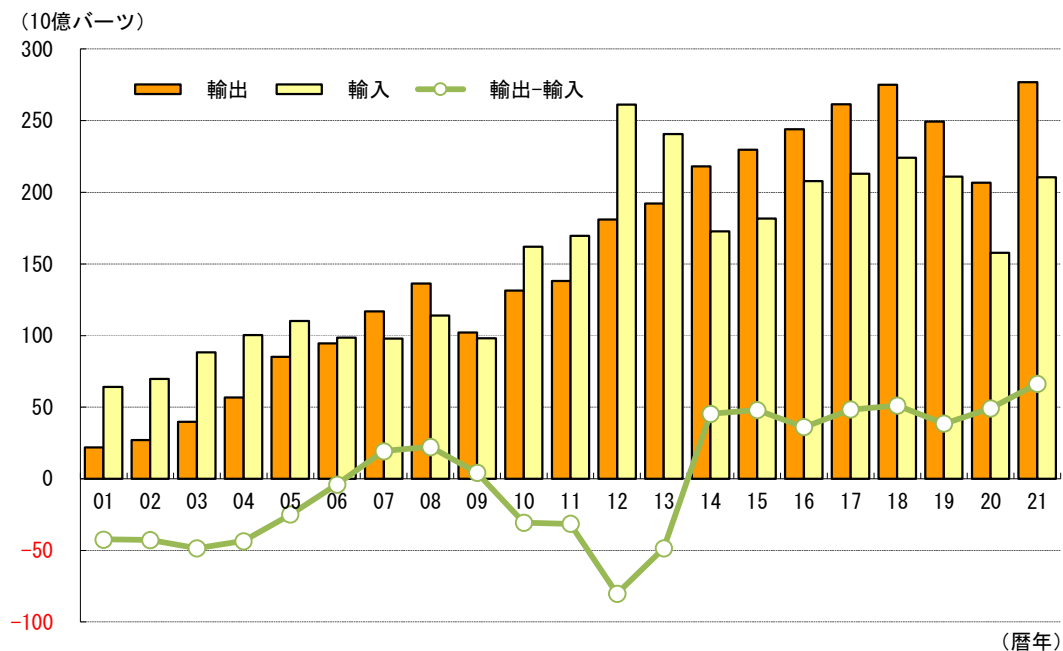
(5) 自動車部品産業の輸出は拡大傾向

自動車生産拠点としてのタイの存在感が高まるに伴い、自動車部品の輸出額も増加基調にある。タイ税関の統計によると、自動車部品 (HS コード : 8708) の輸出額は、リーマンショックの影響を受けた 2009 年に一時前年割れとなったが、以降、2018 年にかけて 9 年連続で増加している。2019 年から 2020 年にかけてはタイパーツ高及び新型コロナウイルスの影響から減少に転じたが、2021 年には外需の回復とパーツ安の影響もあって輸出は再度増加に転じた。輸出の主要な仕向け先は、北中米 (米国等)、ASEAN (インドネシア・ベトナム・マレーシア等)、東アジア (日本・中国等)、南アジア (インド・パキスタン等)、アフリカ (南アフリカ等) 等、多岐にわたる。2021 年の最大の仕向け先は米国 (約 390 億パーツ) で、日本 (約 257 億パーツ)、インドネシア (約 237 億パーツ)、南アフリカ (約 231 億パーツ)、マレーシア (約 207 億パーツ) が続いた。

他輸入額の推移は輸出額のようなトレンドと異なる。2001年から2004年にかけて増加した輸入額は、その後2009年まで1,000億パーツの水準で横ばいとなり、2012年には2,613億パーツへと急増した。急増の主な要因は「ギヤボックス・同部品」(HSコード:870840)の輸入増であり、急増する国内需要に対応したものである。その後、2014年にかけて国内需要の減少に伴い、当該品目の輸入も減少し、2014年以降は自動車部品の貿易収支は8年連続で黒字となっている。

自動車部品の輸入における大きな変化は「日本からの調達依存から、日本以外からの調達の分散が進んでいること」である。2021年の最大の輸入相手国は依然として日本であるが、2001年から2013年までは6割を上回っていた構成比は、2021年は39.9%と低下基調にある。2013年と2021年を比較すると、輸入額全体は約300億パーツ減少しており、中でも日本からの輸入額は約620億パーツ減少している。一方、当該期間での増加額が顕著だった国は、中国(約223億パーツ増)、米国(約116億パーツ増)であった。

図表 22-7 自動車部品の輸出入額の推移



(出所) The Customs Department より作成

(6) 電気自動車の生産拠点の育成

タイの自動車産業で注目されるのが、電気自動車 (Electric Vehicle : EV) の生産拠点としての産業集積に向けた政府や自動車業界の動向であろう。2020年2月、タイ政府は国家電気自動車政策委員会を発足させ、2021年5月、同委員会は、全自動車生産に占めるEVの割合を2030年末までに、総生産台数250万台の30%、75万台とするという「30@30目標」を示した。同委員会では、EV普及の鍵となる充電設備やバッテリーの生産についても計画を策定しており、充電ステーションは、2030年までに12,000カ所設置することを目標にしている(2021年9月時点の充電ステーションはおよそ700カ所)。

タイが「30@30 目標」を実現し、EV 生産の国際的拠点となるためには、中核技術への投資促進や、高額な EV の販売促進等の施策が求められよう。タイ政府は既に、EV 普及に向けた様々な施策を実施している。2020 年 11 月には、タイにおける EV 完成車生産のための投資を対象として、投資額が 50 億バーツ以上の事業については法人税を 8 年間免除、50 億バーツ未満の事業に対しては法人税を 3 年間免除（一定の条件を満たせば延長）する優遇制度が開始された。本優遇制度では、減速機等の基幹部品も対象となった。また、2022 年 2 月には、国家電気自動車政策委員会が提出した EV 産業奨励策が閣議決定された。同奨励策は、補助金、輸入関税率の引き下げ、物品税の軽減の 3 つの柱で成り立っており、2025 年までにタイ国内で規定台数の EV を生産することが条件となっている。

企業側の動きに目を向けると、各自動車メーカーは次々に電動化モデルを投入している。2021 年 10 月末にタイで発売された中国・長城汽車の EV・ORA Good Cat は、先行販売開始から 48 時間以内に 6,000 台を受注する等人気を集めている。バッテリー生産については、2021 年にタイの Energy Absolute とタイ石油公社 (PTT) 傘下の電力大手 Global Power Synergy がバッテリー工場を開設したほか、米国の EVLOMO もバッテリー工場の建設計画を発表している。

上記で示したとおり、タイで EV 化が本格的に推進されている一方、2022 年 11 月の現地調査では、極端な EV 普及による雇用機会の喪失等の自動車業界への影響の懸念や、段階的な EV 普及の必要性に関する意見も多くの日系企業から聞かれた。現地調査にて関係機関に確認したところ、当面は内燃機関向けの恩典も従来通り残る見込みとのことであるが、いずれにせよ、タイの EV 普及に向けた政策動向には今後も注視が必要と思われる。

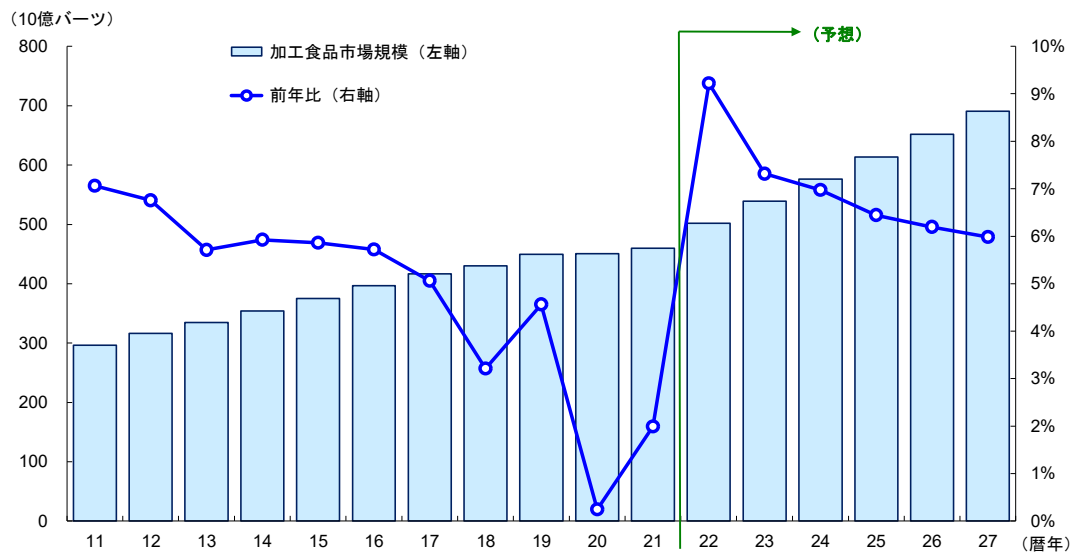
3. 食品

(1) 食品加工業の市場規模とその推移

2021 年のタイの加工食品市場規模は 4,597 億バーツ（約 144 億ドル Euromonitor 調べ）である（図表 22-8）。ASEAN 諸国の中ではインドネシア（約 362 億ドル）、フィリピン（約 162 億ドル）、ベトナム（約 152 億ドル）に次ぐ規模である。

2011 年からの 10 年間、タイの加工食品市場の成長率は年率 4.5% 増と名目 GDP 成長率（3.6% 増）を上回るペースで伸びている（図表 22-8）。しかしながら、1 人あたりの加工食品の売上高（現地通貨建て）は 2008 年から 2018 年の間で約 1.8 倍に増えているが、2019 年から 2021 年にかけては伸び率が鈍化している。市場成長率は今後も高い伸びが期待される。Euromonitor が予想する 2021 年から 2027 年にかけての成長率は年率 6.0~7.0% 増と予測されている。

図表 22-8 加工食品の市場規模と成長率



(出所) Euromonitor より作成

(2) カテゴリー別にみたタイの加工食品市場の変化

Euromonitor 社の加工食品市場の分類では、2011年から2021年の構成比の変化として、「レディーミール」、「菓子パン」、「加工肉・シーフード」が増加している。タイでは伝統的に屋台等で食事する外食文化が中心であり、内食は経済的・時間的に余裕のある層が中心である。COVID-19パンデミックの影響により屋台がクローズしたことで内食の必要性が出てきたものの、元々家庭で調理をする習慣がないため、手間をかけずに食べることができるレディーミールの需要が増加したとの声が現地調査において聞かれた。

なお、食品、消費財、医療等 51 品目・サービスについて商務省による価格統制が行われており、食品では乳製品、食用油、インスタントラーメン等がその対象となっている。特にインスタントラーメンの価格は低所得層に配慮して厳しく管理されており、価格改定が許可制となっている。2022年8月には、14年ぶりにインスタントラーメンの値上げが許可された。1袋6パーツであったものが7パーツへの値上げが認められている。背景には、原油価格や小麦価格の上昇によるコスト増があるようだ。

図表 22-9 加工食品の売上高と構成比（2011 年→2021 年）

分類	金額（100万パーツ）			構成比		
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分
加工食品	296,378	459,704	4.5%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	59,287	109,437	6.3%	20.0%	23.8%	3.8%
食用油	17,987	34,314	6.7%	6.1%	7.5%	1.4% ↑
パームオイル	12,479	23,163	6.4%	4.2%	5.0%	0.8% ↑
大豆油	4,127	8,373	7.3%	1.4%	1.8%	0.4%
レディー・ミール	8,463	21,519	9.8%	2.9%	4.7%	1.8% ↑
冷蔵レディミール	1,966	4,640	9.0%	0.7%	1.0%	0.3%
冷凍レディミール	4,985	14,382	11.2%	1.7%	3.1%	1.4% ↑
ソース・ドレッシング・香辛料	30,565	50,549	5.2%	10.3%	11.0%	0.7% ↑
調味料	13,046	19,962	4.3%	4.4%	4.3%	-0.1%
テーブルソース	15,825	27,956	5.9%	5.3%	6.1%	0.7% ↑
スープ	324	353	0.8%	0.1%	0.1%	-0.0%
スプレッド	1,947	2,703	3.3%	0.7%	0.6%	-0.1%
乳製品等	95,886	119,833	2.3%	32.4%	26.1%	-6.3% ↓
ベビーフード	25,375	27,317	0.7%	8.6%	5.9%	-2.6% ↓
粉ミルク	24,811	26,554	0.7%	8.4%	5.8%	-2.6% ↓
乳製品	57,257	75,672	2.8%	19.3%	16.5%	-2.9% ↓
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	20,715	27,754	3.0%	7.0%	6.0%	-1.0% ↓
ヨーグルト・乳製品	19,367	25,764	2.9%	6.5%	5.6%	-0.9% ↓
その他乳製品（コンデンスミルク等）	14,318	17,768	2.2%	4.8%	3.9%	-1.0% ↓
植物性乳製品	13,254	16,844	2.4%	4.5%	3.7%	-0.8% ↓
菓子等	61,929	92,270	4.1%	20.9%	20.1%	-0.8% ↓
チョコレート菓子・ガム類	17,167	23,668	3.3%	5.8%	5.1%	-0.6% ↓
チョコレート菓子	4,124	6,856	5.2%	1.4%	1.5%	0.1%
キャンディ等	9,519	13,875	3.8%	3.2%	3.0%	-0.2%
アイスクリーム・冷凍デザート	8,922	11,895	2.9%	3.0%	2.6%	-0.4%
アイスクリーム	8,922	11,895	2.9%	3.0%	2.6%	-0.4%
ナッツ・クラッカー類	26,491	41,827	4.7%	8.9%	9.1%	0.2% ↑
ソルティ・スナック	15,650	23,699	4.2%	5.3%	5.2%	-0.1%
その他	3,841	7,332	6.7%	1.3%	1.6%	0.3% ↑
ビスケット菓子類	9,349	14,881	4.8%	3.2%	3.2%	0.1%
ビスケット	8,631	13,485	4.6%	2.9%	2.9%	0.0%
主食	79,277	138,164	5.7%	26.7%	30.1%	3.3% ↑
パン類	19,686	37,921	6.8%	6.6%	8.2%	1.6% ↑
パン	8,421	14,418	5.5%	2.8%	3.1%	0.3%
ケーキ	4,619	8,221	5.9%	1.6%	1.8%	0.2%
菓子パン	6,596	15,207	8.7%	2.2%	3.3%	1.1% ↑
朝食用シリアル	1,447	2,348	5.0%	0.5%	0.5%	0.0%
加工果物・野菜	1,724	2,362	3.2%	0.6%	0.5%	-0.1%
加工肉・シーフード	12,204	25,769	7.8%	4.1%	5.6%	1.5% ↑
加工肉	4,752	11,239	9.0%	1.6%	2.4%	0.8% ↑
加工シーフード	7,106	13,483	6.6%	2.4%	2.9%	0.5% ↑
米・パスタ・麺類	44,215	69,765	4.7%	14.9%	15.2%	0.3%
麺	14,873	20,673	3.3%	5.0%	4.5%	-0.5% ↓
インスタント麺	12,597	17,525	3.4%	4.3%	3.8%	-0.4%
カップタイプ	2,290	5,034	8.2%	0.8%	1.1%	0.3%
袋タイプ	10,307	12,491	1.9%	3.5%	2.7%	-0.8% ↓
米	29,000	48,482	5.3%	9.8%	10.5%	0.8% ↑

(注) シャドーされていない分類は「主な内数」のため、合計しても上位階層の合計になるとは限らない
 (出所) Euromonitor より作成

(3) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2021 年から 2027 年までの 6 年間の加工食品市場の成長率は年率 7.0%増と予想されている。

構成比の変化をみると、「食用油」(+0.7%)、「レディー・ミール」(+0.9%)、「パン類」(+0.7%)等が上昇し、「ソース・ドレッシング・香辛料」(▲0.5%)、「乳製品等」(▲1.3%)、「菓子等」(▲0.8%) が低下すると見込まれている (図表 22-10)。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2021 年→2027 年）

分類	金額（100万パーツ）			構成比		
	2021	2027	年率成長率	2021	2027	差分
加工食品	459,704	690,598	7.0%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	109,437	171,015	7.7%	23.8%	24.8%	1.0%
食用油	34,314	56,187	8.6%	7.5%	8.1%	0.7% ↑
パームオイル	23,163	36,541	7.9%	5.0%	5.3%	0.3%
大豆油	8,373	14,919	10.1%	1.8%	2.2%	0.3%
レディー・ミール	21,519	38,551	10.2%	4.7%	5.6%	0.9% ↑
冷蔵レディミール	4,640	8,726	11.1%	1.0%	1.3%	0.3%
冷凍レディミール	14,382	25,255	9.8%	3.1%	3.7%	0.5% ↑
ソース・ドレッシング・香辛料	50,549	72,150	6.1%	11.0%	10.4%	-0.5% ↓
調味料	19,962	27,666	5.6%	4.3%	4.0%	-0.3%
テーブルソース	27,956	40,972	6.6%	6.1%	5.9%	-0.1%
スープ	353	459	4.5%	0.1%	0.1%	-0.0%
スブレッド	2,703	3,668	5.2%	0.6%	0.5%	-0.1%
乳製品等	119,833	171,283	6.1%	26.1%	24.8%	-1.3% ↓
ベビーフード	27,317	37,690	5.5%	5.9%	5.5%	-0.5% ↓
粉ミルク	26,554	36,504	5.4%	5.8%	5.3%	-0.5% ↓
乳製品	75,672	109,960	6.4%	16.5%	15.9%	-0.5% ↓
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	27,754	41,470	6.9%	6.0%	6.0%	-0.0%
ヨーグルト・乳製品	25,764	37,531	6.5%	5.6%	5.4%	-0.2%
その他乳製品（コンデンスミルク等）	16,844	23,634	5.8%	3.7%	3.4%	-0.2%
菓子等	92,270	133,094	6.3%	20.1%	19.3%	-0.8% ↓
チョコレート菓子・ガム類	23,668	32,790	5.6%	5.1%	4.7%	-0.4%
チョコレート菓子	6,856	10,084	6.6%	1.5%	1.5%	-0.0%
キャンディ等	13,875	19,199	5.6%	3.0%	2.8%	-0.2%
アイスクリーム・冷凍デザート	11,895	17,779	6.9%	2.6%	2.6%	-0.0%
アイスクリーム	11,895	17,779	6.9%	2.6%	2.6%	-0.0%
ナッツ・クラッカー類	41,827	61,956	6.8%	9.1%	9.0%	-0.1%
ソルティアー・スナック	23,699	32,271	5.3%	5.2%	4.7%	-0.5% ↓
その他	7,332	11,934	8.5%	1.6%	1.7%	0.1%
ビスケット菓子類	14,881	20,569	5.5%	3.2%	3.0%	-0.3%
ビスケット	13,485	18,506	5.4%	2.9%	2.7%	-0.3%
主食	138,164	215,206	7.7%	30.1%	31.2%	1.1% ↑
パン類	37,921	61,710	8.5%	8.2%	8.9%	0.7% ↑
パン	14,418	22,819	8.0%	3.1%	3.3%	0.2%
ケーキ	8,221	13,931	9.2%	1.8%	2.0%	0.2%
菓子パン	15,207	24,856	8.5%	3.3%	3.6%	0.3%
朝食用シリアル	2,348	3,652	7.6%	0.5%	0.5%	0.0%
加工果物・野菜	2,362	3,389	6.2%	0.5%	0.5%	-0.0%
加工肉・シーフード	25,769	41,146	8.1%	5.6%	6.0%	0.4%
加工肉	11,239	19,930	10.0%	2.4%	2.9%	0.4%
加工シーフード	13,483	19,246	6.1%	2.9%	2.8%	-0.1%
米・パスタ・麺類	69,765	105,309	7.1%	15.2%	15.2%	0.1%
麺	20,673	29,165	5.9%	4.5%	4.2%	-0.3%
インスタント麺	17,525	24,743	5.9%	3.8%	3.6%	-0.2%
カップタイプ	5,034	7,282	6.3%	1.1%	1.1%	-0.0%
袋タイプ	12,491	17,461	5.7%	2.7%	2.5%	-0.2%
米	48,482	75,240	7.6%	10.5%	10.9%	0.3%

（注） シャドーされていない分類は「主な内数」のため、合計しても上位階層の合計になるとは限らない
 （出所） Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

なお、タイでは BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済を重点投資誘致分野としているが、バイオ（食品・農業）の分野として、スマートファーミング、植物工場、貴重な製品の農業・養殖、健康食品・高付加価値なバイオ成分（栄養補助食品、有効成分、プロバイオティクス（健康に良い善玉菌）、プレバイオティクス（善玉菌の働きを助ける成分等）、代替タンパク質（植物・昆虫・細胞由来）等のビジネス機会の創出を目指している。

BOI によれば、タイへの高度な技術が持ち込まれば、投資優遇措置もより充実するようである²²。

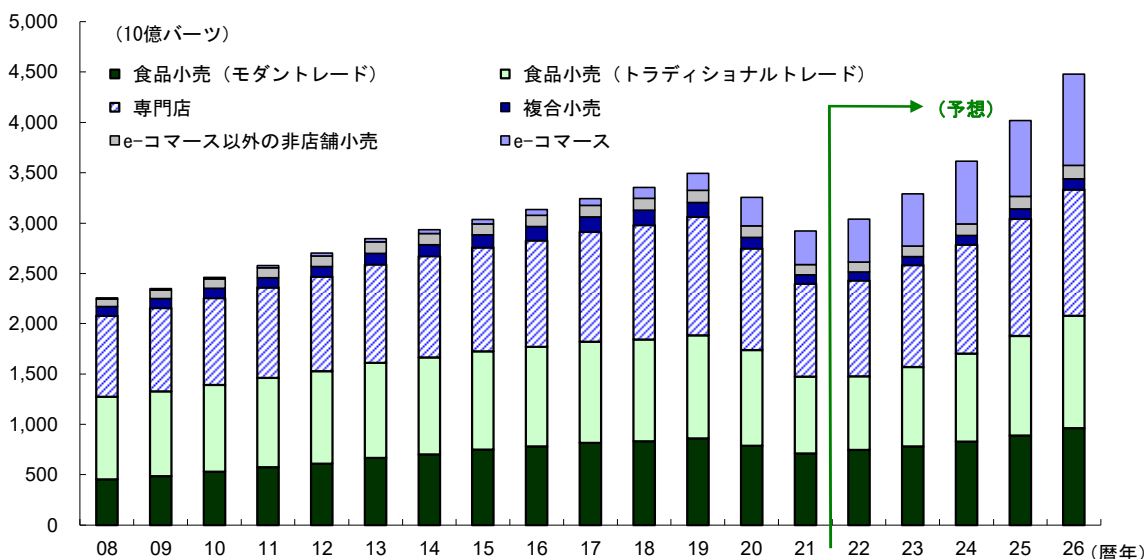
4. 小売

(1) 市場概況

タイの 2021 年の小売市場は 2.9 兆バーツ（Euromonitor 調べ）である。COVID-19 パンデミックの影響もあり、2020 年から小売市場は落ち込んでいるものの、2022 年から回復が見込まれている。一方で、2020 年からは COVID-19 パンデミックの影響もあり、e-コマースの割合が上昇しており、2022 年以降も大きく伸びる予測となっている。

業態の構成比の変化をみると、e-コマースは 2011 年時点では小売市場の 0.8% を占めていたに過ぎなかったが、2021 年には 11.5% と大幅に増加している。

図表 22-11 小売販売額の推移



モダントレード：コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の近代的な小売業態

トラディショナルトレード：市場や個人食料雑貨店等の伝統的な小売業態

(注) Luxury Retailing 及び Off-Price Retailing はデータが一部の年しかないため除外している。

(出所) Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

²² ジェトロ「タイの BCG 経済モデル、スマートファームやバイオ技術に商機」(2021.6)

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/81285571d8e6c862.html>

図表 22-12 業態別販売額構成比（2011年→2021年）

分類	金額（10億パーツ）			構成比		
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分
小売売上高	2,578	2,922	1.3%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	2,455	2,485	0.1%	95.2%	85.1%	-10.2% ↓
食品小売店	1,462	1,473	0.1%	56.7%	50.4%	-6.3% ↓
モダントレード	573	712	2.2%	22.2%	24.4%	2.1% ↑
(内、コンビニエンスストア)	212	339	4.8%	8.2%	11.6%	3.4% ↑
(内、ガソリンスタンド付属店舗)	43	55	2.4%	1.7%	1.9%	0.2%
(内、ハイパーマーケット)	193	130	-3.9%	7.5%	4.5%	-3.0% ↓
(内、スーパーマーケット)	125	188	4.2%	4.8%	6.4%	1.6% ↑
トラディショナルトレード	889	760	-1.5%	34.5%	26.0%	-8.4% ↓
非食品専門店	896	923	0.3%	34.7%	31.6%	-3.2%
アパレル・靴専門店	58	46	-2.2%	2.2%	1.6%	-0.7%
電化製品専門店	251	239	-0.5%	9.7%	8.2%	-1.6% ↓
健康・美容関連製品専門店	117	122	0.4%	4.5%	4.2%	-0.4%
(内、美容専門小売店)	28	22	-2.2%	1.1%	0.8%	-0.3%
(内、調剤薬局)	32	31	-0.4%	1.3%	1.1%	-0.2%
(内、ドラッグストア)	51	61	2.0%	2.0%	2.1%	0.1%
日用品、家具、園芸専門店	150	199	2.9%	5.8%	6.8%	1.0% ↑
レジャー、スポーツ用品専門店	199	178	-1.1%	7.7%	6.1%	-1.6% ↓
(内、靴)	17	20	1.3%	0.7%	0.7%	0.0%
(内、時計・宝飾品)	95	78	-1.9%	3.7%	2.7%	-1.0%
(内、メディア製品)	31	15	-7.0%	1.2%	0.5%	-0.7%
(内、ペットショップ)	7	12	5.6%	0.3%	0.4%	0.1%
(内、文具・オフィスサプライ)	22	28	2.5%	0.8%	1.0%	0.1%
(内、玩具・ゲーム)	6	6	-0.8%	0.3%	0.2%	-0.0%
その他非食品専門店	121	139	1.4%	4.7%	4.8%	0.1% ↓
百貨店等	97	90	-0.8%	3.8%	3.1%	-0.7%
(内、デパート)	94	87	-0.8%	3.7%	3.0%	-0.7%
非店舗型小売	123	437	13.5%	4.8%	14.9%	10.2% ↑
訪問販売	88	79	-1.0%	3.4%	2.7%	-0.7%
通販（除くe-コマース）	8	15	6.2%	0.3%	0.5%	0.2%
e-コマース	22	335	31.5%	0.8%	11.5%	10.6% ↑
(内、アパレル・靴)	2	43	39.4%	0.1%	1.5%	1.4% ↑
(内、美容・パーソナルケア)	0	25	95.7%	0.0%	0.9%	0.8%
(内、白物家電)	3	4	3.2%	0.1%	0.1%	0.0%
(内、黒物家電)	7	18	9.6%	0.3%	0.6%	0.3%
(内、コンシューマーヘルス)	1	6	17.9%	0.0%	0.2%	0.2%
(内、食品・飲料)	2	16	21.4%	0.1%	0.5%	0.4%
(内、ホームケア)	0	5	30.1%	0.0%	0.2%	0.2%
(内、修繕・ガーデニング)	0	3	21.5%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、家具・食器)	1	3	16.7%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、メディア製品)	3	34	29.6%	0.1%	1.2%	1.1% ↑
(内、眼鏡・アクセサリー)	1	4	17.5%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、ペットケア)	0	3	28.3%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、玩具・ゲーム)	0	1	26.3%	0.0%	0.0%	0.0%
(内、ビデオゲーム)	0	0	-7.0%	0.0%	0.0%	-0.0%
(内、その他)	1	170	64.2%	0.0%	5.8%	5.8% ↑
自動販売機	6	7	2.8%	0.2%	0.3%	0.0%

（出所）Euromonitor より作成

タイの e-コマースサイトは、シンガポール Sea グループのショッピング、アリババグループのラザダが圧倒的な利用者数を誇っており、その他の事業者としてはタイの地場財閥セントラルグループと中国企業の合弁事業である JD Central 等が挙げられる。e-コマースのうち、商品内訳ではアパレル、メディア製品の売上高構成比が上昇している。アパレルについては 2016 年を境に大きく成長している。なお、利用者数が最大であるショッピングが急成長を遂げた要因として、購入者が商品を受け取るまで販売者への支払いを保留する「Shopee Guarantee」という機能があることが挙げられると言われているようだ。

スーパーマーケットについては、セントラルグループの TOPS がバンコク中心部（中心部は富裕層が多い）で欧米の輸入品を扱っており、高級路線となっている。地場財閥 CP グループのロータスは中間層向け（郊外に出るほど中間層が多くなる）となっている。日系企業ではイオングループや、富士シティオと地場企業の合弁によるフジスーパーが進出している。

コンビニエンスストアはセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等が進出している。セブンイレブンはタイでは CP グループの傘下であり、タイのコンビニエンスストアとしては最も店舗数が多く、2021 年時点で店舗数は 1 万 2 千店を超えている。地場企業によるコンビニではタイの大手財閥 TCC グループのミニ・ビッグ C もあるが、COVID-19 の影響で消費者の購買力に低下が見られるものの、引き続き店舗を増設する、という報道がなされている。ドラッグストアについては、日系のツルハドラッグやマツモトキヨシ等が進出している。マツモトキヨシは現地流通大手のセントラル・グループの中核会社であるセントラル・フード・リテールと組んで合弁会社を設立して 2015 年に進出した。外資では、中国系のワトソンズや英国系の Boots 等も進出している。

現地調査では、日本に旅行したタイの人が増えており、そこで見た日本の商品を買いたがる傾向があるという声が聞かれた。質が良ければ高い価格でも購入する傾向があるようである。しかしながら、輸入品の仕入れに関して、規制で明文化されていない部分が多く、税関の職員の裁量が大きくなることから、見解の相違等が発生することが多いということであった。

また、決済方法については現金による支払いもまだ多いが、COVID-19 パンデミックでの個人消費刺激策「コン・ラ・クル」が実施され、クレジットカードで支払うと政府が一定の支払額を補填するという政策が導入され、現地では当該施策によりキャッシュレス化が進んでいるとの声も聞かれた。

(2) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2021 年から 2026 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 8.9% 増と予想されている（図表 22-13）。店舗型の小売は全体的に構成比が減少し、e-コマースの構成比が上昇する予測となっている。

e コマースの内訳では、ホームケア、ペットケア、修繕・ガーデニングを除いて、全体の成長率 8.9% よりも高い成長率が予測されている。特にアパレル・靴と美容・パーソナルケアの成長率が高いと予想されており、2026 年までの成長率が 18% を超えている。一方、スーパーマーケットや百貨店の成長率はそれぞれ 4.2%、3.6% と、小売り全体の成長率と比較しても低い成長率の見込みとなっている。

図表 22-13 業態別販売構成比（2021 年→2026 年）

分類	金額（10億パーツ）			構成比		
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分
小売売上高	2,922	4,480	8.9%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	2,485	3,439	6.7%	85.1%	76.8%	-8.3% ↓
食品小売店	1,473	2,078	7.1%	50.4%	46.4%	-4.0% ↓
モダントレード	712	961	6.2%	24.4%	21.5%	-2.9% ↓
（内、コンビニエンスストア）	339	438	5.3%	11.6%	9.8%	-1.8% ↓
（内、ガソリンスタンド付属店舗）	55	78	7.3%	1.9%	1.7%	-0.1%
（内、ハイパーマーケット）	130	214	10.4%	4.5%	4.8%	0.3%
（内、スーパーマーケット）	188	231	4.2%	6.4%	5.2%	-1.3% ↓
トラディショナルトレード	760	1,117	8.0%	26.0%	24.9%	-1.1% ↓
非食品専門店	923	1,254	6.3%	31.6%	28.0%	-3.6% ↓
アパレル・靴専門店	46	65	7.0%	1.6%	1.4%	-0.1%
電化製品専門店	239	334	6.9%	8.2%	7.4%	-0.7%
健康・美容関連製品専門店	122	173	7.2%	4.2%	3.9%	-0.3%
（内、美容専門小売店）	22	33	8.7%	0.8%	0.7%	-0.0%
（内、調剤薬局）	31	43	7.0%	1.1%	1.0%	-0.1%
（内、ドラッグストア）	61	84	6.5%	2.1%	1.9%	-0.2%
日用品、家具、園芸専門店	199	253	4.9%	6.8%	5.7%	-1.2% ↓
レジャー、スポーツ用品専門店	178	255	7.4%	6.1%	5.7%	-0.4%
（内、靴）	20	27	6.7%	0.7%	0.6%	-0.1%
（内、時計・宝飾品）	78	116	8.3%	2.7%	2.6%	-0.1%
（内、メディア製品）	15	19	5.1%	0.5%	0.4%	-0.1%
（内、ペットショップ）	12	18	8.0%	0.4%	0.4%	-0.0%
（内、文具・オフィスサプライ）	28	35	4.6%	1.0%	0.8%	-0.2%
（内、玩具・ゲーム）	6	8	5.4%	0.2%	0.2%	-0.0%
その他非食品専門店	139	174	4.7%	4.8%	3.9%	-0.9%
百貨店等	90	107	3.6%	3.1%	2.4%	-0.7%
（内、デパート）	87	102	3.3%	3.0%	2.3%	-0.7%
非店舗型小売	437	1,042	19.0%	14.9%	23.2%	8.3% ↑
訪問販売	79	103	5.4%	2.7%	2.3%	-0.4%
通販（除くe-コマース）	15	21	7.4%	0.5%	0.5%	-0.0%
e-コマース	335	907	22.1%	11.5%	20.2%	8.8% ↑
（内、アパレル・靴）	43	101	18.3%	1.5%	2.2%	0.8%
（内、美容・パーソナルケア）	25	58	18.7%	0.9%	1.3%	0.5%
（内、白物家電）	4	7	12.8%	0.1%	0.2%	0.0%
（内、黒物家電）	18	31	11.4%	0.6%	0.7%	0.1%
（内、コンシューマーヘルス）	6	11	12.4%	0.2%	0.2%	0.0%
（内、食品・飲料）	16	32	15.1%	0.5%	0.7%	0.2%
（内、ホームケア）	5	7	8.4%	0.2%	0.2%	-0.0%
（内、修繕・ガーデニング）	3	4	7.2%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、家具・食器）	3	5	10.0%	0.1%	0.1%	0.0%
（内、メディア製品）	34	68	14.9%	1.2%	1.5%	0.4%
（内、眼鏡・アクセサリ）	4	9	16.7%	0.1%	0.2%	0.1%
（内、ペットケア）	3	4	7.2%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、玩具・ゲーム）	1	2	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、ビデオゲーム）	0	0	11.3%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、その他）	170	567	27.3%	5.8%	12.7%	6.8% ↑
自動販売機	7	10	6.3%	0.3%	0.2%	-0.0%

（出所）Euromonitor より作成

ひとくちメモ 15： タイの美食

バンコクには屋台から高級レストランまで様々な飲食店が存在するが、世界的にも名声を得ているレストランが複数存在する。Pellegrino & Acqua Panna が主催する「アジアのベストレストラン 50」で2015年より4年連続で一位を獲得してきた“Gaggan”（2019年閉店）のインド人シェフ、ガガン・アナンドはネットフリックスのドキュメンタリーシリーズ「シェフのテーブル」にも登場する等、世界的に有名である。

2022年の「アジアのベストレストラン 50」ではバンコクから“BKK Social Club”、“Tropic City”、“Vesper”、“Asia Today”、“The Bamboo Bar”の5つのレストランがランクインしている。

ひとくちメモ 16： 右肩上がりに増える日本食レストラン

数万人規模の日本人が住んでいるタイでは、日本食の飲食店は多い。ジェトロによる「2022年度タイ国日本食レストラン調査」によれば、2022年の日本食レストランの店舗数は、5,325店舗と前年（4,370店舗）から21.9%増加し、5,000店舗を突破している。バンコク、バンコク近郊5県、その他の地方、いずれも前年から増加しているが、特にその他の地方やバンコク近郊5県の伸び率が大きく、それぞれ前年比28.5%増、25.2%増だった。

日本食レストランの軒数が増えるとともに、高級店から大衆店まで価格帯も広がっている。2022年の営業確認店舗の客単価別では、バンコク・地方ともに101～250パーツの店舗が最も多く、続いて251～500パーツの店舗となっている。バンコクでは501～1,000パーツの店舗も多い。

ジェトロの同調査では、「タイでは30年以上前から日本食が提供されており、若い世代は子供の頃から日本食に慣れ親しんでいる人が多い。今後は特に地方において、より広く日本食レストランが浸透すると共に、価格帯の多様化により、より多くの方に多様な形で日本食を提供することができるようになると期待される」、というような関係者のコメントも紹介されている。

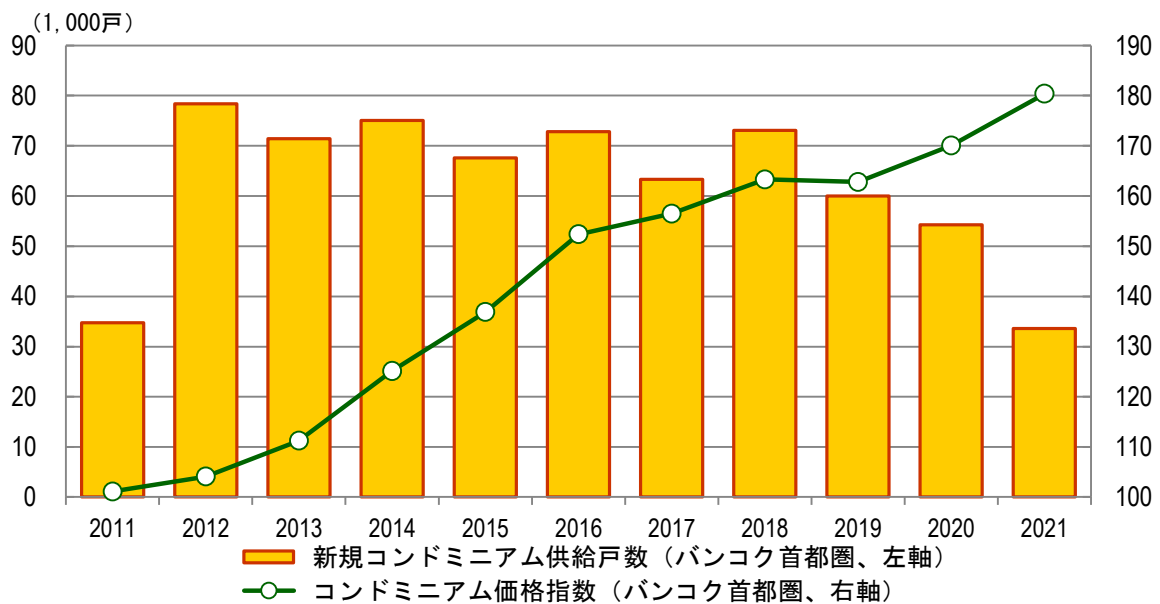
5. 不動産

タイ中央銀行の統計によると、2021 年のバンコク首都圏で供給された新規コンドミニウム（マンション）は 33,593 戸であった。2012 年以降、7 年連続で 6 万戸以上の供給が続いていたが、2019 年以降は、コロナ禍の影響もあって減少傾向にある（図表 22-14）。バンコクの住宅用不動産価格は、リーマンショック後の 2009 年から総じて上昇を続けており、特に都心型ライフスタイルに合ったコンドミニウムの価格上昇は著しい。2020 年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大により景気が低迷し、外国人バイヤーが帰国する等もあって不動産取引は減少したが、新規プロジェクトの延期によって供給量も同時に減少したことから価格水準は総じて上昇を続けている。

タイ中央銀行は旺盛な不動産需要と増加する家計債務のリスクを抑えるため、2019 年 4 月、住宅ローン規制を強化した。規制は住宅価格や購入軒数によって異なるが、例えば 1,000 万バーツ以上の価格の住宅で 1 軒目の場合では、住宅価格の 20%相当の頭金が必要となる。短期的には住宅ローン規制はバンコク首都圏の不動産需要を減少させたと思われるが、中期的にみれば、①鉄道の延伸に伴う都市の広範囲化、②先進国に比べてまだ低い都市化率の今後の上昇余地、③アジアの主要都市と比べた割安感等、不動産市場の成長ポテンシャルは高いと考えられる。

このような中、タイに進出している日系不動産企業は多い。三菱地所、三井不動産、阪急不動産、野村不動産、東急不動産、大和ハウス工業、東京建物に加え、伊藤忠商事、JR 九州等もタイの不動産開発で事業を行っている。タイでは外国人事業法に基づき、不動産事業では外国企業はタイ企業との合弁会社を設立する必要がある。外国企業の出資比率の上限は 49%である。また、土地法では、外国人の土地保有を禁じている。ただし、コンドミニウムの場合は、延べ床面積の 49%まで外国人が購入できる。

図表 22-14 バンコク首都圏の新規コンドミニウム供給数と販売価格上昇率の推移



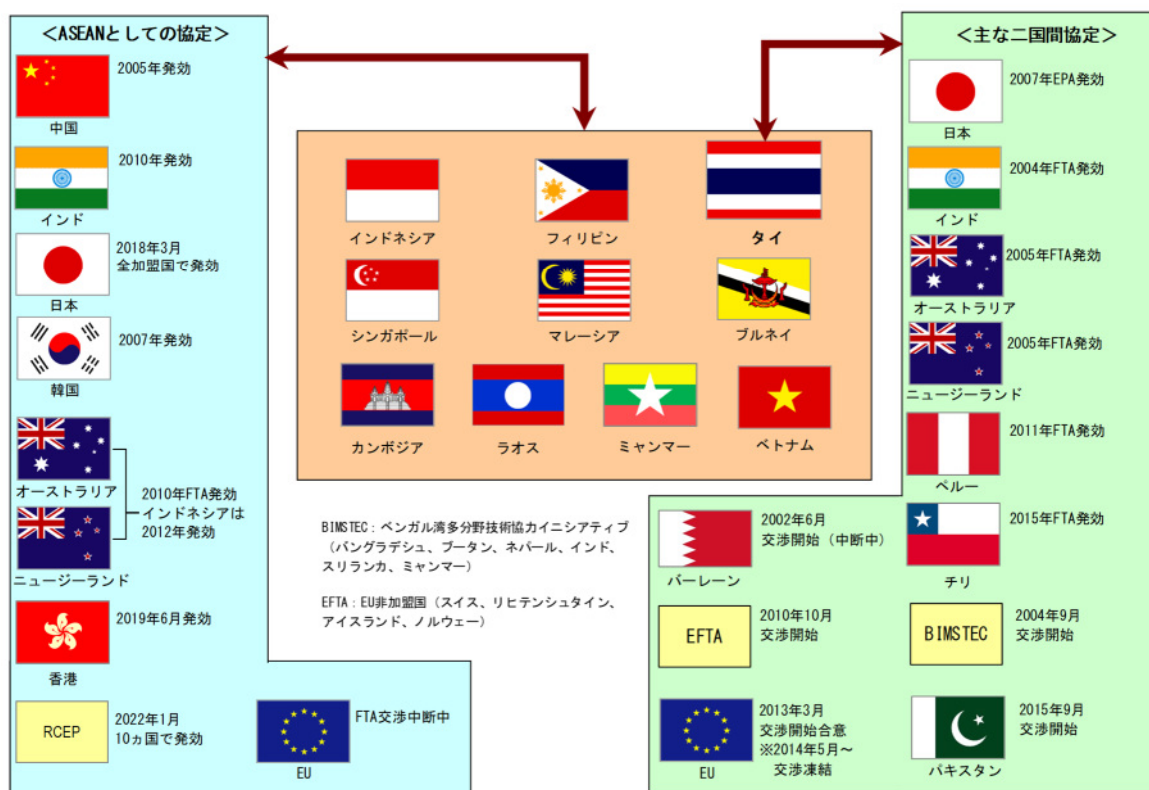
(出所) Bank of Thailand、Real Estate Information Center より作成

6. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-15 から 22-17 にかけて、タイの各国との自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）や経済連携協定（Economic Partnership Agreement : EPA）の交渉・発効についての進捗状況をまとめた。タイの FTA・EPA の特徴としては、ASEAN を通じた協定締結よりも先行して、特定の相手国に基づく二国間協定を締結していることが挙げられる。具体的には、日本との二国間協定は 2007 年 11 月に発効しており、日本・ASEAN 包括的経済連携協定が発効された 2008 年 12 月よりも早い。同様にインド（二国間協定発効：2004 年 9 月）、豪州（同：2005 年 7 月）、ニュージーランド（同：2005 年 7 月）についても、二国間協定締結が ASEAN との枠組み（2010 年に発効）に対して 5 年ほど先行している。

日本貿易振興機構（JETRO）の「世界の FTA データベース」（2022 年 11 月現在）によると、日本、インド、豪州、ニュージーランド以外で既にタイとの二国間協定が発効している国は、ペルー（2011 年 12 月発効）とチリ（2015 年 11 月発効）があり、ASEAN としての枠組みでは中国（2005 年 7 月発効）、インド（2010 年発効）、韓国（2007 年 6 月発効）、香港（2019 年 6 月）との間で協定が発効している。（図表 22-15）。

図表 22-15 タイの二国間、多国間経済・貿易協定の概要



(出所) JETRO「世界の FTA データベース」等より作成

また、2010 年 1 月には ASEAN 域内での物品貿易協定 (ATIGA) も発効している。このように積極的に FTA、EPA を進めた結果、タイの輸出入ともに総額の 6 割以上が自由貿易協定を締結済の国からとなっている。

しかし、米国や欧州（EU）との FTA 交渉は進展していない。2018 年では中国に次ぐ第 2 位の輸出先国である米国とは、自由貿易協定の交渉は議題にも挙がっていない。ただし、これはタイから米国への輸出品の多くがゼロ関税、または開発途上国からの輸入に係る関税を原則免除する特惠国関税（Generalized System of Preferences : GSP）を享受しているためである。2017 年に GSP を活用した輸出品目数は約 3,400 品目で、タイの米国向け輸出額の約 15% を占めている。2018 年 11 月にはオフセット印刷機、洗濯機、カメラの三脚等 11 品目が GSP の適用から除外されたが、11 品目合計の対米輸出額は 5,000 万ドル未満と、輸出全体への影響は小さい。

EU とは、ASEAN を通じた枠組みにおける交渉を中断している。EU との二国間の枠組みについては 2013 年 3 月に交渉開始に合意したものの、2014 年 5 月のタイの軍事クーデターにより、欧州委員会はタイとの交渉を凍結している。しかし、その後タイの軍事政権が民政復帰のための総選挙に向けて動き始めたことから、2017 年 12 年に、欧州理事会は外交関係を段階的に正常化させる方針を発表した（<https://www.consilium.europa.eu/media/32026/st15583en17.pdf>）。

2019 年 6 月より、香港と ASEAN との FTA が順次発効し、2021 年 2 月に香港とカンボジアとの協定が発効することで、香港と ASEAN 間の FTA が全面発行となった。また、2022 年 1 月には、日本を含む 15 カ国が参加する「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が 10 カ国で発効した。また、昨今の世界情勢を踏まえ、EU との交渉再開に向けた議論も進められている。また、日本を含む 11 カ国による環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）については、政府内で議論が残るものの参加が検討されている。

RCEP について、日系企業にとっては、原産地の累積条項というメリットの活用が今後期待されるものの、依然より日タイ経済連携協定（JTEPA）が存在することから、あまり大きな変化は生じていない模様である。なお、JTEPA については、2021 年 12 月に品目別規則で適用される HS コードを 2017 年版に変更するという改正が行われたが、今のところ日系企業における実務的影響は聞かれない。

図表 22-16 タイの交渉中の FTA・EPA の詳細

枠組	加盟国・地域	名称	交渉開始年月	経緯
タイ	バングラデシュ、ブータン、ネパール、インド、スリランカ、ミャンマー	ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ (BIMSTEC)	2004/9	1997/6 : バングラデシュ、スリランカ、タイ経済協力として設立 1997年 : ミャンマー加盟 2003年 : ブータン、ネパール加盟 2004/2 : FTA枠組協定署名 2004/7 : BIMSTECに名称変更 2004/9 : 交渉開始
	パキスタン	タイ・パキスタン自由貿易協定	2015/9	2005/5 : 共同研究開始に合意 2007/9 : 共同研究終了 2015/8 : 交渉開始合意 2015/9 : 交渉開始
	EU	EU・タイ自由貿易協定	2013/5	2013/3 : 交渉開始合意 2013/5-2014/4 : 計4回の交渉
	バーレーン	タイ・バーレーン自由貿易協定	2002/6	2002/6 : 交渉開始 (交渉中断中)
	EFTA加盟国	EFTA・タイ自由貿易協定	2005/10	2005/10 : 交渉開始 (交渉中断中) ※EU非加盟国（スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー）
ASEAN	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	2007/5	2007/5 : 交渉開始 2009/5 : 交渉凍結。ASEAN諸国との個別交渉に移行 2013/3 : 交渉再開の可能性に向けて検討開始 (交渉中断中)

(出所) JETRO「世界の FTA データベース」等より作成

図表 22-17 タイの発効済み FTA・EPA の詳細

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
タイ	日本	日本・タイ経済連携協定	2007/11	【自由貿易協定】 日本側は輸入額の92%を無税化、タイ側は同97%を無税化。鉄鋼は10年以内に開税撤廃。タイの日本からの自動車部品輸入（対象146品目）のうち、115品目の開税が2012/4に撤廃され、残りの31品目も2014/4に撤廃された。
	ラオス	ラオス・タイ特惠貿易協定	1991/6	【特惠貿易協定】
	インド	インド・タイ経済協力枠組協定	2004/9	【自由貿易協定】 アーリーハーベストの82品目は2004年9月以降段階的に引き下げられ、2006年9月には完全撤廃された。アーリーハーベスト発効後、対象品目の貿易ではタイからインド向けの輸出が拡大し、インド側の対タイ貿易赤字が拡大した。
	豪州	豪州・タイ自由貿易協定	2005/1	【自由貿易協定】 豪州側はFTA発効後全品目の82%の開税を即時撤廃、残りの13%を2010年までに、4%を2015年までに段階的に撤廃。タイ側は全品目の50%の開税を即時撤廃、残りの45%を2010年までに、鉄鋼製品や酪農産品などセンシティブ品目は2025年までに段階的に撤廃。
	ニュージーランド	ニュージーランド・タイ経済緊密化協定	2005/7	【自由貿易協定】 豪州・タイFTAをモデルとしている。タイ側は発効時に全体の54%にあたる2,978品目について開税即時撤廃、2010年までに1,961品目を追加撤廃。残るセンシティブ品目のうち、520品目は2015年までに撤廃するが、牛乳、バターなど特に保護が必要な23品目に関しては2020年までに開税撤廃先送り。NZ側は協定発効と同時に品目総数の約8割にあたる5,878品目について開税撤廃。更に2010年までに697品目の開税撤廃、2015年までに残る858のセンシティブ品目（繊維、衣類、靴など）の開税を撤廃する。
	GSP42カ国・地域	途上国間貿易特惠関税制度 (GSP)	1989/4	【特惠貿易協定】
	ペルー	タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組協定	2011/12	【自由貿易協定】
	チリ	タイ・チリ自由貿易協定	2015/11	【自由貿易協定】 発効に伴い、チリは全7,855品目のうちの90.8%に相当する7,129品目の開税を、タイは全9,625品目のうち86.8%に相当する8,351品目の開税を、それぞれ即時撤廃した。また、両国は発効から8年以内に、タイ側指定する一部の例外品目（農産品など）を除き、原則すべての品目の開税を撤廃する。
ASEAN	日本	日本・ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP)	2018/3 全加盟国で発効	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。ASEAN6（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は10年以内に貿易額の90%（品目ベースで90%）を無税化。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は開税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じてASEAN6との差を設ける。
	ASEAN 10カ国	ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	1993/1：CEPT発効 2009/2：署名 2010/1：発効	【自由貿易協定】 ATIGAは、従来のAFTA-CEPT協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置などを一本化したもの。域内の開税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN先行加盟6カ国（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は2010年に、新規加盟4カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は2015年に域内開税を撤廃。但し、新規加盟国については総品目数の7%を上限に、2018年まで開税撤廃機関の猶予が与えられた。
	中国	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	2005/7	【自由貿易協定】 農産品8分野の開税引き下げを2004/1開始。現在までに農産品の開税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005/7から開税引き下げを実施。中国とASEAN先行加盟6カ国は物品貿易の90%について2010年までに開税を撤廃し、CLMV諸国は2015年までに撤廃することを目指した。 センシティブ品目は、400品目以内で、且つ総輸入の10%以内、高度センシティブ品目は、センシティブ品目の40%もしくは100品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は2010年末まで、高度センシティブ品目は2014年末までに現行開税を維持でき、以降、段階的に引下げ予定。 2010/1からASEAN先行加盟6カ国と中国との間で約89%の品目で開税が撤廃された。2012/1からセンシティブ品目の開税が20%以下に削減された。高度センシティブ品目は2015/1から50%以下に削減された。
	韓国	韓国・ASEAN自由貿易協定	2007/6	【自由貿易協定】 物品貿易では、双方は原則として2010/1までにそれぞれ輸入の90%（輸入金額、品目ベース、ノーマルトラック）にあたる品目について開税撤廃。2016年までに残りの7%について開税を0～5%に引き上げ、残りの3%については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の開税引き下げ、関税割当設定などAからEまで5つのグループを設定。また、CLMV諸国のノーマルトラックの開税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも50%を0～5%に（ベトナム：2013/1まで、CLM：2015/1まで）、品目数の90%を0～5%に（ベトナム：2016/1まで、CLM：2018/1まで）、全品目の開税の完全撤廃（ベトナム：2018/1まで、CLM：2020/1まで）との段階を経て削減される。
	インド	ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定	2010/1	【自由貿易協定】 開税については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む内容で合意、2010/1に発効した。
	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定	2010/1 インドネシアは2012/1	【自由貿易協定】 全18章からなる極めて包括的な協定で、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力などを含んでいる。品目数（タリフライン）ベースで、豪州、NZ、シンガポールは100%自由化（開税撤廃）を実現するなど自由化率の高いFTA。
	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	2019/6	【自由貿易協定】 ASEANは中国が掲げる「一帯一路」構想においても重要な地域として位置付けられおり、香港および中国からのASEANへのアクセス向上が見込まれる。
	日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド	東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	2022/1	【自由貿易協定】 2020年11月の第4回RCEP首脳会議で、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国の計15カ国で署名。2019年11月以降交渉に参加できなかったインドは署名に不参加。

(出所) JETRO「世界のFTA データベース」等より作成

第23章 最近のトピックス

1. タイのエネルギーtransition

タイ政府は 2050 年カーボンニュートラル、2065 年ゼロエミッションという目標を掲げ、当該分野の投資を呼び込む意欲を示している。タイ政府によるエネルギーtransitionに関連する目標（NDC や COP26 等で言及されたもの等）の主要なものは次表のとおりである。

図表 23-1 タイ政府が掲げるエネルギーtransitionに関連する主な目標

省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 2036 年までにエネルギー原単位を 2010 年比 30%削減する。
再エネ	<ul style="list-style-type: none"> 2037 年までに最終エネルギー消費量に占める再エネの割合を 30%にし、再エネによる発電容量を 36%、発電量を 20%にする。 2036 年までに輸送用燃料消費量に占める再エネの割合を 25%にする。
運輸交通	<ul style="list-style-type: none"> 2036 年までに電気自動車 120 万台、充電ステーションを 690 カ所に増加する。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年までに GHG 排出量を BAU レベルより 20%削減し、国際的な支援の強化により 25%の削減を目指す。 技術移転・協力と資金調達の支援により、2050 年にカーボンニュートラル、2065 年に GHG 排出量ゼロを達成する。

（出所）IEA “Southeast Asia Energy Outlook 2022”

また、タイ政府は「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済」を今後の経済・社会開発の重要テーマとして掲げており、投資促進の優先分野としている。2022 年 11 月にタイ政府を議長国として開催された APEC 首脳会議では、BCG 経済に関するバンコク目標²³が採択された。

バンコク目標では、エネルギーや気候変動の分野において、各国・地域の経済の状況を反映した様々なパスウェイを通じてクリーンで低炭素のエネルギーへの移行を進めることに加え、様々な技術やアプローチが利用可能であることを認識しながら、費用対効果の高い低排出及びネットゼロ技術の研究、開発、展開を促進すること等が掲げられている。

23

[https://www.apec.org/meeting-papers/leaders-declarations/2022/2022-leaders-declaration/bangkok-goals-on-bio-circular-green-\(bcg\)-economy](https://www.apec.org/meeting-papers/leaders-declarations/2022/2022-leaders-declaration/bangkok-goals-on-bio-circular-green-(bcg)-economy)

(1) タイの電力セクター概況

タイの電源構成は現状ガス火力が中心であり、発電量ベースで約 6 割程度を占めている。近年は天然ガスの国内生産量が減少しているため、輸入量が増加傾向にある。電力セクター概況については 20 章を参照されたい。

2020 年 10 月には、電源開発計画 (Power development plan 2018-2037 Revision 1 : PDP2018 Rev1) が承認された。2037 年までに開発する 56,431 MW の新規の発電容量目標のうち、再エネは約 37% の 20,766 MW を占めている。

(2) PDP2018 Rev1 におけるエネルギー・トランスフォーメーション

PDP2018 Rev1 では、エネルギー・トランスフォーメーションとして Desitalization (デジタル化)、Decarbonization (脱炭素化)、De-Regulation (規制緩和)、Decentralization (分散化)、Electrification (電化) の 4D1E が掲げられており、スマートグリッド開発にも意欲を示している。“Thailand National Smart Grid Development Master Plan 2015 – 2036” では、2022 年から 2031 年をスマートグリッドインフラの開発ステージとしており、スマートグリッド開発を支援する政策・規制の変更、事業者のスマートグリッドインフラへの投資を推奨する方策等が実施されることとなっている。

スマートグリッドに関連するものとして、日本の経済産業省は ASEAN との連携において、クリーンエネルギーと低炭素技術の開発を加速するための官民連携を促進するためのプラットフォームである CEFIA (Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN) を主導している。2019 年に日本政府が提案し、同年の第 16 回 ASEAN+3 エネルギー大臣会合 (AMEM+3) で実施への合意が得られたものである。この CEFIA の下、ZEB (Zero Energy Building: 省エネ技術と再生可能エネルギー技術を組み合わせることでエネルギー消費量を大幅に削減し、最終的にネットゼロエネルギーを目指す建物) や、工場や商業ビル等の事業単位全体のエネルギー管理システム (EMS) といったフラッグシッププロジェクトが実施されている。

また、ZEB については、日本の官民連携の成果として、国際標準 ISO TS23764 が 2021 年 9 月に発行されている。

(3) タイにおける xEV 推進状況

タイ政府は、タイを ASEAN 地域の EV 生産ハブとして発展させる意欲を示している。タイ投資委員会 (BOI) は、電気自動車 (xEV) 産業の育成や国内での普及にかかる投資を重点分野に位置付けており、2020 年 2 月には「国家電気自動車政策委員会 (National Electric Vehicle Policy Committee)」が設置された。2025 年の EV の生産量について、乗用車・ピックアップトラック 40.2 万台、二輪車 62.2 万台、バス・トラック 3.1 万台という目標を 2021 年に打ち出しているほか、① xEV の利用促進、充電ステーションやバッテリー試験センターの設置促進、環境に配慮したバッテリー廃棄物管理計画の構築、②物品税の減免、xEV・バッテリー廃棄物の管理も安全性の高い国際的環境基準に沿うものとする、という方針も打ち出している。

このような方針の下、2022 年 2 月に PHEV²⁴、BEV²⁵、FCV²⁶、小型低公害車エコカーの物品税率の改訂が閣議決定され、FCV や BEV については PHEV より低い税率が設定されている。また、タイの電気自動車の産業競争力の向上を目的とした補助金の予算案が 2022 年 9 月に閣議決定されている。具体的には、BEV の購入に補助金を拠出し、BEV の価格を従来の内燃機関自動車と同等まで引き下げ、タイ国民による BEV 購入の増加と利用率の上昇、またメーカーの BEV 増産を推進することを意図している。

このように、タイ政府は特に BEV の生産・普及に注力しているように見受けられる。しかしながら、裾野が広い自動車産業においては、BEV に移行し内燃機関がなくなることにより、内燃機関周辺部の製造に関わるサプライヤーが影響を受け、雇用が失われるリスクもある。BOI のインタビューにおいては、タイ政府としてもこのリスクを認識しているということであった。

(4) 日本政府及び日本企業によるエネルギートランジション

ASEAN におけるエネルギートランジションに関する協力方策として、日本政府は「アジア・エネルギートランジション・イニシアティブ (AETI)」を 2021 年 5 月に、「アジア未来投資イニシアティブ (AJIF)」を公表している。

タイとの間では、2022 年 1 月にプラユット首相立ち会いのもと、持続可能な成長及び温室効果ガス排出削減を成し遂げるため、AETI を踏まえた多様かつ現実的なエネルギートランジションを加速すべく、萩生田大臣とスパッタナポン副首相兼エネルギー大臣との間で「日本国・経済産業省とタイ王国・エネルギー省間のエネルギー・パートナーシップの実現に関する協力覚書」の署名が行われた。

2022 年 10 月には、「日タイ・エネルギー官民ビジネスフォーラム」が開催され、豊田通商、千代田化工建設、JERA、トヨタ自動車、日揮ホールディングス、INPEX、日立製作所、東芝、三菱重工の 9 社が参加、タイ側からタイ石油公社 (PTT)、タイ電力公社 (EGAT)、BANPU、エナジー・アブソリュート等 9 社が参加している。日本企業による AETI に沿った主な動向は次表のとおりである。

²⁴ Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略。内燃機関と充電可能な電池を搭載し、

²⁵ Battery Electric Vehicle の略。内燃機関がなく、充電した電池からの電気のみを動力源とする EV。

²⁶ Fuel Cell Vehicle の略。燃料電池自動車。燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気による駆動する自動車。

図表 23-2 日本企業による AETI に沿った動向

企業名	内容
INPEX 及び 日揮ホールディングス	タイ国内の石油ガス上下流産業や、CO ₂ の排出削減が難しいとされる重化学工業や発電所等での CO ₂ 回収・貯留（Carbon Capture and Storage : CCS）ソリューションの開発可能性を探ることを目的とした「タイ・カーボン・キャプチャー・アンド・ストレージ・イニシアティブ」に関する覚書を、タイの国営資源開発会社 PTT エクスプロレーション・アンド・プロダクションと締結した。（2022. 4）
JERA	タイの大手発電事業者である Electricity Generating Public Company Limited（EGCO）との間で、エネルギー・トランジション分野での協業に関する覚書を締結。（2022. 4）

（出所）各社ウェブサイト、各種報道資料より作成

また、AETI の枠組みというわけではないが、日本製鉄がタイにおいて電炉の大手企業を買収し、電炉での高級鋼製造を目指している。製鉄プロセスにおけるカーボンニュートラルを実現する技術確立し、ネットゼロ社会への移行を目指していくことが、製鉄業における重要命題となっている。日本では水素で鉄鉱石を還元する製法である「水素還元製鉄」の実証、研究が進められており、欧州の鉄鋼メーカー等とともに技術開発にしのぎを削っている状況である。

2. 「タイランド 4.0」とスタートアップ

(1) 「タイランド 4.0」の実現に向けて

2015 年、タイ政府は、「タイランド 4.0」において、イノベーション、生産性、サービス貿易をキーワードとして持続的な付加価値を創造できる経済社会を目指すというビジョンを示した。「タイランド 4.0」は 20 年をかけた長期ビジョンであり、最終年にあたる 2036 年までの高所得国入りを目指している。タイ政府は「タイランド 4.0」を担うターゲット産業として、①次世代自動車、②スマートエレクトロニクス、③医療・健康ツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来食品、⑥ロボット産業、⑦航空・ロジスティック、⑧バイオ燃料とバイオ化学、⑨デジタル産業、⑩医療ハブの 10 産業を挙げ、短・中期、長期に区分して育成する計画である。

また、タイ経済社会はデジタル技術の活用で大きく変化しつつあり、「タイランド 4.0」の実現にはデジタル技術の活用が鍵を握ると考えられている。政府は、2015 年に国家デジタル経済社会準備委員会を設置し、「デジタル経済社会開発計画案」を制定した。同計画では、デジタル技術活用により、①生産性の向上、②所得格差の是正、③雇用の拡大、④産業構造の高度化、⑤ASEAN 経済共同体でのハブ的役割、⑥政府のガバナンス強化を目指すこととされ、1.5 年後、5 年後、10 年後、20 年後に目指すビジョンが示された。なお、2016 年 9 月、情報通信技術省はデジタル経済社会開発省に改組され、当該計画の実施を担当していくこととなった。2017 年 1 月には、チョンブリー県で「デジタルパーク・タイランド」を開発する計画が発表された。

デジタルパークは、デジタル関連の世界的なプレイヤーとイノベーターを誘致するもので、パーク内にはビジネス施設だけでなく、最新の生活スタイルを実現する居住環境も用意される。入居企業には、機械設備等の輸入関税の免除、8年間の法人税免除、研究者の5年間の個人所得税免除等が準備される。デジタルパークは、スタートアップの集合地域であり、タイにおけるシリコンバレーを開発するという構想である。

以上のとおり、タイでは「タイランド 4.0」に代表される近年の経済政策において社会経済・産業のイノベーションとデジタル化に重点的に取り組まれている。「タイランド 4.0」の実現に向けては、国内・海外のスタートアップの活力活用が期待され、政府も様々な施策を講じている。

(2) タイにおけるスタートアップ育成

BOI は 2017 年に施行された国家競争力強化法において、ターゲット産業に対して法人税の免除等を含む投資インセンティブを認めている。例えば、同法に基づき、以下のスタートアップ企業に対して当初 2 年間のマネジメント及び専門職員の人件費の 50%相当額（5 百万バーツを限度）を資金援助する投資奨励策が実施されている。なお、BOI から投資奨励の認可を得た場合、外国人社員のワークパーミットやビザの優遇も受けられることとなる。

- ・ 5 年以内にタイ国内で設立登記された法人であること
- ・ ロボティクス、デジタル、次世代自動車、航空関連、スマートエレクトロニクス、バイオテクノロジー・農業、バイオ燃料・化学、メディカルハブ等の 13 のターゲット産業に該当すること
- ・ ベンチャーキャピタル（個人または法人）からの出資が 5 百万バーツ以上であること
- ・ 他の機関から人件費の支援を受けていないこと、かつ、技術移転等によってタイ国内の便益が見込まれること

ソフト面でのスタートアップ支援は、科学技術省傘下の国家イノベーション庁（NIA）が担う。NIA は 2003 年に設立され、海外技術のタイへの移転や産官学の技術交流支援、企業への技術開発資金の提供等により、タイの産業技術力の底上げに取り組んでいる機関である。近年は、スタートアップへの支援にも注力しており、「スタートアップ・タイランド」等のイベント開催やアクセラレーションプログラムの実施にも取り組んでいる。直近では「タイスタートアップエコシステムレポート 2021」にて新しい起業家の創出を促進するガイドラインを発表している。

日本政府もタイのスタートアップ育成に協力している。例えば、在タイ日本大使館が、タイのスタートアップと日本やタイの大企業・投資家をマッチングさせるための「エンバシー・ピッチ」イベントを開催しているほか、2017 年 7 月には NEDO が NIA と覚書を交わし、スタートアップ支援において NEDO のノウハウをタイに導入することを合意した。日本政府は、日本のスタートアップのタイ進出にも注力しており、2022 年 11 月には、ジェトロ、在タイ日本大使館、タイ通信大手トゥルー・グループの 3 者による、日本のスタートアップ等によるタイ財閥へのピッチイベント「Rock Thailand #4（ロック・タイランド・バッチフォー）」が開催された。同イベントでは、日本のスタートアップ 9 社が、タイ側から参加した企業や CVC に対して、各社の製品・技術についてプレゼンテーションを行った。

(3) タイのスタートアップ概況

タイのスタートアップ市場は成長過程にあると言え、Techsauce データによれば、タイのスタートアップを対象とする出資・買収案件は、2012 年では 4 件、投資金額も約 260 万ドルに過ぎなかったところ、2021 年には 58 件まで増え、投資金額も約 3 億 2,000 万ドルまで増えている。業種別では、アグリテックやフィンテックの分野のスタートアップが多いようである。2022 年 11 月現在、タイにおけるユニコーン企業(評価額が 10 億米ドル以上のスタートアップ)には、Flash Group (2018 年に設立されたロジスティクス企業)、Ascend Money (CP グループのフィンテック部門としてスタート)、BitKub (タイ最大の仮想通貨取引所) 等がいる。直近では、マルチイノベーショングループの傘下であるメタバース領域の Multiverse Expert が、中国の Foxconn) から 2022 年に 1 億 5,000 万米ドルの投資を受けて 4 社目のユニコーンとなった。

現地調査のインタビューでは、「タイのスタートアップは、規模が大きくなる前に財閥系企業に買収されてしまうため単独での成長が難しい」、「タイ人の国民性や指向(安定を求める、起業よりも大企業でキャリアアップしたい、等)からスタートアップの絶対数が少ない」といったコメントも聞かれたものの、タイの特性を踏まえたスタートアップとの協業が、日系企業にとっての新たな商機となることを今後期待したい。

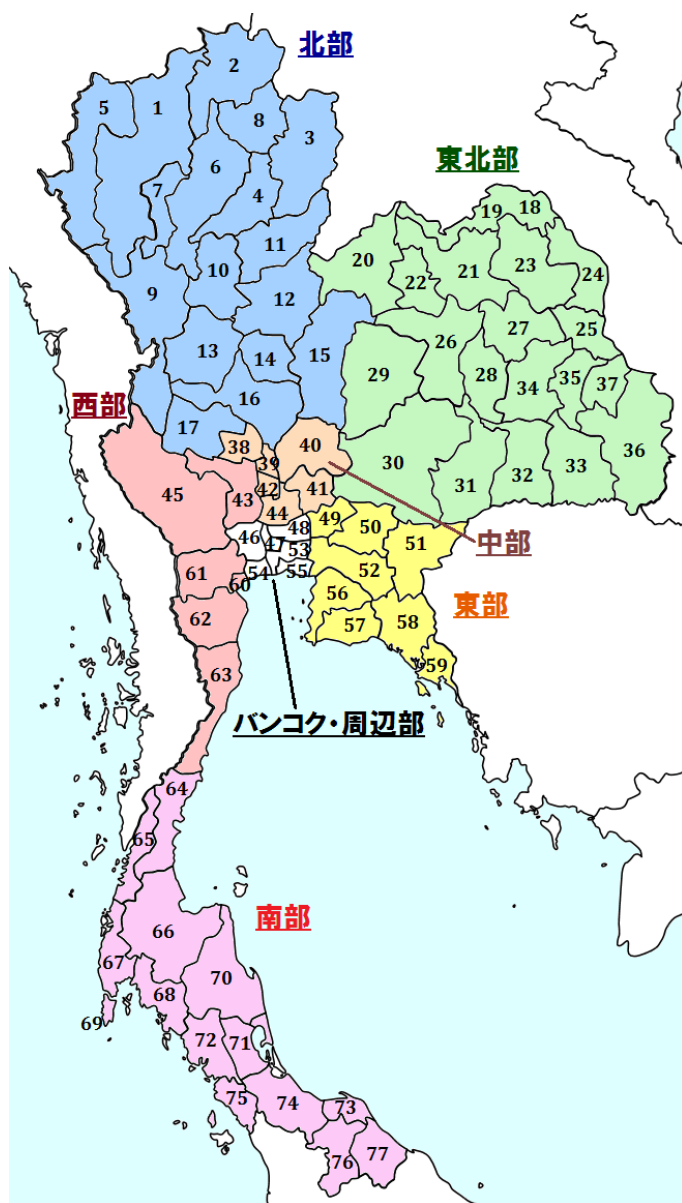
既に、日系大企業の中でも幾つかの取組みが認められ、例えば、MUFG のパートナー銀行である Krungsri (アユタヤ銀行) の CVC である Krungsri Finnovate に対しては、NTT データ等の企業も共同出資を行っており、有望なタイスタートアップへの投資機会を探っている。また、自動車部品メーカーのデンソーは、タイのスタートアップを対象としたオープンイノベーションハッカソンを開催している。上位のスタートアップには、賞金とデンソーとの協業機会が与えられ、スタートアップの技術を活かした工場の生産改善等に取り組まれている。

第24章 地域別の概要

1. タイの地域分類

タイの地域区分には何通りかの分け方がある。人々の感覚では、タイ全土を北部、東北部、中央部、南部の4つの地域に分ける場合もあるが、一般的には中央部をさらに東部、中部、西部、バンコク首都圏に分類し、統計もこれら7地域のカテゴリに基づき発表されている（図表24-1）。

図表 24-1 タイの県名と所在地



北部地方		
1	チェンマイ	Chiang Mai
2	チェンラーイ	Chiang Rai
3	ナーン	Nan
4	プレー	Phrae
5	メーホンソーン	Mae Hong Son
6	ランパーン	Lampang
7	ランブーン	Lamphun
8	パヤオ	Phayao
9	ターク	Tak
10	スコータイ	Sukhothai
11	ウッタラディット	Uttaradit
12	ピサヌローク	Phitsanulok
13	カンペンベット	Kam Phaeng Phet
14	ピチット	Phichit
15	ベッチャブーン	Phetchabun
16	ナコンサワン	Nakhon Sawan
17	ウタイターニー	Uthai Thani
東北部地方		
18	ブンカーン	Bueng Kan
19	ノンカイ	Nong Khai
20	ルーイ	Loei
21	ウドンターニー	Udon Thani
22	ノンブアランブー	Nong Bua Lam Phu
23	サコンナコン	Sakon Nakhon
24	ナコンパノム	Nakhon Phanom
25	ムクダーハーン	Mukdahan
26	コーンケン	Khon Kaen
27	カーラシン	Kalasin
28	マハーサーラカム	Maha Sarakham
29	チャイヤプーム	Chaiyaphum
30	ナコンラーチャシーマー	Nakhon Ratchasima
31	ブリラム	Buri Ram
32	スリン	Surin
33	シーサケート	Si Sa Ket
34	ローイエット	Roi Et
35	ヤソートン	Yasothon
36	ウボンラーチャターニー	Ubon Ratchathani
37	アムナートチャレーン	Am Nat Chareon
中部地方		
38	チャイナート	Chai Nat
39	シンブリー	Singburi
40	ロップリー	Lop Buri
41	サラブリー	Saraburi
42	アーントーン	Ang Tong
44	プラナコンシーアユタヤ	Phra Nakhon Sri Ayutthaya

バンコク首都圏		
46	ナコンパトム	Nakhon Pathom
47	ノンタブリー	Nonthaburi
48	パトゥムターニー	Pathum Thani
53	バンコク	Bangkok
54	サムットサーコン	Samut Sakhon
55	サムットプラカーン	Samut Prakan
東部地方		
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok
50	ブラーチンブリー	Prachin Buri
51	サケーウ	Sa Kaeo
52	チャチュンサオ	Chachoengsao
56	チョンブリー	Chon Buri
57	ラヨーン	Rayong
58	チャンタブリー	Chanthaburi
59	トラート	Trat
西部地方		
43	スパンブリー	Suphan Buri
45	カンチャナブリー	Kanchanaburi

60	サムットソンクラーム	Samut Songkhram
61	ラーチャブリー	Ratchaburi
62	ペッチャブリー	Phetchaburi
63	ブラチュワプキーリーカン	Phachuap Khiri Khan
南部地方		
64	チュムボーン	Chumphon
65	ラノーン	Ranong
66	スラートターニー	Surat Thani
67	パンガー	Phangnga
68	クラビー	Krabi
69	プーケット	Phuket
70	ナコンシータマラート	Nakhon Si Thammarat
71	パッタラン	Phatthalung
72	トラン	Trang
73	パッタニー	Pattani
74	ソンクラ	Songkhla
75	サトゥーン	Satun
76	ヤラー	Yala
77	ナラティワート	Narathiwat

(出所) アジア経済研究所「アジア経済動向年報」を基に作成

図表 24-2 地域ごとの面積、人口、名目 GDP (2020 年)

	面積		人口		名目GDP		一人当たりGDP (パーツ)
	(km ²)	(構成比)	(1,000人)	(構成比)	(10億パーツ)	(構成比)	
全国	513,120	(100.0%)	69,509	(100.0%)	15,637	(100.0%)	224,962
バンコク首都圏	7,762	(1.5%)	17,095	(24.6%)	7,442	(47.6%)	435,356
中部	16,593	(3.2%)	3,175	(4.6%)	843	(5.4%)	265,659
東部	36,503	(7.1%)	6,160	(8.9%)	2,687	(17.2%)	436,237
西部	43,047	(8.4%)	3,663	(5.3%)	563	(3.6%)	153,805
北部	169,644	(33.1%)	11,324	(16.3%)	1,228	(7.9%)	108,469
東北部	168,855	(32.9%)	18,449	(26.5%)	1,591	(10.2%)	86,232
南部	70,715	(13.8%)	9,643	(13.9%)	1,281	(8.2%)	132,863

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

タイの国土面積は約 51.3 万 km² (日本の約 1.4 倍)。バンコク首都圏は面積では国土の 1.5%の広さしかないが、人口ではタイ全体の 24.6%、経済規模(名目 GDP)では同 47.6%を占めている。また、一人あたり GDP でみるとバンコク首都圏とともに、東部も経済規模が大きいことが分かる(図表 24-2)。大手製造企業の本社機能や金融機関が多く所在するバンコク首都圏や、製造企業の生産拠点多い東部の 2 地域で、タイの名目 GDP の 64.8%を占めている。

一方、面積の約 3 割ずつを占める東北部や北部は、経済規模では各々 1 割弱に留まっている。西部や南部も同様に、経済規模の比率は相対的に低くなっている。

2. 県別の 1 人あたり GDP

図表 24-3 では、国家経済社会開発委員会 (National Economic and Social Development Board) の統計に基づいた県別の 1 人あたり GDP (2020 年) を階層別に表している。

これによると、1人あたり GDP が相対的に高い地域は、バンコク首都圏、工業団地の多い東部、観光業が盛んなプーケット等の南部の一部地域となっている。他方、相対的に低い地域は、ラオスやカンボジアの国境に近い東北部、観光都市チェンマイや電子部品等の製造業が工業団地に進出しているランブーンを除いた北部となっている。

図表 24-3 県別 1人あたり GDP (2020 年)

地域	県名	一人あたり GDP (Baht)	地域	県名	一人あたり GDP (Baht)
北部 地方	チェンマイ	131,967	中部 地方	チャイナート	123,905
	チェンラーイ	88,281		シンブリー	140,890
	ナーン	78,147		ロブリー	137,004
	プレー	82,657		サラブリー	321,625
	メーホーンソーン	63,419		アーントーン	127,940
	ランパーン	100,591		プラナコンシーアユタヤ	436,363
	ランブーン	209,668	バン コク 首都 圏	ナコンパトム	288,232
	パヤオ	95,197		ノンタブリー	193,682
	ターク	118,508		パトゥムターニー	239,753
	スコタイ	80,206		バンコク	585,689
	ウッタラディット	99,236		サムットサーコン	382,372
	ピサヌローク	107,854	サムットプラカーン	285,173	
	カンベンペット	134,926	東部 地方	ナコンナーヨック	119,304
	ピチット	97,221		ブラーチーンブリー	510,887
	ベッチャブーン	86,198		サケーウ	71,924
	ナコンサワン	121,070		チャチュンサオ	403,574
ウタイターニー	91,578	チョンブリー		471,723	
ブンカーン	68,497	ラヨーン		831,734	
東北 地方	ノンカーイ	92,947	チャンタブリー	254,246	
	ルーイ	95,989	トラート	166,451	
	ウドンターニー	85,982	西部 地方	スパンブリー	105,238
	ノンブアランプー	59,157		カーンチャナブリー	123,679
	サコンナコン	69,009		サムットソクラーム	150,169
	ナコンパノム	82,712		ラーチャブリー	222,261
	ムクダーハーン	61,345		ベッチャブリー	143,591
	コーンケン	121,648	ブラチュワブキーリーカン	187,718	
	カーラシン	73,404	南部 地方	チュムポーン	250,823
	マハーサーラカム	80,422		ラノーン	110,240
	チャイヤブーム	69,375		スラートターニー	155,156
	ナコンラーチャシーマー	117,521		パンガー	219,867
	ブリラム	76,038		クラビー	163,070
	スリン	79,182		プーケット	226,158
	シーサケート	80,747		ナコンシータマラート	117,801
	ローイエット	76,334		パッターン	77,516
	ヤソートン	65,254		トラン	105,449
	ウボンラーチャターニー	74,408		パッタニー	75,779
アムナートチャルーン	72,573	ソクラー		140,562	
		サトウーン		111,682	
		ヤラー	102,821		
		ナラティワート	55,417		

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

3. 地域別の経済動向

(1) 地域別 GDP 構成比

2020 年の名目 GDP を基にすると、地域ごとの内訳はバンコク首都圏が 47.6%と最も大きく、その他の地域は、中部が 5.4%、東部が 17.2%、西部が 3.6%、北部が 7.9%、東北部が 10.2%、南部が 8.2%となっている（図表 24-4）。2000 年以降の推移は、バンコク首都圏の構成比は 01 年の 51.4%をピークに低下し、洪水の影響のあった 11 年から 12 年は 43.5%にまで低下したが、その後は再び上昇し、47.6%まで上昇している。なお、構成比の 2017 年との比較では、東部が 18.5%から 17.2%に低下しているのと中部は同じ比率であることを除くと、他 3 地域は 1%未満での上昇となっており、わずかに上昇している。

バンコク首都圏の重要性が近年益々高まっている中で、タイ全国の名目 GDP に占める比率を地域と産業のマトリックスでも、製造業や第 3 次産業を中心に、バンコク首都圏の各産業の規模が大きいことが窺える。その他の地域で比率が高いのが「第 1 次産業」での東部、北部、東北部、南部、「鉱業」での東部、「製造業」の中部、東部、東北部、「卸売・小売業」の東部、東北部、「教育・科学技術」の東北部である。

図表 24-4 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（全国=100%）

	全国	バンコク 首都圏	中部	東部	西部	北部	東北	南部
全体	100.0%	47.6%	5.4%	17.2%	3.6%	7.9%	10.2%	8.2%
第 1 次産業	8.7%	0.3%	0.3%	1.2%	0.8%	1.9%	2.0%	2.1%
農林水産業	8.7%	0.3%	0.3%	1.2%	0.8%	1.9%	2.0%	2.1%
第 2 次産業	33.2%	11.7%	3.2%	11.0%	1.2%	1.9%	2.5%	1.7%
鉱業	2.1%	0.0%	0.1%	1.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%
製造業	25.5%	9.9%	2.6%	8.6%	0.7%	1.1%	1.7%	0.9%
公益業	3.0%	0.8%	0.4%	0.9%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
建設業	2.7%	1.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.4%	0.3%
第 3 次産業	58.1%	35.6%	1.8%	4.9%	1.6%	4.0%	5.7%	4.4%
卸売・小売	17.0%	10.3%	0.6%	2.0%	0.5%	1.1%	1.5%	1.0%
ホテル・レストラン	3.8%	2.6%	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.5%
運輸・倉庫	4.8%	2.8%	0.2%	0.7%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%
情報・通信	2.8%	2.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
金融	8.2%	5.6%	0.2%	0.4%	0.2%	0.6%	0.8%	0.5%
不動産	2.7%	1.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.5%	0.3%
公共・防衛	7.9%	5.2%	0.3%	0.6%	0.2%	0.5%	0.6%	0.6%
教育・科学技術	6.2%	2.8%	0.2%	0.3%	0.2%	0.7%	1.3%	0.6%
その他	4.6%	2.7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.5%	0.3%

（注） タイ全国の GDP に占める比率が 1.2%を上回っている産業・地域を黄色、0.2%を下回っている産業・地域は青色でシャドーしている。

（出所） National Economic and Social Development Board より作成

(2) 地域別の産業構造の特徴

①バンコク首都圏（2020 年名目 GDP 構成比：47.6%）

バンコク首都圏は、タイの GDP の約半分が集中している。産業別では、他地域に比べて第 3 次産業の比率が高い（74.8%）。人口が多いため、第 3 次産業では特に「卸売・小売」、「金融」、「公共・防衛」産業が経済を牽引している。

②中部（同：5.4%）

中部の特徴は、製造業を中心とした第 2 次産業の比率が 60.1%と、全国平均（33.2%）を大幅に上回っていることにある。製造業の中でも構成比が高まっている自動車産業（主に自動車部品メーカー）や家電メーカーが集積している影響が表れている。

③東部（同：17.2%）

東部は、中部以上に第 2 次産業の構成比が高い（64.2%）。製造業の中でも構成比が高まっている自動車産業（主に完成車メーカー）や化学産業が集積している影響が表れている。

④西部（同：3.6%）

西部の特徴は、バンコク首都圏に比較的近いにもかかわらず、第 1 次産業の構成比が 21.3%と全国平均（8.7%）を大きく上回っていることにある。また、第 2 次産業の構成比が 33.9%となっており、この内の 8.7%を公益業が下支えしている状況にあり、製造業（19.2%）の育成は比較的遅れている。

⑤北部（同：7.9%）

北部の特徴は、第 1 次産業の構成比が 24.5%と全国平均（8.7%）を大幅に上回っていることにある。ランブーン県を中心に小型高付加価値の電子部品産業が多く進出しているが、アクセス（陸運、空運）が他地域に比べて劣ることもあり、北部は第 1 次産業（主に農林業）が中心である。

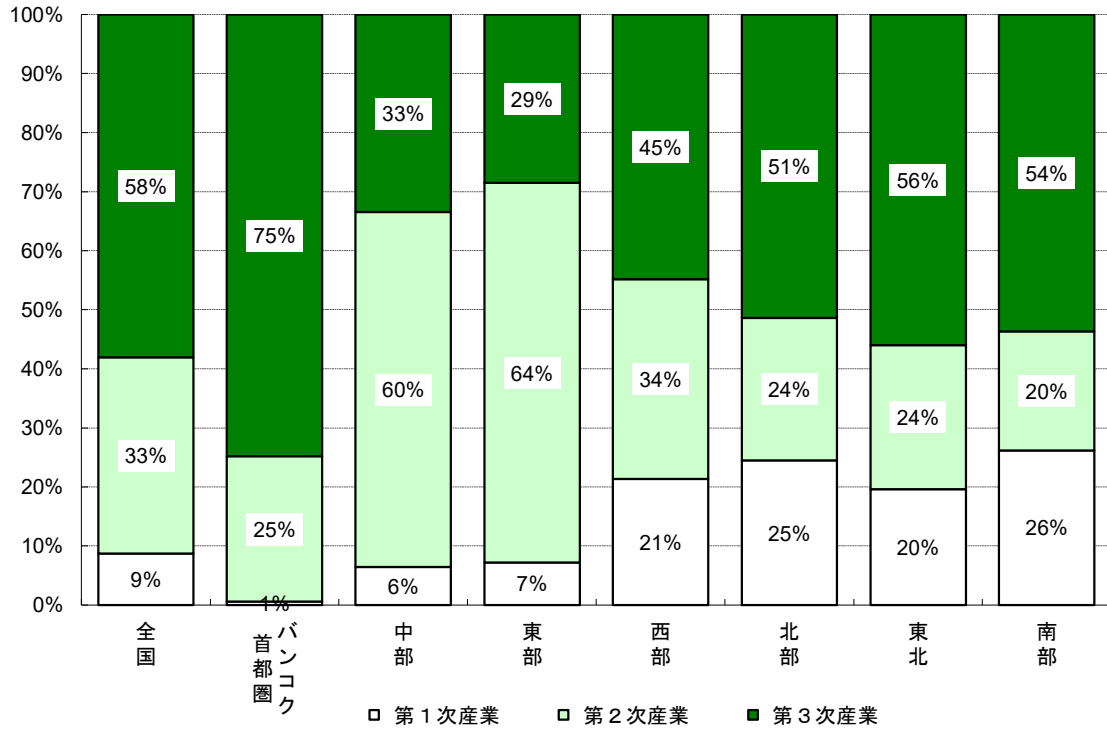
⑥東北部（同：10.2%）

東北部の産業構成は北部と同様に第 1 次産業（19.6%）の比率が高い。また、第 3 次産業の「教育・科学技術」の比率が相対的に高いことも特徴的である。

⑦南部（同：8.2%）

南部は農林業に加え漁業も盛んであり第 1 次産業の構成比が 26%と最も高く、観光都市も多いため「ホテル・レストラン」（6.5%）の構成比が全国平均（3.8%）を上回っている。

図表 24-5 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）



	全国	バンコク首都圏	中部	東部	西部	北部	東北	南部
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第 1 次産業	8.7%	0.6%	6.5%	7.2%	21.3%	24.5%	19.6%	26.2%
農林水産業	8.7%	0.6%	6.5%	7.2%	21.3%	24.5%	19.6%	26.2%
第 2 次産業	33.2%	24.6%	60.1%	64.2%	33.9%	24.1%	24.4%	20.2%
鉱業	2.1%	0.0%	2.3%	7.5%	1.8%	2.8%	0.9%	3.3%
製造業	25.5%	20.7%	48.6%	50.0%	19.2%	14.5%	16.9%	10.6%
公益業	3.0%	1.6%	7.1%	5.1%	8.7%	2.3%	2.4%	2.5%
建設業	2.7%	2.2%	2.1%	1.7%	4.2%	4.5%	4.2%	3.8%
第 3 次産業	58.1%	74.8%	33.4%	28.5%	44.8%	51.4%	56.0%	53.7%
卸売・小売	17.0%	21.6%	11.9%	11.7%	12.7%	13.9%	14.3%	12.5%
ホテル・レストラン	3.8%	5.5%	0.6%	1.7%	2.9%	1.9%	1.2%	6.5%
運輸・倉庫	4.8%	6.0%	3.8%	3.9%	4.0%	2.4%	2.5%	5.9%
情報・通信	2.8%	4.9%	0.6%	0.5%	0.9%	1.2%	0.9%	1.1%
金融	8.2%	11.7%	3.2%	2.5%	5.0%	7.2%	8.2%	5.9%
不動産	2.7%	2.5%	2.0%	1.5%	3.5%	4.1%	4.5%	3.5%
公共・防衛	7.9%	10.9%	5.0%	3.4%	6.4%	6.4%	5.9%	6.7%
教育・科学技術	6.2%	6.0%	3.9%	1.7%	5.5%	8.8%	13.2%	7.2%
その他	4.6%	5.7%	2.6%	1.7%	3.9%	5.5%	5.4%	4.2%

(注) 構成比が「全国」を 2%ポイント上回っている産業・地域を黄色、2%ポイント下回っている産業・地域を青色でシャドーしている。

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

4. 賃金水準

2012 年末以前のタイでは、県ごとに最低賃金が異なっていた。76 県のデータが揃った 94 年 4 月時点では最高水準の県は最低水準の県の 1.22 倍だったが、両者の格差は徐々に拡大し、12 年末時点には 1.35 倍となっていた。2013 年 1 月より日額の最低賃金は一律 300 バーツ（約 1,000 円）となったものの、17 年 1 月より再び地域の格差が生じている。その後段階的に改定され、2022 年 10 月 1 日から最低賃金が、日額 328～354 バーツとなる。

金額に関しては、県を 9 つのグループに分け、グループごとに異なる最低賃金が適用される。最高額（354 バーツ）は、チョンブリー、プーケット、ラヨンに適用され、最低額（328 バーツ）は、南部 3 県（ヤラー、パッタニー、ナラーティワート）、北部ナン及び東北部ウドンターニーに適用される（図表 24-6）。

図表 24-6 県別にみた最低賃金（2022 年 10 月）

番号	最低賃金 (バーツ)	県
1	354	チョンブリー、プーケット、ラヨン
2	353	バンコク、ナコーンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプラカーン、サムットサーコーン
3	345	チャチェンサオ
4	343	アユタヤ
5	340	クラビー、コーンケン、チェンマイ、トラート、ナコーンラーチャシーマー、プラチンブリー、パンガー、ロッブリー、ソンクラ、サラブリー、スパンブリー、スラートターニー、ノンカーイ、ウボンラーチャターニー
6	338	カーラシン、チャンタブリー、ナコーンナヨック、ムックダーハーン、サコンナコーン、サムットソンクラーム
7	335	カーンチャナブリー、チャイナート、ナコーンパノム、ナコーンサワン、ブンカーン、ブリーラム、プラチュワップキーリーカン、パヤオ、パッタルン、ペッチャブリー、ピッサヌローク、ペッチャブーン、ヤソートーン、ローイエット、ルーイ、サケオ、スリン、アーントーン、ウッタラディット
8	332	カムペンペット、チャイヤブーム、チュムポーン、チェンライ、トラン、ターク、ナコーンシータンマラート、ピット、プレー、マハーサーラカム、メーホンソーン、ラノーン、ラーチャブリー、ラムパーン、ラムプーン、シーサケート、サトウーン、シンブリー、スコータイ、ノンブワラムプー、アムナートチャルーン、ウタイターニー
9	328	ナラーティワート、ナン、パッタニー、ヤラー、ウドンターニー

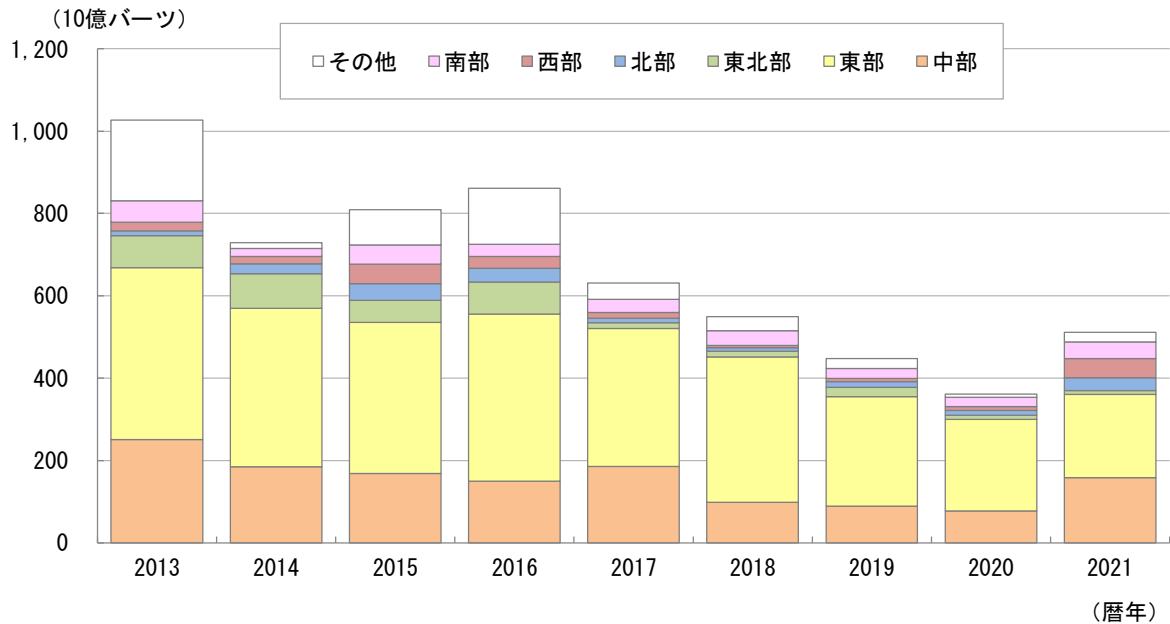
（出所）JETRO 資料より作成

5. 近年の地域別投資動向

BOI で認可された投資案件（Application Approved）の投資額を地域別にみると、バンコク首都圏を含んだ中部と多くの工業団地がある東部に集中している。2013 年から 21 年までの 9 年間の累計では、中部は約 1 兆 3,654 億バーツと全体の 23.0%を、東部は約 2 兆 9,507 億バーツと同 49.8%を占めている。2017 年以降はタイ全体の FDI 認可額が減少傾向にあり、特に 2020 年は新型コロナウイルスの影響を受け大きく落ち込んでいる。直近 2021 年は 5,000 億バーツを超える水準まで増加、2022 年（1 月～9 月）の速報値でも 5,000 億バーツを超えており、コロナ前の水準まで回復をみせている。

また、中部と東部以外の地域の2013年から21年までの9年間の累計は、東北部の比率は6.1%、南部が5.1%、西部が3.4%、北部が3.1%といずれも全体の1割にも満たない水準である。

図表 24-7 地域別にみた BOI 投資申請額（認可ベース）



（出所）BOI 資料より作成

6. 外資企業の関心が高い工業団地

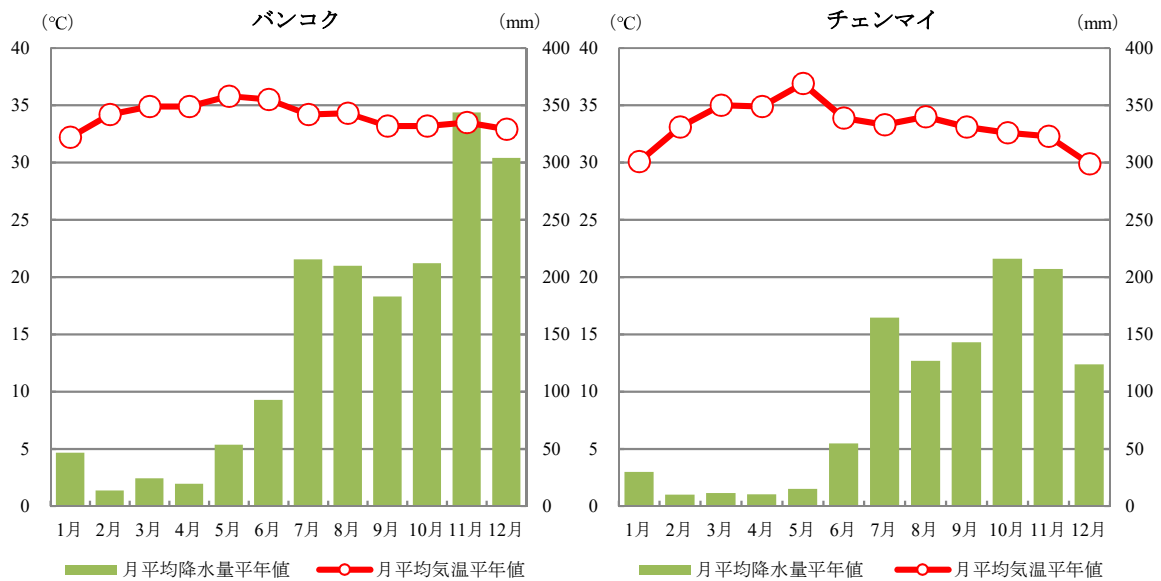
タイには現在、約 80 の工業団地が存在し、この内の 55 カ所はタイ工業団地公社（IEAT）によって開発・管理されている（民間との合弁での運用管理を含む）。これらの工業団地は主に中部から東部にかけての地域に多く立地している。中でも東部のラヨン、チョンブリー、チャチュンサオ、中部のアユタヤに多くの工業団地が立地している。

工業団地の中で日系企業が多いのは、アマタシティ・チョンブリー工業団地、イースタン・シーボード工業団地、バンプー工業団地が挙げられる。日系企業の多くは中部から東部に進出しているが、北部ランプーンの北部工業団地や東部のナコンラーチャシーマーのスラナリ工業団地にも日系企業が多い。

【参考】地域別気候

タイは熱帯性モンスーン気候で、非常に暑く雨が多いが、南北の地域ではやや違いがある。北部のチェンマイは山岳地帯ということもあり、バンコクに比べると 12 月、1 月は気温がやや低めで、過ごしやすくなっている。

図表 24-8 地域別の気温と降水量（平年値）



(出所) 気象庁「世界の天候データツール」より作成

第25章 地域編①：バンコク首都圏

1. 地域概要

(1) 概要

①バンコク首都圏のタイにおける経済的地位

バンコクはタイの首都であり、政治・経済の中心地である。その経済的地位は非常に高く、バンコク首都圏の2020年の名目GDPは7兆924億バーツで、タイ全体の47.6%を占める。1人あたりGDPは、自動車をはじめとする製造業が集積する東部に次ぐ高い水準である。バンコク市内には高級ブランドが入居する百貨店やショッピングモールも多く、消費の活発さを象徴している。

図表 25-1 バンコク首都圏の位置



バンコク首都圏		
46	ナコンパトム	Nakhon Pathom
47	ノンタブリー	Nonthaburi
48	パトゥムターニー	Pathum Thani
53	バンコク	Bangkok
54	サムットサーコン	Samut Sakhon
55	サムットプラカーン	Samut Prakan

図表 25-2 バンコク首都圏概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	バンコク首都圏	Bangkok & Vicinities	7,425,120	17,095	434,345
53	バンコク	Bangkok	5,270,460	8,999	585,689
55	サムットプラカーン	Samut Prakan	641,628	2,250	285,173
48	パトゥムターニー	Pathum Thani	428,278	1,786	239,753
54	サムットサーコン	Samut Sakhon	407,144	1,065	382,372
47	ノンタブリー	Nonthaburi	344,982	1,781	193,682
46	ナコンパトム	Nakhon Pathom	332,628	1,214	288,232

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

バンコク首都圏の主要な工業団地は 15 カ所ある。パトゥムターニー県のナワナコン工業団地は 1971 年、サムットプラカーン県のバンブー工業団地は 77 年、バンコクのラッカバン工業団地は 78 年の設立で歴史が長く、日本企業も多く進出している。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

道路距離は 6 万 7,300 km、道路舗装率は 98.1%と、100%近い水準に達している (2010 年)。国内には 6 本のアジアハイウェイ路線が通っており、隣国のマレーシア、カンボジア、ミャンマー、ラオスへと陸路で繋がっている。また、バンコクと中国の昆明とバンコクを結ぶ南北経済回廊も開通している。

バンコク市内の移動はスカイトレイン (BTS) や地下鉄 (MRT) の開通で便利になっているが、慢性的な交通渋滞のために車での移動には依然として時間がかかり、目的地への到着時間が予測できないこともしばしばである。

バンコク中心部から離れると、交通渋滞は少なくなる。バンコク外環道路やモーターウェイ等、バンコク市内を避ける道路や東部地域へ向かう高速道路は比較的流れがスムーズである。ただし、朝夕は従業員や私立校に通う生徒の送迎、家路につく通勤者のラッシュが重なるため、時間に余裕を持って移動することが得策である。

【港湾・空港】

チャオプラヤ川を 28 km 遡ったところにバンコク港 (クロントイ港) があり、1951 年の開港以来、バンコクの港として利用されてきた。

しかし、水路が狭く水深が浅いため、大型船は入港できない。

空港については、タイ最大の空港であるスワンナプーム国際空港がサムットプラカーン県にあり、バンコク市内から東方に約 30 km と便利な立地にある。同港は、バンコクから北に 20 km のドンムアン空港（現在は主に国内線やローコスト・キャリアが就航）のキャパシティが逼迫したことに対応し、2006 年に開港した。貨物ターミナルは総面積 19 万 m²、国際貨物ターミナル、国内貨物ターミナル、郵便センター、オペレーションセンターの 4 つの施設があり、貨物ターミナルはさらに 4 つ（特急貨物エリア、タイ航空専用エリア、その他航空会社エリア、ペリシャブル専用エリア）に分かれる。また、4 つの倉庫を有する免税ゾーンもある。年間 300 万トンに対応可能とされている。

【電力】

バンコク市内では、停電することはまずない。それ以外の地域でも電力供給は安定しているが、雨季には月数回程度の停電が発生する場合がある。工業団地には自家発電設備を有するところが多いが、瞬時に自家発電に切り替わるわけではないため、瞬間停電が生産や設備に影響を及ぼす場合は、無停電電源等の用意が必要となる場合もある。

【通信】

固定電話、携帯電話、インターネット環境とも水準は高い。特に携帯電話については、タイの 3 大キャリアと呼ばれる AIS、DTAC、TRUE はいずれも 4G、5G 通信を提供している。詳細については第 20 章「通信」を参照されたい。

【不動産】

不動産価格の高騰が続いているため、工業団地やオフィス賃料は上昇している。立地に優れ、設備の良い工業団地ではほとんど空きのないところもある。他方、個人向けではマンション（コンドミニアム）投資が活発であるが、タイ中央銀行は投機の過熱と不動産ローンの不良債権拡大抑制を図り、不動産価格に対するローンの比率に上限を設定した（2019 年 4 月）。だが、COVID-19 パンデミックの影響による購買力低下対策として、不動産評価額に占める借入金の割合（LTV）を、従来の 70～90% から 100% に引き上げた。なお、不動産取引では日本人をねらった詐欺（利回り保証を謳って投資させ、その後業者が倒産する等）も発生している。

ひとくちメモ 17： タイの観光産業

タイは GDP の約 1~2 割弱を観光産業が占め、2019 年には約 4,000 万人の観光客が訪れていたという観光大国であるが、COVID-19 により観光産業も打撃を受けている。2021 年には観光客が約 40 万人程度まで落ち込んだ。2022 年からは回復基調にあり、外国人旅行者数が 1,115 万人を記録し、ピークとなった 2019 年の約 3 割まで回復しているようである。だが、2022 年 11 月の現地調査においては、かつては外国人観光客等で賑わっていた歓楽街、パッポン通りも閑散としているような状況であった。

なお、タイではメディカル・ツーリズムが盛んであり、2021 年には医療ビザ (Medical Treatment Visa) の発行が承認されている。

同ビザの取得対象は、リハビリテーション、アンチエイジング、循環器系疾患、がん、美容整形等の医療サービスを受ける外国人富裕層となっている。中東の富裕層等に人気のようだ。このような富裕層向けの病院は高級ホテルのような設備、サービスを提供している。



2022 年 11 月のパッポン通りの様子

観光・スポーツ省は、タイを訪れる外国人旅行者数を向こう 5 年間でピーク時の 2 倍となる年間 8,000 万人に拡大する方針を発表。カジノの合法化なども実現し、観光による収入も 2019 年の 2.5 倍の 5 兆 バーツ (約 19 兆 6,000 億円) にまで引き上げることを目指すと報道されている。

【水】

バンコクにはチャオプラヤ川という豊かな水源があり、水不足になることはまずない。むしろ、土壌が粘土質で水はけが悪いこともあり、雨季に大量の雨が降った場合には、バンコク市内でも道路が水浸しになるのはよくあることである。2011 年にはバンコクから北のアユタヤで大規模な洪水が発生し、工業団地が水没したため多くの日系企業が被災した。この地域の工業団地は洪水の経験を踏まえ、堤防の建設や排水処理の強化等の対策を講じている。

②労働事情**【人材】**

バンコクとその周辺にはチュラロンコン大学をはじめ、タイの中でトップクラスの教育機関があり、人材の質は相対的に高いといえる。しかしながら、経理・人事・法務・IT 等の専門人材の確保が難しくなっているようである。特に、法務・IT 人材の確保が難しいとの声があった。

なお、2006年には泰日工業大学が設立され、19年には日本の高専機構が協力し、キングモンクット工科大学ラカバン校に附属校として KOSEN-KMITL（タイでの高専の第一号校）が設立される等、技術者を養成する教育機関も創設されており、エンジニアの育成を行っている。

【賃金】

バンコク周辺はタイ経済の中心ということもあり、賃金は他の地域に比べると高めである。タイは失業率が低く、若い層を中心にワーカーの採用が逼迫しているため、工業団地内でワーカーの取り合いになっている。ワーカーは給与が少しでも良い工場を求め頻繁に転職する傾向が強く（賃金の高い大手企業については例外あり）、工業団地内で労働争議に発展する場合もあるため、賃金上昇圧力は強い。マネージャーやエンジニアについても給与面の要求は高く、数年で転職していく人が多い。

図表 25-3 バンコク首都圏の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、パーツ）
バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコン、ノンタブリー、ナコンパトム、パトゥムターニー	353 パーツ

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

日本の気象庁のデータによると、平年値では、バンコクの月平均気温で最も高いのは4月の30.8℃、最も低いのは12月の27.4℃である。若干ではあるが、気温は上昇傾向にある一方、降水量は雨季のピークを迎える9月と10月で最も多く、月間降水量が360～390mmに及ぶ（日本の梅雨は、平年200mm前後）。

【教育】

バンコクには、泰日協会学校（バンコク日本人学校）がある。同校は1926年創立の盤谷日本尋常小学校を前身とする、世界的にも長い歴史のある日本人学校である。小学部と中学部があり、2022年4月時点、小学部は77クラス1,619名、中学部は18クラス397名の計2,016名であり、世界で最も規模の大きい日本人学校となっている。

【医療】

バンコクの医療水準は高く、市内の私立総合病院には日本の大病院と比べても遜色のないレベルの医師、設備を備えた病院がある。日本の医学部への留学や病院での研修を受けたタイ人医師（日卒医と呼ばれる）が勤務する病院もある。

公立病院でも大きいところは、分野によって高度な医療が受けられる場合があるが、駐在員とその家族等、長期滞在している日本人の多くは、ほとんどの場合、私立病院を利用しているようである。

外務省の「海外安全ホームページ」上で各国の医療事情についての情報を公開している。タイのページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>) では、バンコク周辺の病院情報として、9 病院が紹介されている（その内 2 病院はスワンナプーム空港内の病院、2 病院はドンムアン空港内の病院）。バンコク市内の病院としては、バンコク病院やバムルンロード病院等、私立病院 5 病院が紹介されている。

【治安】

治安は悪くはない。しかし、バンコクでは政情不安によるデモがたびたび発生してきた。このため、デモが行われる場所（ルンピニ公園等、決まった場所で行われ、大抵は事前に知らされる）には近づかないほうが良い。夜間外出禁止令が発令されると、配達車が出せない、夜勤の従業員が移動できない等の影響があるものの、生産活動に大きな影響は及ぼさないようである。

ひとくちメモ 18 : タイで人気の K-POP

K-POP と言えば、BTS（防弾少年団）や、BLACKPINK 等、世界的に人気を誇るグループも存在しているが、タイでも絶大な人気を誇っている。「2PM」の NICHKHUN や、「BLACKPINK」の LISA 等、タイ人メンバーが活躍していることも理由の一つであるようだ。特に「BLACKPINK」の LISA はインスタグラムのフォロワーが 8 千万人を超え（2022 年 12 月時点）、セリーヌといった欧米ハイブランドのグローバル・アンバサダーを務める等グローバルに活躍しており、タイ人にとっても誇りとなる存在であるようだ。

このような K-POP 人気を反映してか、2022 年にはバンコクにある国立シラパコーン大学が、音楽学部に、エンターテインメントの専攻を新設している。この新しい専攻では、ダンスやコーラス、それに効果的な SNS の発信等も含め、幅広く学べる模様である。

現地調査においては、このような K-POP 等、韓国文化の影響で若い層には圧倒的に韓国が人気であり、飲食においても韓国焼肉が流行っているというような声もあった。

日本のエンターテインメント業界からは、例えば吉本興行がアジアでエンターテインメント事業を展開するための基盤構築として「アジア住みます芸人」というプロジェクトを展開しており、タイでも実施中である。日本のアニメは引き続き根強い人気を誇るが、その他のエンターテインメント分野についても活躍を期待したい。

【住居】

住居は、他の地域と比較すると割高であるが、多様なサービスアパートメントが用意されている。地域により異なるものの、セキュリティ等が完備された住居であれば、日本人が多いといわれるスクンビット地域の家族向け住居の場合、家賃の相場は、最低でも月額 50,000 バーツ（約 17 万円）程度となっている。

【日本食】

バンコクは ASEAN 諸国の中では日本食や日本食材を入手しやすい都市である。バンコク市内には、日本食を扱うスーパーマーケットの「フジスーパー」が 4 店舗ある。

2019年2月には「ドン・キホーテ」を展開するパシフィック・インターナショナルホールディングスが、生鮮（青果・鮮魚・精肉・惣菜）をはじめとした食品や日用消耗品を扱う「DON DON DONKI トンロー店」をオープンした。また、イオンは1992年にタイ進出、2001年にはタイ証券取引所に上場している。

中でも店舗面積が300m²以下の「マックスバリュータンジャイ」を、バンコクを中心に展開している。タイで展開しているイオン、タイ国際航空との提携クレジットカードや鉄道事業等を展開するBTSグループとの提携による電子マネー「ラビット」を搭載した一体型メンバーカードも発行している。



バンコク市内のDON DON DONKI トンロー店（左）と
小売店のラビットカード決済端末（右）

また、外食では、バンコクに住むタイ人も日本食を好むため、「スシロー」「大戸屋」「丸亀製麺」「すき家」「一風堂」等、日系の外食チェーンの進出も多い。バンコク市内の大型ショッピングモールのフードコートには、ほとんどの場合日本食を提供する店が入居している。お弁当の宅配も充実している。

ひとくちメモ 19： タイでも人気のサッカー

タイは、サッカーへの関心度が高い国といわれる。日本のJリーグも2012年のタイ・プレミアリーグとのパートナーシップ協定を結んでおり、現在、一部リーグでは川崎フロンターレに所属するチャナティップ・ソングラシン選手等のタイ人選手が活躍している。Jリーグは2017年より「Jリーグ アジア・チャレンジ in タイ」を開催しており、日本のチームとタイのチームの対戦等を行っている。

ジェトロのレポートによれば、Jリーグはバンコク高架鉄へのラッピング広告等の広報のほか、日本のサッカーに関心を持つタイ人が集まる場を活用し、様々なビジネス活動に広がりを広げようとしている。例えば、パブリック・ビューイング会場で、赤城乳業が氷菓「ガリガリ君」、和幸がカツサンドを来場者に提供。日系企業による商品プロモーションに踏み込んだ例があるということである。

【金融】

バンコクには、日本のメガバンク 3 行（三菱 UFJ 銀行²⁷、三井住友銀行、みずほ銀行）や三井住友信託銀行の支店があり、主に日本企業や現地の大手企業、国際的に事業を展開する欧米企業のタイ子会社向けに、融資や為替等の法人業務を行っている。また、地方銀行や信用金庫がバンコクに駐在員事務所を設立するケースも多い。駐在員事務所の場合は情報提供サービスが中心だが、タイに進出している各行の取引先に日系企業間の情報交換の場を提供することでビジネスにつなげることを目的とした交流会も行っている。

他方、個人向け業務では、三菱 UFJ 銀行の場合、2013 年に買収したアユタヤ銀行（クルンシィ）で口座開設ができ、日本語サービスも提供されている。また、三井住友銀行は 2016 年にバンコク銀行と業務提携し、三井住友銀行のバンコック支店に口座を持つ顧客であれば、バンコク銀行の支店から三井住友銀行の（バンコック支店）口座に預金することが可能となっている。地場銀行では、カシコン銀行に日本語サポートデスクが設置されている。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Bang Chan Industrial Estate	60 Moo14 SoiSeri Thai 87, Minburi, Bangkok 10510	108 ha
2	Gemopolis Industrial Estate	38 Sukhapiban 2 Soi 31, Dok Mai, Prawet, Bangkok 10250	24 ha
3	Gemopolis Industrial Estate Project	47/31 Moo 4, Sukhapiban 2, Dok Mai, Prawet, Bangkok 10260	53 ha
4	Lat Krabang Industrial Estate	40 Soi Chalongkrung 31, Lumphlathiew, Lat Krabang, Bangkok 10520	409 ha
5	Bangkadi Industrial Park	159 Moo 5 Tivanon Rd., Bangkadi, Muang, Pathumthanee 12000	188 ha
6	Nava Nakorn Industrial Zone	999 Moo 13 Phaholyothin Rd., Klong1, Klong Luang, Pathum Thani 12120	1,038 ha
7	Asia Industrial Estate	Luang Pang Rd., Km.13-14, Klong Suan, Bang Phli Noi, Samut Prakarn 73001	644 ha

²⁷ 三菱 UFJ 銀行は、2013 年にアユタヤ銀行を買収し、2015 年に三菱東京 UFJ 銀行バンコック支店（当時）との統合を完了している。

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
8	Bangplee Industrial Estate	136/2 Moo 17 Thepharuk Rd., Bangsaothong, Samut Prakarn 10540	146 ha
9	Bangpoo Industrial Estate	649 Moo 4 Sukhumvit Rd.Km.37, Bangpoomai-Praksa, Muang, Samut Prakarn10280	875 ha
10	Bangpoo Industrial Estate (North)	511 Moo 2 TamruBang Phli Rd, Phraeksa, Mueang Samut Prakan District, Samut Prakan 10280	122 ha
11	Bangkok Free Trade Zone	71 Moo 15 Bangna-Trad Rd, Km. 23, Bangsaothong, Samut Prakarn 10540	160 ha
12	Bhakasa Industrial Estate	Bhakasa Industrial : Praksa Road, Praksa, Mueang Samut Prakan, Samut Prakan 10280	104 ha
13	Maharaj Nakorn Industrial Estate	99/1 Moo 8 Rama II Rd., Bangkajao, Muang, Samut Sakhon 74000	16 ha
14	Samut Sakhon Industrial Estate	39/5 Moo 2 ThonburiPaktor Highway, Km 32.5 Bangkrajao, Muang, Samut Sakhon 74000	297 ha
15	Sinsakhon Industrial Estate	30/1 Moo 2 Chetsadawithi Rd., Khok Kham, Mueang, Samut Sakhon 74000	95 ha

(出所) BOI より作成

ひとくちメモ 20： 「ロイクラトン」祭り

「ロイクラトン」とは、灯籠（クラトン）を川に流す（ロイ）というタイの人々の間で古くから続いていた風習だ。旧暦 12 月（現在の 10 月または 11 月）の満月の夜に人々が川岸に集まり、川の女神「プラ・マー・コンカー」へ感謝の気持ちを捧げる。13 世紀のスコータイ王朝の王妃がバナナの葉でハスの花をかたどった灯籠をつくり、満月を映した川に流したことがそのはじまりとされている。ロイクラトンの当日は、街全体がロイクラトン祭り一色になる。バンコク市内では公園の池や、市内をめぐる水路等で灯籠を流す光景を目にすることができる。川の周辺には灯籠を売る屋台が並び、お祭りムードを盛り上げている。

調査チームがタイに訪れた 2022 年 11 月、夕食の帰りに BTS プロンポン駅近くのベンチャシリ公園をたまたま通りかかった際、タイミングよくこの行事に参加することが出来た。屋台では色とりどりの灯籠が売られており、我々調査チームも折角の機会だからと記念に購入し、公園の池に流した。灯籠が一面に川面に浮かぶ光景は、とても幻想的だった。この時期のタイに訪れる機会があれば、是非この伝統的な行事に参加してもらいたい。タイの普段とは違った一面が見られるはずだ。



ベンチャシリ公園のロイクライトンの様子

第26章 地域編②：中部

1. 地域概要

(1) 概要

①中部地方のタイにおける経済的地位

バンコク首都圏の北部に位置し、6 県で構成される。中部の名目 GDP（2020 年）は 8,434 億バーツで、その半分近くをアユタヤ県（プラナコンシーアユタヤ）が占め、次いでサラブリー県となっている。これらアユタヤ県、サラブリー県では、製造業が集積している点が特徴的である。

図表 26-1 タイ中部地方の位置



中部地方		
38	チャイナート	Chai Nat
39	シンブリー	Singburi
40	ロップリー	Lop Buri
41	サラブリー	Saraburi
42	アーントーン	Ang Tong
44	プラナコンシーアユタヤ	Phra Nakhon Sri Ayuthaya

図表 26-2 中部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	中部地方	Central	843,469	3,174	265,743
44	プラナコンシーアユタヤ	Phra Nakhon Sri Ayuthaya (PA)	398,161	912	436,363
41	サラブリー	Saraburi	245,042	762	321,625
40	ロップリー	Lop Buri	106,171	775	137,004
38	チャイナート	Chai Nat	36,049	291	123,905
42	アーントーン	Ang Tong	31,657	247	127,940
39	シンブリー	Singburi	26,389	187	140,890

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日本企業進出動向

アユタヤ県とサラブリー県を中心に、中部地方には工業団地が多い。中でも、日鉄物産（2019年4月1日、日鉄住金物産より商号変更）とタイのヴィニチュブル財閥との合弁会社がアユタヤ県で運営するロジャナ工業団地（1989年設立）は総開発面積が2,400ヘクタールと規模が大きく、ホンダ（四輪車工場）をはじめ、約150社の日本企業が進出している。業種別では、自動車部品や電気・電子部品の企業が多く、大手メーカーとそのサプライヤーが集積している。

アユタヤ県のほかには、サラブリー県とシンブリー県で工業団地が稼働しており、日本企業も進出している。



ロジャナ工業団地の看板

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

道路は整備されている。アユタヤはバンコクから近いため、バンコクからの通勤者が多く、2016年の調査時点では通勤時間帯、特に夕方に渋滞が発生していた。しかし、道路の整備が進み、現在、渋滞は大きく緩和されている。時間帯にもよるが、バンコク中心部からアユタヤのロジャナ工業団地までの所要時間は車で70～90分程度である。

【電力】

PEA（地方配電公社）から供給を受けるケースと工業団地から供給されるケースがある。前者の場合、瞬間停電が発生する。後者の場合は、工業団地により違いはあるが、ロジャナ工業団地の例ではほぼ停電はなく、電圧も安定しているとのことであった。

【通信】

電話は整備されており、特段の問題は聞こえなかった。一部では、インターネット環境は回線速度、安定性で問題を指摘する声もある。

② 労働事情

【人材】

過去の現地調査では、大規模工場で多くのワーカーを必要とする会社の場合は寮を用意し、タイ人の採用担当者が東北部で高校卒業生を採用している例もあった。また、インターンシップを活用して採用につなげる例や、東北部の学校からトレーニーとしてワーカーを受け入れる例もあった。

一方、スタッフの場合はバンコク居住者を直接採用するケースや、人材派遣会社を通じて採用するケースが主な人員確保手段となっている。ただし、人材派遣会社の場合は、必ずしも求めるレベルの人材が紹介されないとの指摘もあった。

【賃金】

2022年10月に最低賃金（日額）が改訂されている。

図表 26-3 中部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、バーツ）
アユタヤ	343 バーツ
ロブプリー、サラブリー	340 バーツ
チャイナート、アーントーン	335 バーツ
シンプリー	332 バーツ

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

家族帯同者、特に小学生の子女帯同の場合は、バンコク市内の日本人学校への通学のためバンコクに居住するケースが多いようである。アユタヤにサービスアパートが増え、住環境が改善されており、単身者を中心にアユタヤに居住する例も多い。住居費はバンコクと比較して割安となっている。

アユタヤにもスーパーマーケットやハイパーマーケットがあるため、基本的に食材の調達には問題はない。また、バンコクから車で1時間から1時間半の距離にあることから、医療や日本食品もバンコクでの利用が可能である。



アユタヤの遺跡

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Bang Pa-In Industrial Estate	139 Moo 2 Udomsorayuth Rd., Klong-Jig, Bang Pa-In, Ayutthaya 13160	268 ha
2	Rojana Industrial Park, Ayutthaya	1 Moo 5 Rojana Rd., Kanharm, U-Thai, Ayutthaya 13210	2,464 ha
3	Nakhon Luang Industrial Estate	103 Moo 4 Bang Prakru, Nakhon Luang, Ayutthaya 13260	461 ha
4	WHA Saraburi Industrial Land (WHA SIL)	111 Moo 7 Nong Pla Kead Rd., Nong Khae, Saraburi 18140	440 ha
5	Kaeng Khoi Industrial Estate	134 Moo 1 Adireksarn Rd., Banthad, Kaengkhoi, Saraburi 18100	92 ha
6	Nong Khae Industrial Estate	61 Moo 1 Khokyaе, Nong Khae, Saraburi 18230	327 ha
7	Indra Industrial Park	48 Moo 3 Namtan, Inburi, Singburi 16110	115 ha

(出所) BOI より作成

第27章 地域編③：東部

1. 地域概要

(1) 概要

①東部地方のタイにおける経済的地位

東部地方は、タイにおける製造業（自動車産業、化学産業）の一大集積地となっており第2次産業の構成比が高い（64.2%）。名目GDP（2020年）は2兆6,872億バーツと、バンコク首都圏に次ぐ水準にあるものの、1人あたりGDPは、チョンブリー（471,723バーツ）、ラヨーン（831,734バーツ）、プラーチンブリー（510,887バーツ）はバンコク首都圏（446,602バーツ）よりも高い水準にある。特にラヨーン県の1人あたりGDPは、タイ全国で最も高い水準にある。

図表 27-1 タイ東部地方の位置



東部地方		
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok
50	プラーチンブリー	Prachin Buri
51	サケーウ	Sa Kaeo
52	チャチュンサオ	Chachoengsao
56	チョンブリー	Chon Buri
57	ラヨーン	Rayong
58	チャンタブリー	Chanthaburi
59	トラート	Trat

図表 27-2 東部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	東部地方	Eastern	2,687,222	6,159	436,308
56	チョンブリー	Chon Buri	892,062	1,891	471,723
57	ラヨン	Rayong	857,191	1,031	831,734
52	チャチュンサオ	Chachoengsao	346,104	858	403,574
50	プラーチーンブリー	Prachin Buri	326,113	638	510,887
58	チャンタブリー	Chanthaburi	142,687	561	254,246
51	サケーウ	Sa Kaeo	46,558	647	71,924
59	トラート	Trat	45,349	272	166,451
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok	31,158	261	119,304

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

東部地方には、48カ所もの工業団地が存在し、日系企業の進出・企業活動も、自動車を中心として大きく展開されている。中でも特に規模の大きいアマタシティ・チョンブリー（旧アマタナコン）工業団地には、レンタル工場等を含め700社以上の企業が入居し、この内の6割以上を日系企業が占めている。

また、同工業団地は開発のコンセプトにトータルな「街づくり」を掲げ、病院、学校、レストラン、ゴルフコース、居住地域等、働く人々の生活に配慮した様々なサービスやファシリティが展開されている。2019年5月には、開発企業のアマタシティ社が、日本のフジタ、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN: Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development)と共同でホテルの建設・運営やバスターミナルの整備等を行う都市開発を着工した。

ホテルでは、オークラニッコーホテルマネジメントが運営を行う「ホテル・ニッコー・アマタシティ チョンブリー」が2022年に開業している。工業団地からスマートシティへの転換を掲げており、各国が高い関心を寄せている。

2018年5月に東部特別開発地区法(Eastern Special Development Zone Act B.E. 2561)が制定され、ラヨン県、チョンブリー県、チャチュンサオ県の3県（その他、追加で指定される地域を含む）が東部特別開発地区に指定されている。同開発地区内の特別区（EECi: イノベーション特別区、EECd: デジタルパーク・タイランド、EECa: 東部航空都市）で、特定産業（図表 27-3）に指定されている12分野の事業を行う場合には、法人税が上限額の設定無しで最大13年間免除される等、手厚い特典が用意されている。

図表 27-3 ターゲット産業

1 次世代自動車	7 航空・物流
2 スマート電子機器	8 バイオ燃料・バイオ化学
3 高付加価値の観光・メディカルツーリズム	9 デジタル経済
4 農業・バイオテクノロジー	10 医療ハブ
5 未来のための食品	11 教育
6 自動化機械・ロボット	12 国防

(出所) Eastern Special Development Zone Act B.E. 2561 (2018)

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

製造業が集積していることもあり、道路の整備状況には特段の問題はない。この地方では、「東部経済回廊（EEC）」の開発計画が始動している。同計画は、チョンブリー県、ラヨーン県、チャチュンサオ県の3県をまたぐ高速道路・鉄道を建設し、ハイテク産業（航空機、ロボット、医療等）を沿線に誘致しようとするものである。

2022年9月時点の各種報道によれば、ドンムアン空港、スワンナプーム空港、ウタパオ空港を結ぶ高速鉄道は2026年に商業運転が見込まれている。

【空港・港湾】

チョンブリー県には、タイ最大の港湾であるレムチャバン港がある。レムチャバン港は、コンテナリゼーションへの対応としてバンコク港(クロントイ港)にとって代わって1991年に開港し、1997年には同港の貨物取扱量を抜いて国内最大港となった。

EEC 枠内のインフラ整備の一環として、上記レムチャバン港と、ラヨーン県に位置するマプタプット港の開発が盛り込まれている。レムチャバン港については、2025年、2029年の2段階での商業運転の開始を目指し、コンテナの取扱量を1,800万TEUまで拡大すること、自動車輸出能力を300万台へ拡張することが掲げられている。また、マプタプット港については、2025年までに、160万m²の敷地内に液化天然ガスのタンカー接岸港2ヵ所、ガス積替え栈橋3ヵ所の増設、貨物倉庫、天然ガス関連事業所、沈泥溜め、サービス施設、砂防堰堤、防波堤の築造を行う計画である。空港についても、ラヨーン県のウタパオ国際空港の拡張がEECのインフラ整備に盛り込まれており、全部で4期に分けて開発されることが計画されている。

【電力】

大手の工業団地では、自家発電設備を備えているところが多いため（タイの大手デベロッパーの中には、関連会社に電力会社を持つ企業もある）、団地内に立地する場合は、長時間電力供給に問題が発生することはない。

②労働事情

【人材】

東北部やミャンマー等、近隣国からのワーカーの流入もあり、就労可能人口は多いと考えられる。ローカル採用のワーカーは工業団地内の居住エリアに住み込む場合もあるようである。ただし、多くの工場が集積し、必要な人員数が多いこと、一般的に若者が熱くて危険を伴うような工場への就労を避ける傾向にあるため、雇用のミスマッチが生じている。特に熟練工やマネージャーレベルの人材確保は難しい。日系企業の間では、直前まで他の日系企業に勤務している者の採用は自主的に控えるとの紳士協定があるものの、タイ人は少しでも好条件の職に転職する傾向が強いため、熟練工やマネージャー層の離職リスクは低くない。

【賃金】

2022年10月の最低賃金（日額）引き上げにより、東部地方8県の内、産業集積が進んだラヨン県とチョンブリー県の2県が、最高額の354バーツとされた。

図表 27-4 東部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、バーツ）
チョンブリー、ラヨン	354バーツ
チャチュンサオ	345バーツ
トラート、プラーチンブリー	340バーツ
チャンタブリー、ナコンナーヨック	338バーツ
サケーウ	335バーツ

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

【教育】

2009年に泰日協会学校（シラチャ日本人学校）がチョンブリー県内に設立されている。小学部と中学部があり、2022年4月時点、小学部は16クラス、中学部は4クラスで、小中学部合わせた生徒数は375名である。校区はチョンブリー県とラヨン県である。校区は保護者の勤務先住所を規準に決められるため、勤務先住所が両県にあれば、バンコク在住でもシラチャ校が通学校となる。

【医療】

日本人の多くが居住するチョンブリー県シラチャには、日本語対応可能な病院がいくつか存在する。サミティヴェート・シラチャ病院では、日本語を話す医師 2 名、同看護師 6 名、日本語通訳 8 名が在籍し、24 時間日本語での対応が可能な診療受付が用意されている。また、パヤタイ・シラチャ病院では、日本人・タイ人の日本語通訳が複数配置されている。このほか、パタヤとラヨンにはバンコク病院（Bangkok Hospital Pattaya、Bangkok Hospital Rayong）があり、日本語通訳が用意されている。

【治安】

都市部に近い割には比較的のどかな地域で、日本人を狙った詐欺や、スリ・置き引き等が多発しがちなバンコクに比べれば、治安面では安定している。

シラチャにはサービスアパートメントも多くあり、家族同伴で住んでいる者も多い。例えば、バルコニー・コートヤード・シラチャ ホテル(Balcony Courtyard Sriracha Hotel & Serviced Apartments)では、未就学児連れの日本人駐在員の家族もおり、ホテルの中庭で子供たちを遊ばせているグループもみられた。

【日本食】

日本人駐在員の多いシラチャでは、自動車産業の集積が始まった 1990 年代後半から日本食レストランの数が増加してきた。地場の流通大手サハ・グループが日本をテーマとするコミュニティ・モール「J-パーク」を開設し、「和食さと」や「さぼてん」、「幸楽苑」等多くの日本食の店舗が営業している。また、大手工業団地には、敷地内に日本食レストランを備えているところもある。日本人シェフがいる日本食店も多数あり、日本食には困らないようだ。

イオンや上記 J-パーク内のマックスバリュ、ショッピングモールのロビンソン、その他専門店等で日本食材も多く販売されており、入手は容易である。

【金融】

邦銀の進出はバンコクに集中しているのが現状であるが、三井住友銀行とみずほ銀行が出張所を開設している。三井住友銀行は、2013 年 5 月に、当時、邦銀としてはバンコク以外では初となる「三井住友銀行バンコック支店チョンブリー出張所」をチョンブリー県に開設した。また、みずほ銀行は 2015 年 3 月に、ラヨン県のイースタンシーボード工業団地内に出張所を開設し、同工業団地のデベロッパーであるヘマラート・ランド・アンド・ディベロップメントと覚書を締結した上で、日系企業の進出手続支援や、相談会・セミナー等の開催に協力している。さらに、三菱 UFJ 銀行は、2015 年に旧三菱東京 UFJ 銀行バンコック支店との統合を完了したアユタヤ銀行を通じ、サービスを提供している。



シラチャ J-パーク看板



J-パーク内の様子

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	304 Industrial Park 2	200 Moo 3 Khao Hin Son, Phanom Sarakham, Chachoengsao 24120	1,920 ha
2	Gateway City Industrial Estate	Highway 331 Km.10 (Chachoengsao-Satahip), Huasamrong, Plaeng Yao, Chachoengsao 24190	824 ha
3	TFD Industrial Estate	Tha Sa-an, Bang Pakong, Chachoengsao 24180	136 ha
4	Wellgrow Industrial Estate	78 Moo 1 Bangna-Trad Highway Km.36, Homsin, Bangpakong, Chachoengsao 24180	425 ha
5	BlueTech City	Khao Din, Bang Pakong, Chachoengsao 24130	189 ha
6	Amata City Chonburi Industrial Estate	700/2 Moo 1, Bangna-Trad Road Km. 57 Klong Tamru, Muang, Chon Buri 20000	2,220 ha
7	Asia Clean Chonburi Industrial Estate	Nong Irun, Ban Bueng District, Chon Buri 20220	156 ha
8	Ban bueng Industrial Estate	Highway 3289, Nong I-run, Banbung, Chonburi	278 ha
9	WHA Chonburi Industrial Estate 1 (WHACIE 1)	331/8-9 Moo 6 Highway 331 Km.91-92, Bowin, Sriracha, Chonburi 20230	556 ha
10	WHA Chonburi Industrial Estate 2 (WHACIE 2)	Khao-khunsong, Sriracha, Chonburi 20230	378 ha
11	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 2 (WHAESIE 2)	Khao-khunsong, Sriracha, Chonburi 20230	378 ha
12	Laem Chabang Industrial Estate	49/19 Moo 5 Sukhumvit Rd., Thungsukhla, Sriracha, Chonburi 20230	448 ha
13	Pinthong Industrial Estate (PIP1)	789 Moo 1 Nongkho-Laem Chabang Rd., Nong Kham, Sriracha, Chonburi 20230	170 ha
14	Pinthong Industrial Estate (Laem Chabang) (PIP2)	789 Moo 1 Nongkho-Laem Chabang Rd., Nong Kham, Sriracha, Chonburi 20230	125 ha

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
15	Pinthong Industrial Estate (PIP3)	Nong Kham, Bueng, Sriracha, Chonburi 20230	162 ha
16	Pinthong Industrial Estate (PIP4)	Sri Racha, Chonburi 20230	77 ha
17	Pinthong Industrial Estate (PIP5)	Sri Racha, Chonburi 20230	171 ha
18	Saha Group Industrial Park Sriracha	510/6 Moo 11 Nongkharm, Sriracha, Chonburi 20230	288 ha
19	Yamato Industries Industrial Estate	33 Moo 1 Nongyai, Nongyai, Chonburi 20190	124 ha
20	304 Industrial Park	106 Moo 7 Thatoom, Srimahaphothe, Prachinburi 25140	2,350 ha
21	Bor-Thong Industrial Zone	69 Moo 4 Nongsang-Wangtakian, Bor-Thong, Kabinburi, Prachinburi 25110	230 ha
22	Hi-Tech Kabin Industrial Estate	99/1 Moo 1 Ladtakien, Kabinburi, Prachinburi 25110	172 ha
23	Kabinburi Industrial Zone	444 Moo 9 Nongki, Kabinburi, Prachinburi 25110	640 ha
24	Rojana Industrial Park (Prachinburi)	141 Moo 12, Tambol Huawa, Amphur Si Maha Phot, Prachinburi 25140	960 ha
25	Saha Group Industrial Park Kabinburi	1 Moo 5 Nonsi, Kabinburi, Prachinburi 25110	624 ha
26	Amata City Rayong Industrial Estate	7 Moo 4 and Moo 6, Map Yang Phon, Pluak Daeng, Rayong 21140	1,381 ha
27	Asia Industrial Estate	9 Moo 2 Sukhumvit Rd., Banchang, Muang, Rayong 21130	415 ha
28	CPGC Industrial Estate	3191 CPGC Industrial Estate Mapkha, Nikompathana, Rayong, Thailand, 21180	491 ha
29	Eastern Seaboard Industrial Estate (Rayong) (ESIE)	112 Moo 4 Highway 331Km.91.5, Pluak Daeng, Pluak Daeng, Rayong 21140	1,055 ha
30	G.K. Land Industrial Park	119 Moo 4 Pluakdaeng-Wangtapin-Sapansee Rd., Pluakdaeng, Rayong 21140	224 ha
31	WHA Eastern Industrial Estate (Map Ta Phut) (WHA EIE)	18 Pakorn Songkrohraj Rd., Huay Pong, Muang, Rayong 21150	560 ha
32	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 1 (WHAESIE 1)	121 Moo 4 Highway 331 Km. 91.5, Tasit, Pluak Daeng, Rayong, 21140	1,011 ha

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
33	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 2 (WHAESIE 2)	Highway 331, Km. 81, Khao Khan Song Sub-district, Si Racha District, Rayong 20220	379 ha
34	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 4 (WHAESIE 4)	Highway 3578, Km. 5, Mae Nam KhuSub-district, Pluak Daeng District, Rayong 21140	352 ha
35	WHA Rayong Industrial Land (WHA RIL)	222 Moo 11 Ban Khai-Nong La Lok Rd., Ban Khai, Rayong 21120	431 ha
36	WHA Rayong 36 Industrial Estate	Phana Nikom Subdistrict, Nikom Phatthana District, Rayong	205 ha
37	IRPC Eco Industrial Zone 4	299 Moo 5 Sukhumvit Rd., Choeng Nern, Muang Rayong, Rayong	960 ha
38	Luckchai Rubber City Industrial Estate (Under development)	Moo 2 Baan Yai Lun, Samnak Tong, Muang, Rayong	244 ha
39	Map Ta Phut Industrial Estate	1 I-1 Rd., Map Ta Phut Industrial Estate, Muang, Rayong 21150	1,112 ha
40	Padaeng Industrial Estate	15 Padaeng Rd., Mab Ta Phut, Muang, Rayong 21150	80 ha
41	Rayong Industrial Estate (Ban Khai)	Ban Khai - Ban Bueng Road (Highway 3138), Nong Bua, Ban Khai, Rayong 21120	217 ha
42	RIL Industrial Estate	88 Highway 3191, Map Ta Phut, Rayong, 21150	204 ha
43	Rojana Industrial Park, Rayong (Ban Khai)	3/7 Moo 2 Ban KhaiBan Bung Rd. (Highway 3138), Nong Bua, BanKhai, Rayong 21120	400 ha
44	Rojana Industrial Park, Rayong (Pluak Daeng)	54/5 Moo 1, Mapyanporn, Pluak Daeng, Rayong 21140	240 ha
45	Siam Eastern Industrial Park	60 Moo 3 Mabyangporn, Pluakdaeng, Rayong 21140	220 ha
46	Prinya Assets (SSP Industrial Park Rayong)	33/9 Moo 5 Highway 3143, Nonglalom, Bankhai, Rayong 21120	336 ha
47	Pinthong Project 6 Industrial Estate	Pluak Daeng district Sriracha District, Rayong	147 ha
48	Sa Kaeo Industrial Estate	Pa Rai Subdistrict, Aranyaprathet District, Sa Kaeo	42 ha

(出所) BOI より作成

第28章 地域編④：西部

1. 地域概要

(1) 概要

①西部地方のタイにおける経済的地位

西部はバンコク首都圏の西に位置する 6 県で構成され、スパンブリー県とサムットソクラーム県以外の 4 県はミャンマーと接している。西部全域の名目 GDP（2020 年）は 5,633 億バーツであり、7 つに分けた地域区分の中で最も小さく、人口も 3,663 千人と 2 番目に少ない。

図表 28-1 タイ西部地方の位置



西部地方		
43	スパンブリー	Suphan Buri
45	カーンチャナブリー	Kanchanaburi
60	サムットソクラーム	Samut Songkhram
61	ラーチャブリー	Ratchaburi
62	ペッチャブリー	Phetchaburi
63	ブラチュワブキーリーカン	Phachuap Khiri Khan

図表 28-2 西部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	西部地方	Western	563,389	3,664	153,763
61	ラーチャブリー	Ratchaburi	180,496	812	222,261
45	カーンチャナブリー	Kanchanaburi	102,857	832	123,679
63	プラチュワプキーリーカン	Phachuap Khiri Khan (PK)	91,554	488	187,718
43	スパンブリー	Suphan Buri	89,628	852	105,238
62	ペッチャブリー	Phetchaburi	71,934	501	143,591
60	サムットソングラーム	Samut Songkhram	26,920	179	150,169

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

ラーチャブリー県及びペッチャブリー県に工業団地がある。ラーチャブリー県のラーチャブリー工業団地には、乾燥食品の株式会社営洋やデニム生地のカイハラ株式会社等、食品製造や衣料品製造の日本企業が数社進出している。また、カーンチャナブリーからミャンマーのダウエーに向けた開発構想があり、将来的にはタイからミャンマー（ダウエー）経由でのインド、中東、アフリカ向け輸出の可能性が探られている。しかし、現状はミャンマー側の道路インフラやダウエーの港湾の整備が進んでいないことや、ミャンマーの政治的不安定さもあり不透明な状況である。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

バンコクから、日本政府が経済特区開発支援を表明したミャンマーのダウエーまでの道路がカーンチャナブリー県を通過して続いている（ミャンマー側の一部は未舗装）。また、バンコクからラーチャブリー県を通過し、ペッチャブリー県、プラチュワプキーリーカン県の東部を通過して、南部地方を通過しマレーシアへと続く国道4号線が通っている。道路は整備されており、バンコクと比べて渋滞は少ない。

②労働事情

【賃金】

2022年10月に最低賃金（日額）が改訂されている。

図表 28-3 西部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、バーツ）
スパンブリー	340 バーツ
サムットソンクラーム、チャンタブリー、ナコンナーヨック	338 バーツ
ペッチャブリー、プラチュワプキーリーカン、カーンチャナブリー	335 バーツ
ラーチャブリ	332 バーツ

(出所) JETRO より作成

③生活環境

カーンチャナブリーは映画「戦場にかける橋」の舞台として有名な観光地であるが、工業団地は少なく、日本企業の進出もあまりない。駐在員としての生活環境は教育や医療面でのハードシップが高い。日本食のレストランは数件存在する程度である。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Khao Yoi Industrial Park	Petchkasem Rd., Km 139, Tabkang, Khao Yoi, Petchaburi 76140	80 ha
2	Ratchaburi Industrial Estate (RIE)	110 Moo 9 Phetkasaem Highway Km. 90, Donsai, Protaram, Ratchaburi 70120	150 ha

(出所) BOI より作成

第29章 地域編⑤：北部

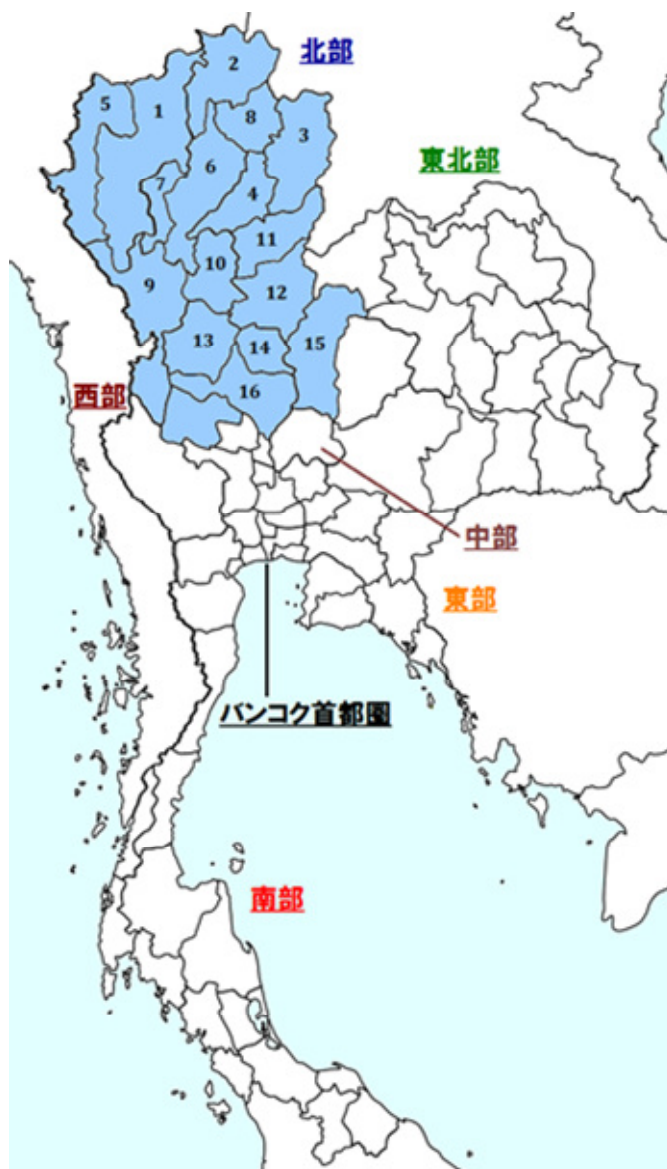
1. 地域概要

(1) 概要

①北部地方のタイにおける経済的地位

17 県で構成される北部は、人口 1,132 万人、名目 GDP は 1 兆 2,283 億バーツである（いずれも 2020 年）。経済の中心はチェンマイ県であるが、工業団地はチェンマイ県に少なく、すぐ南に位置するランブーン県に集中している。

図表 29-1 タイ北部地方の位置



北部地方	
1	チェンマイ Chiang Mai
2	チェンラーイ Chiang Rai
3	ナン Nan
4	プレー Phrae
5	メーホンソーン Mae Hong Son
6	ランバーン Lampang
7	ランブーン Lamphun
8	パヤオ Phayao
9	ターク Tak
10	スコータイ Sukhothai
11	ウッタラディット Uttaradit
12	ピサヌローク Phitsanulok
13	カンベンベット Kam Phaeng Phet
14	ピチット Phichit
15	ペッチャブーン Phetchabun
16	ナコンサワン Nakhon Sawan
17	ウタイターニー Uthai Thani

図表 29-2 北部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	北部地方	Northern	1,228,305	11,325	108,460
1	チェンマイ	Chiang Mai	237,701	1,801	131,967
13	カンペンベット	Kam Phaeng Phet	105,356	781	134,926
16	ナコンサワン	Nakhon Sawan	111,441	920	121,070
2	チェンラーイ	Chiang Rai	101,221	1,147	88,281
12	ピサヌローク	Phitsanulok	96,586	896	107,854
7	ランブーン	Lamphun	82,588	394	209,668
15	ペッチャブーン	Phetchabun	78,544	911	86,198
6	ランパーン	Lampang	70,795	704	100,591
9	ターク	Tak	63,366	535	118,508
14	ピチット	Phichit	49,669	511	97,221
10	スコータイ	Sukhothai	48,911	610	80,206
11	ウッタラディット	Uttaradit	40,543	409	99,236
8	パヤオ	Phayao	35,439	372	95,197
3	ナーン	Nan	34,474	441	78,147
4	プレー	Phrae	31,218	378	82,657
17	ウタイターニー	Uthai Thani	25,305	276	91,578
5	メーホンソン	Mae Hong Son	15,148	239	63,419

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

北部地方の工業団地は、ランブーン県に3カ所、チェンマイ県に1カ所、ピチット県に1カ所ある。日本企業は、このうちのランブーン県の工業団地に多く進出している。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

チェンマイ中心部からランブーン県の工業団地までの道路は複数車線であり、基本的に道路インフラ上の不都合はない。渋滞についても次第に進行しているといわれているが、ビジネスを行うにあたって特段の問題が生じるレベルではない。バンコクまでは約700kmの距離があるが、コンテナ貨物をバンコク港から出荷(入荷)する企業も少なくない。ただし、道中のランパーン県、ランブーン県とピサヌローク県の間が険しい山道であり、事故が発生しやすいようである。

【空港・港湾】

チェンマイ中心部から南西方向約 4 km の地点にチェンマイ国際空港がある。空港運営会社であるタイ航空公社 Airport of Thailand はチェンマイ空港を含む主要 6 空港のデータを公表しているが、それによると、チェンマイ空港は、発着回数は 2020 年 47,298 回、2021 年 21,900 回、乗降客数で 2020 年 6,271,657 人、2021 年 2,507,077 人、取扱貨物量は 2020 年 6,605 トン、2021 年 3,403 トンと、COVID-19 の影響で減少している。北部では軽量の電子部品等の集積が進んでおり、空路での輸送が使われることも多い。

【電力】

日本企業が進出しているランブーン県の工業団地では停電はほとんどない。ただし、電圧は不安定で変動幅が大きいとの指摘もある。

【通信】

通信では大きな問題はない。

②労働事情

【人材】

スタッフやマネージャーの場合、優秀な人材はバンコクへ流出する傾向が強く、採用が難しい。チェンマイには国立大学のチェンマイ大学があり人材が輩出しているが、卒業生はバンコクへ向かうことが多いようである。

【賃金】

2022 年 10 月の最低賃金（日額）が改訂されている。

図表 29-3 北部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金 (日額、バーツ)
チェンマイ	340 バーツ
ナコンサワン、ピサヌローク、ペッチャブーン、ウッタラディット、パヤオ	335 バーツ
ランブーン、カンペンペット、チェンラーイ、ランパーン、ターク、スコータイ、ピチット、ウタイターニー、プレー、メーホンソーン	332 バーツ
ナーン	328 バーツ

(出所) JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

チェンマイの月平均気温（平年値）はバンコク同様、4月が最も暑く、12月が最も涼しい。4月の平年値は29.3℃、12月は21.7℃である。降水量もバンコクと同様で、5月から10月が多い。

【教育】

チェンマイには日本人学校はないが、毎週土曜に国語と算数の補習機会を提供する補習授業校がある。

【医療】

外務省「世界の医療事情」にチェンマイ、チェンライ、ピサヌローク、スコータイ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>)。チェンマイには日本人通訳のいる病院もある。

【治安】

チェンマイは観光都市であり、街中の治安は良いといわれている。

【住居】

工業団地で操業する日本企業の駐在員はチェンマイに居住するケースがほとんどである。また、リタイア後のロングステイで滞在する日本人も多く、サービスアパートやロングステイ者用の住居も多く提供されている。

【日本食】

大型ショッピングセンターには寿司やラーメン、牛丼等和食レストランが営業しており、スーパーでは日本食材の調達が可能である。また、チェンマイを拠点とする地場のリンピン・スーパーマーケット（Rimping Supermarket）では、海外から輸入した加工食品が多い。また、自社規準に基づく「有機野菜」「水耕野菜」等に分け、それぞれのパッケージに緑色、水色、白色、黄色、赤色のマークを付けたり、店内に説明用のポップを配置する等して、消費者が識別できるよう工夫している店舗もある。



リンピン・スーパーマーケット



※店内には日本語の説明も

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	World Lamphun Industrial Estate (Lamphun 2)	Km.70 Chiang Mai Lam Phang Rd., Makhuea Chae, Muang, Lam Phun 51000	59 ha
2	Northern Region Industrial Estate	60 Moo 4 SuperHighway Rd., Banklang, Muang, Lamphun 51000	185 ha
3	Saha Group Industrial Park Lamphun	189 Moo 15 Pasak, Muang, Lam Phun 51000	262 ha
4	Phichit Industrial Estate	79 Moo 1 Nhong Lhum, Km. 97-98 Nakhonsawan-Pitsanulok Rd., Wachirabarami, Phichit 66220	229 ha

(出所) BOI より作成

第30章 地域編⑥：東北部

1. 地域概要

(1) 概要

①東北部地方のタイにおける経済的地位

東北部は 20 の県から構成され、域内の北部から東部の 7 県はラオスと、南部の 4 県はカンボジアと接している。内陸に位置し、海港はない。東北部地方の名目 GDP（2020 年）は 1 兆 5,908 億バーツ、ナコンラーチャシーマー県が 18.5%、コーンケン県が 13.1%を占める。

図表 30-1 タイ東北部地方の位置



東北部地方		
18	ブンカーン	Bueng Kan
19	ノンカーイ	Nong Khai
20	ルーイ	Loei
21	ウドンターニー	Udon Thani
22	ノンブアランブー	Nong Bua Lam Phu
23	サコンナコン	Sakon Nakhon
24	ナコンパノム	Nakhon Phanom
25	ムクダーハーン	Mukdahan
26	コーンケン	Khon Kaen
27	カーラシン	Kalasin
28	マハーサーラカム	Maha Sarakham
29	チャイヤブーム	Chaiyaphum
30	ナコンラーチャシーマー	Nakhon Ratchasima
31	ブリラム	Buri Ram
32	スリン	Surin
33	シーサケート	Si Sa Ket
34	ローイエット	Roi Et
35	ヤソートン	Yasothon
36	ウボンラーチャターニー	Ubon Ratchathani
37	アムナートチャルーン	Am Nat Chareon

図表 30-2 東北部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	東北地方	Northeastern	1,590,892	18,447	86,241
30	ナコンラーチャシーマー	Nakhon Ratchasima	294,604	2,507	117,521
26	コーンケン	Khon Kaen	208,472	1,714	121,648
36	ウボンラーチャターニー	Ubon Ratchathani	129,081	1,735	74,408
21	ウドンターニー	Udon Thani	108,113	1,257	85,982
31	ブリラム	Buri Ram	92,023	1,210	76,038
32	スリン	Surin	83,808	1,058	79,182
34	ローイエット	Roi Et	80,631	1,056	76,334
33	シーサケート	Si Sa Ket	77,164	956	80,747
29	チャイヤブーム	Chaiyaphum	64,604	931	69,375
23	サコンナコン	Sakon Nakhon	63,345	918	69,009
28	マハーサーラカム	Maha Sarakham	62,755	780	80,422
27	カーラシン	Kalasin	58,163	792	73,404
20	ルーイ	Loei	51,809	540	95,989
24	ナコンパノム	Nakhon Phanom	45,682	552	82,712
19	ノンカーイ	Nong Khai	42,324	455	92,947
35	ヤソートン	Yasothon	29,709	455	65,254
22	ノンブアランプー	Nong Bua Lam Phu	28,062	474	59,157
25	ムクダーハーン	Mukdahan	25,519	416	61,345
18	ブンカーン	Bueng Kan	24,565	359	68,497
37	アムナートチャルーン	Am Nat Chareon	20,459	282	72,573

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

東北部地方の主な工業団地としては、ナコンラーチャシーマー県のナワナコン工業団地とスラーラー工業団地、ウドンターニー県のウドンターニー工業団地がある。

ナコンラーチャシーマー県は東北部地方経済の中心的な位置にある県で、食品関連や電子部品、自動車部品製造等で日本企業の進出も比較的多い。その他の地域でも、2011年の洪水後にパナソニックのグループ会社が一部生産をコーンケン県に移設する等、日本企業も進出している。

2015年1月の投資奨励制度改定(2015年～2022年)によりゾーン制が廃止され、業種の重要度により恩典が付与される制度に変更となった。投資奨励業種として農業や工業、軽工業等7つの分類が設定されているが、投資奨励地域も設定されており、該当する場合は恩典が追加される。1人あたり国民所得の低い20県が投資奨励地域の対象となっており、東北部の20県のうち15県が追加の恩典の対象となる(ナコンラーチャシーマー県、コーンケン県、ウドンターニー県、ルーイ県、ノンカーイ県の5県は対象外)。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

タイは全体的に道路整備が進んでおり、東北部も同様である。コーンケン県はミャンマーのモラマインからタイとラオスを通りベトナムのダナンにつながる東西経済回廊上に位置する。また、バンコクからラオスのビエンチャンを通りベトナムのハノイまで続く道路も通っている。

【空港・港湾】

東北部地方は首都圏から距離があることもあり、ナコンラーチャシーマー県やコーンケン県、ウボンラーチャターニー県等には地方空港が置かれている。ウドンターニー県にはウドンターニー国際空港があり、かつては国際線も就航していたが、2022年11月現在国内線のみ就航となっている。

② 労働事情

【人材】

東北部地方はタイ全体の26.5%を占める1,845万人の人口を有する。しかし、他地域と比べて工業化が進んでいないため、首都圏や東部等、産業の集積地で就労する者が多く、当該地域は労働力を供給する役割を担っている。

【賃金】

2022年10月に最低賃金（日額）が改訂されている。

図表 30-3 東北部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、バーツ）
ナコンラーチャシーマー、コーンケン、 ウボンラーチャターニー、ノンカーイ	340 バーツ
カーラシン、サコンナコン、ムクダーハーン	338 バーツ
ローイエット、ルーイ、ヤソートン、スリン、ブンカーン、 ブリラム、ナコンパノム	335 バーツ
シーサケート、チャイヤブーム、マハーサーラカム、 ノンブアランプー、アムナートチャルーン	332 バーツ
ウドンターニー	328 バーツ

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

日本の気象庁のデータによると、ナコンラーチャシーマーの月平均気温（平年値）は、最も高いのは4月の30.4℃、最も低いのは12月の23.7℃である。バンコクと比較すると、4月の平年値では0.5℃、12月の平年値では2.9℃低い。また、降水量は、5月から10月にかけて多い点ではバンコクと同様であるが、全体的にバンコクよりは少なく、おおよそ3分の2の水準である。

【医療】

外務省は、「世界の医療事情」のタイの情報として、東北部地方では、ノンカーイ県に1カ所、ウドンターニー県に2カ所、コーンケン県に2カ所、ナコンラーチャシーマー県に2カ所、ウボンラーチャターニー県に2カ所の病院を紹介している。詳細は下記ウェブサイトを参照。

外務省ウェブサイト：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>

【日本食】

多くの県には和食を提供するレストランがある模様であるが、ナコンラーチャシーマー県やウドンターニー県には比較的多いようである。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Nava Nakorn Industrial Estate Nakhon Ratchasima	999/1 Moo 1 Mittraphap Rd., Km. 231, Naklang, Sung Noen, Nakhon Ratchasima 30380	305 ha
2	Nong Khai Industrial Estate	323 Moo 14 Watthat District, Muang, Nong Khai 43000	474 ha
3	Udon Thani Industrial Estate	55/55 Moo 7 Taharn Rd., Noan Soong, Makkaeng District, Muang, Udon Thani 41000	347 ha

(出所) BOI より作成

第31章 地域編⑦：南部

1. 地域概要

(1) 概要

①南部地方のタイにおける経済的地位

14 県で構成される南部地方は、チュムポン県とラノーン県がミャンマーと接し、ソンクラー県、サトゥーン県、ヤラー県、ナラーティワート県はマレーシアに接している。また、ヤラー県以外の 13 県は海岸線を有し、ソンクラー県には主要港の 1 つであるソンクラー港がある。南部地方の人口は 964 万人、名目 GDP は 1,328 億バーツである（いずれも 2020 年）。

図表 31-1 南部地方の位置



南部地方		
64	チュムポン	Chumphon
65	ラノーン	Ranong
66	スラートターニー	Surat Thani
67	パンガー	Phangnga
68	クラビー	Krabi
69	ブーケット	Phuket
70	ナコンシータマラート	Nakhon Si Thammarat
71	パッタルン	Phatthalung
72	トラン	Trang
73	パッターニー	Patani
74	ソンクラー	Songkhla
75	サトゥーン	Satun
76	ヤラー	Yala
77	ナラーティワート	Narathiwat

図表 31-2 南部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2020年] (100万バーツ)	人口 [2020年] (1,000人)	1人あたりGDP [2020年] (バーツ)
	南部地方	Southern	1,281,196	9,645	132,835
74	ソンクラーク	Songkhla	233,733	1,663	140,562
70	ナコンシータマラート	Nakhon Si Thammarat (NT)	178,504	1,515	117,801
66	スラートターニー	Surat Thani	178,385	1,150	155,156
69	プーケット	Phuket	134,616	595	226,158
64	チュムブーン	Chumphon	125,364	500	250,823
68	クラビー	Krabi	69,208	424	163,070
72	トラン	Trang	66,601	632	105,449
67	パンガー	Phangnga	54,859	250	219,867
73	パッタニー	Pattani	48,929	646	75,779
76	ヤラー	Yala	48,816	475	102,821
77	ナラティワート	Narathiwat	40,415	729	55,417
71	パッタラン	Phatthalung	38,126	492	77,516
75	サトゥーン	Satun	32,902	295	111,682
65	ラノー	Ranong	30,738	279	110,240

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

南部地方では、ソンクラーク県に 2 ヶ所の工業団地があるが、全体的に工業団地数は少なく、外資の進出も多くはない。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

南部には、アジアハイウェイの 2 号線 (AH2) が通っており、バンコクからハジャイ、サダオを通過してマレーシアへとつながっている。また、ハジャイからは、18 号線 (AH18) がスンガイコーローを経由してマレーシアへと通じている。

図表 31-3 南部のアジアハイウェイ (AH2、AH18)



(出所) 各種資料より作成

【空港・港湾】

南部には、タイの主な空港の中のプーケット空港（国際線就航都市はシンガポール、北京、上海、ソウル等多数）、サムイ空港（国際線就航都市は香港、ダナン、クアラルンプール、ヤンゴン等）、ハジャイ空港（国際線就航都市はシンガポール、クアラルンプール等）の3空港があり、また、主要港湾の1つであるソクラー港もある。

プーケットはリゾート地であることから観光客も多いが2019年までプーケット空港の乗降客も増加傾向であったが、COVID-19の影響により2020年、2021年は激減している。

②労働事情

【賃金】

2022年10月に最低賃金（日額）が下表のとおり改訂された。プーケットはチョンブリー、ラヨンと並びタイ国内でも最も高い水準となっている。

図表 31-4 南部地方の県別最低賃金

県名	最低賃金（日額、バーツ）
プーケット	354 バーツ
ソンクラ、スラートターニー、クラビー、パンガー	340 バーツ
パッタラン	335 バーツ
ナコンシータマラート、チュムポーン、トラン、サトゥーン、ラノーン	332 バーツ
パッタニー、ヤラー、ナラーティワート	328 バーツ

(出所) JETRO 資料より作成

③生活環境

工業団地が少なく、進出している日本企業も少ない。治安面では、南端の国境付近の地域でイスラム系武装集団によるとみられる襲撃・爆発事件が続いており、日本政府は、ナラーティワート県、ヤラー県、パッタニー県と、ソンクラ県の一部に渡航中止勧告を出している。また、ソンクラ県では、渡航中止勧告が出されていない地域についても、「不要不急の渡航は止めてください」としており（2021年2月時点）、これら4つの県については、治安面、教育・医療面でのハードシップが高い。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Songkhla Industrial Estate	9/9 Moo 2 Samnak Kham Subdistrict, Sadao District, Songkhla	101ha
2	Southern Region Industrial Estate (Songkhla)	9/6 Moo 4 Chalung, Hatyai, Songkhla 90110	272ha

(出所) BOI より作成

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、タイ進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■外国人労働者の採用、タイ人スタッフへの配慮は重要

タイでは少子高齢化が進んでいます。既に「3K」（きつい、汚い、危険）のような分野ではタイ人の採用が難しく、ミャンマーやカンボジア等からの外国人労働者に頼っている企業もあるようです。当社ではまだ外国人の採用は行っていませんが、タイ人スタッフの高齢化や今後の技能伝承の観点から、外国人労働者の採用を検討しています。

ただし、既に当社のタイ人スタッフからは、外国人労働者とは言葉の壁もあるので、生産ラインはタイ人スタッフと分けてほしいとの要望を受けています。当社の場合は複数の生産ラインがあり、各工程で必要な人数もそれほど多くないので、このようなタイ人スタッフからの要望には対応可能ではありますが、会社の雰囲気やモチベーションへの影響も考慮し、対応していかねばならないと感じています。

■タイのことはタイ人スタッフに任せるようにする

人事労務系のスタッフはタイ人にして、彼らに任せた方が良いです。当社は工業団地に入居していませんので、ローカルスタッフの情報収集と意見を吸い上げるようにしています。タイの前国王が亡くなられた際、日本人スタッフではどのように対応して良いのか分からなかったのですが、タイ人スタッフが率先して企画し、新聞にお悔やみの広告を入れたり、喪に服すことを表す装飾を会社で行ったりしました。このような対応が、タイの方々からも高く評価していただけたようです。

ただし、コンプライアンスのリスクもあるので、4~5年でローテーションをかけることも重要でしょう。

タイの一流大学出身者では女性も多く、そのような女性が部長になる等、日本以上に女性の社会進出、多様化が進んでいる国だと思います。

■売上の確度を高めることが肝要

「どこから仕事をもらえるか」を十分検討してから進出を考えてほしいと思います。タイは「今さら製造業が進出するのか？」と疑問視されるかもしれませんが、確かに競争は厳しいのですが、意外な点もあります。例えば、短期的な事象かもしれませんが、一時は飽和状態とされていたプリント基板を請け負う分野では、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年には、各社生産がフル稼働状態でした。

■福利厚生を引き下げは難しい

人材の定着・処遇を揃えることが重要だと思います。ただし、福利厚生を手厚くすると後で減らせない点には留意が必要です。当社では離職率が高まった時期に、私たち日本人が焦って「やり過ぎたかな」と反省しています。一度引き上げた福利厚生の水準を引き下げるには、全社員の同意が必要になるようです。

このほか、ローカルスタッフのキーマンを養成することも重要です。タイ人は言われたことはできますが、自分で考えるような仕事は不得手な印象です。特に、他部署への働きかけまでができるマネージャークラスを確保することは、非常に難しいです。

■難しい技能伝承、コーチング

当社は製造企業なのですが、特にタイ人の中での技能伝承やコーチングが難しいと感じています。熟練の先輩から技術を受け継ぐには、教わる方の「見て、真似る」意識が重要であり、この点でタイ人も特に問題なくできていますが、残念ながら熟練者側の「人に教える能力」に関しては、タイ人の場合は総じて低いと感じています。

また、製造、管理、営業の各部門の従業員からの「不平不満」は多く受けますが、「カイゼン」の提案は少ないです。このため、企業全体として教育体系を構築する必要性を感じています。前向きな提案の増やし方には知恵を絞る必要があります。

■製造業でのタイ進出はもう遅い？

タイでは、人件費の上昇が続いており、低賃金での生産のモデルは既に過去の話となっています。また、自動車産業等でも、既存事業の成否は市場規模で決まる等、厳しい競争を覚悟で市場参入してもシェアを確保できない可能性も少なくありません。現地調査を通じて、製造業で新たにタイに進出するのは時機を逸しているのではないかと感じられました。一方、日本企業を対象とした新しい形の事業、例えば、工場敷地内の植栽や造園サービスといったタイに進出済みの日本企業がタイ企業のサービスに不満のある分野では、まだ事業機会があるのではないかと思います。

他の ASEAN 諸国が伸びている中で、それでもタイへの進出を検討されるのであれば、タイを選定する理由を明確にし、そのメリット・デメリットを考えることが必須かと思っています。タイでの事業展開が自社に適しているのかどうかを、5~10年といった長期的な視野で検討してみてもいいかもしれません。

■タイ拠点の戦略を明確に

「とりあえず来る」のはダメだと思います。タイは成熟市場なので、タイ拠点をどう活用するか戦略が必要です。タイだけでなく、アジア太平洋を含めた大きな視野で臨む必要もあると思います。例えば、タイから中国への輸出等です。

■タイ側の期待に応える分野を意識して

「経済を外資に頼る」という意味で政策の一貫性があり、「Thailand 4.0」でさえその流れを汲んでいます。基本的に、タイは「何かを生み出す」ことは得意ではないのかもしれない。このような中でタイに進出するならば、「タイが求めているのは何か」を意識して進出を検討することが必要となるでしょう。

これからチャンスがある分野としては、次世代自動車振興の流れもあり、電気自動車のような「尖ったもの」ではないでしょうか。他方、労働集約的な事業は厳しいでしょう。

■農業分野での事業機会に期待

自動車からの派生という見方になりますが、農業分野はまだ生産性が低いので、電動化、オートメーション化のニーズはあるのではないかと思います。タイにとっても農業は重要な産業と位置付けられており、輸出も増やしたいと考えています。

■付加価値税の還付に時間がかかる

日本では、消費税は1~2ヵ月で還付されますが、タイの場合は税務調査が終わらないと還付されませんし、そもそもいつ税務調査が来るのかが分からず、還付に半年から1年ほどかかってしまったことがあります。また、税務調査についても、当方が保管資料や説明資料、質問に対する回答資料を準備していても、なかなか要領よく税務調査の担当官が業務を進めてくれませんでした。結局、還付されるはずの金額も申請額の満額に至らなかったこともありました。還付手続に係る労力は大きいので、還付される金額が小さい中小企業の場合は、両者のバランスをみて申請を判断されるのが良いのかもしれない。

当社のように還付申請をする場合は、還付に時間がかかってしまうため、キャッシュフローへの影響も大きく、手元キャッシュは日本よりも多めに持つ必要があるかと思っています。

■現地企業の買収は簡単ではない

今は退職していますが、これまで長年勤めていた商社での経験からみますと、タイは他国に比べて M&A が難しい市場であると感じます。件数自体が少ないこともありますが、タイ企業では二重帳簿、三重帳簿をつけていることも珍しくないようです。買収にあたっては、買収価額の基となる企業価値の算定だけでなく、その会社のリスク、例えばまだ現実の債務にはなっていないけれど、過去の取引に関連して将来何らかの事態が発生した時点で確定債務になる恐れのある「偶発債務」の有無の確認が必須となります。

当然、公認会計士等の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー）に調査してもらうのですが、それでも偶発債務の有無等を確認することができないこともあり、企業買収はこの意味で相応のリスクを伴う手法と言えます。長年商売を通じて信用できる企業に対象を絞る等の工夫が必要かもしれません。

■「微笑みの国」ですが、交渉上手なタイ人

タイは「微笑みの国」といわれていますが、ビジネスで利害が一致しないと大変です。したたかであり、甘くありません。当社も現地企業と統合しましたが、3 年経ってようやくしっくりしてきました。それまでは制度を合わせたりする等の交渉があったのですが、タイ人は交渉が巧みでした。

タイの現地企業と合併会社を設立しようとする場合、タイ側の「日本企業は何を持ってきてくれるのか」を意識する必要があるのではないのでしょうか。

合併にあたって、タイの決算書もあてになるかどうか分かりません。商務省に決算数値は登録されていますが、特に在庫についてはいろいろと問題が出てくるようです。

■タイにおける EV 普及

中国企業等はモーターショーでもかなりの面積を取る等して BEV を売り出しています。モーターショーでもかなりの人だかりができており、タイでの BEV への関心は高いようです。ただ、BEV での移動はバンコク市内なら可能ですが、郊外に出る場合に充電等ができないということもあり、本格的な普及はまだ先になるかもしれません。

■「途上国」以上、「先進国」未満

タイは既に労働コストの安さが魅力となるような途上国ではありません。裾野産業も揃っているし、日本人にとってのビジネス環境・住環境も揃っていると思います。日系企業が「コストありき」の事業モデルで新たにタイに進出するのは困難ではないでしょうか。

他方、先進国（もしくは中進国）としてタイをみると、中途半端な感じもします。ワーカーを含め人件費が高騰し、管理職やエンジニアは人材不足で採用が困難であり、コストとパフォーマンスのバランスは（当社の場合は）フィットしていません。

■中小企業も注意すべき移転価格、BEPS

移転価格税制が2019年から施行されています。これまでも移転价格的な税務署の内部通達があったので、自動車、家電メーカーを中心に移転价格的な税務調査はありましたが、2019年に法制化され、移転価格の文書化義務が課されることとなりました。移転価格については、中小企業は他人事と考えがちですが、日本では中小企業であっても、タイでのオペレーションの大きさからすると中小企業ではない場合が多いです。（日本で7億円の売り上げがあれば中小企業ではありません。移転価格文書については提出を求められて60日以内に提出できないと罰金が科せられます。

源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）の動向についても注意が必要です。特に今後恩典を狙う企業（中小企業含む）は注意する必要があります。BEPS2.0では、優遇措置を含めた法人税率の限度を15%にしよう、と米国が提案しています。15%より低い税率はタックスヘイブンとみなされることとなります。そうすると、タイのBOIで法人税率0%の恩典を受けても、親会社が日本で15%分の法人税を払うことになるため、恩典0%という意味がなくなります。BEPSはOECD加盟国向けのルールですが、タイも先進国入りを目指しており、いずれはOECDに入りたいという意思があるため、投資が減るリスクと先進国の加盟のどちらをとるか、というところではありますが、タイ政府の動向には注意しておいた方がいいでしょう。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) タイへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

日本にはタイ投資委員会 (Board of Investment : BOI) の海外事務所が2カ所あります。東京事務所は日本国内全域からの問い合わせに対応しますが、タイ王国大阪総領事館内にある大阪事務所は、関西地方や四国地方の窓口となっています。

■ BOI 東京事務所

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウェスト 8F

電話：03-3582-1806 E-mail：tyo@boi.go.th

■ BOI 大阪事務所

所在地：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7F

電話：06-6271-1395 E-mail：osaka@boi.go.th

(2) 日系企業の進出が多い地域では、現在どのような投資優遇がありますか？

現在のタイの投資優遇策は、タイ投資委員会 (BOI) が2022年11月4日に発表した2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略を基に、2023年1月より実施されています。この戦略に基づいて示された投資奨励策の内容は以下のとおりです。

- ① 国家発展に重要なターゲット産業への投資奨励措置
- ② 競争力創出のための投資奨励措置
- ③ 既存の事業拠点の継続・拡大のための投資奨励措置
- ④ ビジネス拠点移転を奨励する措置
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響等からの経済回復のための投資刺激措置
- ⑥ スマート、サステナブル産業を推進する奨励措置
- ⑦ 中小企業向け投資奨励措置
- ⑧ ターゲット地域 (経済特区等) への投資奨励措置

特に、①国家発展に重要なターゲット産業には、バイオ・循環型・グリーン (BCG) 経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれています。

また、恩典の手厚さを示す等級も、旧制度での最上位『A1（法人税 8 年免除）』の上に、新たに『A1+』を追加されました。サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術／イノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対しては、10～13 年の法人税免除恩典が付与されることとなっています。

また、2018 年 5 月には「東部経済回廊（Eastern Economic Corridor : EEC）特別法」が施行されました。日系企業の多くは、バンコク首都圏、中部地方のアユタヤ、北部地方のチェンマイ、東部地方の 3 県（チョンブリー、ラヨー、チャチュンサオ）に拠点を構えています。EEC 特別法は、東部 3 県を特区に指定し、大規模なインフラ基盤整備と先端産業の誘致を目指しています。

進出企業は、投資地域と投資事業内容を基に、法人所得税の免除期間が受けられます。最も投資優遇が厚いのが、EEC 内の特別区（EECi : イノベーション特別区、EECd : デジタルパーク・タイランド、EECa : 東部航空都市）への入居で、バイオ、ナノ、先端技術、デジタルの各テクノロジーの事業を行う場合です。このケースでの法人税免除期間は 13 年間で、免除額の上限もありません。

このほか、投資優遇を受けられる産業には、①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の 12 産業があります。また、EEC 内の 21 ヲ所の指定工業団地は、EEC 特別区より優遇内容は若干劣りますが、その他の工業団地よりも厚い優遇が付与されます。

(3) タイでは BOI の恩典以外に、財務省が恩典を付与していると聞いたことがあるのですが、それらを併用することはできますか？

BOI の恩典とタイ財務省（Ministry of Finance : MoF）の恩典を併用することはできません。

BOI と MoF がそれぞれ恩典を用意している例として、「フードイノポリス（Food Innopolis）」が挙げられます。フードイノポリスとは、食品ラボや研究開発（R&D）を含む事業を展開する企業を入居対象とした研究団地のことです。

BOI では、フードイノポリスに立地する企業に対して、8 年間の法人所得税の免除と、それに加えて 5 年間の法人所得税の減税（50%）、機械に係る輸入税免除を付与しています。

他方、MoF では、特に重要性が高いと認められた次世代産業に対して、売上高に対する上限はありますが、R&D 費用の 300%までを所得控除することを認めています。ただし、2017 年 1 月のフードイノポリスへのヒアリングでは、R&D 費用の適用範囲については明確なガイドラインは示されていないとのことでした。

このため、損金算入の適用可能範囲（R&D にかかる消耗品、研究者の人件費等）によっては、BOI と MoF のいずれの恩典が魅力的かは異なってくると予想されます。当該制度を活用するにあたっては税務面の確認が必須と言えるでしょう。

(4) タイでは麻薬が横行しているとの先入観があるのですが、労務面で気を付けるべきことによるようなことがあるのでしょうか？

かつて、タイ、ミャンマー、ラオスの国境付近は「黄金の三角地帯」と呼ばれ、ケシの栽培や交易が盛んでしたが、非政府組織（Non Governmental Organization : NGO）、タイ王室プロジェクト等によって茶やコーヒー等の代替作物の生産に切り替えられ、現在のタイ国内ではケシ畑はほとんどみられなくなったといわれています。

しかし、残念ながら、タイでは職場に麻薬の常習者がいるケースは少なくありません。このため、従業員数の多い日系企業では、麻薬の抜き打ち検査を実施していると聞きます。近年では検査機器が進化して、検査時間の短縮化や検出精度の向上につながっているとのこと。2016年11月に取材した際、薬物検査を実施している企業のほとんどが尿検査で行っていましたが、2019年3月の取材では、汗を採取して検査するシールタイプの利用が多かったです。ヒアリングによると、汗の場合は、薬物摂取から一定程度の期間内であれば陽性反応がでるようです。尿検査の場合は検査当日に欠勤する者もいるようですが、シールでの検査ではこのようなリスクを低減できるようです。

労務面における薬物対策は、麻薬常習者の早期発見によってほかの従業員への波及を防ぐことに尽きます。工場のラインリーダーが麻薬常習者で、チーム内のほかの従業員を麻薬に巻き込んでいたケースもあったようです。麻薬が蔓延してしまいますと、生産現場の品質等が劣化するだけでなく、麻薬欲しさに会社の物品を盗んで換金するといった風紀の乱れを招く恐れもあります。抜き打ち検査には費用はかかりますが、必要経費と認識して取り締まっていく必要はあると思われます。

(5) タイの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

タイの小売業の商慣行は日本とほぼ同じといわれ、小売側が、販売目標の達成度合いを基にした達成リベートや店舗内での目立つ場所を確保するためのスペース・フィー等を、メーカー側から受け取っています。勿論、リベート等の設定は契約条件次第ではありますが、現地の日系企業にヒアリングしたところ、総じて、日本に比べこれらの商慣行にかかる料率は高いようです。言い換えると、タイの小売企業は商品が回転（販売）しなくても利益が確保できるビジネスモデルを構築しているとも言えます。

一方で、メーカー側の力が強い一面も有しています。例えば、小売側がメーカーから仕入れた商品の決済期間は45日が多いようですが、中には日本より短く、2週間から3週間での決済を求められるケースもあるようです。更に、小売側はメーカーや卸売業者の納品率の低さ（70～90%）に悩まされています。小売企業にとっては納品率の低さは販売機会のロスというリスクを抱えることになるので、上述の高いリベート等の料率は、低い納品率をカバーするための方策と考えることもできます。

(6) タイの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、タイにはバンコクとシラチャに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生が受入対象となります。在籍生徒数についてはバンコク日本人学校が2,628名（2019年4月時点）、シラチャ日本人学校が503名（同年4月時点）となっています。また、北部のチェンマイと南部のプーケットには、日本人補修授業校があります。

（ウェブサイト）

バンコク、シラチャ日本人学校：<http://www.tjas.ac.th/>

医療面については、外務省のウェブサイト上に、「世界の医療事情」として、タイの衛生・医療事情、罹患しやすい病気や怪我、予防接種（ワクチン接種機関を含む）、病気になった場合の医療機関等の情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>）。医療機関の情報は、バンコク、バンコク周辺部（パタヤ、シラチャ、ホアヒン）、北部（チェンマイ、チェンライ、ピサヌローク、スコータイ）、東北部（ノンカーイ、ウドーンターニー、コーンケン、ナコンラーチャシーマ、ウボンラーチャターニー）、南部（プーケット島、サムイ島、ハジヤイ、スラタニ）に立地する機関が対象となっています。

現地調査時に日本人駐在員にヒアリングすると、バンコクや北部チェンマイでは医療レベルが高いとの意見がありました。バンコクでは、バンコク病院（Bangkok Hospital）、サミティヴェート病院（Samitivej Sukhumvit Hospital）、バムルンラード国際病院（Bumrungrad International Hospital）が3大病院と言われ、これらの病院では日本人専用外来や日本語の通訳スタッフを常駐させていることから、日本人駐在員やその家族の利用も多いようです。

娯楽に関しては、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。また、駐在員の家族向けでは、ゴルフだけでなく、テニス、水泳、ヨガ、フィットネス等習い事の選択肢も多く、東南アジア諸国の中では比較的充実しているといわれています。

食事面でも、タイは他の東南アジア諸国と比べるとストレスは少ない国のようです。2009年にシラチャに日本人学校が開校するまでは日本食レストランはバンコク都市圏に集中していましたが、近年はシラチャにも日本食レストラン、日系外食チェーン店が進出しています。イオンの食品スーパー「マックスバリュ（Maxvalu）」やその小型店「マックスバリュ タンジャイ（Maxvalu Tanjai）」等では生鮮食品や調理済み食品が販売されており、日本とほぼ同類の食材が入手可能です。一方、バンコクやシラチャ等の日系企業の集積地以外では、食事面の快適性は多少低下します。

(7) タイの治安に関する情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_007.html#ad-image-0）または在タイ日本国大使館（http://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）ホームページで入手可能です。

当該ホームページには在タイ日本大使館領事部と在チェンマイ日本国領事館が作成した「タイでの安全のしおり」（<http://www.th.emb-japan.go.jp/files/000207735.pdf>）も掲載されています。また、渡航前に外務省のたびレジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。

付録3 日本国内での相談窓口

1. 国内投資相談・連絡先

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
タイ王国大使館 Royal Thai Embassy, Tokyo https://site.thaiembassy.jp/jp/	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6	Tel: 03-5789-2433 Fax: 03-5789-2428
タイ王国大阪総領事館 http://www.thaiconsulate.jp/wwwj/	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコック銀行ビル 4 階	Tel: 06-6262-9226 06-6262-9227 Fax: 06-6262-9228
タイ王国名古屋名誉総領事館 http://www.nagoya-thaiconsulate.jp/index.htm	〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-29 興和ビル 1 F	Tel: 052-963-3451
在福岡タイ王国総領事館 https://fukuoka.thaiembassy.org/jp/index	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-1-37 第1 明星ビル 2 階	Tel: 092-739-9088 Fax: 092-739-9089 Email: thaiconsulate.fuk@mfa.go.th
タイ投資委員会(BOI)東京事務所 https://www.boi.go.th/ja/index/	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト 8 階	Tel: 03-3582-1806 Fax: 03-3589-5176 Email: tyo@boi.go.th
タイ投資委員会(BOI)大阪事務所 https://www.boi.go.th/ja/index/	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7 階	Tel: 06-6271-1395 Fax: 06-6271-1394 Email: osaka@boi.go.th
タイ国大使館商務参事官事務所 https://www.ditp.go.th/japan/main.php?filename=index	〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-4 セタニビル 6F	Tel: 03-3221-9482 03-3221-9483 Fax: 03-3221-9484 Email: thaitctokyo@thaitrade.jp
タイ国政府貿易センター大阪 (タイ王国大阪総領事館・商務部) https://www.ditp.go.th/japan/main.php?filename=index	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコック銀行ビル 8F	Tel: 06-6262-4418 Fax: 06-6271-1053 Email: ttcosaka@thaitrade.jp
タイ国政府通商代表事務所広島 https://www.ditp.go.th/japan/main.php?filename=index	〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5 階	Tel: 082-249-9911 Fax: 082-249-9921 Email: ottrhiro@enjoy.ne.jp
タイ国政府観光庁 (TAT) 東京事務所 https://www.thailandtravel.or.jp/tat/related/	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル南館 2F	Tel: 03-3218-0355 Email: info@tattky.com

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
日本貿易振興機構(JETRO) https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル	Tel: 03-3582-5511
日本アセアンセンター https://www.ascan.or.jp/ja/	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 階	(貿易投資クラスター) Tel: 03-5402-8006 Fax: 03-5402-8007

付録4 タイ国内での相談窓口

1. 外国投資に関する主要行政機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
タイ国投資委員会 (BOI) Board of Investment https://www.boi.go.th/ja/index/	555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900	Tel: 66-2553-8111 Fax: 66-2553-8315 Email: head@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) チェンマイ事務所 (北部) CHIANG MAI	Airport Business Park # 108-110 90 Mahodol Road, Amphur Muang, Chiang Mai 50100	Tel: 66-5329-4100 Fax: 66-5329-4199 Email: chmai@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) ナコンラチャシマ事務所 (北東部) NAKHON RATCHASIMA	2112/22 Mitraphap Road, Amphur Muang, Nakhon Ratchasima 30000	Tel: 66-4438-4200 ~ 11 Fax: 66-4438-4299 Email: korat@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) コンケン事務所 (北東部) KHONKAEN	177/54 Moo 17 Mitraphap Rd. Muang, Khonkaen 40000	Tel: 66-4327-1300 ~ 2 Fax: 66-4327-1303 Email: khonkaen@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) チョンブリー事務所 (東部) CHONBURI	46 Moo 5, Laem Chabang Industrial Estate, Sukhumvit Road, Thambol Toongsukhla, Amphur Sriracha, Chonburi 20230	Tel: 66-3840-4900 Fax: 66-3840-4997 ~ 9 Email: chonburi@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) ソングラー事務所 (南部) SONGKHLA	7-15 Chaiyong Building, Jotee-Uthit 1 Road, Amphur Hadd Yai, Songkhla 90110	Tel: 66-7458-4500 Fax: 66-7458-4599 Email: songkhla@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) スラタニ事務所 (南部) SURAT THANI	49/21-22 Sriwichai Road, Thambol Makhamtia Amphur Muang, Surat Thani 84000	Tel: 66-7740-4600 Fax: 66-7740-4699 Email: surat@boi.go.th
タイ国投資委員会 (BOI) ピサスローク事務所 (北部) PHITSANULOK	Thai Sivarat Building 3rd Floor, 59/15 Boromtrilokkanat 2 Road, Naimuang District, Muang, Phitsanulok 65000	Tel: 66-5524 8111 Fax: 66-5524 8777 Email: phitsanulok@boi.go.th
タイ国工業団地公社 (IEAT) Industrial Estate Authority of Thailand https://ieat.go.th/	618 Nikhom Makkasan Road Makkasan, Ratchathewi, Bangkok 10400	Tel: 66-2253-0561 Fax: 66-2252-6582 Email: contact@ieat.mail.go.th (For Investment) investment.1@ieat.mail.go.th

2. その他行政機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
タイ政府 Royal Thai Government https://www.thaigov.go.th/	The Secretariat of the Prime Minister, Government House 1 Nakhon Pathom Road, Dusit, Bangkok 10300	Tel: 66-2288-4000
タイ中央銀行 (BOT) The Bank of Thailand https://www.bot.or.th/	273 Samsen Road, Watsamphraya, Phra Nakhon District, Bangkok 10200	Tel: 66-2283-5353 Fax: 66-2280-0449,0626 Email: contact@bot.or.th
財務省 (MOF) Ministry of Finance http://www2.mof.go.th/	Rama 6 Rd., Phayathai, Bangkok, 10400	Tel: 662-126-5800 Fax: 662-273-9408 Email: webmaster-eng@mof.go.th
商務省 (MOC) Ministry of Commerce https://www.moc.go.th/	Nonthaburi Rd., Amphur Muang, Nonthaburi	Tel: 66-2507-7000,8000 Fax: 66-2547-5209-10 Email: webmaster@moc.go.th
関税局 Thai Customs https://www.customs.go.th/	1, Sunton Kosa Road, Klong Toey, Bangkok, 10110	Fax: 66-2667-7767 Email: saraban@customs.go.th
国家統計局 (NSO) National Statistical Office http://www.nso.go.th/sites/2014en	The Government Complex, Building B, Chaeng Watthana Rd, Laksi Bangkok 10210	Tel: 66-2142-1234 (Information Services) 66-2141-7500-03 Fax: 66-2143-8109 Email: services@nso.go.th
タイ工業連盟 (FTI) Federation of Thai Industries https://fti.or.th/	8th Fl., Creative Technology Bldg. 2 Nang Linchi Rd., Thung Maha Mek, Sathon, Bangkok 10120	Tel: 66-2345-1000 Email: information@fti.or.th

3. 我が国の在タイ政府関係機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
在タイ日本国大使館 https://www.th.emb-japan.go.jp/itprt/op_ja/index.html	177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330	Tel: 66-2207-8500 66-2696-3000 Fax: 66-2207-8510
在チェンマイ日本国総領事館 https://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Airport Business Park, 90 Mahidol Rd., T.Haiya, A.Muang, Chiang Mai 50100	Tel: 66-52-012500 Fax: 66-52- 012505 Email: consular@tm.mofa.go.jp
日本貿易振興機構（JETRO） バンコク事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/	127 Gaysorn Tower, 29th Floor, Ratchadamri Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2-253-6441 (貿易投資相談専用番号) 66-2-651-8680 Fax: 66-2-253-2020
国際協力銀行 バンコク駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/bangkok.html	21st Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2-252-5050 Fax: 66-2-252-5514
バンコク日本人商工会議所 https://www.jcc.or.th/site/index	19/F CRC Tower All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Kwang Lumpini, Khet Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2250-0700 Fax: 66-2250-0705

4. 日系金融機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
三井住友銀行 バンコック支店 https://www.smbc.co.jp/global/bangkok/index.html	8th-10th Floor, Q. House Lumpini Building, 1 South Sathorn Road, Tungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120	Tel: 66-2353-8000 Fax: 66-2353-8282
三井住友銀行 チョンブリー支店 https://www.smbc.co.jp/global/bangkok/index.html	12th Floor Harbor Mall, 12B01, 12C01, 4/222 Moo.10 Sukhumvit Road, Tungskula, Sriracha, Chonburi 20230	Tel: 66-2353-8000 Fax: 66-2353-8282
三菱 UFJ 銀行/アユタヤ銀行 (Krungsri 『クルンシィ』) (本店) https://www.krungsri.com/en/	1222 Rama III Road, Bang Phongphang, Yan Nawa, Bangkok 10120	Tel: 66-2296-2000
三菱 UFJ 銀行/アユタヤ銀行 クルンシィ・プルンチットタワー (日系・多国籍企業部門のオフィス所在)	550 Ploenchit Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2266-3011
みずほ銀行 バンコック支店 https://www.mizuhogroup.com/asia-pacific/thailand	98 Sathorn Square Office Tower 32nd - 35th floor, North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 66-2163-2999 Fax: 66-2200-2600 Email: BKKInfo@mizuho-cb.com
みずほ銀行 バンコック支店イースタンシーボード出張所	300/7 ESIE Plaza 2, Unit No. 2-05 Moo 1, Tambol Ta Sit, Amphoe Pluak Daeng, Rayong 21140	Tel: 66-3899-7000
泰国三井住友信託銀行 https://www.smtb.jp/smtbthai/	32nd Floor, Sathorn Square Office Tower, 98 North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 66-2230-6100 Fax: 66-2230-6155~6158

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	タイの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)
	中国の投資環境	(2021. 10 月)
	フィリピンの投資環境	(2021. 10 月)
	メキシコの投資環境	(2021. 10 月)
	ミャンマーの投資環境	(2018. 8 月)
	ラオスの投資環境	(2014. 7 月)
	マレーシアの投資環境	(2014. 2 月)
	カンボジアの投資環境	(2013. 4 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

サイトマップ | アクセス

English | Other Languages

JBICメニュー



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス ENT オフィスタワー 23 階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



タイの投資環境

発行日 2005年 12月 初版
2011年 4月 第2版
2012年 10月 第3版（一部改訂）
2017年 8月 第4版
2019年 11月 第5版
2023年 2月 第6版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門 中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料はタイに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。